

意匠登録出願の
願書及び図面等の記載の手引き

令和2年3月
特許庁

はじめに

意匠登録出願にあたっては、法律及び規則に基づいて必要事項を記載した願書と、意匠登録を受けようとする意匠を表した図面等を提出する必要があります。

特許庁では、こうした願書及び図面等の記載方法を解説したガイドラインを平成3年に公表し、平成20年には当該ガイドラインを手引きとしてまとめた「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」を公表して参りました。その後、平成28年の意匠審査基準の一部改訂、平成29年の意匠審査基準の一部改訂、及び平成31年の意匠審査基準の一部改訂に伴い、記載内容の見直しや内容の充実を図ってきております。

また、今般、令和元年の意匠法改正により、新たな保護対象が加わりましたことから、当該改正に対応した新たな記載を追加するとともに、関連する記載の見直しを行っております。

本手引きは、願書及び図面の作成方法についての基本的な内容の説明と、典型的な例を記載したものですので、願書及び図面等を本手引きのとおり記載していただくことを義務づけるものではありません。

また、登録要件の詳細な内容については「意匠審査基準」を、手続きに必要とされる所定の様式等については「意匠登録出願等の手続のガイドライン」をご参照下さい。

本手引きが、意匠登録出願の際の、願書及び図面等の作成の一助となれば幸いです。

令和2年3月

審査第一部意匠課意匠審査基準室

(問い合わせ先) 電話：03-3581-1101 内線 2910 FAX：03-5570-1588

E-mail：PA1D00@jpo.go.jp

第1部	出願意匠の表し方の基本	1
1.	願書の記載の基本	2
1.1	【意匠に係る物品】の欄について	2
	(1) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途	2
	(2) 組物の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例	4
	(3) 内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例	4
	(4) 物品、建築物又は画像が「別表第一」の「物品の区分」に該当しない場合の記載例	5
1.2	【意匠に係る物品の説明】の欄について	8
	(1) 「別表第一」の「物品の区分」のいずれにも属さない物品、建築物又は画像の場合	8
	(2) 「別表第一」の「物品の区分」に属す物品、建築物又は画像の場合	8
	(3) 記載内容の留意点	8
1.3	【意匠の説明】の欄について	9
	(1) 記載すべき事項	9
	(2) 記載内容の留意点	10
2.	図面の記載の基本	12
A.	形状等の特定に必要な図について	13
2A.1	様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点	13
	(1) 形状等の特定に必要な図の作図方法の種類	13
	(2) 作図上の基本的な留意点	14
2A.2	正投影図法による作図	15
	(1) 正投影図法による作図の場合の留意点	15
2A.3	等角投影図法及び斜投影図法による作図	18
	(1) 等角投影図法	19
	(2) 斜投影図法	19
	(3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点	20
	(4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点	20
	(5) 各図法による記載例	21
2A.4	平面的な形状等（シート状の形状等）の作図	23
2A.5	その他の図の作図	24
	(1) 【模様の展開図】	25
	(2) 【断面図】	26

(3) 【切断部端面図】	28
(4) 【組合せ断面図】等	29
(5) 【拡大図】・【部分拡大図】	33
(6) 【斜視図】（等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く）	35
(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形状等が変化する場合等を表す図	36
(8) 立体表面の形状を特定する「陰」	37
(9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図	40
B. 意匠の理解を助けるための図及び透明部等を示す図（参考図）について...	45
2B.1 各部の機能等を示す参考図	45
2B.2 使用状態を示す参考図	46
2B.3 透明部を示す参考図等	47
C. 図面代用写真について	48
D. 見本、ひな形について	50
第2部 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の表し方	52
1. 願書の記載	53
1.1 【部分意匠】の欄	53
1.2 【意匠に係る物品】の欄	53
1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄	53
1.4 【意匠の説明】の欄	53
(1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載	53
2. 図面の記載	55
2.1 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法	55
2.2 図面の具体的記載方法・留意点	56
(1) 「6面図」の一般的な記載方法	56
(2) 【断面図】の記載方法	58
(3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について ...	62
(4) 【拡大図】について	67
(5) 【操作部等を説明する参考図】等について	68
(6) 「その他の部分」について	69
(7) 物品の孔部について意匠登録を受けようとする場合	70
(8) 「その他の部分」のみが表れる図について	72
2.3 「ひな形」又は「見本」の場合	76

2.4「図面代用写真」の場合.....	76
第3部 形状等の特徴別の表し方.....	77
1. 分離する部分を有するものの場合.....	78
1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合.....	78
1.2 雌部と雄部一対からなる意匠の場合.....	79
2. 開閉部を有するものの場合.....	80
2.1 扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合.....	80
2.2 蓋を閉じている状態が主状態である場合.....	81
3. 一部分が可動する構成の意匠.....	82
3.1 一部分が移動する構成.....	82
3.2 全部または一部が伸縮して形状等が変化する場合.....	83
4. 透明または透光性を有するものの場合.....	84
4.1 「透明」と「透光性を有する」との違い.....	84
4.2 願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点.....	84
4.3 【参考図】を使用した透明部の特定方法.....	85
4.4 透明な意匠の作図方法.....	86
4.5 透光性を有する場合の表し方.....	90
4.6 点灯部を有するものの表し方.....	91
5. 立体であって厚みが極めて薄いものの場合.....	92
6. 「長尺物」の場合.....	94
6.1 形状または模様が単に連続する場合.....	94
6.2 形状又は模様が繰り返し連続する場合.....	95
7. 織物地等の「地もの」の場合.....	97
7.1 一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合.....	97
7.2 四方（上下及び左右方向）に連続する場合.....	98
7.3 繰り返し連続する模様的一部分について意匠登録を受けようとする場合... 99	99
8. 極めて長い部分を有するものの場合.....	100
8.1 「中間省略」した図の描き方.....	100
8.2 極めて長い部分を「中間省略」できる場合.....	102
8.3 作図上の留意点.....	102
8.4 【意匠の説明】の欄の記載の留意点.....	103
8.5 電源コードの図示の省略.....	104
9. 植毛部、網地部等を有するものの場合.....	105

9.1 植毛部の場合.....	105
9.2 起毛した布地やスポンジなどの材質の場合.....	106
9.3 一般的な平織の細かい網地の場合.....	108
10. 形状等が変化するものの場合.....	111
11. 組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合.....	112
12. 合成物（トランプ等）の形状等の場合.....	113
13. 複数の構成物を含む一の物品の意匠の場合.....	114
14. 画像を含む意匠の場合.....	116
14.1 画像を含む意匠の出願の基本.....	117
(1) 画像意匠の出願の基本.....	117
(2) 物品等の部分に画像を含む意匠の出願の基本.....	120
(3) 画像を含む意匠を構成要素とする組物の意匠.....	123
(4) 画像を含む意匠を構成要素とする内装の意匠.....	126
14.2 画像の特徴に応じた図面表現.....	128
(1) 仮想三次元、仮想現実（いわゆる、Virtual Reality: VR）の画像.....	128
(2) 変化する画像.....	130
(3) 意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示さなければ意匠を十分に理 解できない場合.....	145
(4) 液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合.....	146
(5) 画像展開図について.....	149
15. 建築物の意匠の場合.....	151
15.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）.....	151
15.2 願書の記載の留意点.....	152
(1) 「意匠に係る物品」の欄の記載.....	152
(2) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載.....	153
(3) 「意匠の説明」の欄の記載.....	153
15.3 図面の記載の留意点.....	153
(1) 建築物の内部について意匠登録を受けようとする場合.....	153
(2) 複数の構成物からなる建築物.....	153
(3) 図の表示.....	154
(4) 透視図法（パース図法）.....	154
16. 「組物の意匠」の場合.....	169
16.1 願書の記載の留意点.....	169

16.2 図面等の記載の留意点.....	171
(1) 図面等の記載方法.....	171
(2) 図の表示.....	171
17. 「内装の意匠」の場合.....	174
17.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）.....	174
17.2 願書の記載の留意点.....	176
17.3 図面の記載の留意点.....	176
17.4 特徴記載書.....	182

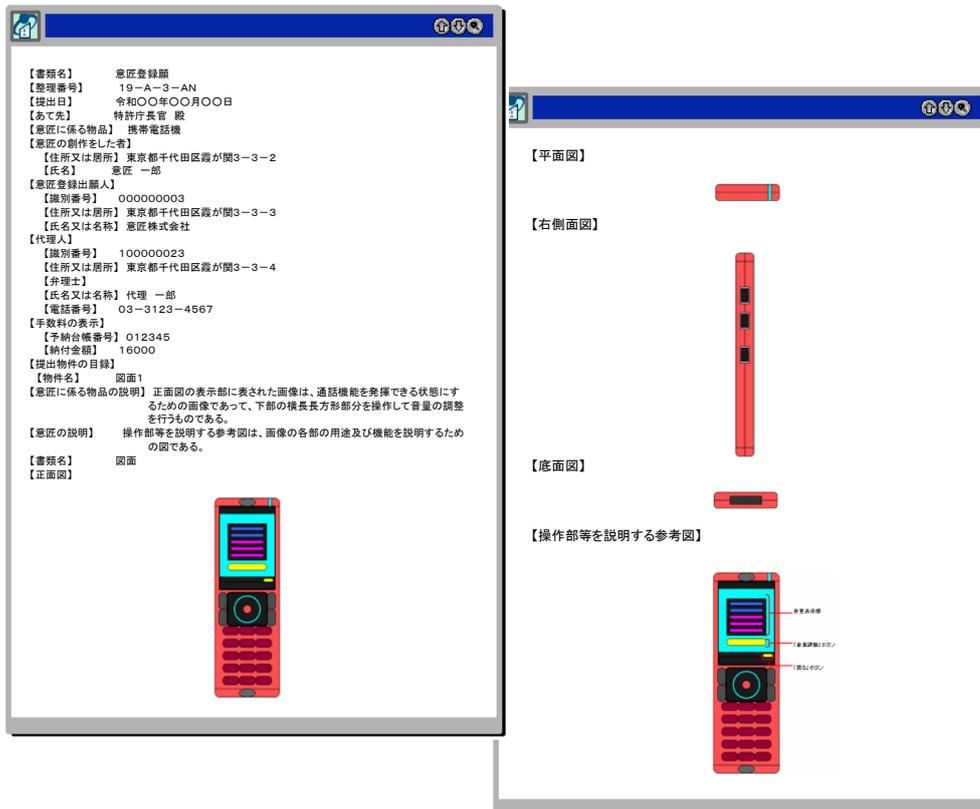
第1部 出願意匠の表し方の基本

意匠法で保護する意匠は、物品の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合（本資料において、以下「形状等」という。）、建築物の形状等又は画像であって、視覚を通じて美感を生じさせるものです。意匠登録出願を行うにあたっては、こうした意匠登録を受けようとする意匠を、願書と願書に添付する図面等によって表します。

どのような意匠について保護を受けようとするのかは、願書の【意匠に係る物品】の欄に記載し、その記載だけでは保護を受けようとする意匠が何であるかを認識できない場合は、【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法等を記載します。また、必要に応じ添付図面等に使用状態参考図等を記載します。これは、意匠登録を受けようとする意匠が物品、建築物又は画像のいずれである場合にも共通しており、また、組物の意匠や内装の意匠についても同様です。

意匠登録を受けようとする意匠の形状等については、願書に添付する図面によって表します。また、図面に代えて写真または見本、ひな形によって表すこともできます。なお、形状等について説明を必要とする場合（形状等の一部又は全部が透明である場合、形状等が変化する場合、大きさの記載を必要とする場合等）は、【意匠の説明】の欄に必要な説明を記載します。他の図と同一又は対称である場合のように、図の記載を一部省略する場合も、【意匠の説明】の欄にその旨を記載します。

以下、それらの記載方法についての基本的な点及び留意点について説明します。



1. 願書の記載の基本

1.1 【意匠に係る物品】の欄について

(1) 意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途

意匠登録出願をする場合には、その意匠に係る物品又は意匠に係る建築物若しくは画像の用途を願書の【意匠に係る物品】の欄に記載する必要があります（意 6 条 1 項 3 号、様式 2）。

また、この【意匠に係る物品】の欄には、経済産業省令で定めたその物品、建築物又は画像の属する「物品の区分」を記載します（意 7 条、別表第一備考一～三）。組物の意匠について意匠登録を受けようとする場合は（2）、内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合は（3）をご参照ください。

意匠登録を受けようとする物品、建築物又は画像が「物品の区分」のいずれにも属さない場合は、「別表第一」の下欄に掲げる「物品の区分」と同程度の「物品の区分」を【意匠に係る物品】の欄に記載する（別表第一備考四）とともに、【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載します（様式 2 備考 40）。なお、「別表第一」に掲載されていない「物品の区分」でも、出願時にすでに一般名称として普通に使用されており、使用の目的、使用状態等が明らかであるものについては、それらの記載は不要です。詳細については（4）をご参照ください。

(注) 「意匠法施行規則」及び「別表第一」は、特許庁のホームページから総務省が運営するポータルサイトへのリンクがあり、そちらで検索することができます（別表第一は最後の部分に掲載）。「トップページ」→「制度・手続」→「法令・基準」→「所管法令関係」→「法令等[e-Gov 法令検索/総務省行政管理局へ]（外部サイトヘリンク）」

別表第一（第七条関係） 【抜粋】

一 製造食品 及び嗜好品	製造食品	物品の区分
	ソーセージ アイスクリーム かまぼこ	
二十七 楽器	けん盤楽器	ピアノ 電気ピアノ 電子ピアノ ピアノ用譜面立て ピアノ用ペダル ピアノ用カバー オルガン 電動オルガン 電子オルガン オルガン用譜面立て アコーディオン
	管楽器等	

六十六 建築物	居住用 事業活動用 店舗用	住宅 ホテル オフィス 工場 販売店 レストラン 美容室
	教育又は保 育用 医療又は衛 生用 交通用 娯楽観賞用 土木構造物	学校 保育所 病院 公衆浴場 駅舎 バスターミナル 劇場 野球場 美術館 橋梁 電波塔
六十七 画像	画像 画像用部品	情報表示用画像 入力用画像 選択用画像 設定用画像 インジケータ用画像 スライダ用画像 アイコン用画像 チェックボックス用画像 ツールバー用画像

備考

- 一 この表の上欄一から六十五までに掲げる物品に係る物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 二 この表の上欄六十六に掲げる建築物に係る物品の区分に属する建築物について意匠登録出願をするときは、その建築物の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 三 この表の上欄六十七に掲げる画像に係る物品の区分に属する画像について意匠登録出願をするときは、その画像の属する物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。
- 四 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品、建築物又は画像について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載しなければならない。

(2) 組物の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例

組物の意匠として意匠登録を受けようとする場合は、意匠法施行規則別表第二に記載された組物のうち、意匠登録を受けようとする組物の意匠に応じたものを選択して「意匠に係る物品」の欄に記載します。

複数の建築物を組み合わせた建築物の場合、又は、建築物と物品又は画像（物品と画像のいずれも含む場合を含む）を組み合わせた組物の意匠の場合は、「意匠に係る物品」の欄に「一組の建築物」と記載します。物品と画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「意匠に係る物品」の欄に、別表第二のうち、物品に応じた組物を記載します。複数の画像を組み合わせた組物の意匠については、「意匠に係る物品」の欄に「一組の画像セット」と記載します。

「意匠に係る物品」の欄に記入する組物の意匠の選択方法

	物品	建築物	画像
物品	一組の〇〇セット (主たる物品を優先して別表第二から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の〇〇セット (物品を優先して別表第二から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

※ 物品、建築物及び画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「一組の建築物」とする。

(3) 内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合の記載例

内装の意匠について意匠登録を受けようとする場合は、「意匠に係る物品」の欄には、願書に添付された図面において表された内装空間そのものの用途が分かるように、「〇〇の内装」または「〇〇用内装」と記載します。

施設が、様々な異なる用途のための空間を含むものである場合、施設の名称を示しただけでは願書に添付された図面において表された内装空間の用途が分からない場合もありますのでご注意ください。例えば、一般的に様々な空間から構成される「ホテルの内装」という記載のみでは、ホテルのロビーの内装なのか、客室の内装なのか、レストランの内装なのか等を特定することができません。よって、このような場合は「ホテルの〇〇の内装」のように、具体的にどのような用途の内装であるのかが明確となるものを記載します。

また、複合的な用途を持つ内装について意匠登録を受けようとする場合は、「意匠に係る物品」の欄には、内装の主な用途（用途に主従関係がない場合は、内装全体の用途）を記載し、それぞれの具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄で説明します。

例： 【意匠に係る物品】 スポーツジムのトレーニングルームの内装

【意匠に係る物品の説明】 意匠登録を受けようとする意匠はカフェとコインランドリーが併設されたスポーツジムのトレーニングルームの内装である。

なお、各用途に主従関係がない場合は、当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明することもできます。

(4) 物品、建築物又は画像が「別表第一」の「物品の区分」に該当しない場合の記載例

- ① 日本意匠分類の「この分類に含まれる物品」を参考にし、「別表第一」に掲載された「物品の区分」と同程度の「物品の区分」とする場合

「別表第一」の下欄には、約 2,400 の「物品の区分」が掲載されていますが、「意匠分類」の「この分類に含まれる物品」の項には、過去に登録意匠の「物品の区分」として用いられたもの等を含む約 7,000 の物品が掲載されていますので、「別表第一」に掲載された「物品の区分」と同程度の「物品の区分」を検討する際の参考となります。

- ② 物品等の一般名称を基に「別表第一」に掲載された「物品の区分」と同程度の「物品の区分」とする場合

例えば「アルトサクソホン」という管楽器の意匠を出願する場合、「物品の区分」及び【意匠に係る物品の説明】の欄の記載は、次のようになります。

「別表第一」の「物品の区分」には、管楽器等としてはトランペット、クラリネット、たて笛、横笛、ハーモニカ、けん盤付き吹奏楽器のみ掲載されています（前頁の「別表第一」下欄参照）。

このような「物品の区分」から、「楽器」や「管楽器」としたのでは総括的名称であり適当でないことがわかります。

また、トランペット、クラリネット等の「物品の区分」から、「アルトサクソホン」や「バスサクソホン」のように用途を更に限定した「物品の区分」にする必要がないことがわかります。

これらから、「物品の区分」は「サクソホン」とすればよいこととなります。【意匠に係る物品の説明】については、「サクソホン」は、すでに一般名称化しているものであるため、使用の目的等を記載する必要はありません。

- ③ 多機能物品である場合

物品が多機能物品である場合は、「別表第一」の「物品の区分」に掲載されていないことが多く、一般名称化もしておらず、日本意匠分類の「この分類に含まれる物品」にも該当するものがなければ新たに考えることが必要となります。

新たに考える場合は、「○○付き××」のように、その物品が有する複数の機能（個別の物品になり得る程度の機能）を全て表した表現とすることが適当です。○○と××の表し方（順序）については、形状または機能が主となる方を後にして表します。三以上の機能を有する物品の場合にも同様に、最も主となる方を最後にして「△△、○○付き××」のように表します。しかし、「△△兼○○兼××」とか「△△付き○○付き××」といった表現は適当ではありません。

〈適当な例〉

「ラジオ受信機付きテープレコーダー」

「ラジオ受信機、テープレコーダー付きテレビ受像機」

「シャープペンシル及びマーキングペン付きボールペン」

〈適当ではない例〉

「ラジオ受信機・テープレコーダー」

「ラジオ受信機兼テープレコーダー兼テレビ受像機」

ただし、多機能の一部または全部が新規である場合等では、「○○付き××」でない組合せを端的に表す新しい名称を「物品の区分」とすることが良い場合もあります。

なお、多機能物品の場合も、必要に応じて、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄にその物品の使用方法等の説明を記載し、また、図面に【使用状態図】、【使用状態を示す参考図】等を記載します。特に多機能の一部または全部が新規なものである場合には、それらの記載が必要になります。

④ 複合建築物である場合

大規模な建築物の中には、低層階を商業施設とし、高層階をオフィス、マンション、ホテル等とするなど、一つの建物を様々な用途に用いるものも少なくありません。このような場合、願書の【意匠に係る物品】の欄には「複合建築物」と記載し、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄で、具体的な用途を説明します。

例：【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

⑤ 「物品の区分」として不適切な表現例

意匠審査基準で定めた「物品の区分」として不適切な表現は、拒絶の理由になるので、注意してください。

〔「物品の区分」として不適切な表現の例〕

- (i) 「物品の区分」またはそれと同程度の区分による「物品の区分」によらないもの
 - (イ) 当該分野において一般的な名称となっていないもの
 - (ロ) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
 - (ハ) 総括名称を用いたもの
 - (例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
 - (ニ) 外国文字を用いたもの（ただしアルファベットを用いることは可）
 - (ホ) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
 - (ハ) 意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの
 - (意匠審査基準 第Ⅱ部 第2章 意匠ごとの出願 3.2 物品の区分によらない願書の「意匠に係る物品」の欄の記載の例 参照)

- (ii) 二以上の意匠を包含し意匠ごとにした意匠登録出願と認められないもの
 - 二以上の「物品の区分」を願書の【意匠に係る物品】の欄に並列して記載したもの（例、「トランペット、クラリネット、たて笛」と並記した場合）
 - (意匠審査基準 第Ⅱ部 第2章 意匠ごとの出願 2.意匠ごとに出願されたものであるか否かの判断 参照)

(注) 「意匠審査基準」は、特許庁ホームページ内で閲覧できます。

「トップページ」→「制度・手続」→「法令・施策」→「法令・基準」→「基準・便覧・ガイドライン」→「意匠」→「意匠審査基準」

1.2 【意匠に係る物品の説明】の欄について

(1) 「別表第一」の「物品の区分」のいずれにも属さない物品、建築物又は画像の場合

【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等、物品、建築物又は画像の理解を助けることのできるような説明を記載します。（様式 2 備考 40）。新規な物品や多機能物品がこれに該当します。

画像について意匠登録出願をするときであり、「【意匠に係る物品】」の欄の記載のみではその画像の用途が明らかでないときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像が機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものであることのいずれかに該当するものであることを示す説明を記載します（様式 2 備考 41）。

物品又は建築物の部分に物品又は建築物の操作の用に供される画像を含む意匠について意匠登録出願をするときは、「【意匠に係る物品の説明】」の欄にその画像に係る当該物品又は建築物の機能及び操作の説明を記載します（様式 2 備考 42）。

なお、「別表第一」に掲載されていない「物品の区分」でも、出願時にすでに一般名称として普通に使用されており、使用の目的、使用状態等が明らかであるものについては、それらの記載は不要です。

(2) 「別表第一」の「物品の区分」に属す物品、建築物又は画像の場合

「別表第一」の「物品の区分」に属す物品、建築物又は画像であっても、形状等が極めて新規である等により、どのように使用するか等を理解することができない場合は、その物品、建築物又は画像の使用方法等の説明を【意匠に係る物品の説明】の欄に記載します。このような場合にも、説明の記載がないと、物品、建築物又は画像が不明であるとの拒絶の理由になるので注意をしてください。

なお、専門的機器等、一般的にはあまり知られていない物品、建築物又は画像については、使用の目的、使用の状態等を記載します。

(3) 記載内容の留意点

① 簡潔な表現

【意匠に係る物品の説明】は、その物品、建築物又は画像の理解を助けるために使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明することが望ましく、特許の明細書の発明の詳細な説明のように長文にならないようお願いします。

② 登録商標を説明に用いることは、望ましくありません。

③ 図、表等の記載は認めていません。(様式 2 備考 46)

1.3 【意匠の説明】の欄について

(1) 記載すべき事項

①意匠を認識する上で物品の材質又は大きさの理解を必要とする場合には、物品の材質又は大きさを記載します。(意 6 条 3 項、様式 2 備考 43)

②形状等の特定に関わる次の事項を記載します。

a) 形状等が変化する場合に、その変化の前後にわたる形状等の意匠登録を受けようとする場合に、その旨及び当該機能の説明を記載します。(意 6 条 4 項、様式 2 備考 43)

b) 白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合は、その旨を記載します。(意 6 条 5、6 項、様式 2 備考 44)

c) 形状等の全部又は一部が透明である場合は、その旨を記載します。(意 6 条 7 項、様式 2 備考 43)

d) 図形中に立体表面の形状等を特定するための線、点その他のもの(陰)を記載した場合に、その旨及びどれが形状等を特定するためのものかを記載します。(様式 6 備考 7)

e) 記載した図をそれと同一又は対称である図に代えた場合は、その旨(「背面図は正面図と同一である」等)を記載します。(様式 6 備考 8、10)

なお、「対称」としか記載がない場合は、左右または上下の線対称と判断されることから、線対称以外の対称形状である場合には、どのような対称形状であるかを具体的に記載します。

f) 図を等角投影図法や斜投影図法とする場合の作図法の別、キャビネット図又はカバリ工図の別及び傾角を記載します。(様式 6 備考 9)

g) 物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分の特定方法を記載します。(様式 6 備考 12)

h) 形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合のその旨を記載します。

(様式 6 備考 13)

i) 図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品等の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を記載します。(様式 6 備考 14)

(2) 記載内容の留意点

①以下の例のように意匠が特定しないものとなる記載内容は、拒絶の理由になります。

a) 図面と説明が整合しない例

- ・図面には色彩が施されていないにもかかわらず、「本願意匠は黄緑色である。」等の記載
- ・図面には模様が表されていないにもかかわらず、「本願意匠の表面は木目模様である。」等の記載

b) 一の形状等に特定したものとならない例

- ・図面には、球形の形状が表されているが、「本願意匠は卵形または紡錘形の場合もある。」等の記載
- ・図面には、赤色の色彩が施されているが、「本願意匠は、赤に代えて暖色系の色彩を施す場合もある。」等の記載
- ・「ハンドバッグ」の意匠で、「材質は、軟質ビニールまたはステンレス板である。」等のように、材質の列記がその意匠の属する分野の常識から複数の異なる意匠を想起させ、その結果、多意匠と認識されるような記載
- ・「大きさは、高さが 10 cm から 1m である。」等のように、大きさがその意匠の属する分野の常識の範囲を越えるような数値の幅をもっているために、著しく異なる意匠を想起させ、その結果、多意匠と認識されるような記載

②図、表等の記載は認めていません。(様式 2 備考 46)

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AN
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	チューナー付き磁気ディスクレコーダー
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠 一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。
【意匠の説明】	背面図は正面図と同一である。
【書類名】	図面

←【意匠に係る物品の説明】

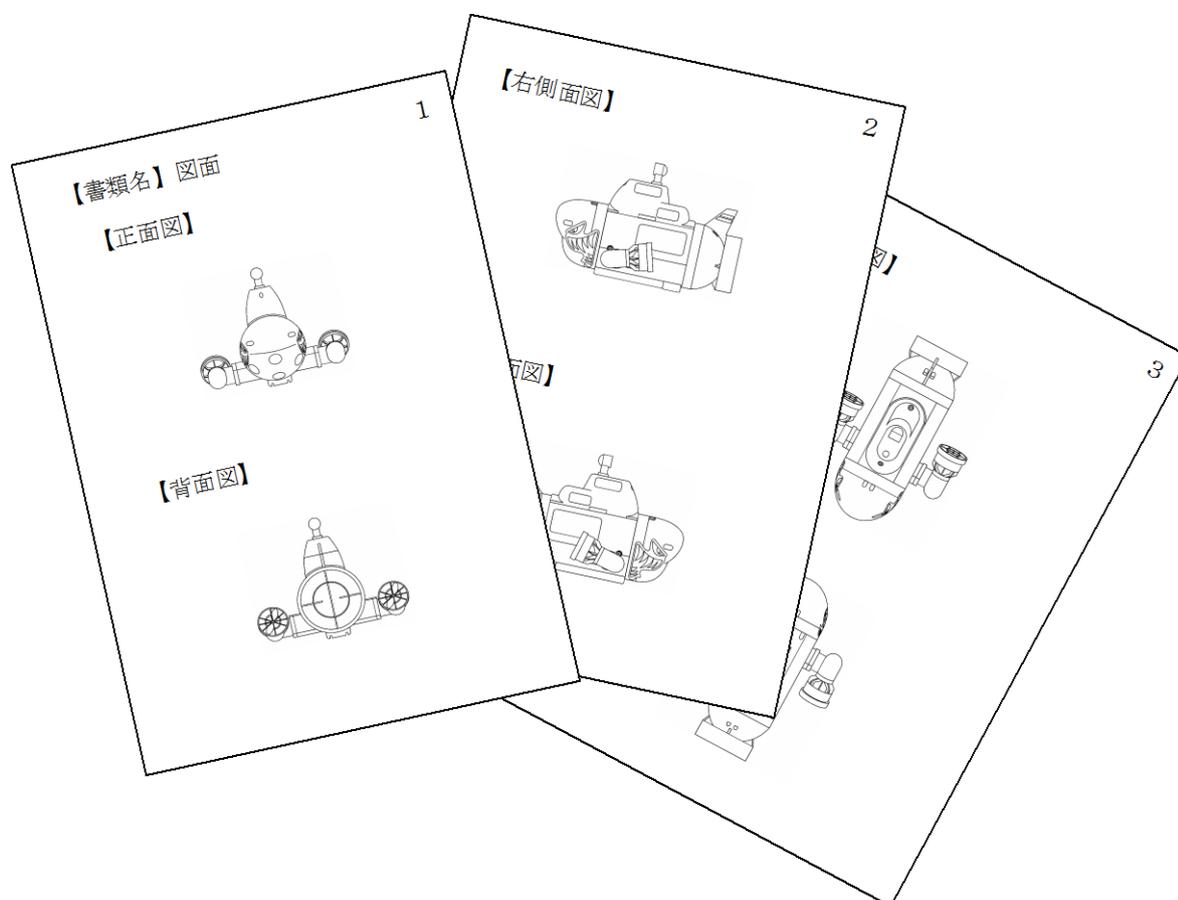
←【意匠の説明】

2. 図面の記載の基本

意匠法の保護対象となる物品等の形状等は、多くが立体状です。しかし、その立体状の形状等を意匠登録出願する際には、平面上に記載した図面等によって表します。つまり、意匠権の客体は、現実の立体物ではなく、その図面等によって表された立体の形状等になります。そのため、第三者においても権利の客体である形状等を正しく理解できるよう、出願にあたっての作図方法を詳細に定めています。

このように、図面等は意匠権の客体となる形状等が正しく理解されるよう、定められた作図方法に基づいて記載することが必要であり、また、意匠権の客体となる形状等の全体が特定したものとして理解されるように、必要な図を記載します。なお、意匠の理解を助けるための図も必要に応じて記載します。（形状等の説明のための図や使用状態図等であって、当該意匠を構成しない線等を描き加えた図は、「○○参考図」等と表示し、当該意匠の構成要素のみを描いた図と区別します。）

以下、願書に添付する図面の記載の仕方の基本的内容について説明します。



A. 形状等の特定に必要な図について

2A.1 様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点

(1) 形状等の特定に必要な図の作図方法の種類

- ① 意匠が立体状の形状等の場合は、正投影図法により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。（様式 6 備考 8）
- ② 意匠が立体状の形状等の場合に、等角投影図法、斜投影図法によって表した図を、上記の図の全部又は一部に代えることができます。（様式 6 備考 9）
- ③ 意匠が平面的な形状等の場合は、表面図及び裏面図により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、表面図及び裏面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。（様式 6 備考 10）
- ④ 意匠法第 2 条第 1 項にいう「画像」の意匠、すなわち、物品や建築物から離れた画像自体について意匠登録を受けようとする場合は、当該画像が平面的なものである場合は「画像図」、立体的なものである場合は「画像○○図」を用いて、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。（様式 6 備考 11）
- ⑤ 上記の図面だけでは、その形状等を十分表すことができないときには、断面図、拡大図、斜視図等を加えることができます。（様式 6 備考 15）
- ⑥ 図面に代えて、意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することもできます。

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合は第 2 部を、形状が連続する場合、物品等の一部分の図示を省略（中間部分の省略）する場合についての作図法は第 3 部を参照してください。

(2) 作図上の基本的な留意点

- ①線の太さは、実線及び破線は約 0.4 mm、切断面を表す平行斜線及び鎖線は、約 0.2 mmで描きます。(様式 6 備考 5)
- ②各図(正面図、背面図、参考図等の全図について)は、それぞれ横 150 mm、縦 113 mm以内の大きさで描きます。(様式 6 備考 6)
- ③図形(参考図である図を除く。)の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入しません。(様式 6 備考 7) (「陰」については、2A.5 (8) 立体表面の形状を特定する「陰」参照)
例えば、工業製図に見られる隠れ線(外観に表れない内部、あるいは裏側の形状を表す破線)を必要図に描きません。
- ④通常の使用において、正面性や天地等の方向性が定まっている物品の作図については、その方向性に従った図を描きます。
- ⑤一部の図を写真に代えることもできますが、その場合、モノクロ写真でも各部の濃淡等が表れますので、形状のみを表した図とは整合せずに意匠が特定しない恐れがあります。写真と図との整合性に注意が必要です。なお、1つの図を、線図と写真との合成で作図はしません。(C. 図面代用写真について 参照)
- ⑥衣服又は装身具等の意匠で、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないもの等については、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができます。その場合、意匠の説明において、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを説明したり、図面において実線と破線で描き分けをすることによって、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できるようにします。(様式 6 備考 23)

2A.2 正投影図法による作図

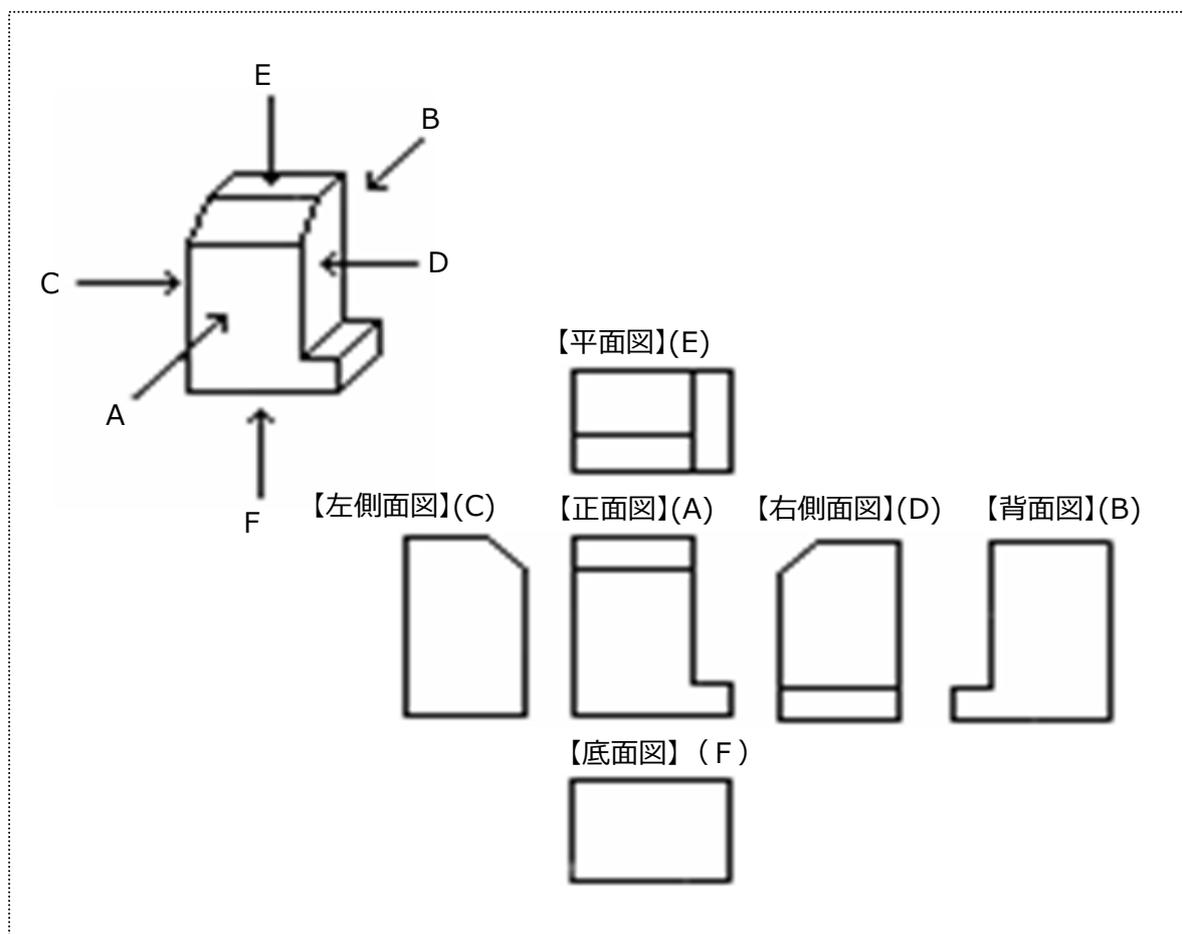
正投影図法は、立体物の形状等について、隣り合う面が相互に直角である6方向の面に投影した形状を、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図として描きます。JIS規格「製図」における正投影図と、隠れ線を描かない点を除けば同じです。〔図1.2-1〕のように、各方向に現れる形状線、模様、色彩を各面の図として描きます。

(1) 正投影図法による作図の場合の留意点

①各図同一縮尺とします。

②記載した図と同一又は対称である図は、記載した図を当該図の記載に代えることができます。その場合、当該図がいずれの図と同一又は対称であるかを【意匠の説明】の欄に、例えば、「背面図は正面図と対称である。」のように記載します。

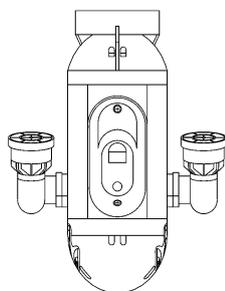
〔図 1.2-1〕立体物の各面を正投影図として描いた例



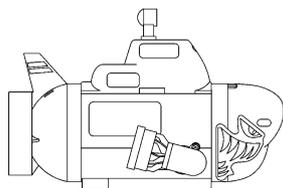
〔図 1.2-2〕正投影図法による作図

【意匠に係る物品】無線操縦玩具

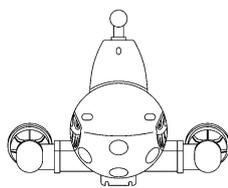
【平面図】



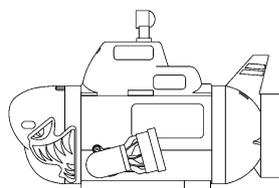
【左側面図】



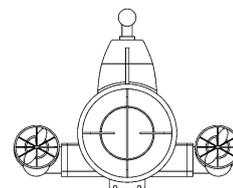
【正面図】



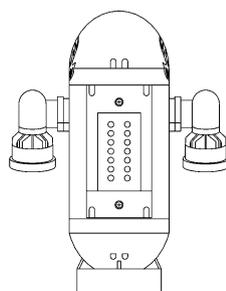
【右側面図】



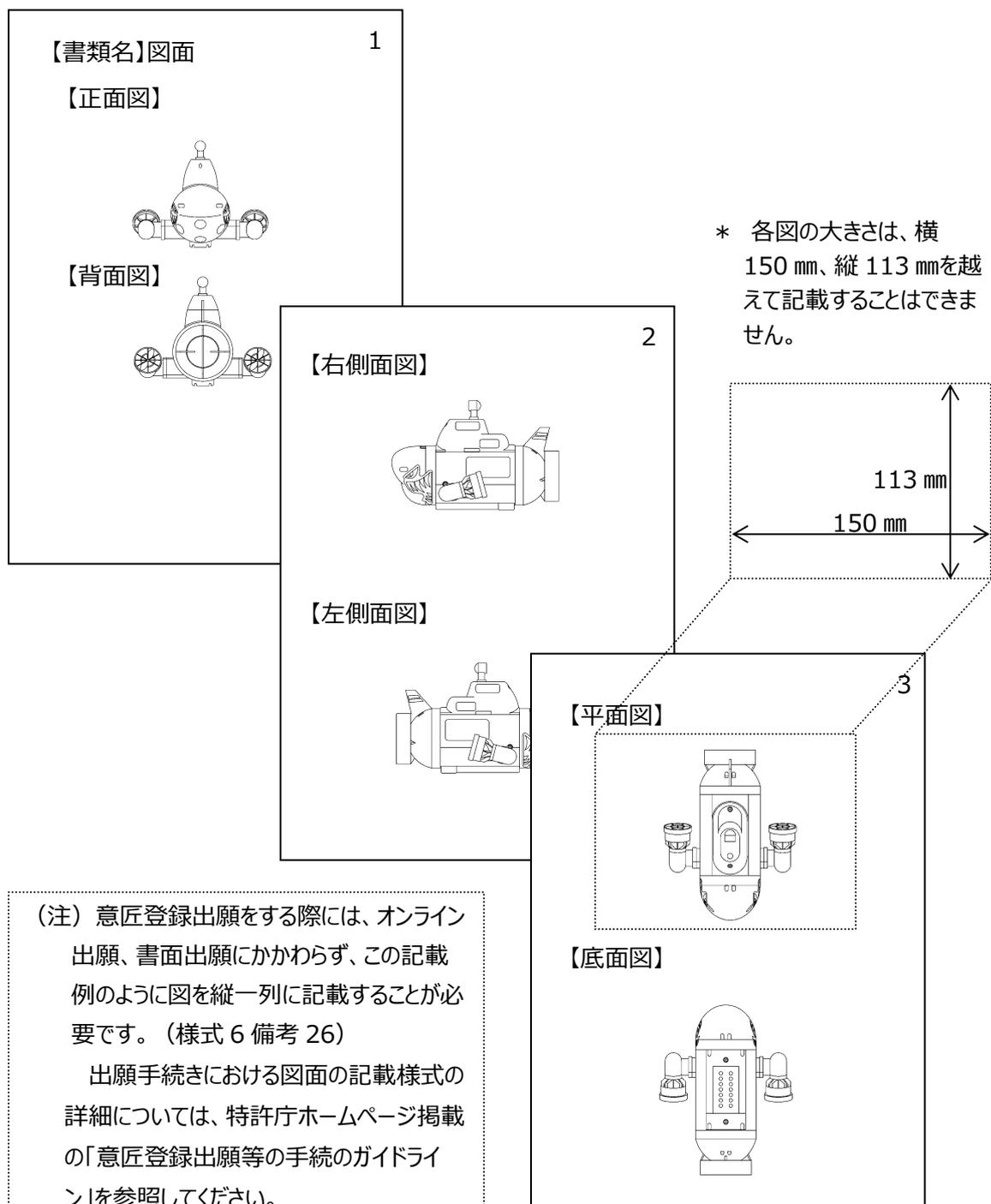
【背面図】



【底面図】



〔図 1.2-3〕願書添付の図面とする場合の記載様式例

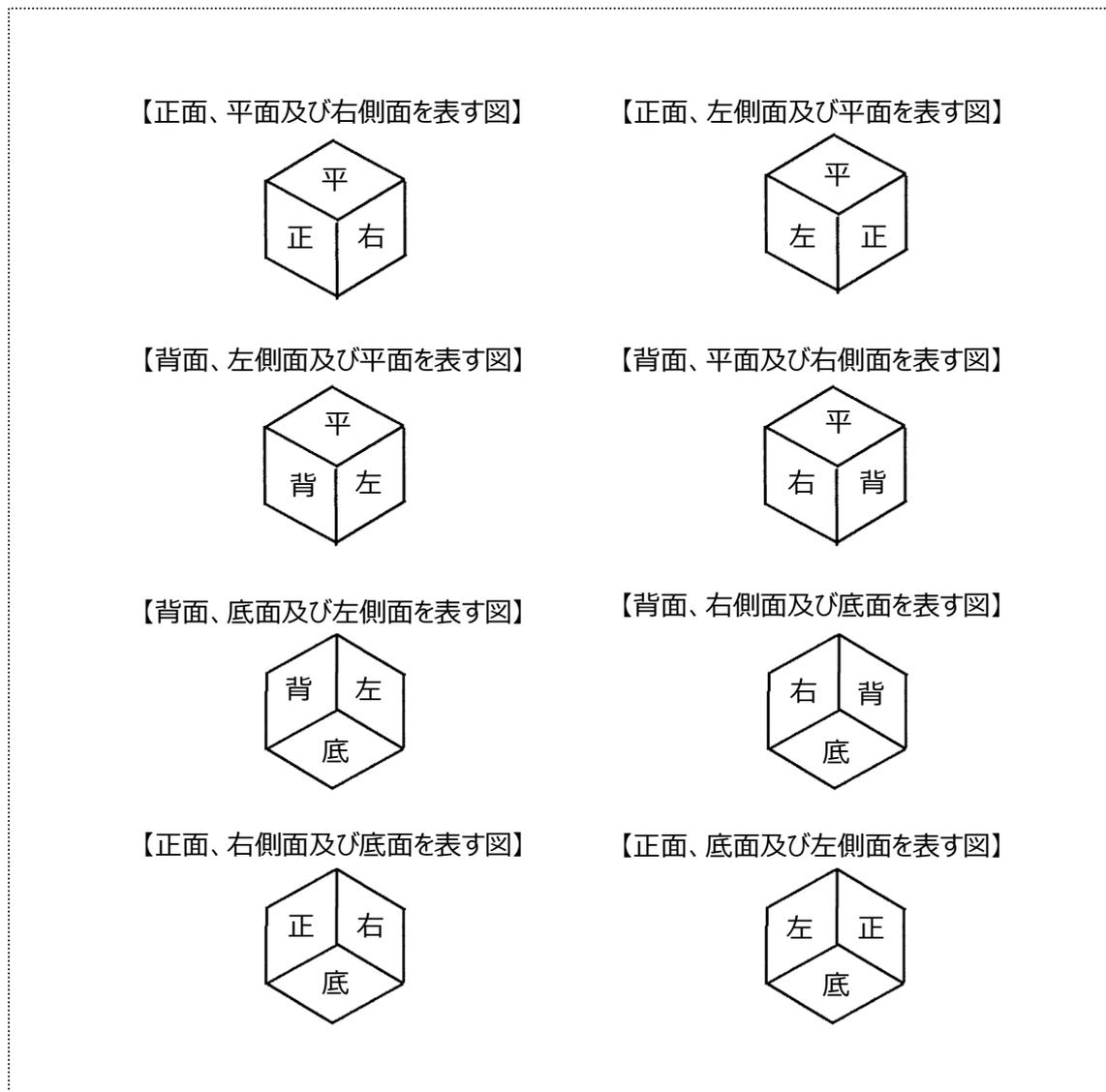


2A.3 等角投影図法及び斜投影図法による作図

等角投影図法及び斜投影図法は、正投影図法により同一縮尺で作成された3図に対応する内容を1図で表すことが可能な図法です。

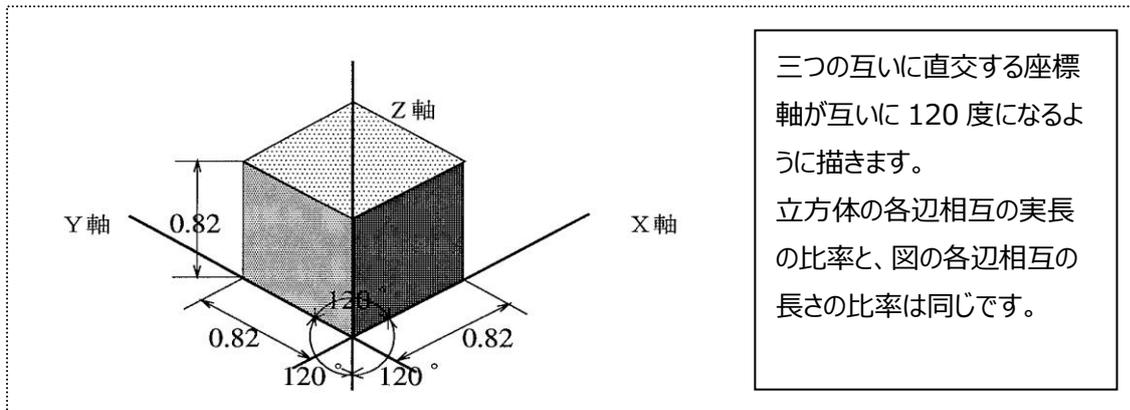
下記のように、6面の内の3面を1図として表すもので、8とおりの図があります。その内から2図以上を描くことで6面を表すことができます。例えば、【正面、平面及び右側面を表す図】と【背面、底面及び左側面を表す図】の2図で6面が表されます。

〔図 1.2-4〕3面を表す図の種類（正立方体を表す場合）



(1) 等角投影図法

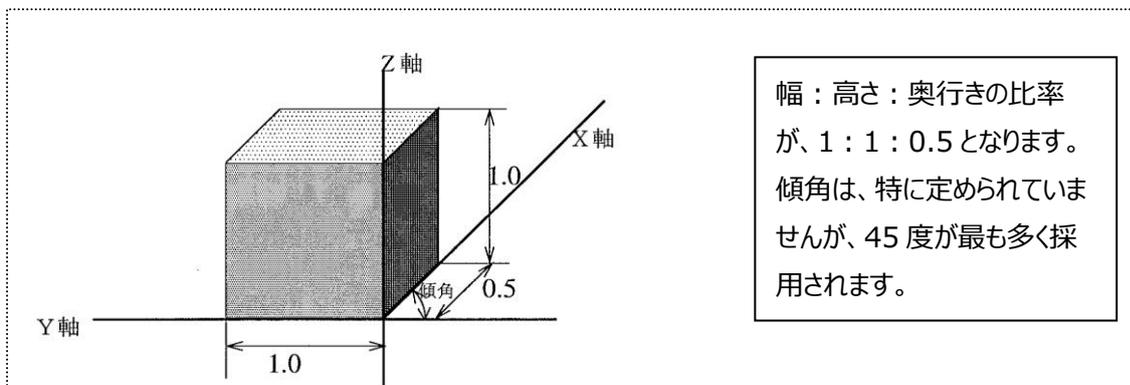
〔図 1.2-5〕等角投影図による作図例



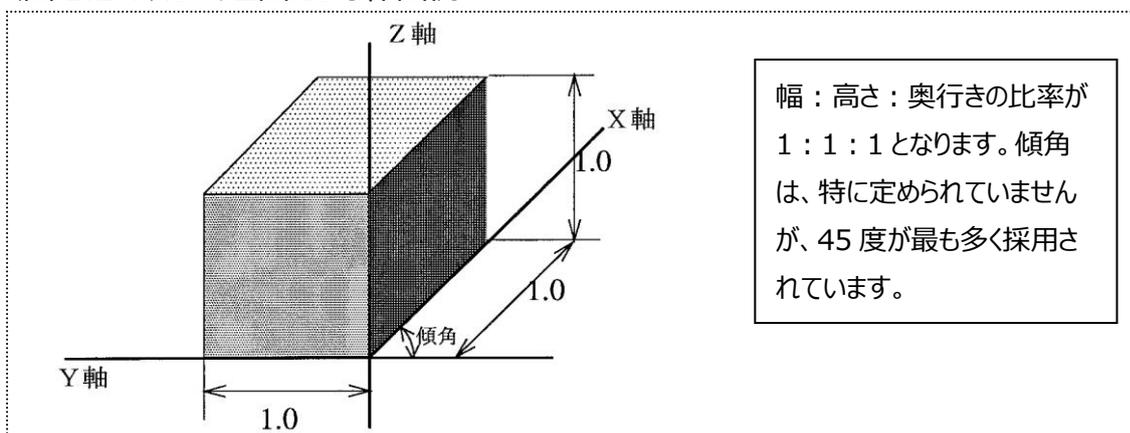
(2) 斜投影図法

斜投影図法において、意匠登録出願に使用できる図法は、寸法比が客観的に表れる、以下のキャビネット図とカバリエ図に限られます。

〔図 1.2-6〕キャビネット図による作図例



〔図 1.2-7〕カバリエ図による作図例



(3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点

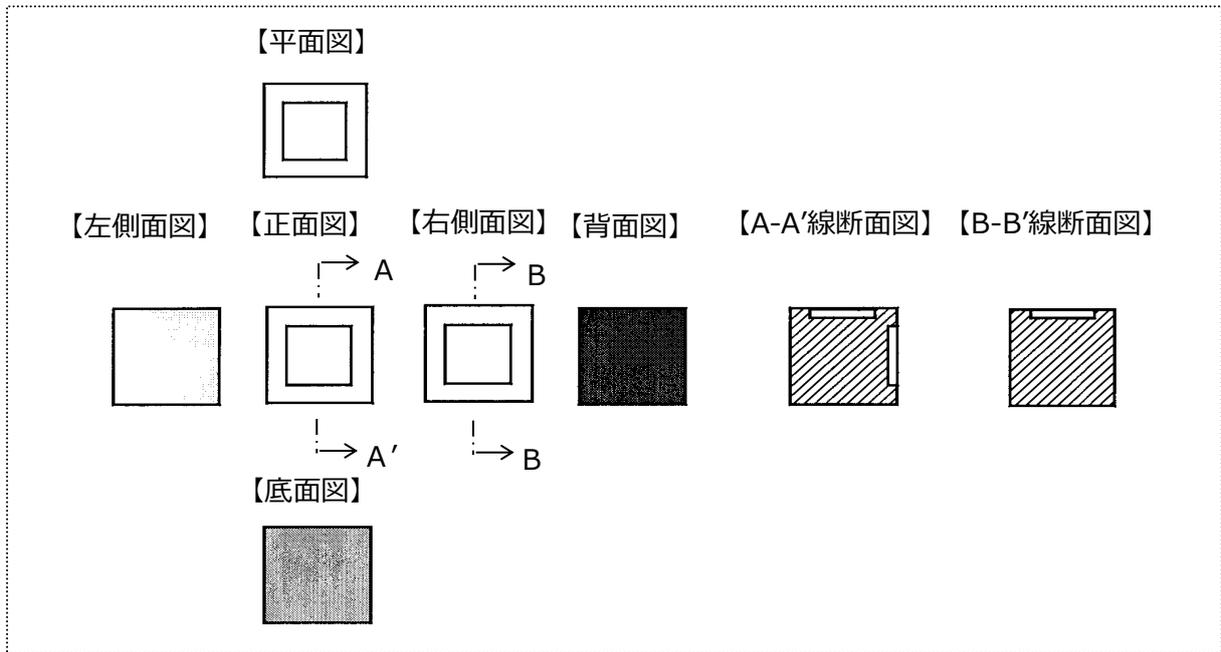
- ① 意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を記載します。同じ面が複数の図に表されても問題となりません。
- ② 正投影図法により表した場合に該当する図の表示を記載します。例えば、正投影図法で表した場合の正面、平面、右側面に該当する図であるときは、【正面、平面及び右側面を表す図】と記載します。(様式 6 備考 9)
- ③ 斜投影図法により表した場合は、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の【意匠の説明】の欄に記載します。(様式 6 備考 9)
- ④ 等角投影図法により表した場合は、図法の記載は不要です。3面を表した図について図法の記載がない場合は、等角投影図法によるものとして取り扱います。

(4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点

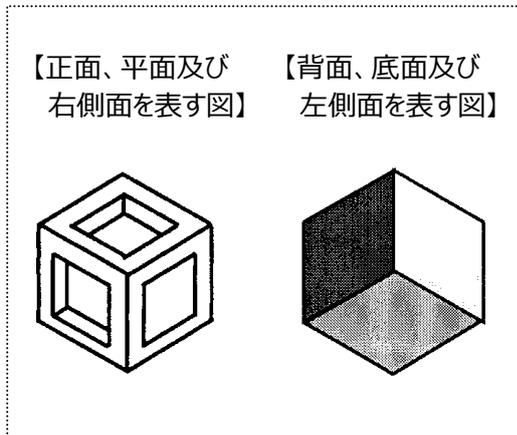
- ① 意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を記載します。同じ面が複数の図に表されても問題となりません。(正投影図法の【正面図】を表し、等角投影図法として【正面、平面及び右側面を表す図】が表されている場合等)
- ② 全図を同一縮尺で記載します。

(5) 各図法による記載例

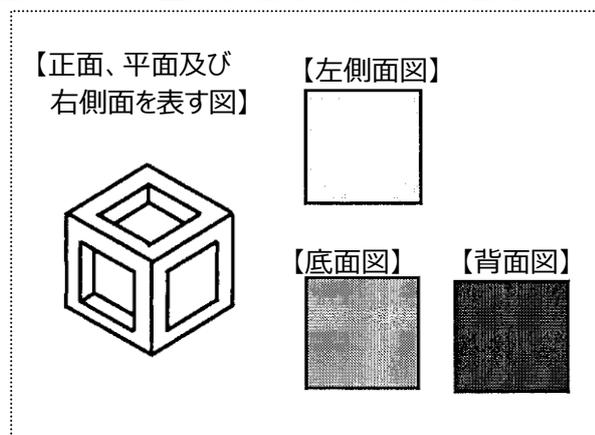
〔図 1.2-8〕正投影図法による作図例



〔図 1.2-9〕等角投影図法の例

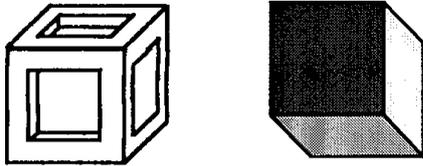


〔図 1.2-10〕正投影図法、等角投影図法併用例



〔図 1.2-11〕キャビネット図の例

【正面、平面及び
右側面を表す図】 【背面、底面及び
左側面を表す図】



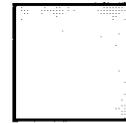
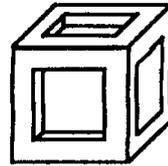
【意匠の説明】

正面、平面及び右側面を表す図、及び、背面、底面及び左側面を表す図は、傾角 45 度のキャビネット図である。

〔図 1.2-12〕正投影図法、キャビネット図併用例

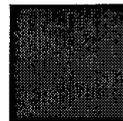
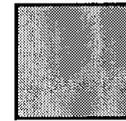
【正面、平面及び
右側面を表す図】

【左側面図】



【底面図】

【背面図】

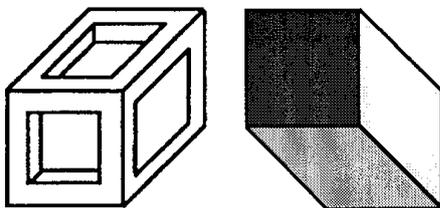


【意匠の説明】

正面、平面及び右側面を表す図は、傾角 45 度のキャビネット図である。

〔図 1.2-13〕カバリエ図の例

【正面、平面及び
右側面を表す図】 【背面、底面及び
左側面を表す図】



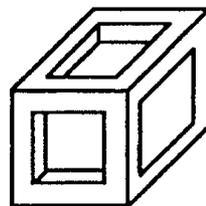
【意匠の説明】

正面、平面及び右側面を表す図、及び、背面、底面及び左側面を表す図は、傾角 45 度のカバリエ図である。

〔図 1.2-14〕正投影図法、カバリエ図併用例

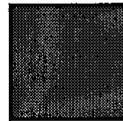
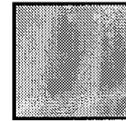
【正面、平面及び
右側面を表す図】

【左側面図】



【底面図】

【背面図】



【意匠の説明】

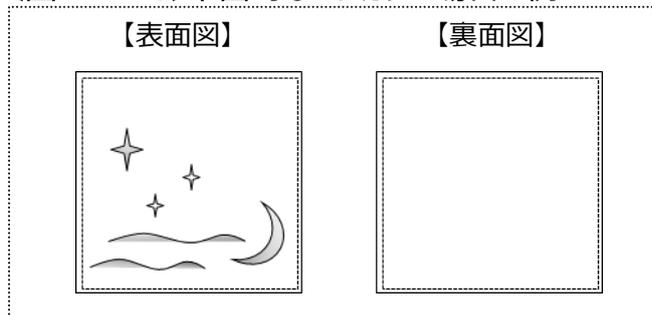
正面、平面及び右側面を表す図は、傾角 45 度のカバリエ図である。

2A.4 平面的な形状等（シート状の形状等）の作図

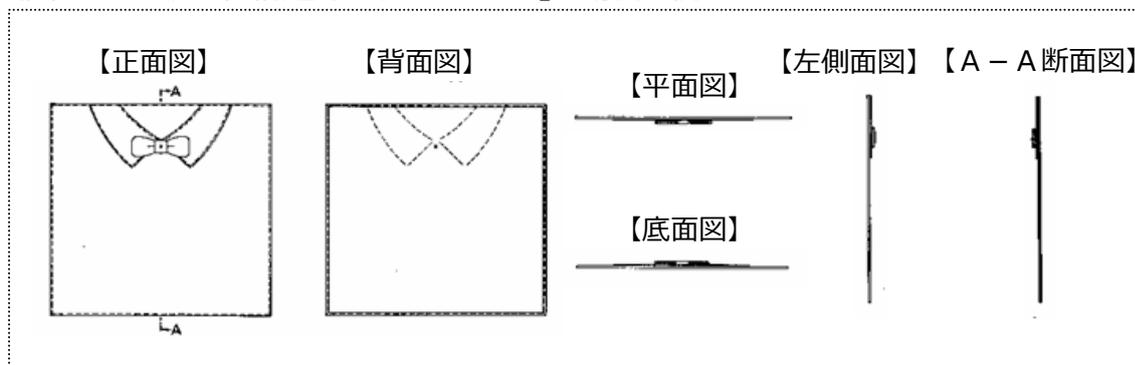
意匠が平面的なもの（シート状の形状等）の場合には、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図により表すことができます。（様式 6 備考 10）

ただし、この平面的な形状等に該当するものは、織物地、ハンカチ等のように一枚構造であって厚みが極めて薄いものに限られます。一枚構造でないものは、例えば封筒のように厚みのない場合であっても、立体物として表します。

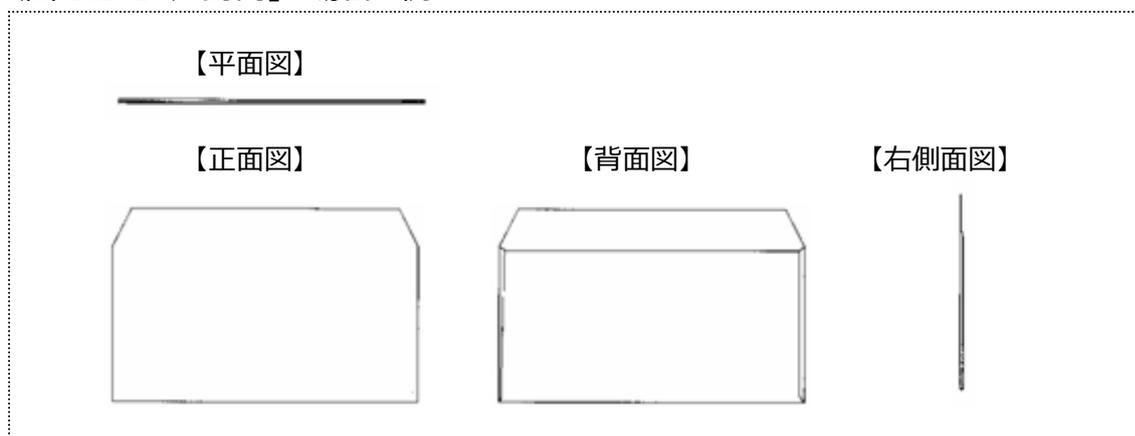
〔図 1.2-15〕平面的なハンカチの場合の例



〔図 1.2-16〕一枚構造ではない「ハンカチ」の場合の例



〔図 1.2-17〕「封筒」の場合の例



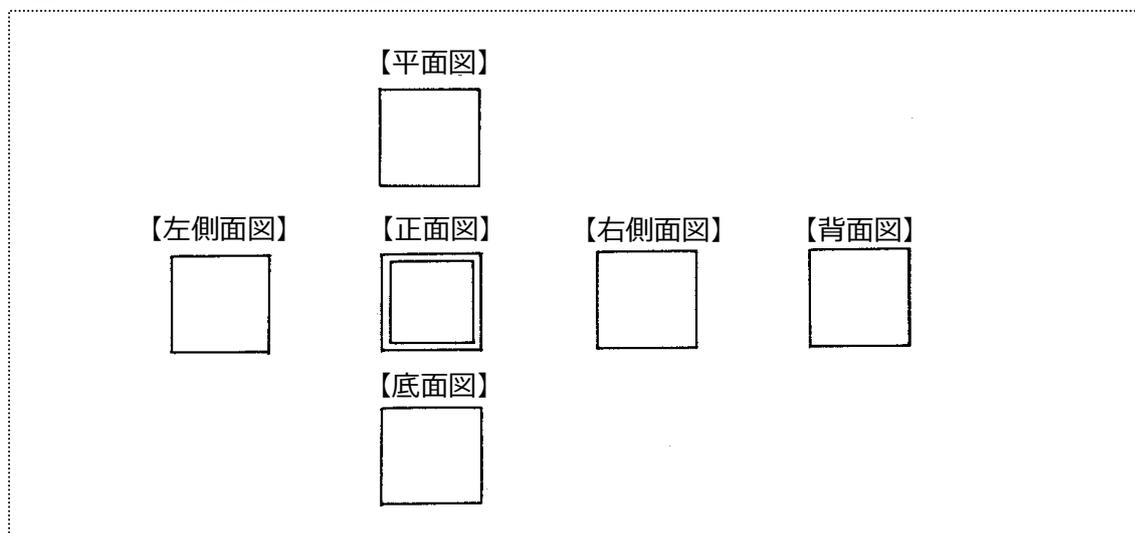
2A.5 その他の図の作図

前述の各図法によって表したとしても、各面に凹凸がある等のため、その形状等を十分に表現できない場合があります。

例えば、〔図 1.2-18〕の 6 面図からは、〔図 1.2-19〕のように多くの形状等が想起できることになり、したがって、6 面図だけでは、特定の形状等を十分表現したことにはなりません。そこで、出願意匠の多様な形状等に合わせて、【展開図】、【断面図】、【切断部端面図】、【拡大図】、【斜視図】等を加えて特定の形状等を十分表現します。（様式 6 備考 15）

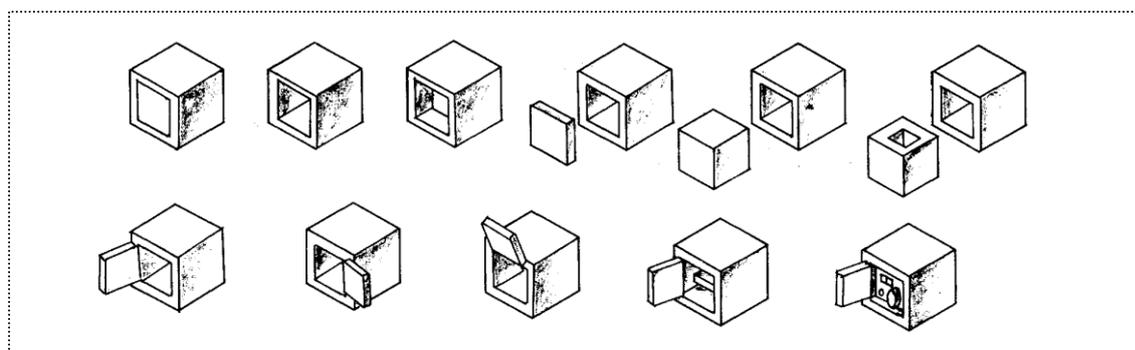
このように、その意匠を十分表現するために加える図は、特定の形状等を表現する上で必要な図となります。

〔図 1.2-18〕 6 面図のみの図面の例



〔図 1.2-19〕 上記の図面から想起できる形状等の例

（この図の物品が何であるかを考慮せず、純粹に形状等だけを考えれば、多様な形状等が考えられます。）



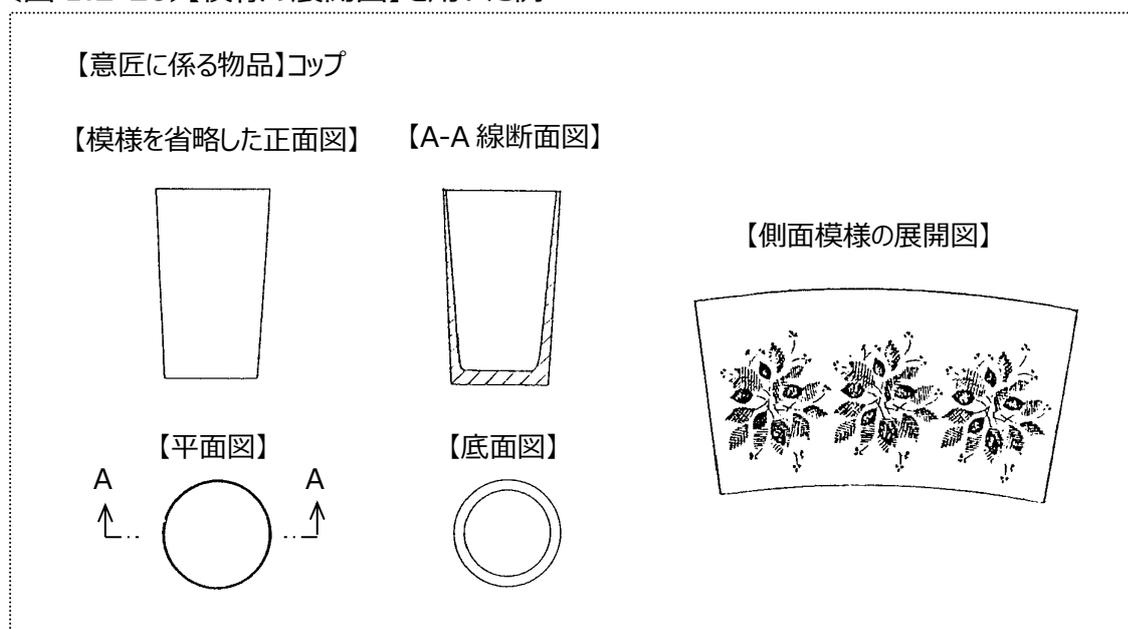
(1) 【模様を展開図】

曲面に描かれた模様を、6面図で正確に表現することが難しい場合があります。そのような場合、その曲面が円筒形や円錐形のような周側面が展開可能な曲面であれば、【模様を展開図】を用いて模様を表現します。

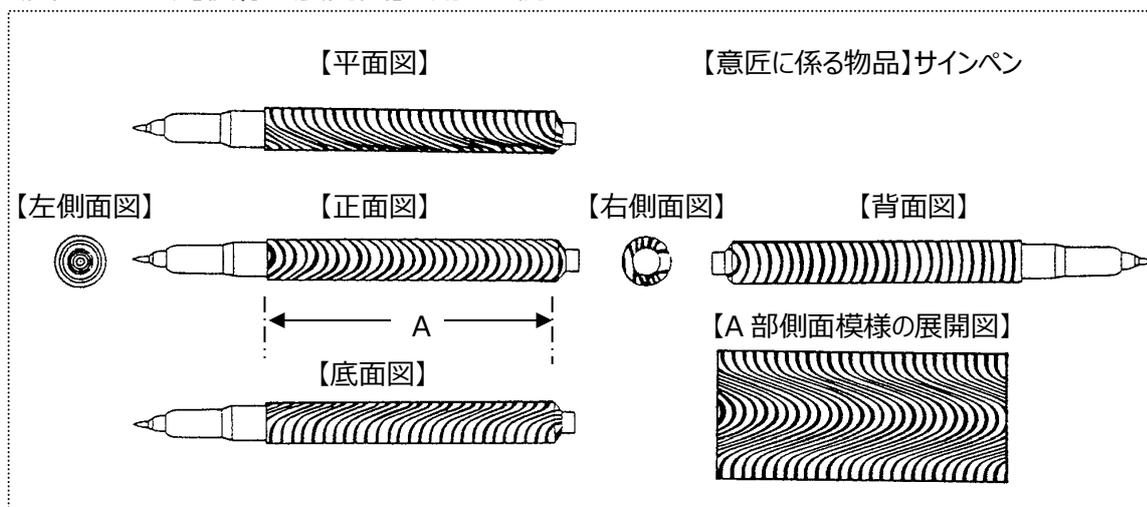
〔模様を展開図作成の留意点〕

- ①ここで言う展開図は、折り畳みの箱を開いて平面状に展開した状態の図等ではなく、模様のみを表すために、転写紙のように表現する特殊な図のことです。したがって、模様が描かれた面に凹凸を有する場合は、必要図としての【模様を展開図】で表現することはできません。
- ②下記の「コップ」の例のように、【模様を展開図】と模様を省略して形状のみを表す図とを併用した図面を表すことは、6面図に模様を表した場合よりも意匠を正確に表現できる場合などに用いることができます。
- ③【模様を展開図】は、原則として周側面全体を展開したように描きます。
- ④6面図にも模様を描き、それに【模様を展開図】を加える場合は、下記「サインペン」の例のように、周側面の一部を【模様を展開図】として描くことができます。

〔図 1.2-20〕【模様を展開図】を用いた例



〔図 1.2-21〕【模様を展開図】を用いた例



(2) 【断面図】

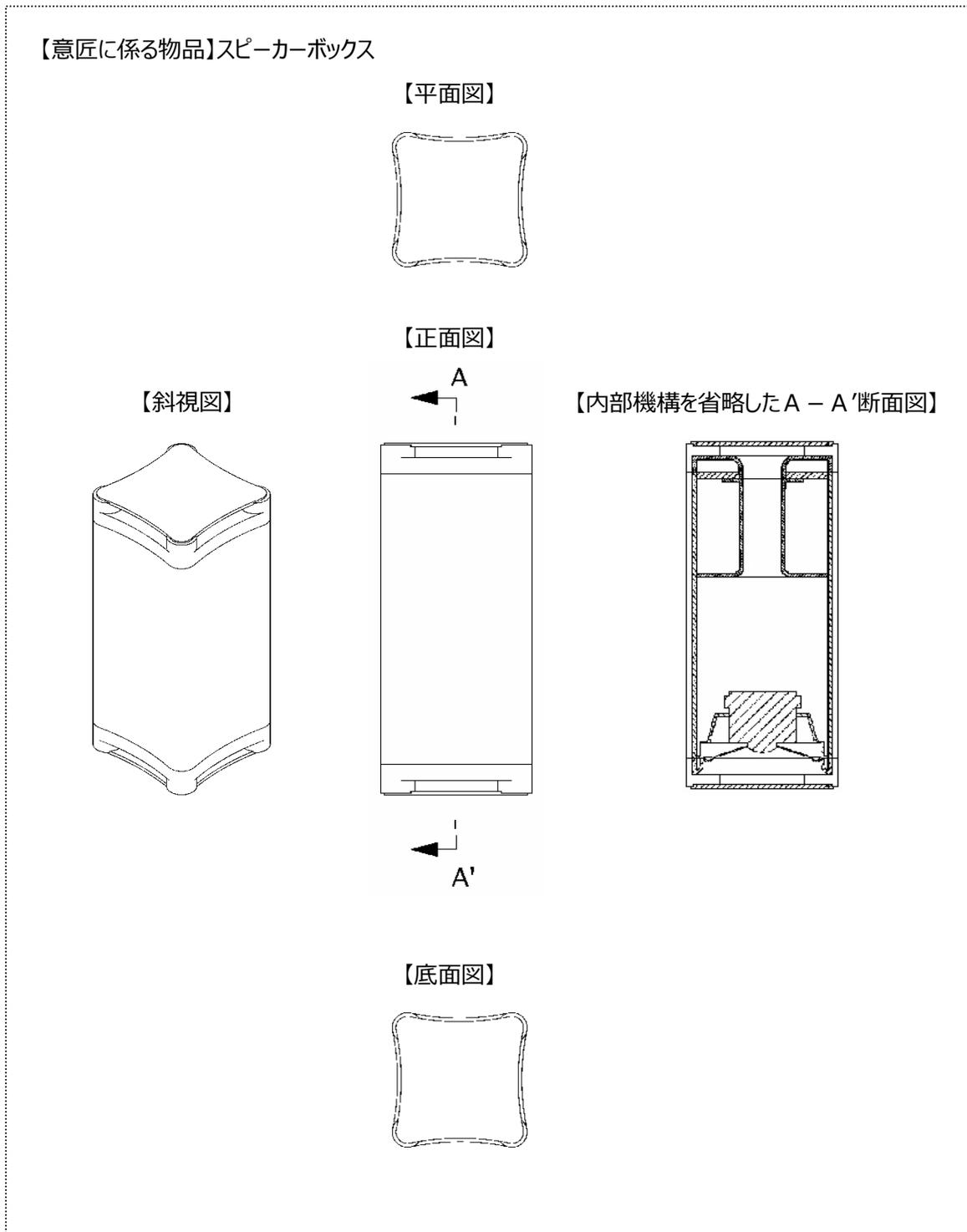
外観の凹凸の態様を正確に表現するには断面図で表します。次ページの「スピーカーボックス」の例では、6面図等だけでは、上下の間隙部の構成態様が不明です。それら不明点は断面図によって明確にすることができます。

〔断面図作成の留意点〕

- ① 1つの断面図から凹凸の形状等全体を表現できないときは、縦断面、横断面、異なる位置の断面等、複数の断面図を表します。
- ② どの部分の断面かを示すために、6面図中の1図に切断箇所を約0.2mmの太さの鎖線で描き、その鎖線の両端には符号をつけて切断面を描いた方向を矢印で示します。このとき、鎖線等が図形に触れないようにします。(様式6備考5、16)
- ③ 切断面(肉厚面等)には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます。(様式6備考5、16)
- ④ 意匠は、物品の外観形状等ですから、内部機構そのものを表す必要がない場合は省略することができます。その場合、図の表示を【内部機構を省略した(または「内部機構の概略を示す」)断面図】とします。

- ⑤ 断面図には、切断面を描いた方向に現れる外観（物品を実際に切断し、その切断面を正面に向けたとき現れる外観）も描きます。（「スピーカーボックス」の断面図の例では、隅丸四角柱状の4つの稜部の輪郭線等が、切断面を描いた方向に現れる外観として描かれています。）

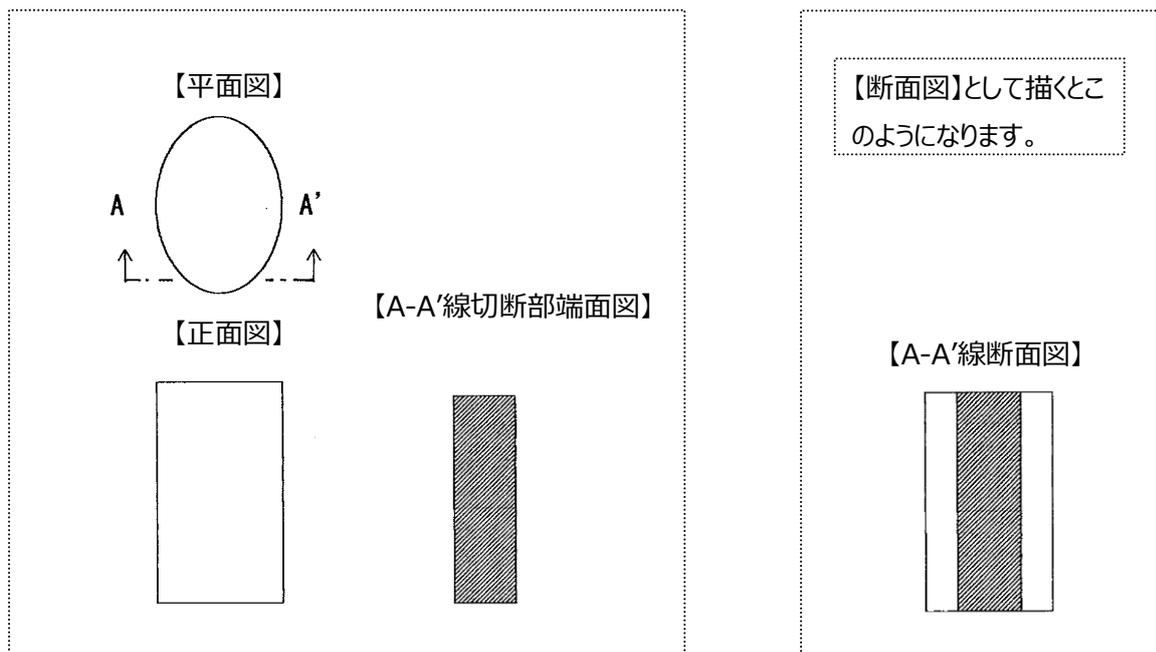
〔図 1.2-22〕【断面図】の記載例



(3) 【切断部端面図】

【断面図】が、切断面から視線の方向の後方に見える形状等を含めて描かなければならぬのに対して、【切断部端面図】は、切断面の形状等のみを描くものですから、作図労力が【断面図】より少なくて済みます。切断部だけの形状等を表せばよいときには、【切断部端面図】で表します。

〔図 1.2-23〕【切断部端面図】の記載例



(4) 【組合せ断面図】等

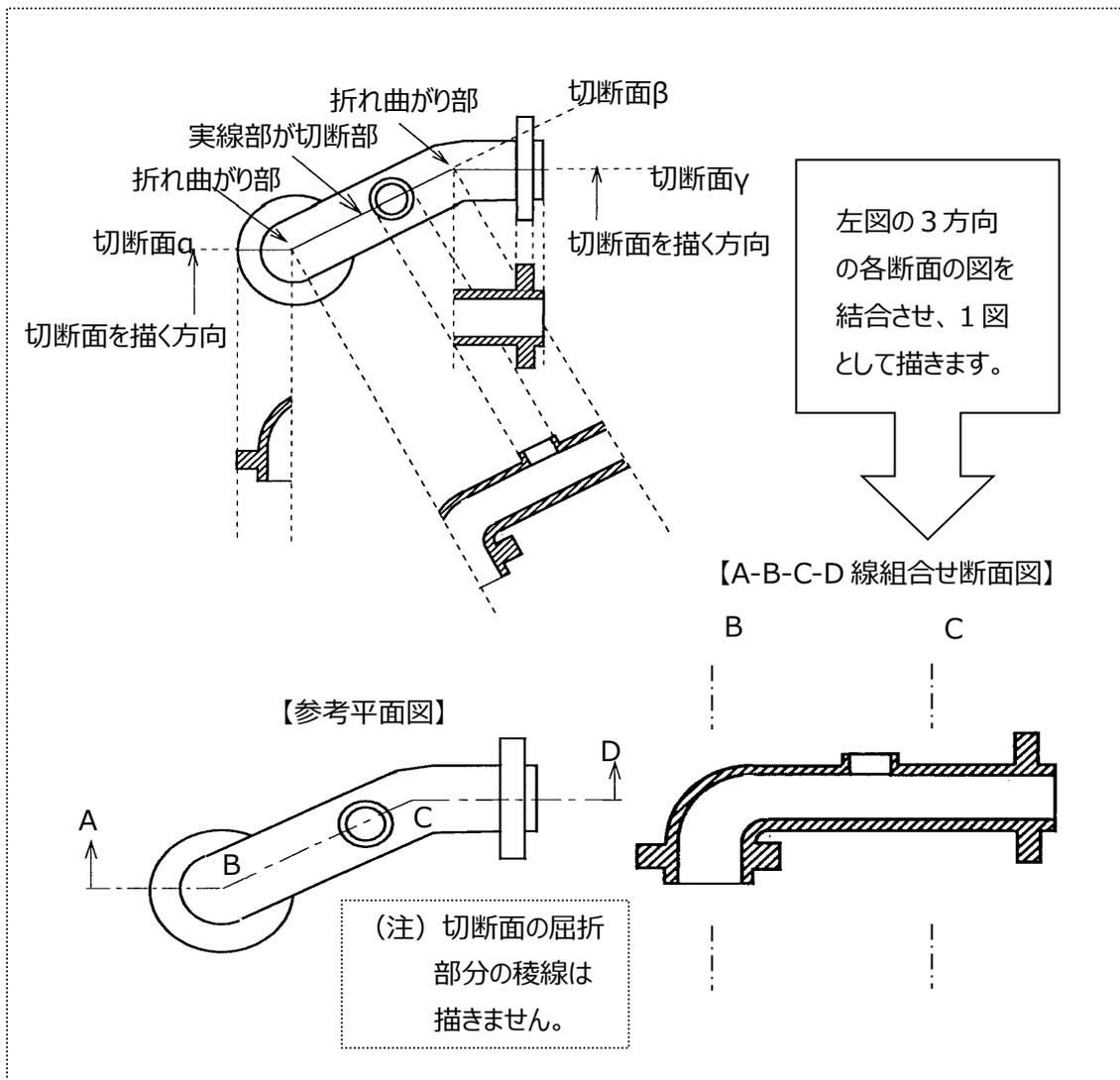
前記の【断面図】【切断部端面図】の他に【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】、【片側断面図】、【斜視断面図】、【一部切り欠き斜視断面図】によって凹凸形状等を表すことができます。これらの図は、二以上の方向の平面に切断された切断面を表すものです。そのため、切断箇所を折れ線状に図中に示すことが必要な場合があり、その場合は切断箇所を示す図を【参考図】として加えます。なお、切断箇所・切断面の描く方向を示す鎖線、矢印、符号、切断面の描き方等については、前記【断面図】の場合と同様です。

①【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】

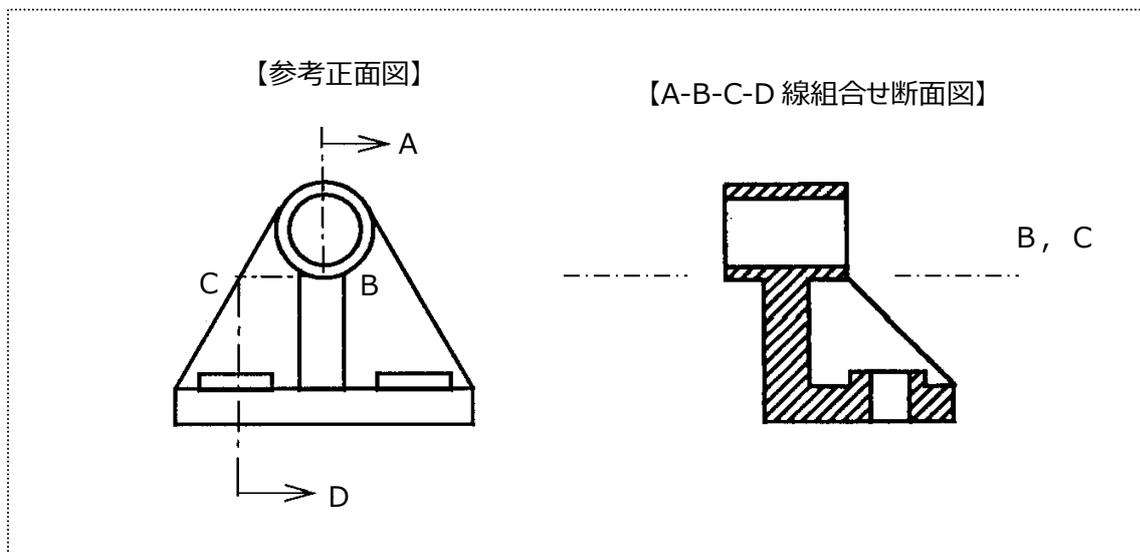
〔組合せ断面図等作成の留意点〕

- ①これらの図は、二以上の平面で切断した断面又は端面を組み合わせて一つの断面図又は端面図とするものです。
- ②曲がりに沿った中心面で切断する場合は、切断箇所を一本の折れ線鎖線で描いて示します（〔図 1.2-24〕）。平行な 2 平面で切断する場合は、切断箇所を示す鎖線を任意の位置でつないで描きます（〔図 1.2-25〕）。いずれの場合も、鎖線を図中に描くことになるので、切断箇所を示す【参考図】でこれを表します。（6 面図等の図中には、意匠を構成しない線等を描くことはできません（様式 6 備考 7）。）
- ③切断箇所を示す折れ線鎖線の折れ曲がり部にも符号を付けます。折れ線鎖線の両端に付ける符号も合わせて、全て異なる符号とします。
- ④切断面を描く面は、いずれもその切断面の直角方向の形状等として表します。
- ⑤【組合せ断面図】等にも、切断箇所の折れ曲がり部の符号と同じ符号を記入します。

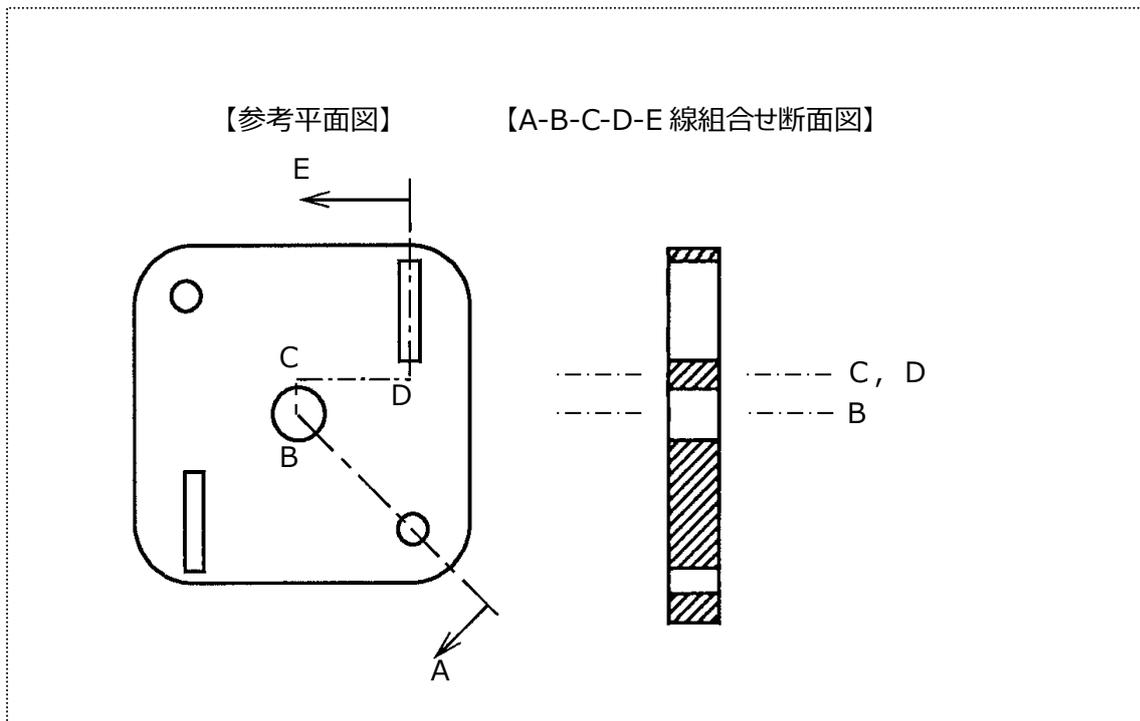
〔図 1.2-24〕【組合せ断面図】の考え方と記載例



〔図 1.2-25〕【組合せ断面図】の記載例



〔図 1.2-26〕【組合せ断面図】の記載例



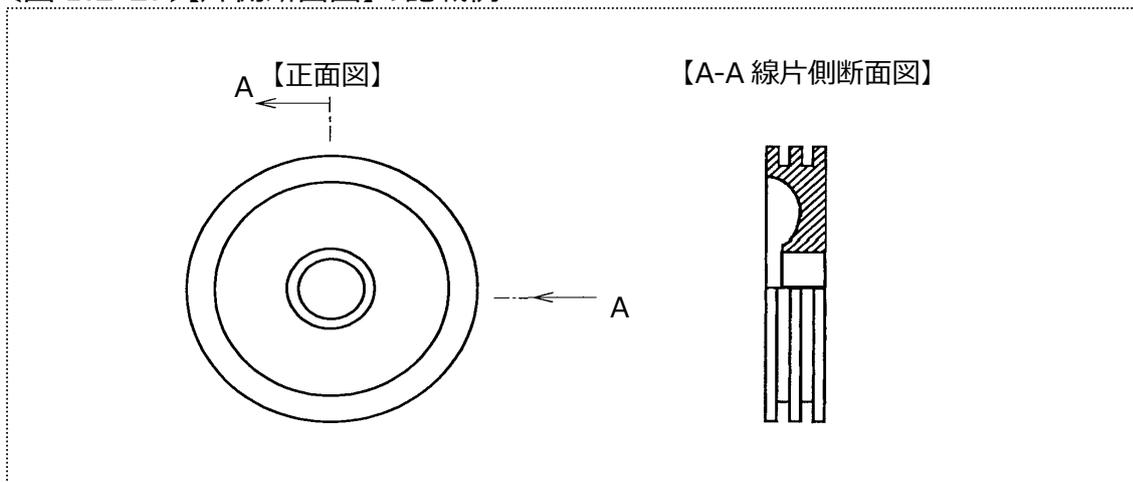
②【片側断面図】

【片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その片側の切断面を断面として表す図です。

〔片側断面図作成の留意点〕

- ①切断箇所を図中に描かなくてよいので、6 面図の内の一図で切断箇所を示すことができます。（切断箇所を示す鎖線を図形に触れないようにしてください。）
- ②切断箇所に記入する符号は、屈折部には必要ありません。一点鎖線の両端部には符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描く方向を示します。なお、一点鎖線の端部に記入する符号は同一でもかまいません。
- ③断面を描く切断面と直角の方向で断面図を描きます。

〔図 1.2-27〕【片側断面図】の記載例



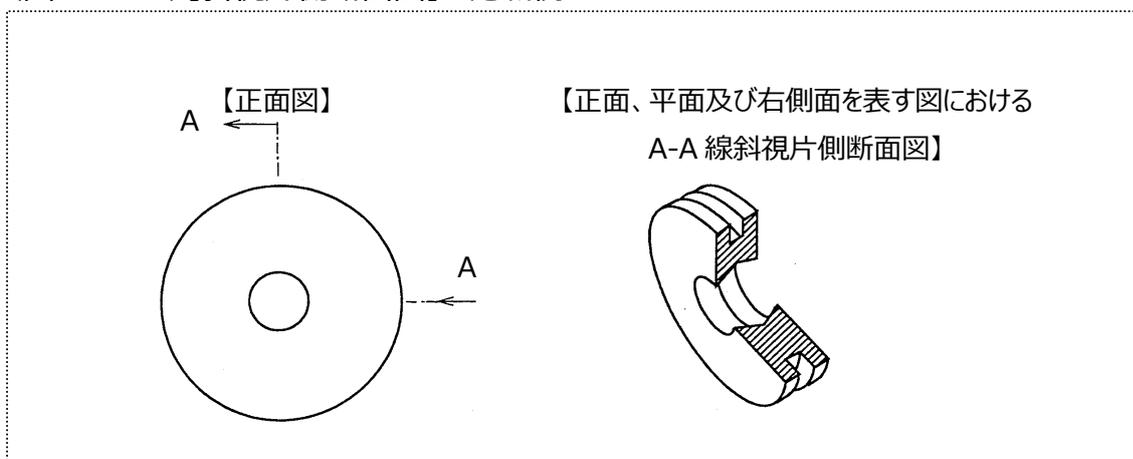
③【斜視片側断面図】

【斜視片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その切断した状態を斜視図として表す図です。

〔斜視片側断面図作成の留意点〕

- ①【斜視片側断面図】を形状等の特定に必要な図とする場合は、【斜視片側断面図】の【図の表示】、図の種別の説明を等角投影図法、斜投影図法による場合と同様に記載することが必要です。なお、断面図を 6 面図に代えることはできません。
- ②切断箇所の表示の仕方は、【片側断面図】と同様です。

〔図 1.2-28〕【斜視片側断面図】の記載例



(5) 【拡大図】・【部分拡大図】

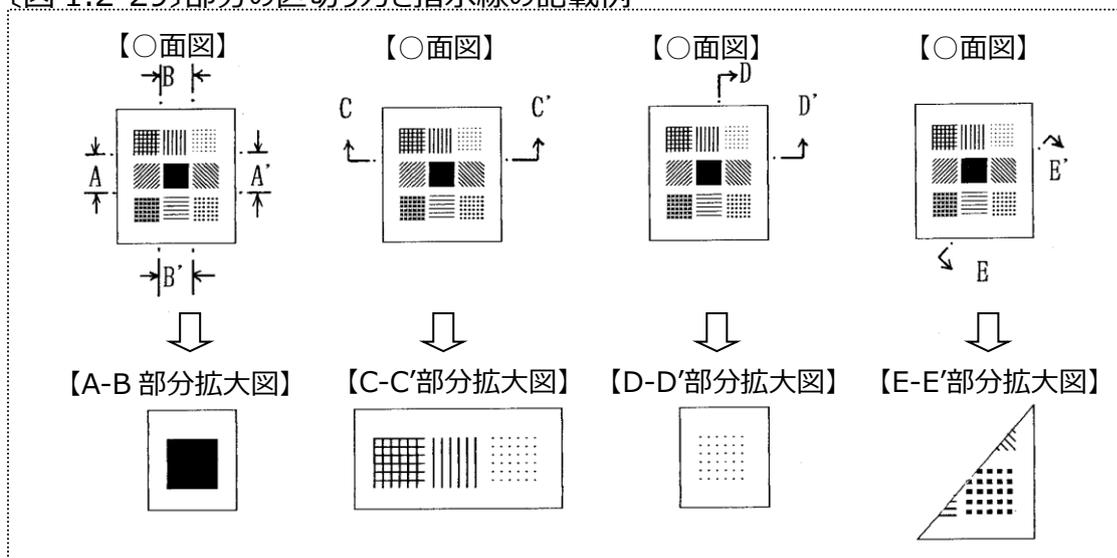
【拡大図】は、6面図等の縮尺では図形が小さすぎて形状等を明確に表すことができない場合に、図の全体を同一プロポーションで拡大して表す図です。

【部分拡大図】は、の6面図等の縮尺では一部分の図形が小さすぎて、その部分の形状等を明確に表すことができない場合に、その部分を拡大して表す図です。

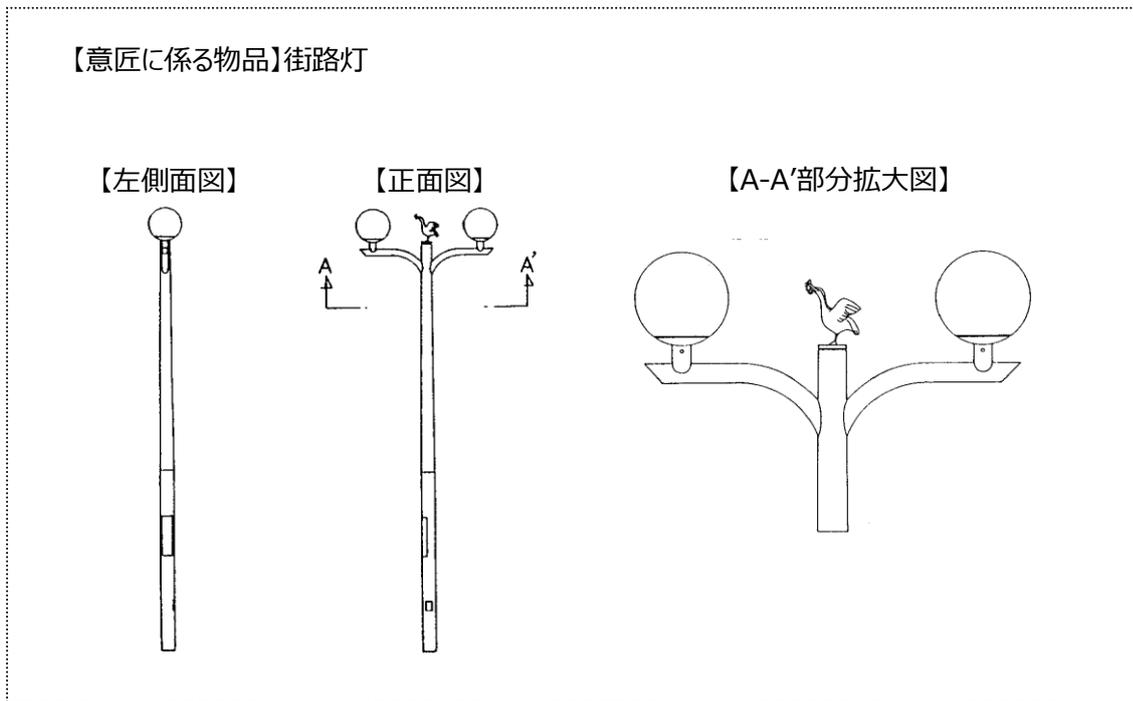
〔部分拡大図作成の留意点〕

- ①部分拡大図がどこの箇所であるかを、その部分の元とした図（6面図中の任意の1図）に拡大箇所を示します。その場合、拡大箇所を約0.2mmの一点鎖線の指示線で示します。指示線は、図形の中に記入してはいけません。また、一点鎖線の端部に矢印を設け部分拡大図を描いた方向を示すとともに、符号を記入します。（様式6備考5、17）
- ②元の図における縦横比（プロポーション）を変えないで、そのまま拡大して表現することが必要です。ただし、元の図が小さくて正確に描くことが困難な場合は、部分拡大図の形状等と正確に一致させることができない訳ですから、部分拡大図の形状等に相当する部分の元の図は、部分拡大図の形状等と概略整合するよう描けば不一致とはされません。
- ③指示線によって区切られた周縁は、実際に該部を切断した形状等を表すように、実線で表します。

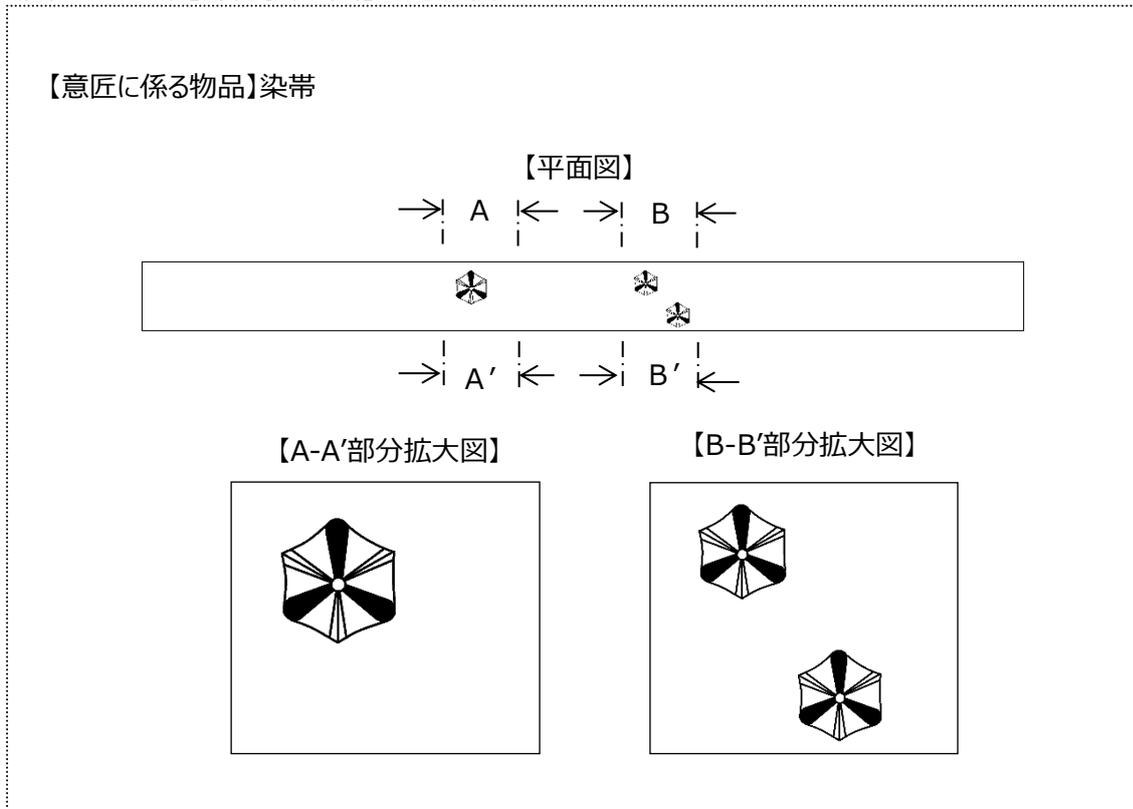
〔図 1.2-29〕部分の区切り方と指示線の記載例



〔図 1.2-30〕【部分拡大図】の記載例（街路灯）



〔図 1.2-31〕【部分拡大図】の記載例



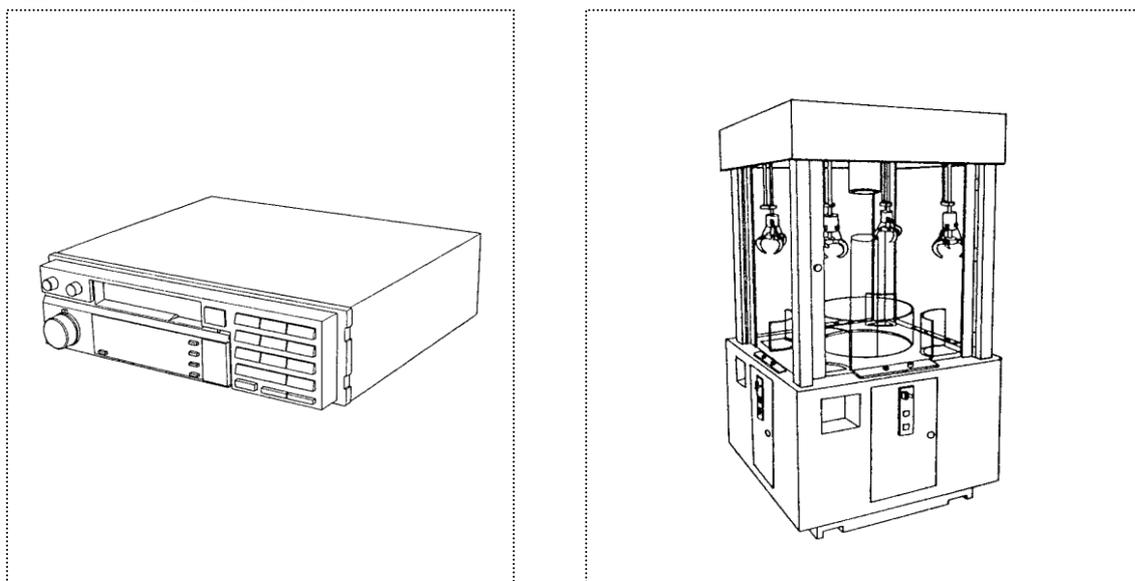
(6) 【斜視図】(等角投影図、キャビネット図、カバリ工図を除く)

斜視図は、単に斜め方向から看取できる形状等を表した図一般を指します。前述した等角投影図、キャビネット図、カバリ工図も含まれますが、これらの図以外の斜視図を6面図に代えるものとする事はできません。しかし、これら以外の斜視図は、その斜角を定める規定もなく、対象物品に応じた描き方ができるので、意匠を特定するのに適切な図と言えます。特に、凹凸を表すには有効であり、その場合の斜視図は、6面図等で凹凸の態様が十分表現できない場合の必要図となります。また、6面図のように形状等を正確に表せない短所がありますが、物体が人間に見える様子に近い形を一図で表現できるという長所を持っているので、意匠の要旨を表現する図として有用です。

〔【斜視図】作成の留意点〕

- ①意匠出願の図面に斜視図を記載する場合は、正投影図法によって表す6面を斜め方向から観察した場合の形状等を表すものとします。
- ②6面図によって表される形状等との整合性をできるだけ取る必要があります。凹凸部分を表すことを主目的としたものであっても、斜視図全体が6面図と整合が取れていないと、6面図により表された形状等における凹凸の態様を表したものとすることができず、形状等が不明確となる場合があります。

〔図 1.2-32〕【斜視図】の記載例



(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形状等が変化する場合等を表す図

〔開閉部を有する場合等の作図の留意点〕（具体的な作図方法は第3部2. 開閉部を有するものの場合 参照）

- ①開閉部を有し開いた状態の形状等を表す場合、分離した状態（分離した各部分の形状等）を表す場合は、【扉を開いた状態の斜視図】【雄部正面図】【雌部正面図】等、必要とされる形状等を表す図を加えます。

- ②形状等が変化する場合において、その変化の前後にわたる形状等を意匠登録出願する際は、【変化の途中の状態の斜視図】【変化をした状態の斜視図】【通電状態の正面図】等の図を加え、変化の態様を明らかにします。

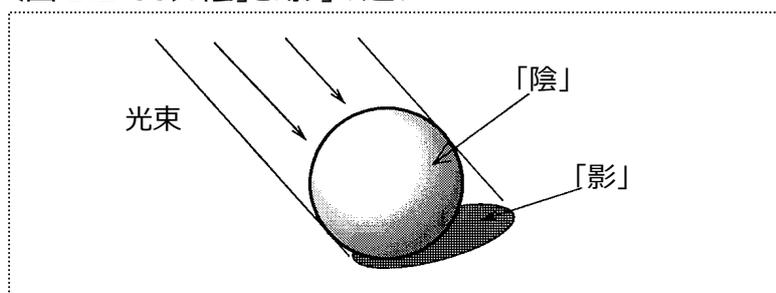
(8) 立体表面の形状を特定する「陰」

立体表面が曲面状の凹凸である等の形状等については、その凹凸を断面図で表すと多数の断面図が必要な場合があります。このような場合の表現方法として、図に「陰」を描く方法があります。「陰」は立体の表現として描くもので「影」ではありません。

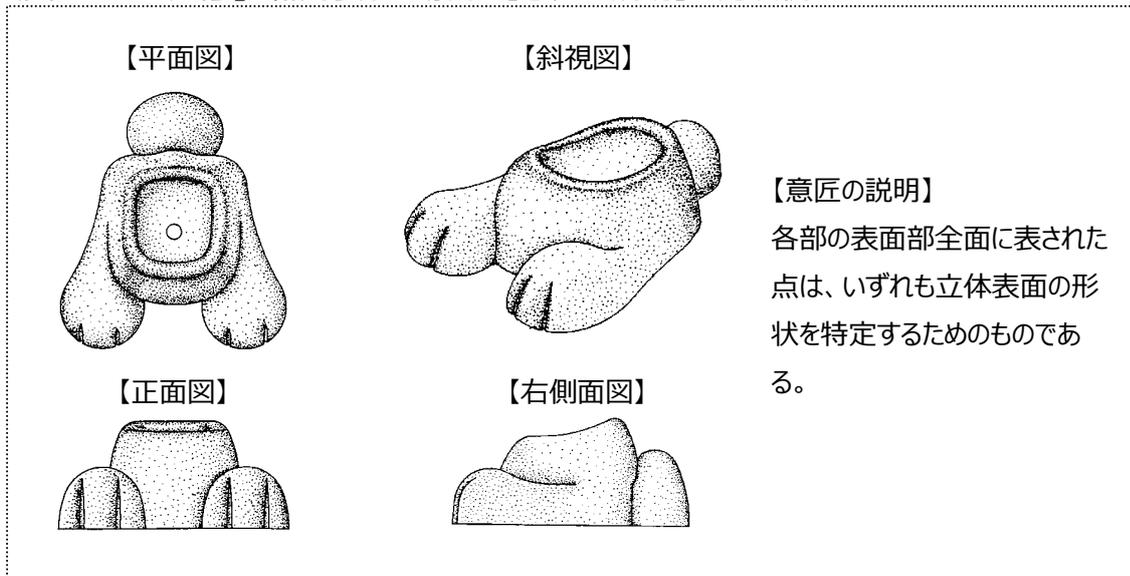
〔「陰」を描く場合の留意点〕

- ①「陰」は、線、点、その他で表します。(様式 6 備考 7)
- ②「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを【意匠の説明】の欄に記載します(〔図 1.2-34〕及び〔図 1.2-35〕参照)(様式 6 備考 7)。ただし、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合は、これらを省略することが可能です(〔図 1.2-36〕及び〔図 1.2-37〕参照)。なお、図形中に表された模様が、陰を表すための線・点等との区別が紛らわしい場合は、それらが模様であるとの説明を、【意匠の説明】の欄に記載することをお勧めします(〔図 1.2-38〕参照)。
- ③「陰」を表す点等の描き方は、できるだけ現実の立体形状から観察される濃淡を模して描くことが望まれます。例えば、左斜め上方 45 度から平行光線を照射したときの濃淡のように線、点等を疎密に描き、「陰」とします。
- ④形状線と区別できるように、「陰」を表す線は形状線より細く、「陰」を表す点も形状線の幅より小さい径としてください。形状線と「陰」が区別できないと、形状等が不明確になる場合がありますので、注意してください。

〔図 1.2-33〕「陰」と「影」の違い

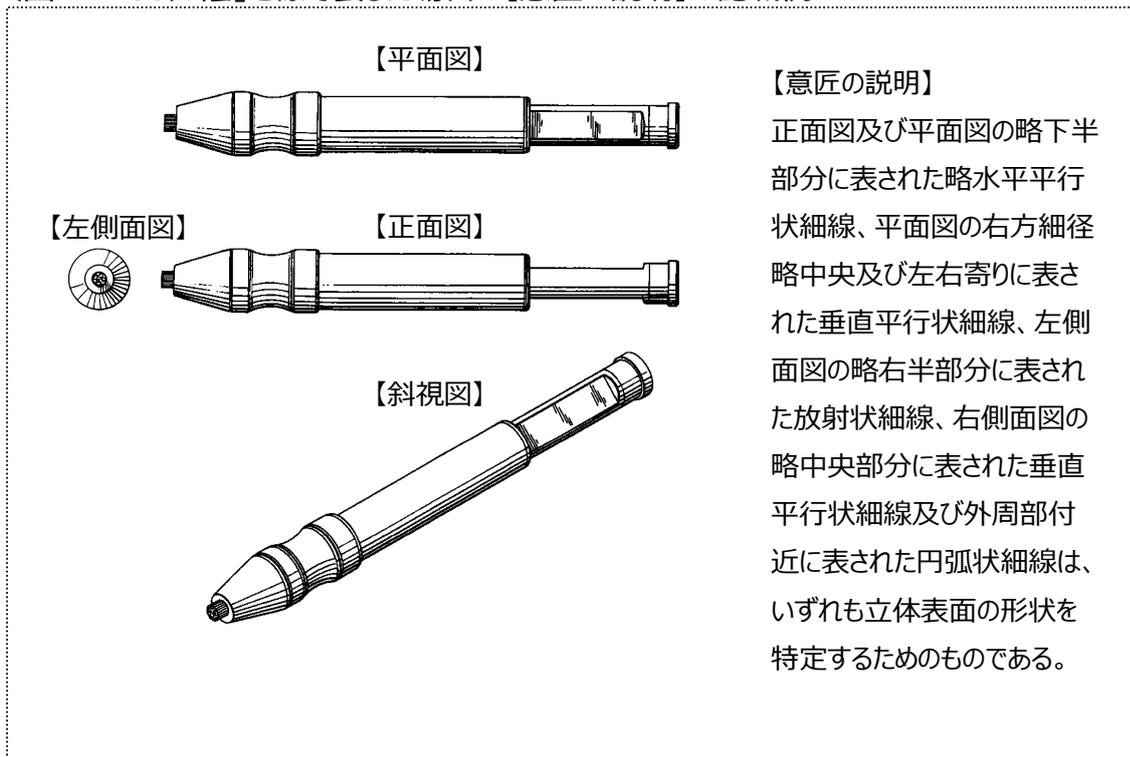


〔図 1.2-34〕「陰」を点で表した場合の【意匠の説明】の記載例



【意匠の説明】
各部の表面部全面に表された点は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

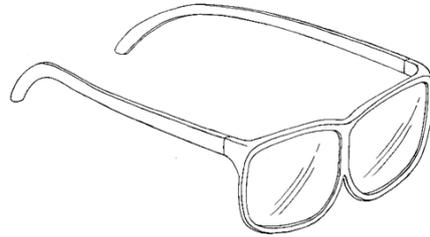
〔図 1.2-35〕「陰」を線で表した場合の【意匠の説明】の記載例



【意匠の説明】
正面図及び平面図の略下半部分に表された略水平平行状細線、平面図の右方細径略中央及び左右寄りに表された垂直平行状細線、左側面図の略右半部分に表された放射状細線、右側面図の略中央部分に表された垂直平行状細線及び外周部付近に表された円弧状細線は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

〔図 1.2-36〕【意匠の説明】の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らか
なものの例

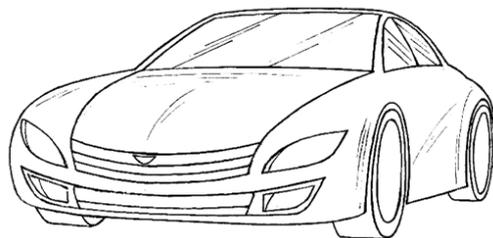
意匠に係る物品「眼鏡」



※「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様等を表すことは一般的ではないことから、
形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

〔図 1.2-37〕【意匠の説明】の記載がなくとも形状を特定するための線、点等であることが明らか
なものの例

意匠に係る物品「乗用自動車」



※「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でないことから、
形状を特定するための線についての説明の記載がなくとも、意匠が特定できる。

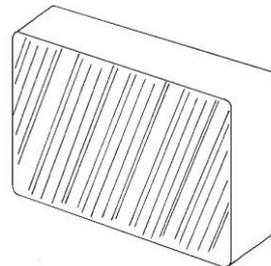
〔図 1.2-38〕【意匠の説明】の説明の記載がないと形状を特定するための線、点等であることが明らかではないものの例

【意匠に係る物品】 石けん

【正面、平面及び右側面を表す図】

【意匠の説明】

正面、平面及び右側面を表す図の正面側に表された細線は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。



※「石けん」の物品の性質上、説明がなければ模様であるのか、立体表面の形状を表したものであるかが不明

(9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図

コンピュータ・グラフィックス（CG）で作成された図は、形状等が写真のように表されたものであっても人為的に描いた図であるので、その図を記載した書類は「図面」になります。したがって、基本的には図面の様式に基づき作成することが必要です。

〔CGによる作成の場合の留意点〕

①形状線を表さない図も認めています。

②形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施します。背景の彩色は、出願の意匠を構成しない単一色とし、併せて願書の【意匠の説明】の欄に、当該単一色が背景の彩色である旨を記載します（〔図 1.2-41〕参照）。ただし、当該説明の記載がなくても彩色が背景であることが明らかな場合は不要です（〔図 1.2-40〕参照）。

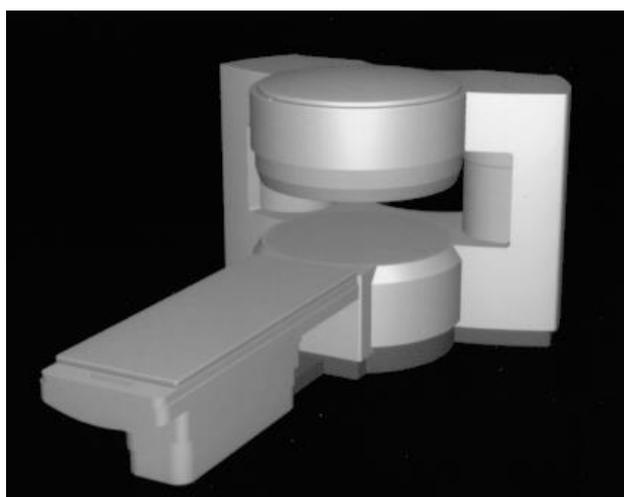
③図中に「陰」としての明度変化を表す場合は、その明度変化が「陰」である旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載することが必要です（〔図 1.2-42〕参照）。ただし、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合は不要です。

④色彩を有する意匠に「陰」を表した図で、色彩を明確にする場合は、【陰を付さない状態の正面図】等を加えます（〔図 1.2-43〕参照）。

⑤デジタルカメラで撮影したデータを活用し作図した場合も（一部を切り取り線図に加える等）、CGと同様に「図」として扱います。ただし、デジタルカメラで撮影したデータを、意匠を構成しない要素の消去、色彩調整等程度の加工をして表した場合は、「写真」になります。

⑥断面図が必要な場合、通常の図面と同様に、切断面（肉厚面等）には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます（様式6備考5、16）（〔図1.2-44〕）。なお、切断面を彩色で表す場合には、その色彩は、出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表した部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載します（〔図1.2-45〕）。

〔図1.2-39〕CGによる図の記載例



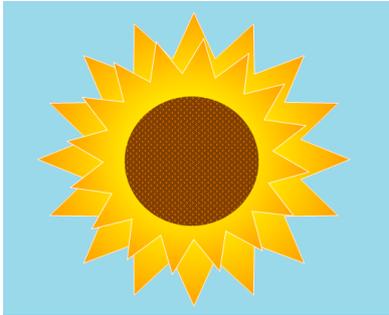
〔図1.2-40〕【意匠の説明】の記載がなくても背景であると明らかなものの例



意匠に係る物品
「電子計算機用マウス」

〔図 1.2-41〕【意匠の説明】の記載がなければ背景であるか否か明らかでないものの例

【表面図】



【意匠の説明】

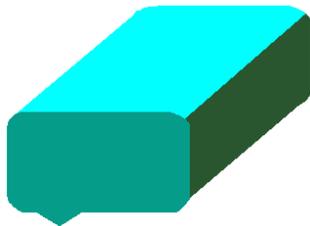
表面図の周辺部に表された水色は、正面形状を明確にするための背景である。

意匠に係る物品「装飾用シール」

※出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

〔図 1.2-42〕【意匠の説明】の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例

【斜視図】



【正面図】



【平面図】



【右側面図】

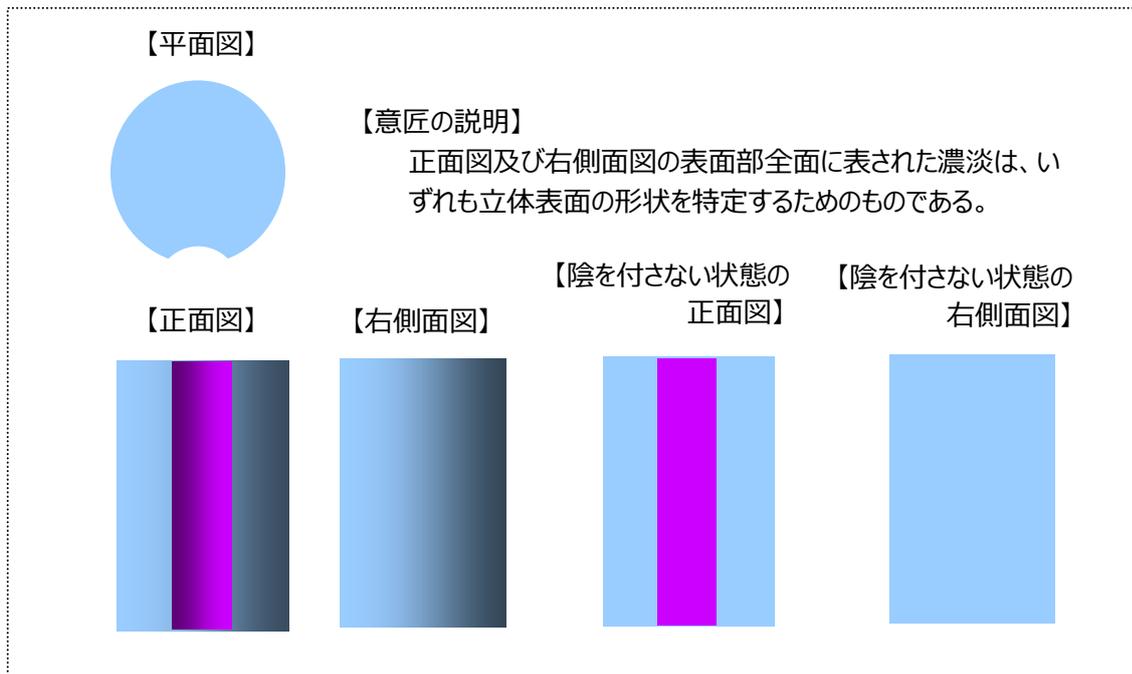


【意匠の説明】

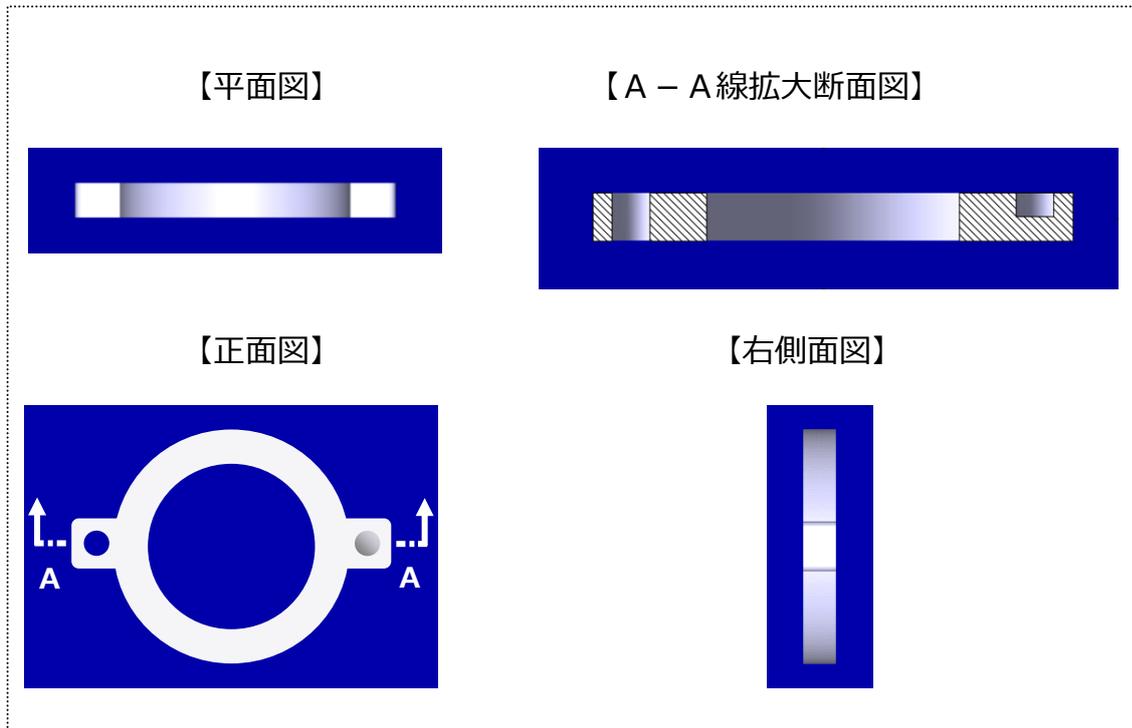
正面図、平面図、右側面図及び斜視図の表面全体に表された濃淡は、いずれも立体形状を特定するためのものである。

意匠に係る物品「消しゴム」

〔図 1.2-43〕色彩を明確にする場合

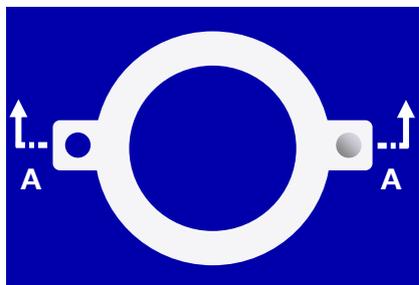


〔図 1.2-44〕CGによる断面図の記載例



〔図 1.2-45〕CGによる断面図の記載例（断面形状を色彩で表現した場合）

【正面図】



【A - A線拡大断面図】



【意匠の説明】

A - A線拡大断面に表された赤色は、断面形状のみを表すものである。

なお、物品等の部分について意匠登録を受けようとする出願でのCGによる断面図については、第2部 2. 2 (2) ③CGで作成された断面図をご参照ください。

B. 意匠の理解を助けるための図及び透明部等を示す図（参考図） について

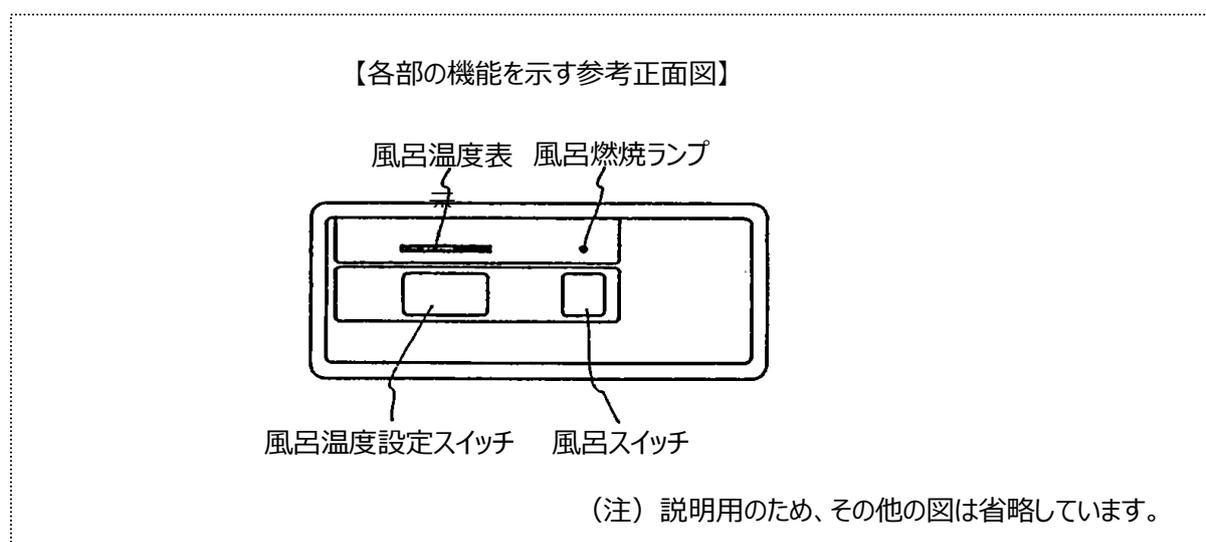
6面図等の他に、物品の説明や透明部を示すために補足的に図を用いる必要がある場合は、参考図を加えます（様式6備考15）。参考図には、各部の機能等を示す図、物品の使用目的・方法を示す図、透明部又は透光性部を示す図等があります。そして、これらの参考図は、意匠登録出願の意匠の形状等そのものを表す図ではないので、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入することができます（様式6備考7）。出願の意匠の形状等のみを表す図を参考図とすることは適切ではありません。

ただし、参考図として表された図については、意匠に係る物品の材質、大きさ、透明箇所、使用の目的、使用の状態等の理解の点において、出願の意匠の認定の基礎とします。一方、六面図及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、それら異なる要素そのものを、出願の意匠の形状等に係る認定の基礎とはしません（意匠審査基準第Ⅱ部第1章 参照）。

2B.1 各部の機能等を示す参考図

各部の具体的構成態様や物品の使用方法等を表すには、各部の機能等を示す参考図で表します。この参考図は、6面図等のいずれかの図と同様の図に指示線、文字、符号等を加えて描く方法が一般的ですが、6面図等で表される形状等のどの部分を示したものを理解できるように表せば良いものです。

〔図 1.2-46〕【各部の機能を示す参考図】の記載例



2B.2 使用状態を示す参考図

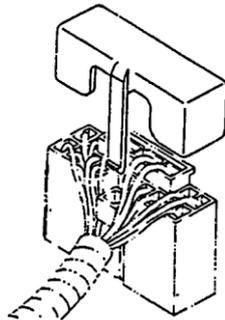
従来の知識ではその物品の使用目的・方法等がわからないために意匠を理解することができない場合には、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法、使用状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載しますが、それとともに、必要に応じて【使用状態参考図】等を加えます。【使用状態参考図】等は、描き方の制約がないので当該物品以外のものを合わせて描くことができます（例えば、部品の出願における、部品を組み込んだ状態の【使用状態参考図】）。

〔図 1.2-47〕【使用状態を示す参考図】の記載例

【意匠に係る物品】電気コネクタ用後端キャップ

【意匠に係る物品の説明】本物品は、電気コネクタ用ハウジングの後端部に被せられて一对の係止片により固定され、該ハウジングから導出される電線を折り曲げつつ周壁の切欠部より引き出す。

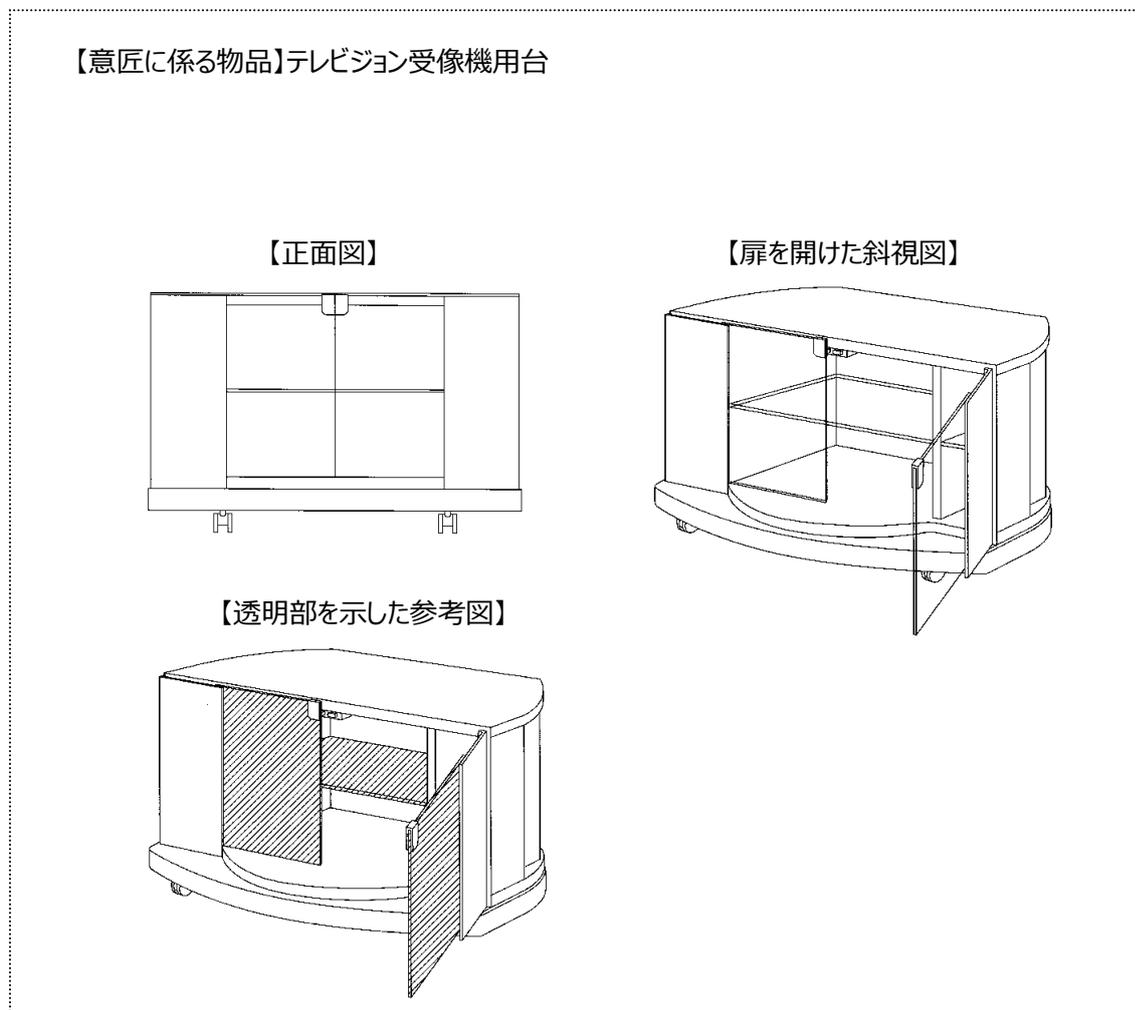
【使用状態を示す参考斜視図】



2B.3 透明部を示す参考図等

形状等の一部が透明又は透光性を有するものを表す場合、【意匠の説明】の記載だけでは、透明等の部分がどこであるか理解できないものについては、【透明部を示す参考図】等を6面図等に加えることによって、明示することが必要です。透けて見える部分をそのまま表す場合、図形が不透明体より複雑になり、形状等を正確に理解することが困難になるので、透明等の部分が【意匠の説明】の記載によって分かるものでも、【透明部を示す参考図】等を加えることは有用です。（透明等についての具体的な作図方法は、第3部4. 透明または透光性を有するものの場合 参照）

〔図 1.2-48〕【透明部を示す参考図】の記載例



C. 図面代用写真について

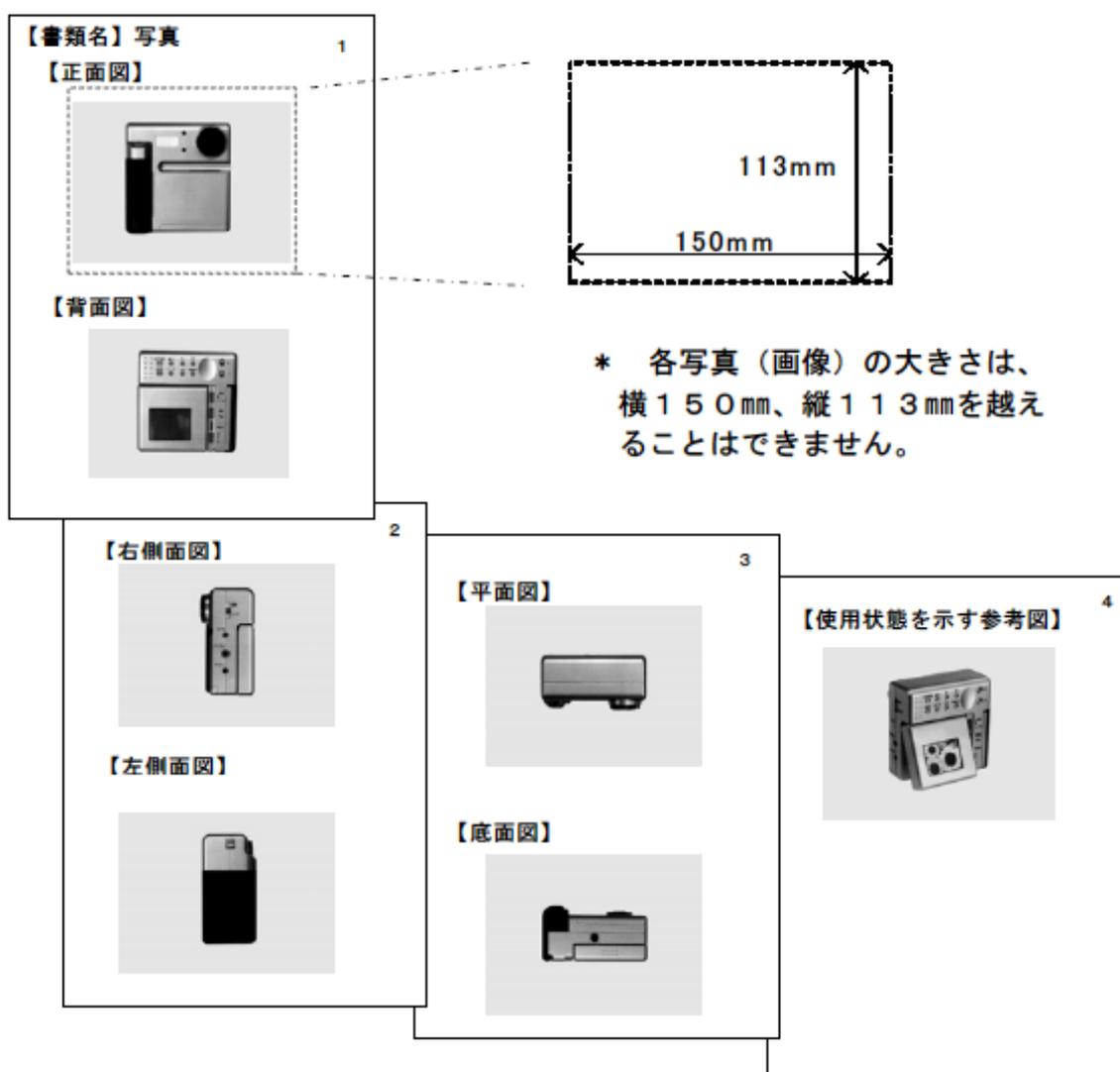
図を記載した図面に代えて、写真を添付して意匠登録出願をすることができます。写真とする場合も、形状等の表し方は図面の場合と同じです。つまり、6面図等の各図それぞれを、図が表す面と同じ方向の面を撮影した写真に置き換えた表し方となります。

〔図面代用写真の場合の留意点〕

- ①意匠を構成しない背景、陰ではない影、鏡面状部分への写り込み等が写らないよう注意が必要です。
- ②凹凸等に現れる濃淡の「陰」（2A.5（8）立体表面の形状を特定する「陰」参照）が、模様と区別しづらい場合は、【意匠の説明】の欄に、その区別を記載します。
- ③背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、当該意匠を構成しない模様等が写らない撮影環境で撮影してください。
- ④前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影してください。
- ⑤デジタル写真の撮影データ等について、形状等を鮮明にする、意匠を構成しないものを消去する等の操作を加えたものも写真とすることができます。（操作後の写真データによって表された形状等が出願意匠になります。）
- ⑥写真と図を組み合わせることができます。その場合、写真と図の整合性に注意が必要です。例えば、写真には意匠の要旨に関わる濃淡が表されているにも関わらず、図が形状のみを表したものであるときは、写真と図が整合しないものであるため、特定した形状等が表されていないこととなります。なお、出願手続においては、写真と図を分けて、【書類名】をそれぞれ写真、図面とする必要があります。

- ⑦写真に線図を描き加えて1つの写真とすることはできません。なお、CGによる作図において、一部に写真データを活用したものは、図となります。(2A.5(9)コンピュータグラフィックを使用した図 参照)

〔図 1.2-49〕写真を貼付した例



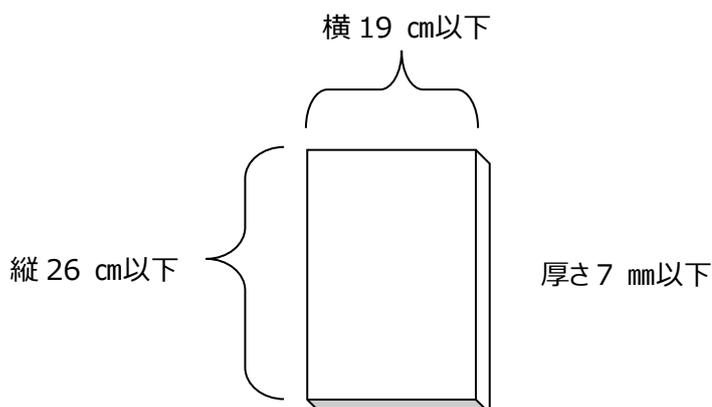
D. 見本、ひな形について

一部の物品については、図面に代えて見本又はひな形を添付して意匠登録出願することができます。見本又はひな形により意匠を表すことができるものは、規則に定められた材質、大きさ等が制限の範囲内のものに限られます。

〔図面代用として提出することができる見本、ひな形の制限〕

（意匠法施行規則第 5 条参照）

- ①大きさは、縦 26 cm、横 19 cm、厚さが 7 mm以下のもの。
それ以上大きなものは提出できません。



ただし、薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ 1m以下であり、7 mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。

- ②こわれにくいもの、容易に変形・変質しないもの。

例えば、欠けやすいもの、自然劣化し易いもの、自然変色し易いもの、自然溶解し易いもの、腐敗するもの等は提出できません（割れやすいガラス製品や食品等）。

- ③取扱い又は保存に不便でないもの。

例えば、鋭い針や刃があり取扱いが危険なものや、見本やひな形を入れる袋を破いてしまうようなもの等は提出できません（縫い針や抜き身の刃物等）。

(注意) 見本やひな形は破れにくく丈夫であり、かつ、なるべく透明な袋に直接入れてください
(意匠登録を受けようとする意匠の内容が不明確となる可能性があるため、更に密封された小袋や箱等には入れないでください)。

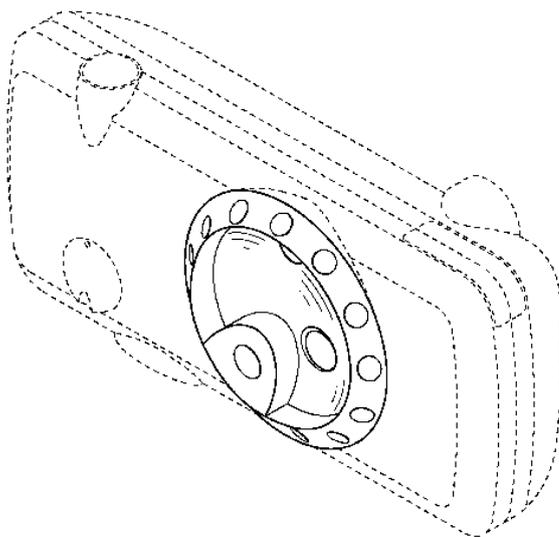
(作成例)

【書類名】 見本			
			
意匠登録出願人の氏名(名称)	○△	出願番号	
意匠に係る物品	携帯電話用ストラップ	出願日	

第2部 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の表し方

物品等の一部の形状等について意匠登録を受けようとする場合の願書の記載、図面の記載等の表し方については、基本的には全体意匠の場合と同じですが、特有の記載方法もあります。

以下、その特有の記載方法及び留意点について説明します。



1. 願書の記載

1.1 【部分意匠】の欄

【部分意匠】の欄は、2019年5月1日以降の出願については、願書項目ではありませんでした。

1.2 【意匠に係る物品】の欄

【意匠に係る物品】の欄には、物品等の全体としての「物品の区分」を記載します。したがって、例えば、カメラの創作において当該グリップ部分の意匠登録を受けたい場合は、「カメラ」と記載します。「カメラのグリップ部分」などと記載しないよう注意してください。

物品等の全体としての「物品の区分」の記載の仕方については、全体意匠と同様です。

1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能も、重要な判断要素となりますので、図面のみでは「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能がわかりにくいと思われるときには、当該部分の用途及び機能の説明も記載します。（その説明に代えて【参考図】で明らかにすることも可能です。）

なお、【意匠に係る物品】が、「別表第一」の「物品の区分」のいずれにも属さない場合に、その物品の使用の目的・状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することは、全体意匠と同様です。

1.4 【意匠の説明】の欄

全体意匠の場合に記載する必要がある内容の他に、「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法を記載します。（第1部1.3【意匠の説明】の欄について 参照）

（1）「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載

- ① 図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を【意匠の説明】の欄に記載します（様式6 備考12）。図面において、例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く場合は、【意匠の説明】の欄に「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その

他の部分」の境界を一点鎖線で描いた場合は、「一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である」のように記載します。同様に、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色によって区別する場合等も、例えば「〇〇色（出願の意匠に含まれない単一色）で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

②見本、ひな形については、見本、ひな形における「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。（様式8 備考3）

③図面代用写真については、撮影された被写体の「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

【書類名】	意匠登録願
【整理番号】	19-A-3-AN
【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【意匠に係る物品】	デジタルカメラ
【意匠の創作をした者】	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-2
【氏名】	意匠 一郎
【意匠登録出願人】	
【識別番号】	000000003
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
【氏名又は名称】	意匠株式会社
【代理人】	
【識別番号】	100000023
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
【弁理士】	
【氏名又は名称】	代理 一郎
【電話番号】	03-3123-4567
【手数料の表示】	
【予納台帳番号】	012345
【納付金額】	16000
【提出物件の目録】	
【物件名】	図面 1
【意匠に係る物品の説明】	この物品は、正面右寄りにスイッチ機構部が設けられ、保護カバーを回動させて使用する。
【意匠の説明】	実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
【書類名】	図面

← 意匠登録を受けようとする部分の特定方法の記載

2. 図面の記載

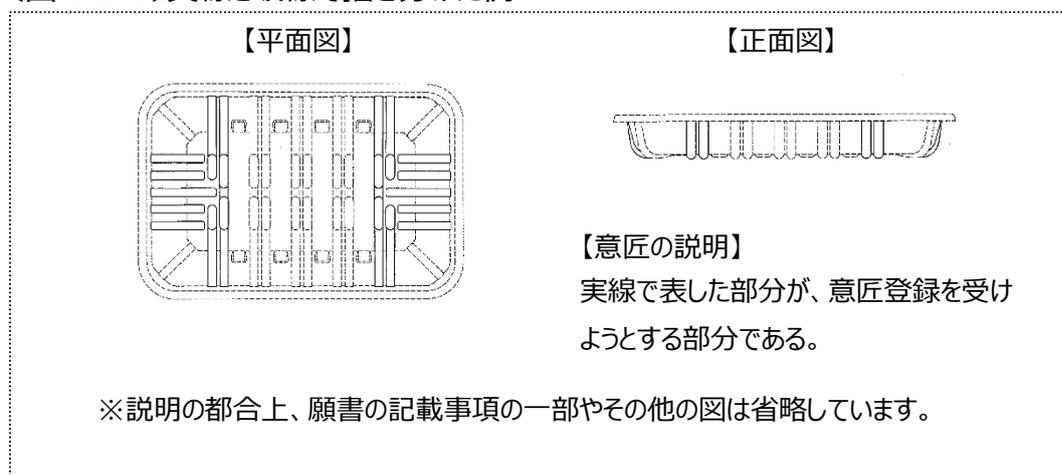
2.1 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法

「意匠登録を受けようとする部分」が物品等の全体の中のどこの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描くことにより、意匠登録を受けようとする部分を特定します（様式6備考12）。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色等によって区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定すること等も可能です。なお、それぞれの形状等の描き方の基本は、前記（第1部 出願意匠の表し方の基本）のとおりです。

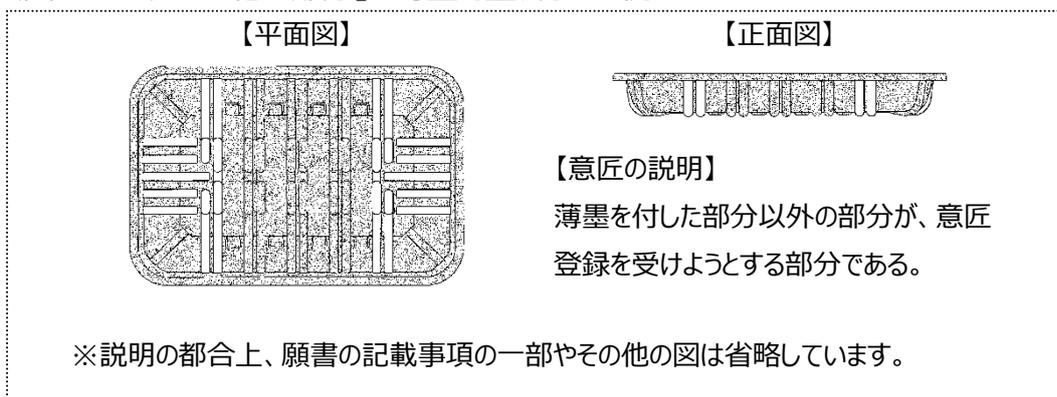
〔特定方法の留意点〕

- ①【参考図】のみで「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認められていません。
- ②指示線や太線で囲む等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認められていません。
- ③彩色により「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合は、「その他の部分」を出願の意匠に含まれない単一色で彩色します。なお、「意匠登録を受けようとする部分」が彩色されている場合は、当該色彩も含めて「意匠登録を受けようとする部分」になりますので、注意してください。

〔図 2.2-1〕実線と破線で描き分けた例

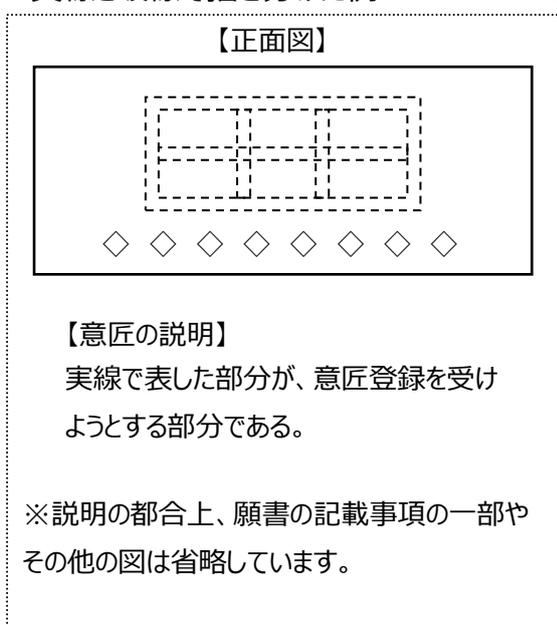


〔図 2.2-2〕「その他の部分」を薄墨で塗り分けた例



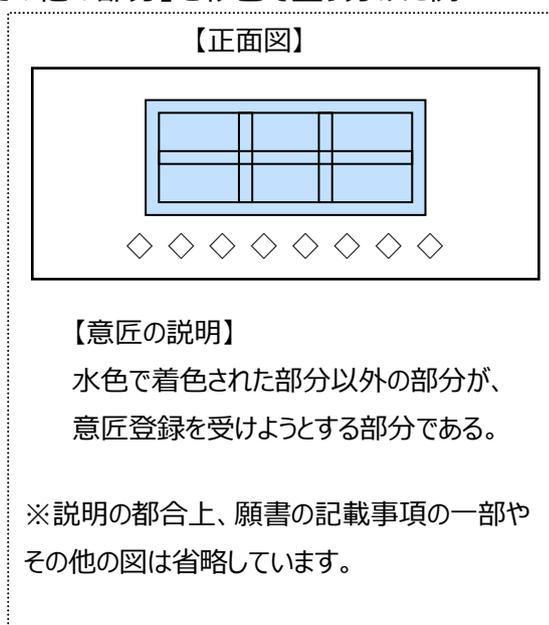
〔図 2.2-3〕

実線と破線で描き分けた例



〔図 2.2-4〕

「その他の部分」を彩色で塗り分けた例

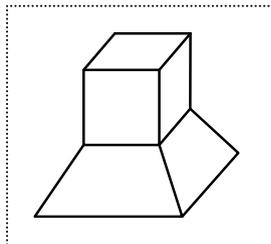


2.2 図面の具体的記載方法・留意点

(1) 「6面図」の一般的な記載方法

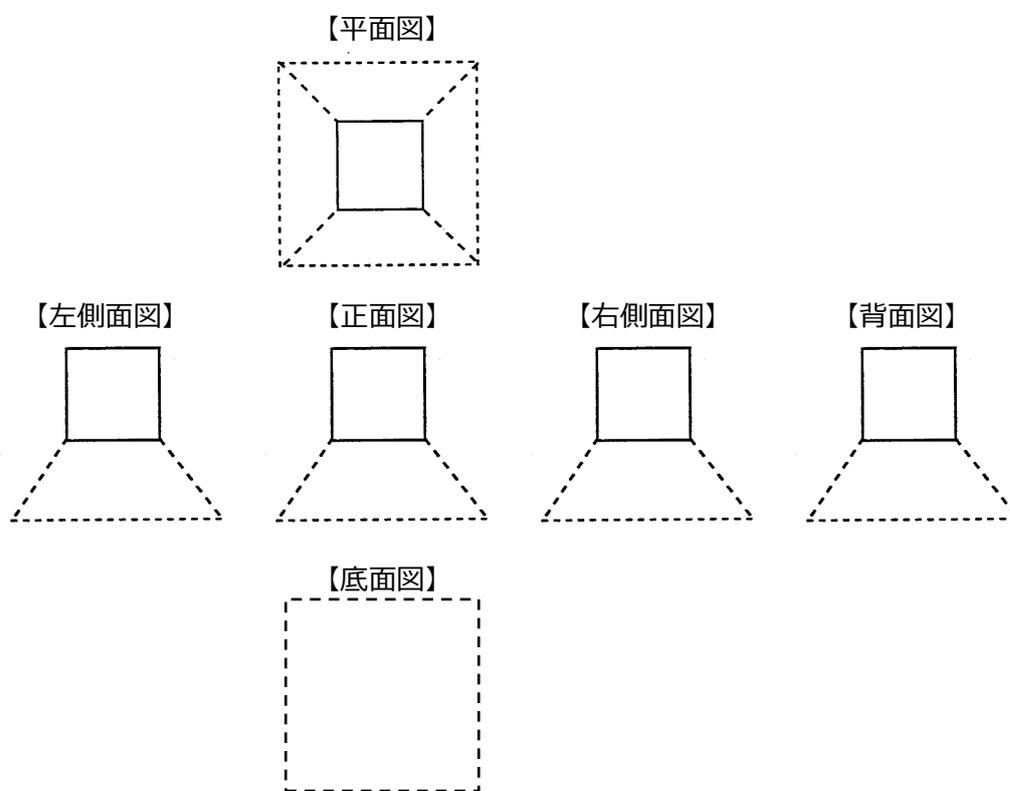
〔図 2.2-5〕の立体において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、〔図 2.2-6〕のように、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定します。

〔図 2.2-5〕立体物の例



〔図 2.2-6〕【意匠の説明】及び図面の記載例

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。



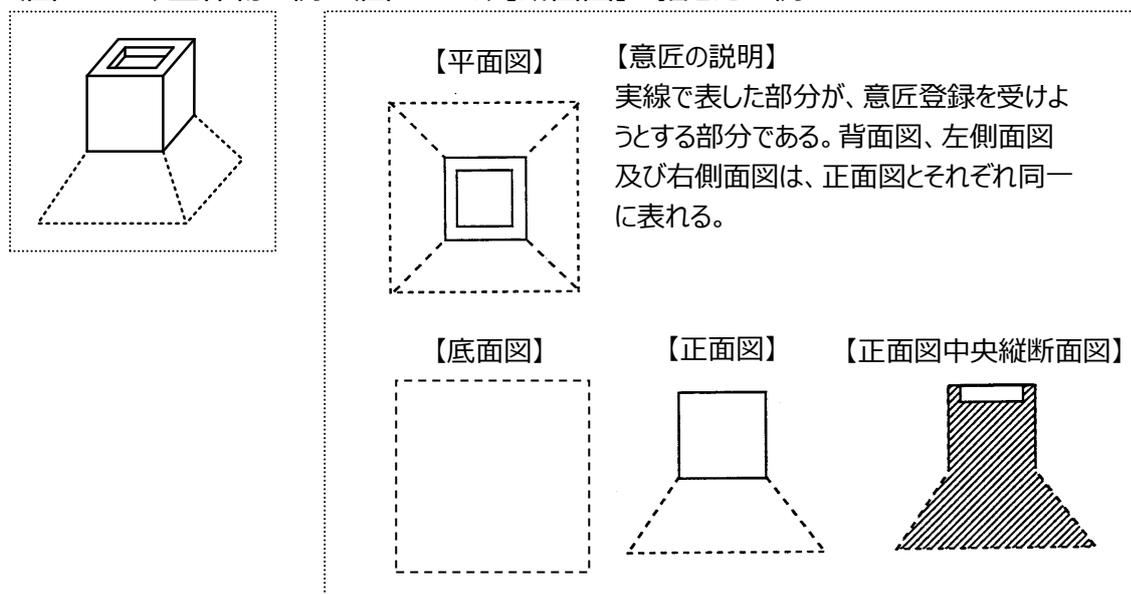
(2) 【断面図】の記載方法

①【断面図】の一般的な記載方法

【断面図】は、6面図で「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別して描いた方法と同じ表現で描きます。

例えば、〔図 2.2-7〕の立体における【断面図】は、〔図 2.2-8〕の【正面図中央縦断面図】のように「意匠登録を受けようとする部分」のみを実線で描きます（切断面を示すハッチングは、描き分ける必要はありません。）。

〔図 2.2-7〕立体物の例 〔図 2.2-8〕【断面図】の描き方の例



②「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定するために必要な【断面図】

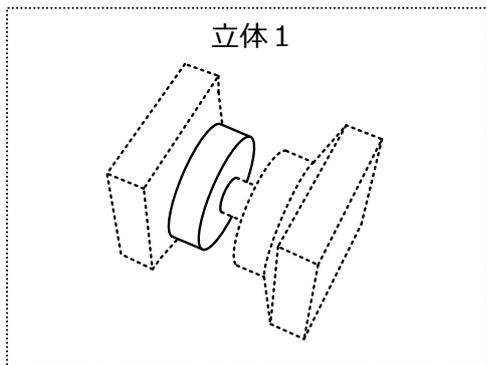
6面図のみでは、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定することができないときには、【断面図】を提出することによって特定します。

例えば、〔図 2.2-9〕の立体 1 の実線で表された部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする図面を作成する場合、6面図（〔図 2.2-10〕）のみでは複数の態様（〔図 2.2-11〕）が想定できるため、立体 1 の形状等を特定することができません。

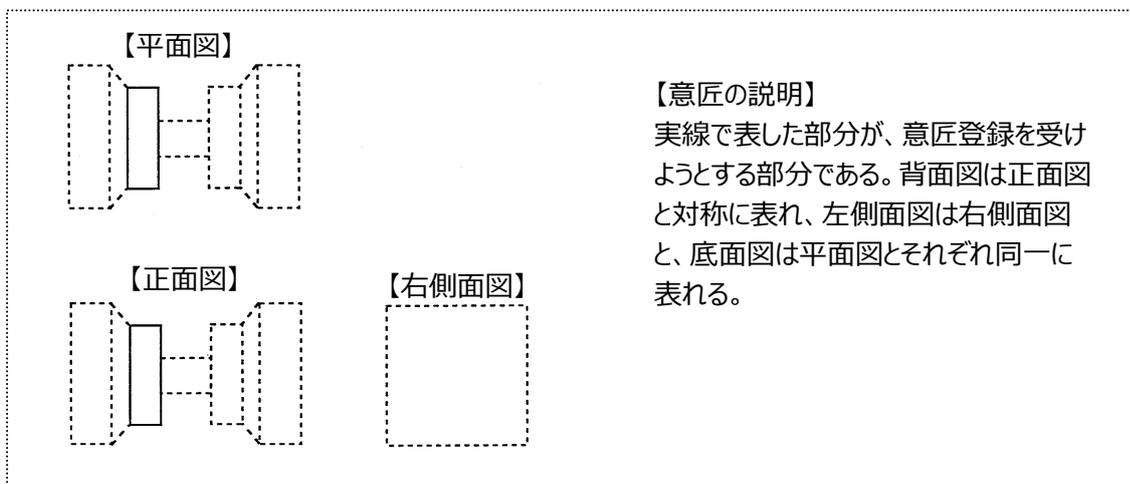
このような場合には、〔図 2.2-12〕に示すように二つの【断面図】を提出することによって「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定します。

なお、【断面図】を「意匠登録を受けようとする部分」の特定に用いる場合は、願書の【意匠の説明】の欄に、例えば、「断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。」と記載します。

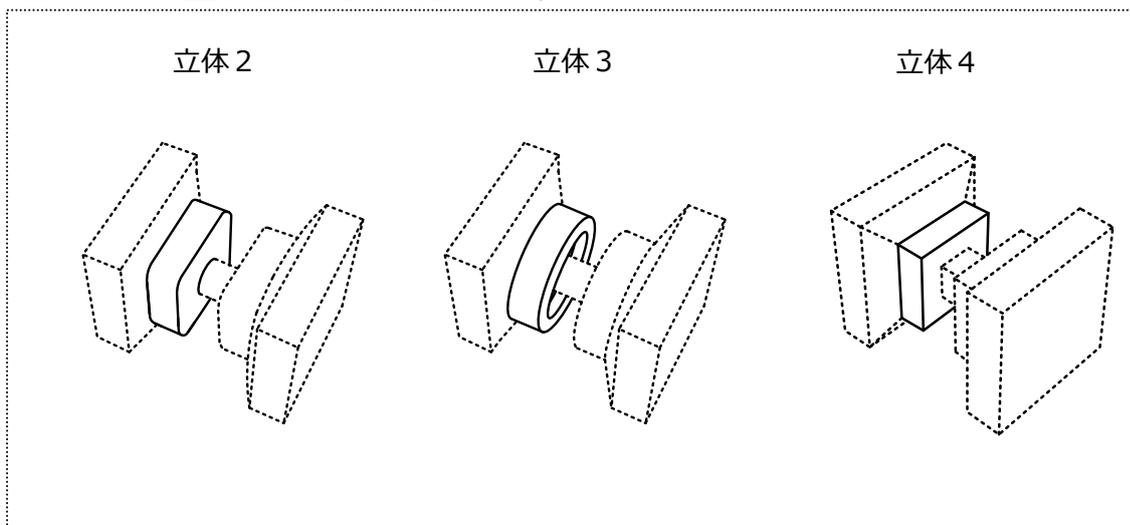
〔図 2.2-9〕立体物の例



〔図 2.2-10〕【断面図】を加えていない図面

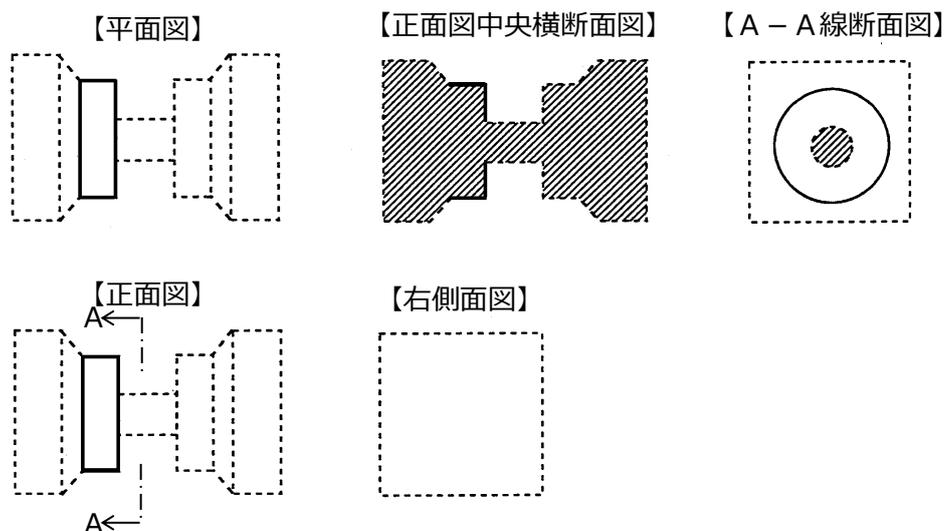


〔図 2.2-11〕上記図面から想定される態様



〔図 2.2-12〕「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形状等を特定できる図面

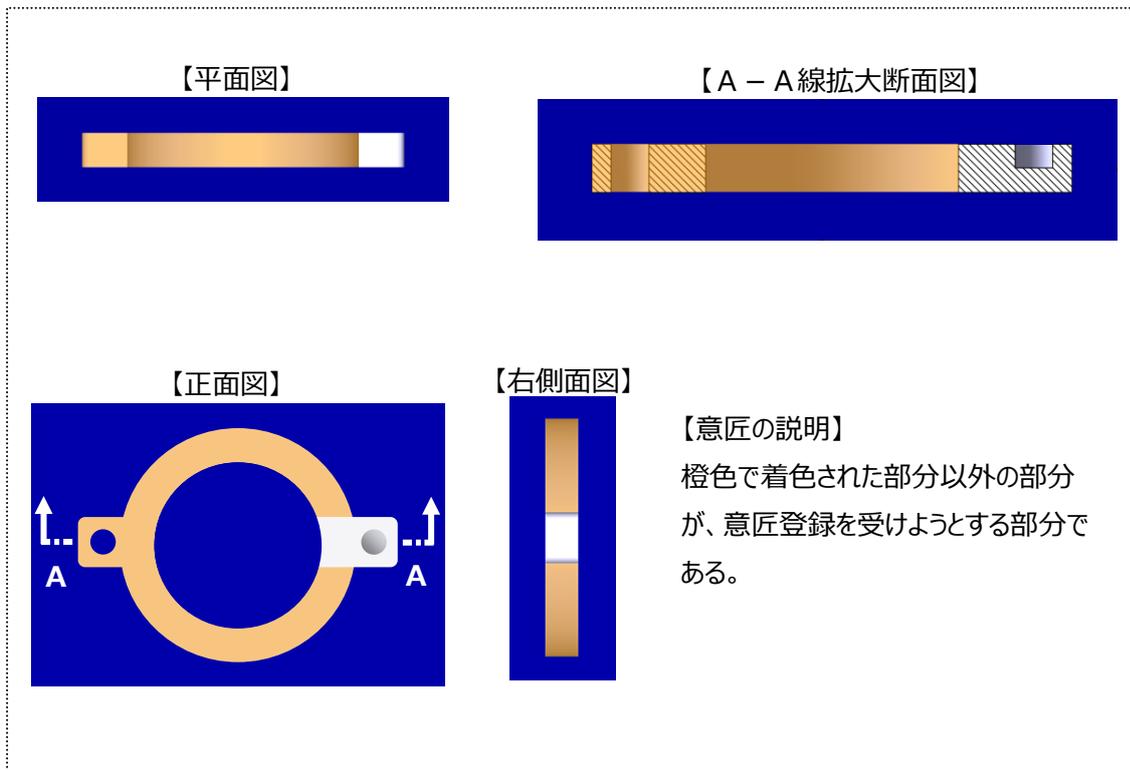
【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
正面図中央横断面図及び A - A 線断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。
背面図は正面図と対称に表れ、左側面図は右側面図と同一に表れ、底面図は平面図と同一に表れる。



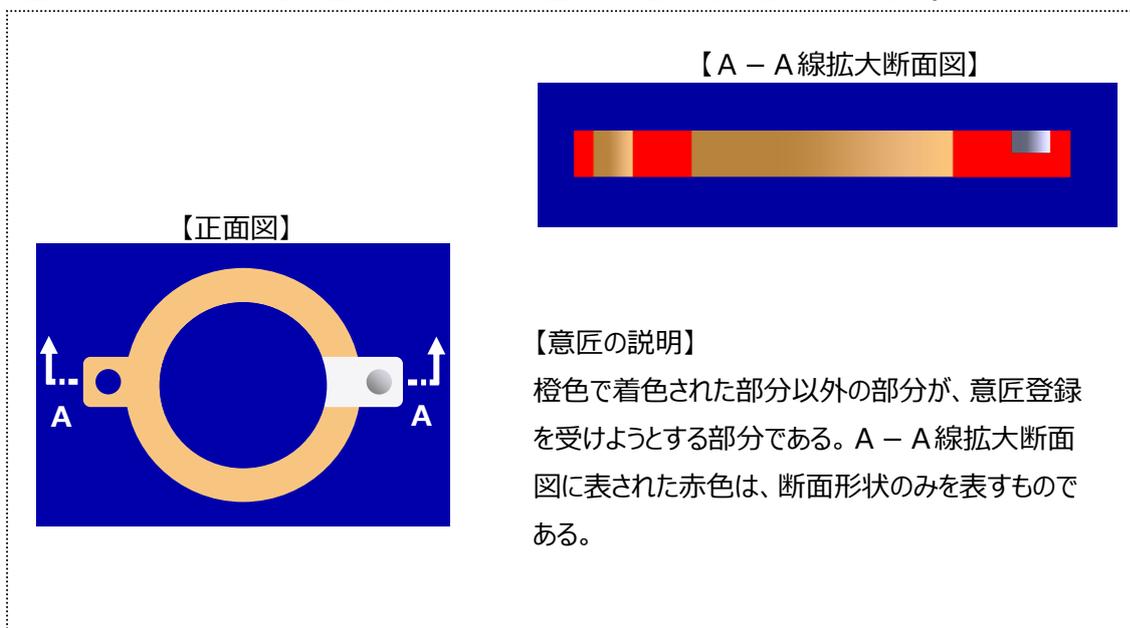
③ CGで作成された【断面図】

通常の図面と同様に、切断面（肉厚面等）には約 0.2mmの太さの平行斜線を引きます（様式 6 備考 5、16）（〔図 2.2-13〕）。なお、切断面を彩色で表現する場合には、その色彩は、意匠登録を受けようとする部分を特定するために使用した色彩を除き、かつ出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表された部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載します（〔図 2.2-14〕）。

〔図 2.2-13〕CGによる図の記載例



〔図 2.2-14〕CGによる図の記載例（断面形状を彩色で表現した場合）



(3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について

「意匠登録を受けようとする部分」を実線で表す場合、「意匠登録を受けようとする部分」は閉じられた領域ですから、その領域の輪郭が形状線（例えば、角部の稜線）と一致すれば、輪郭全体を実線で描けば「意匠登録を受けようとする部分」を特定した部分として表すことができます。

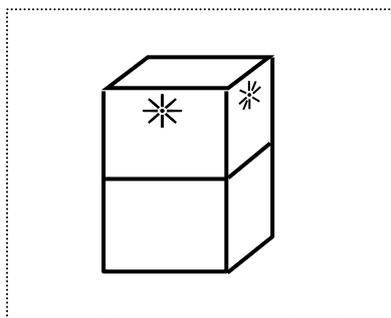
しかし、平坦な面に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を設ける場合は、次のように表します。

①「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界を異なる材質（あるいは部材）の境界とする場合

a) 【意匠の説明】の欄にその旨を記載する。

例えば、〔図 2.2-15〕の立体において、周側面の平坦部に材質（あるいは部材）の切り替え部として表れる実線を境界とする上半部分について意匠登録を受けようとする場合には、下図〔図 2.2-16〕のように記載します。

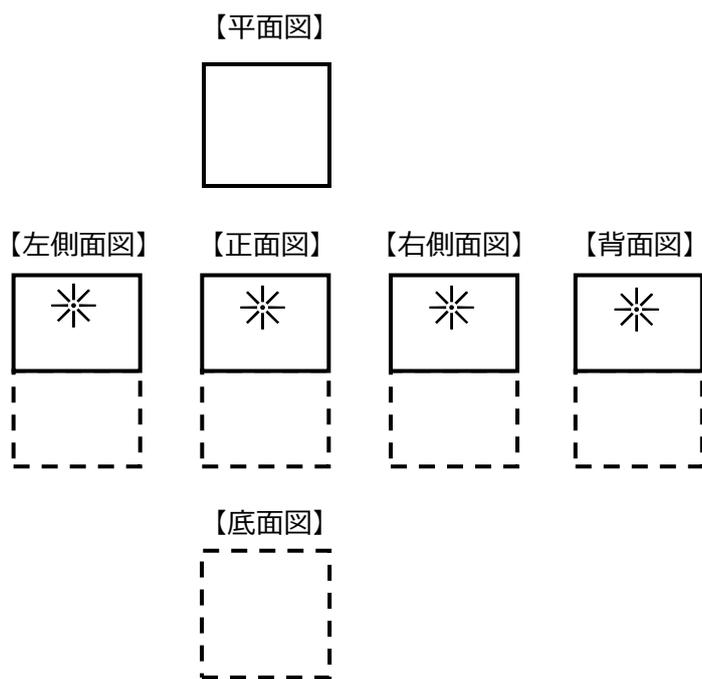
〔図 2.2-15〕異なる材質で構成された立体物



〔図 2.2-16〕【意匠の説明】に材質の異なる部分を境界とする旨を記載する例

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

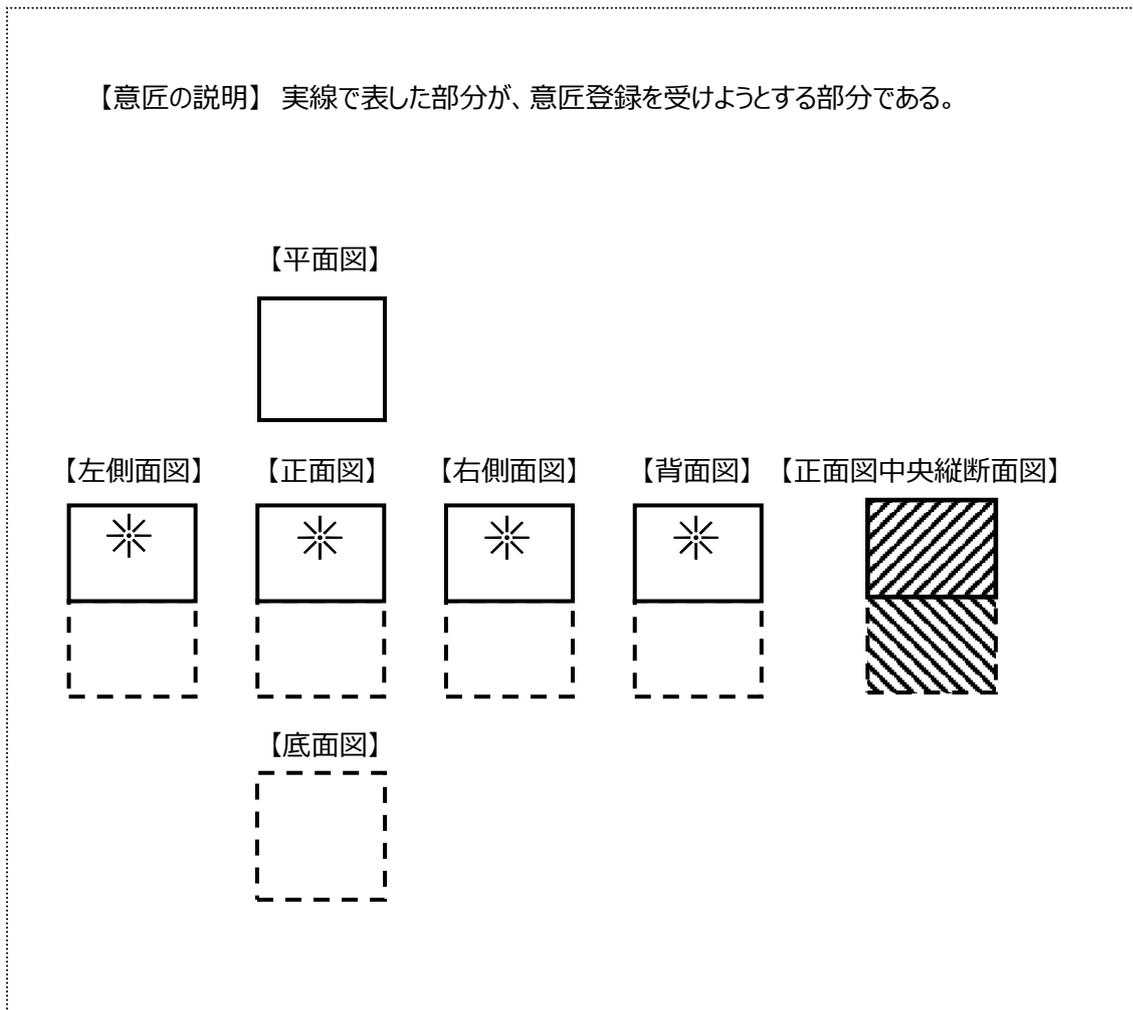
意匠登録を受けようとする部分の周側面下部に表れる線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線ではなく、材質の切り替え部として表れる線である。



b) 【断面図】を活用する。

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が異なる材質（あるいは部材）の境界部分である場合、断面図で異なる材質の境界を示すことによって、「意匠登録を受けようとする部分」を特定して表すことができます。断面図は、材質（あるいは部材）の切り替え部を境として、ハッチング（切断面に描く平行斜線）の向きを変えて描きます。

〔図 2.2-17〕【断面図】で材質の異なる部分を境界とすることを表す例

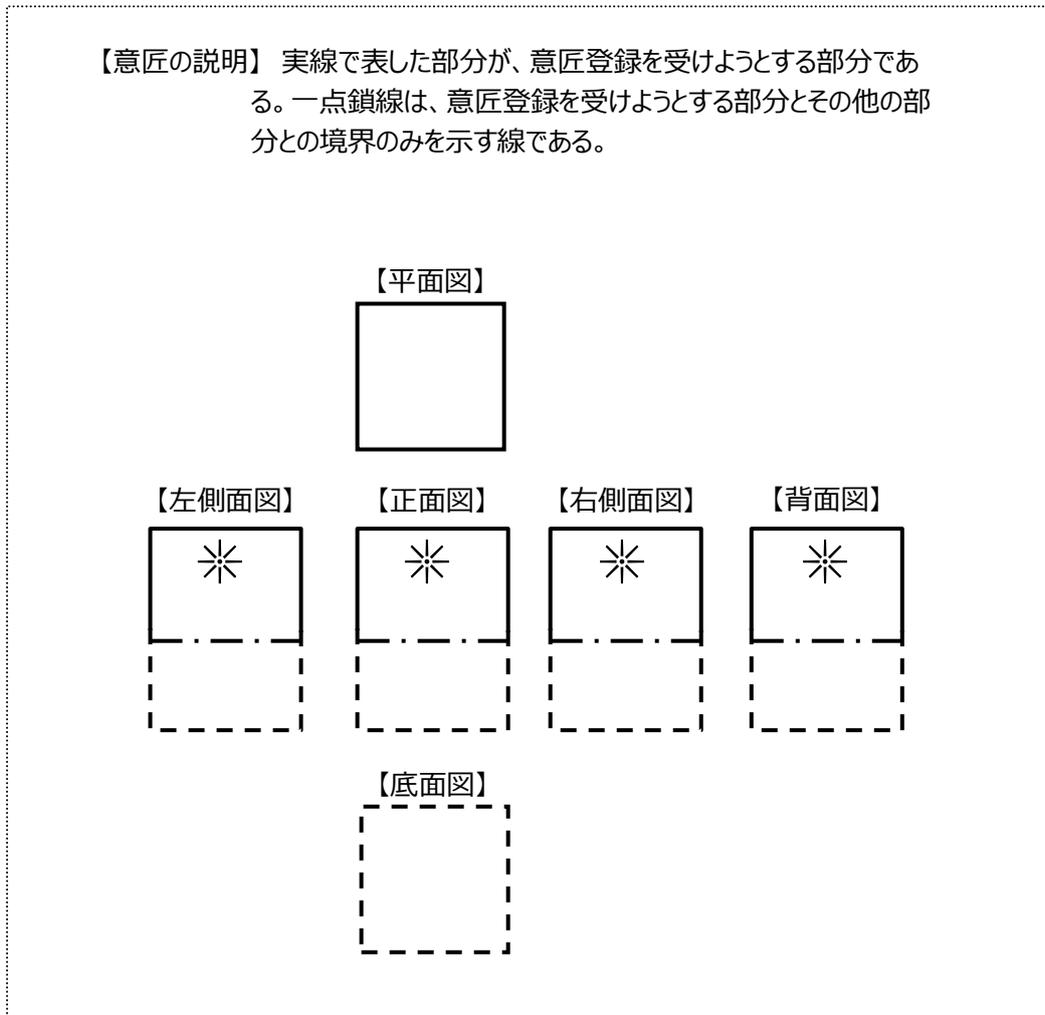


②「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界に実線が存在しない場合の作図方法

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界にしたい箇所に前記のような材質等の境界が実在しない場合には、「境界を示す線」として一点鎖線等を用いて境界を示します。そして、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。」旨記載します。

a) 立体的な部分を境界とする場合

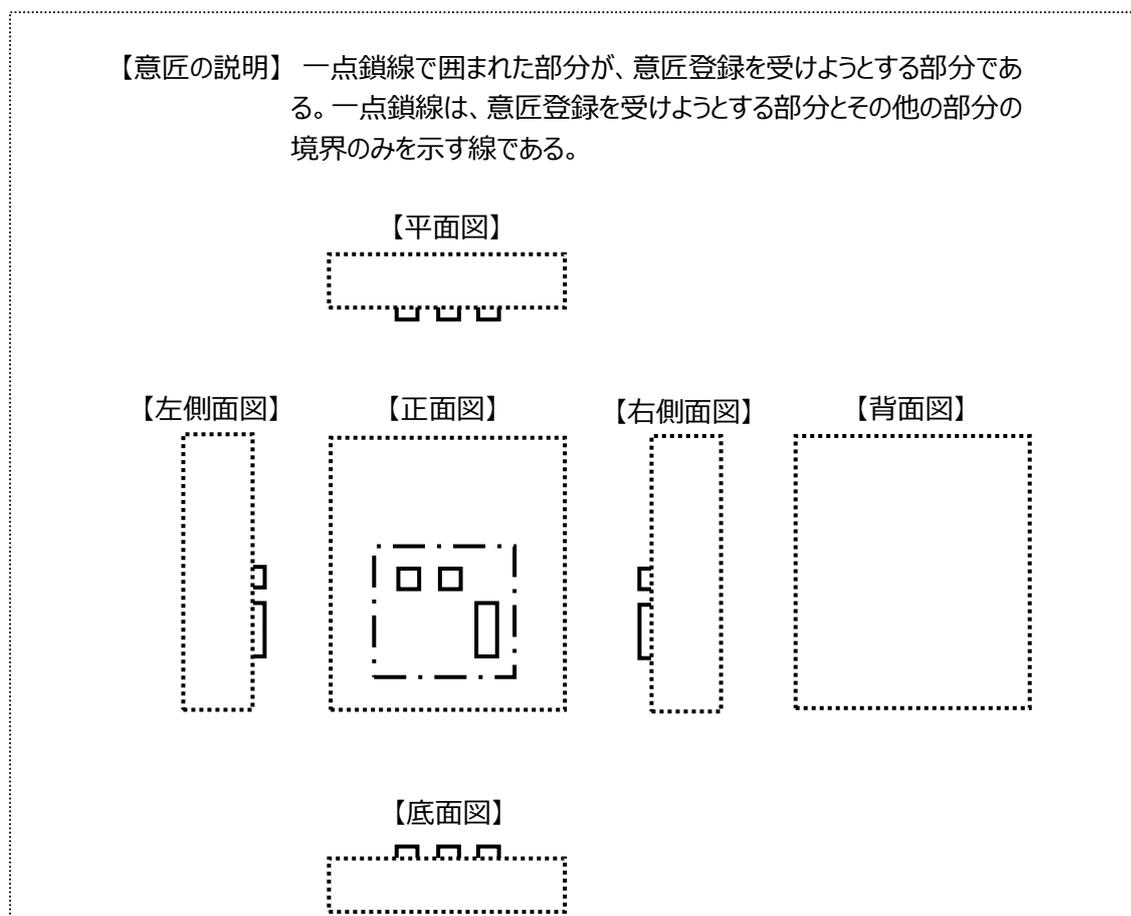
〔図 2.2-18〕立体的な部分の「境界を示す線」を表す例



b) 平面的な部分を境界とする場合

三つの突出部を含む部分について、意匠登録を受けようとする場合は、〔図 2.2-19〕のように記載することにより、当該部分を特定することができます。この場合、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線で囲まれた部分が、意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。」等と記載します。

〔図 2.2-19〕平面的な部分を境界とする場合の「境界を示す線」を表す例



③「境界を示す線」が不明確な事例

境界を示す線が何ら描かれていない場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲が不明確であり特定することができませんが、「境界を示す線」を「その他の部分」と同じ破線で描いた場合も、特殊な場合を除き、どれが「境界を示す線」かが不明確であるので「意匠登録を受けようとする部分」を特定したことになりません。

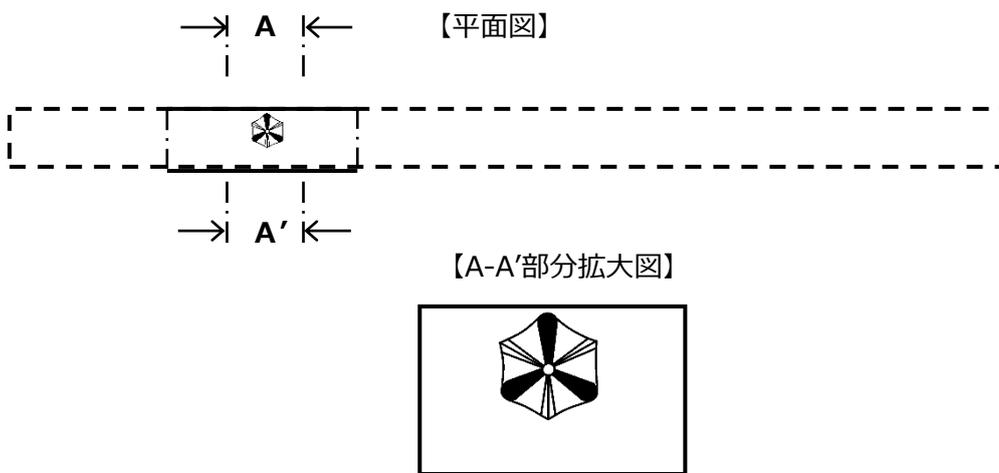
(4) 【拡大図】について

6面図のみでは細部を十分に表せないときには、【拡大図】で表します。

〔図 2.2-20〕【部分拡大図】の周縁が「意匠登録を受けようとする部分」である場合

【意匠に係る物品】染帯

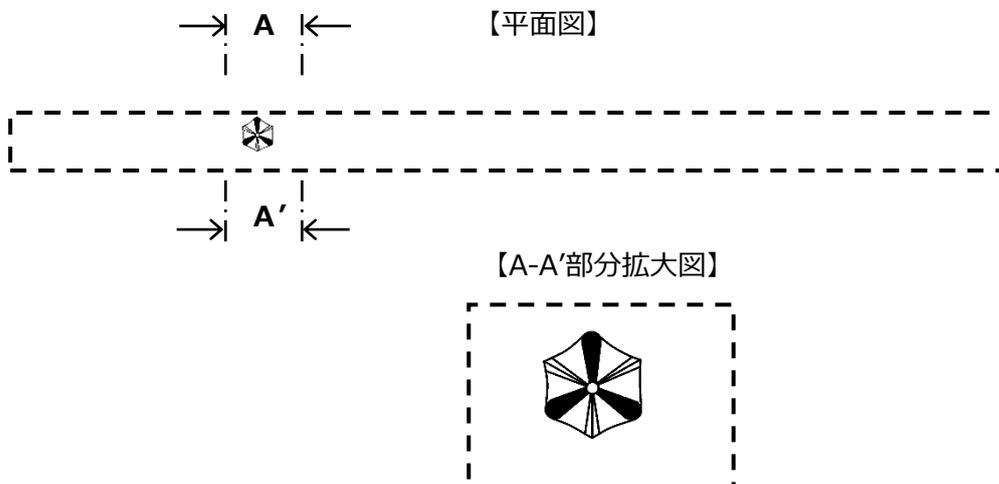
【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。



〔図 2.2-21〕【部分拡大図】の周縁が「その他の部分」である場合

【意匠に係る物品】染帯

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。



(5) 【操作部等を説明する参考図】等について

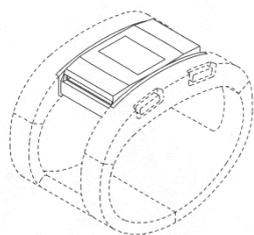
全体意匠と特に異なる点は、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を明らかにする点です。(意匠審査基準 第三部 第1章 3. 意匠が具体的なものであること 参照)

そのため、当該分野の通常の知識で、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を理解できるものでなければ、【意匠に係る物品の説明】の欄の記載、【操作部等を説明する参考図】、【各部の名称を示す参考図】等によって、当該部分の用途及び機能を明確にします。

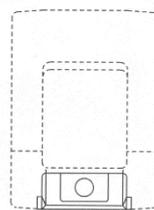
〔図 2.2-22〕【各部の名称を示す参考図】の作成事例

【意匠に係る物品】記録媒体用記録再生機及びモニター付電子スチルカメラ
【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

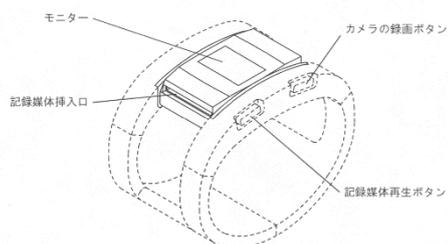
【斜視図】



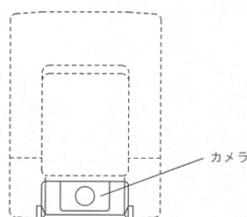
【平面図】



【各部の名称を示す参考斜視図】



【各部の名称を示す参考平面図】

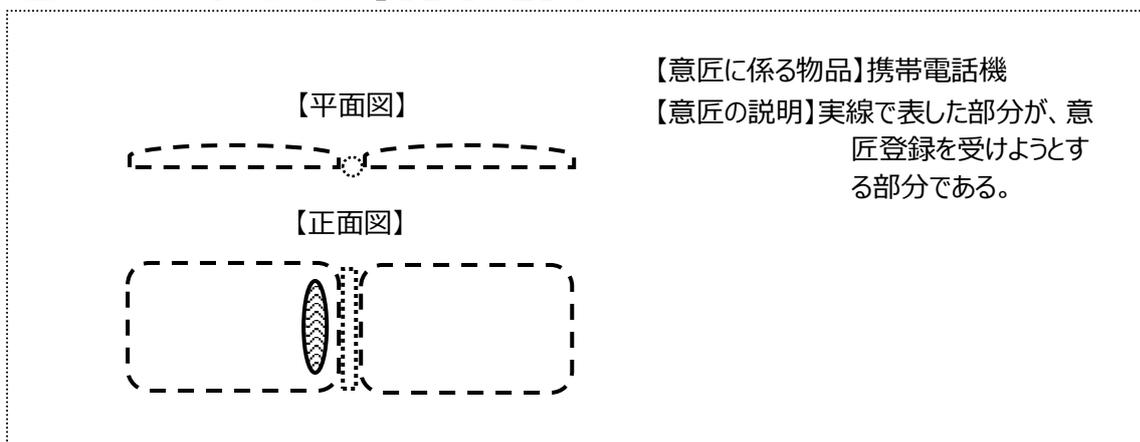


(6) 「その他の部分」について

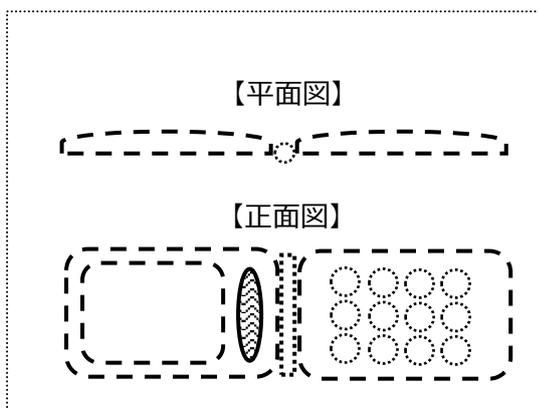
「その他の部分」は、「意匠登録を受けようとする部分」の物品等の全体における位置、大きさ、範囲が特定されるように表します。(意匠審査基準 第三部 第1章 3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例 参照)

例えば、下記の〔図 2.2-23〕は、【意匠に係る物品】が「携帯電話機」で「意匠登録を受けようとする部分」をスピーカー部（縦長実線部分）としたものですが、この図〔図 2.2-23〕では、「意匠登録を受けようとする部分」であるスピーカー部が、「携帯電話機」という物品の各部に対してどの位置に表されているかを特定することができません。そこで、スピーカーという機能を有する「意匠登録を受けようとする部分」の位置を特定するために、「その他の部分」を次の〔図 2.2-24〕〔図 2.2-25〕の二つの図に表された程度に各部の形状等を表します。

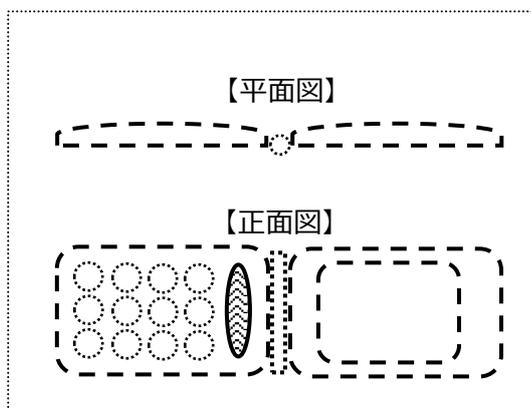
〔図 2.2-23〕「その他の部分」を省略し過ぎた例



〔図 2.2-24〕「その他の部分」を位置を特定できる程度に描いた例



〔図 2.2-25〕「その他の部分」を位置を特定できる程度に描いた例



(7) 物品の孔部について意匠登録を受けようとする場合

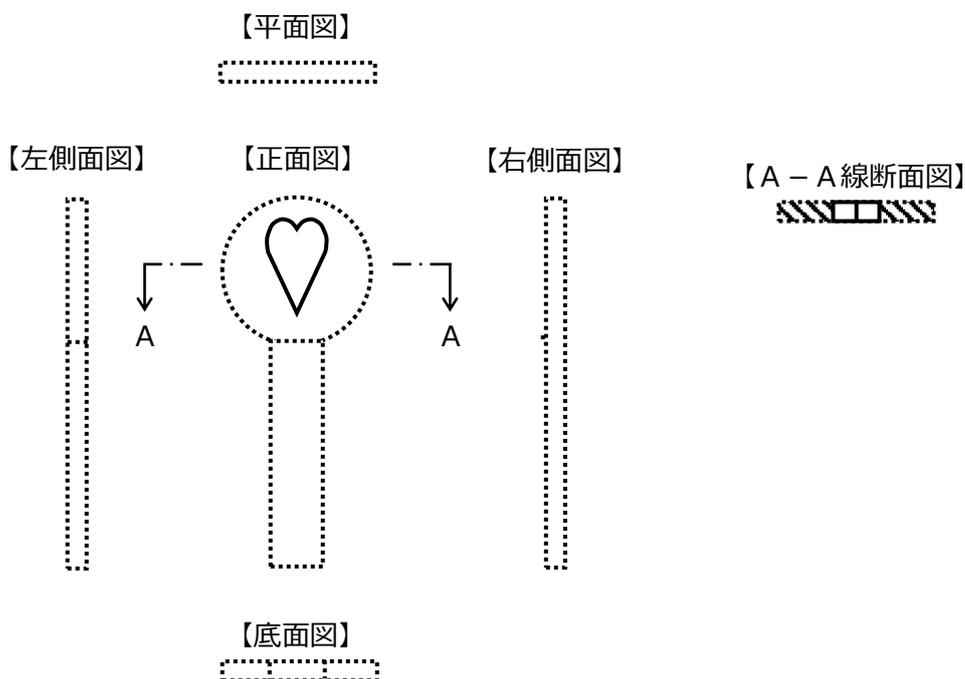
「孔」あるいは「切り欠き部」自体は、空間であって物品の外観とはいえません。しかし、「孔」あるいは「切り欠き部」を囲む壁面を「意匠登録を受けようとする部分」とすることによって、「孔」あるいは「切り欠き部」の形状等を表すことができます。

〔図 2.2-26〕「意匠登録を受けようとする部分」を断面図により明らかにした例

【意匠に係る物品】鍵材

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。背面図は正面図と対称に表れるので背面図を省略する。

A - A線断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。



(注) 上記事例において、【A - A線断面図】が出願当初に提出されていないと、正面図上部のハート型部分は、一般に「線模様」なのか「孔」なのかを特定することが困難です。

〔図 2.2-27〕「意匠登録を受けようとする部分」を斜視図により明らかにした例

【意匠に係る物品】ケーブル収納用内管保持具

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。

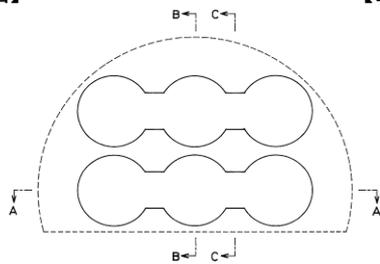
【平面図】



【左側面図】



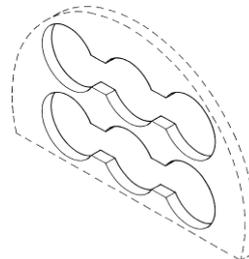
【正面図】



【B-B線断面図】



【斜視図】



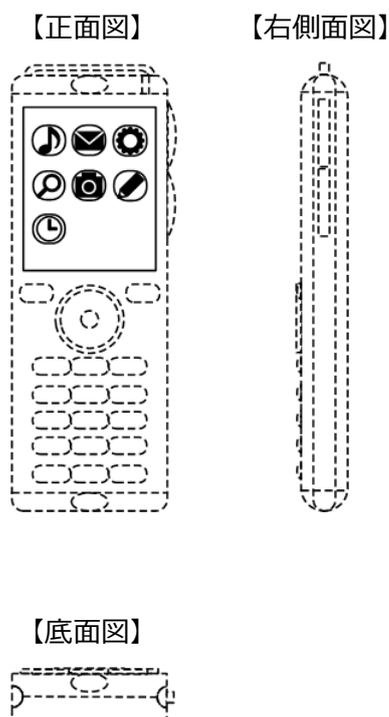
(8) 「その他の部分」のみが表れる図について

物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合、「意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能」、「意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲」、「意匠登録を受けようとする部分の形状等」が明確になっていれば、「意匠登録を受けようとする部分」以外の、「その他の部分」のみが表れる図を表す必要はありません。

〔図 2.2-28〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

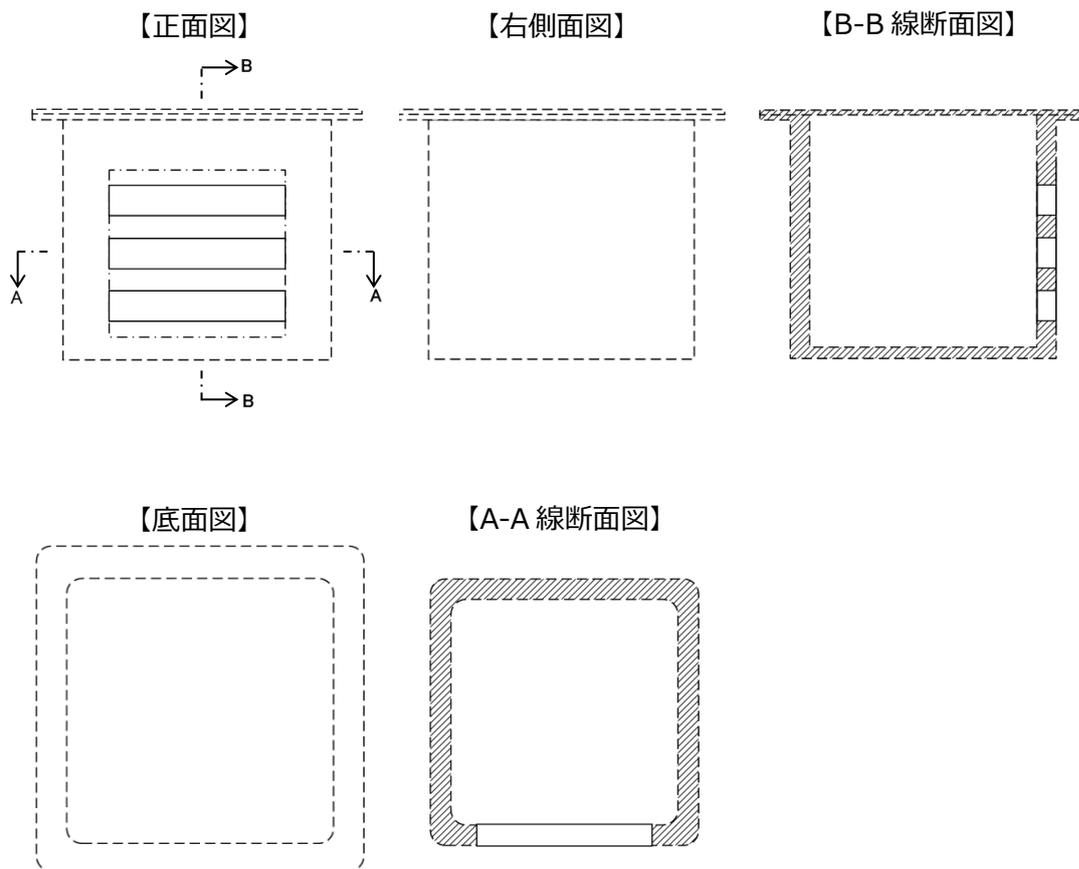
【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。



〔図 2.2-29〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例

【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

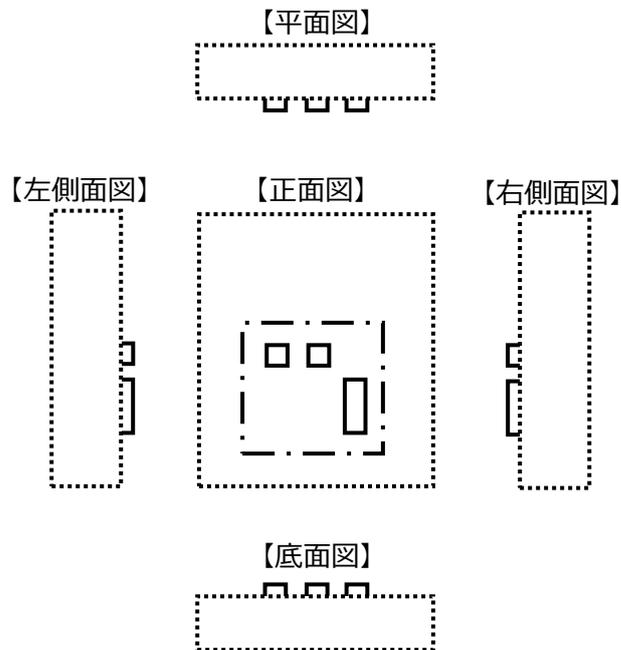


意匠登録を受けようとする部分の範囲と、その形態が特定できる適切な例です。このように意匠登録を受けようとする部分の特定には、断面図等が必要な場合がありますのでご注意ください。

〔図 2.2-30〕その他の部分のみが表示される図を記載しない例

【意匠に係る物品】照明器具用リモートコントローラー

【意匠の説明】一点鎖線で囲まれた部分が、意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。

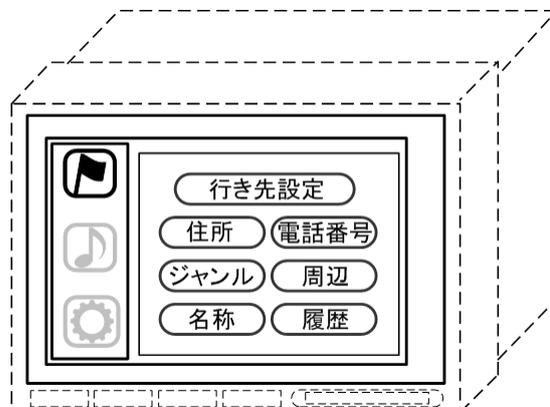


〔図 2.2-31〕その他の部分のみが表示される図を記載しない例

【意匠に係る物品】経路誘導表示機

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。「正面、平面及び右側面を表す図」はキャビネット図であり、傾角は45度である。

【正面、平面及び右側面を表す図】



〔図 2.2-32〕不適切な例（位置、大きさ、範囲が特定できない場合）

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【表示部を表す図】



（注）物品自体が有する表示部に表示される画像を意匠登録を受けようとする部分とする場合、その他の部分をすべて省略してしまうと、意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が特定できないため、適切ではありません。

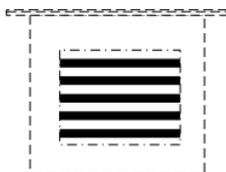
〔図 2.2-33〕不適切な例（意匠の特定ができない場合）

【意匠に係る物品】包装用容器

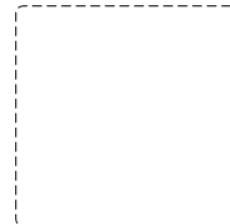
【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。また、当該部分は模様である。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

【平面図】

【正面図】

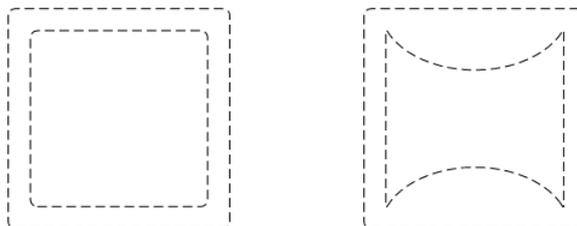


【右側面図】



（注）この例は最低限必要な 3 図が提出されていますが、容器の上面がつば状となっており、底面図を省略してしまうと意匠登録を受けようとする部分の形態を特定することができません。意匠の説明により実線部分が模様であることはわかりますが、平面模様であるのか曲面模様であるのか等不明なため一つの意匠を特定することができません。

【上記の 3 図から考えられる底面側の形状の例】



なお、あとから底面図を追加する補正を行った場合は、出願当初に不明であった意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲を明確なものとする必要がありますので、当該補正は却下されます。

2.3 「ひな形」又は「見本」の場合

ひな形又は見本の場合、ひな形又は見本について「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を黒色又は灰色等で塗りつぶすことにより、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。（様式 8 備考 3）その際は、容易に色落ち等しないよう注意してください。

なお、願書の【意匠の説明】の欄に、塗りつぶした部分以外の部分が「意匠登録を受けようとする部分」である旨を記載します。（様式 8 備考 3）

2.4 「図面代用写真」の場合

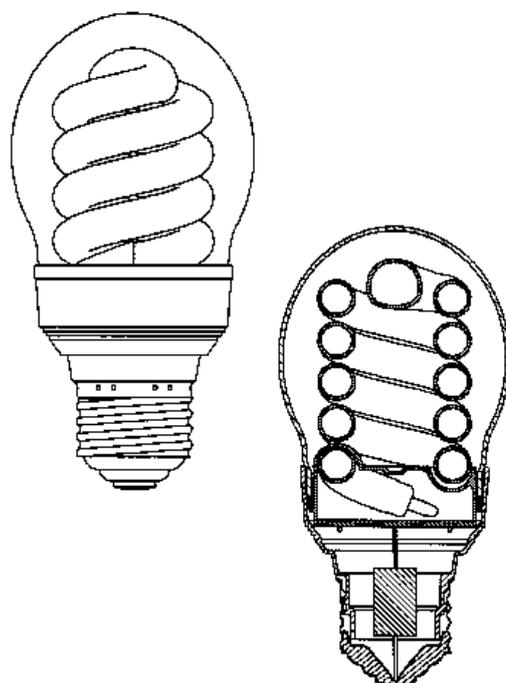
図面代用写真の場合、「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を着色する等により、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。

願書の【意匠の説明】の欄への「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法を記載します。

第3部 形状等の特徴別の表し方

意匠出願においては、様々な物品等の様々な形状等が対象になりますので、第1章に記載した願書及び図面の表し方の基本だけでは、どのように表すべきかが分からない場合があります。また、第1章では、例えば図の大きさのように、決められた様式の制約の下で、意匠を十分に表す特殊な方法については記載していません。

そこで、表し方の基本だけでは、どのように表すべきかが分からない、表し方が難しい等の特殊な形状等の意匠の表し方について、以下に記載します。



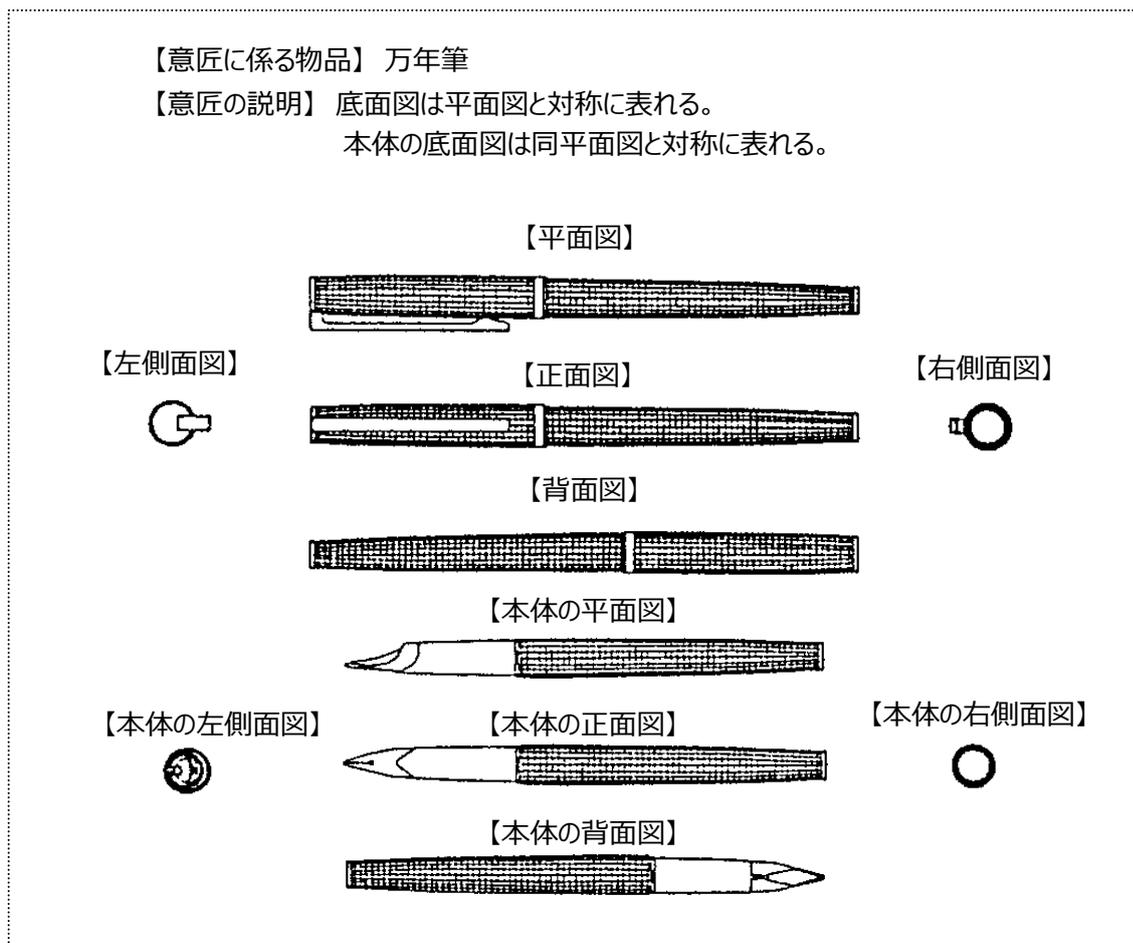
1. 分離する部分を有するものの場合

本体と蓋（キャップ）からなる「万年筆」や「包装用瓶」、雌部と雄部の一對の組合せからなる「バックル」などのように、意匠の一部または全部が各構成部品に分離できるものであって、組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほか、構成部品についての図も加えます。（様式 6 備考 19）

1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合

本体と蓋等からなる意匠について、本体と蓋等のそれぞれの構成部品の形状等も明らかにする必要のある場合、蓋を外して隠れた部分が現れた状態の図等を加え、蓋を外して隠れた部分が現れた状態の形状等を表示します。

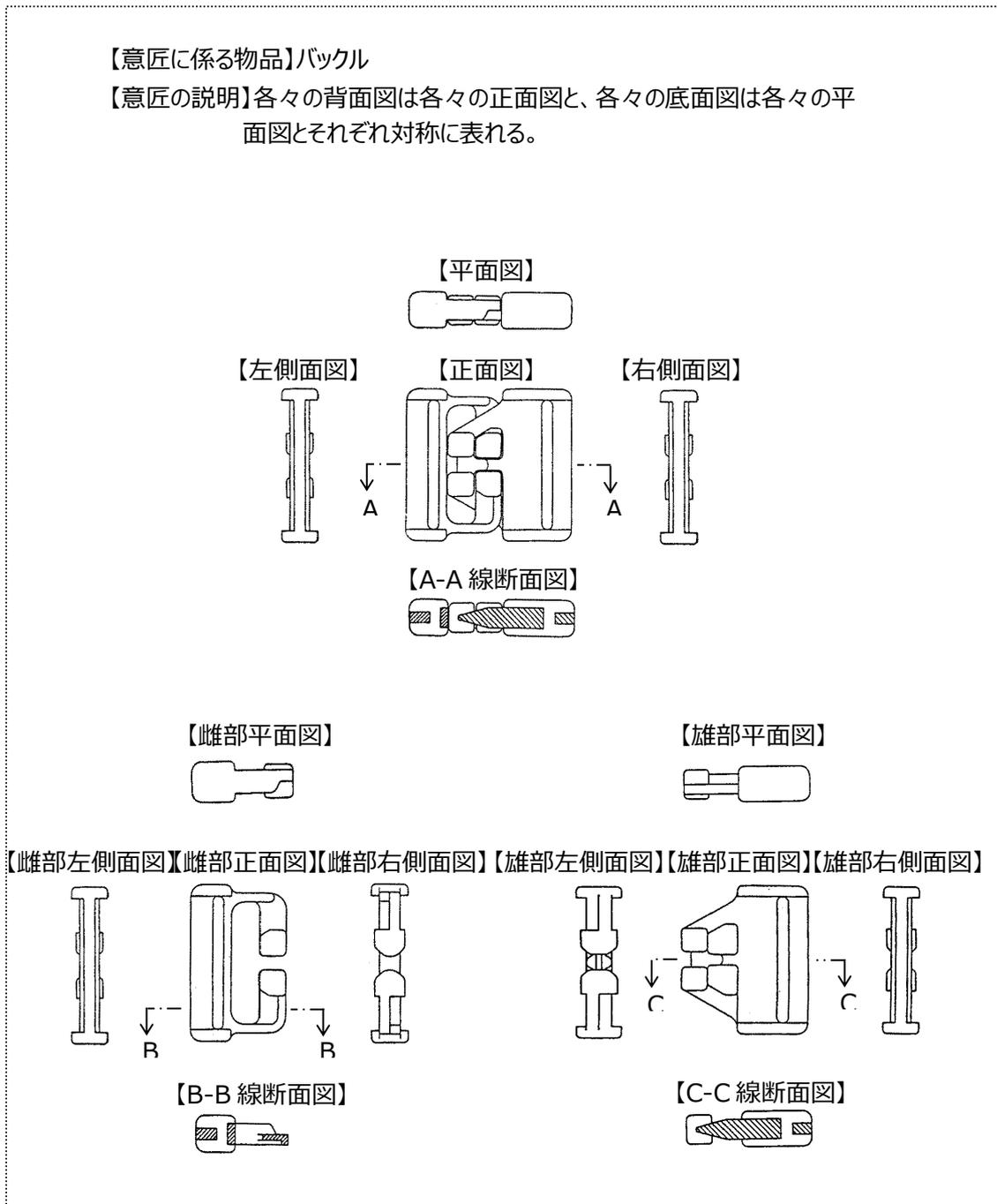
〔図 3.1-1〕全体の形状等とキャップを外した本体の形状等を表す図面の例



1.2 雌部と雄部一対からなる意匠の場合

雌部と雄部一対が組み合わさった状態からなる「バックル」、「衣服用ホック」、「家具用錠」等は、雌雄各々の形状等も明らかにする必要がある場合は、組み合わされた状態の図に加え、雌雄各々についての図も加えます。

〔図 3.1-3〕雌雄一対のものを表す図面の例



2. 開閉部を有するものの場合

意匠には、蝶番構造等による扉や蓋などの開閉部、起倒自在部などを有していて、その構造により閉じた状態と開いた状態、起こした状態と倒した状態のように態様に変化するものがあります。このような変化する状態も明らかにする必要がある場合、その物品の使用の状態や意匠創作上のポイント等を考慮して開閉等のどちらか一方の状態を主として、その状態を6面図等とし、他方の状態の態様を明らかにするのに必要な図を加えることで、態様の全体を明らかにします。

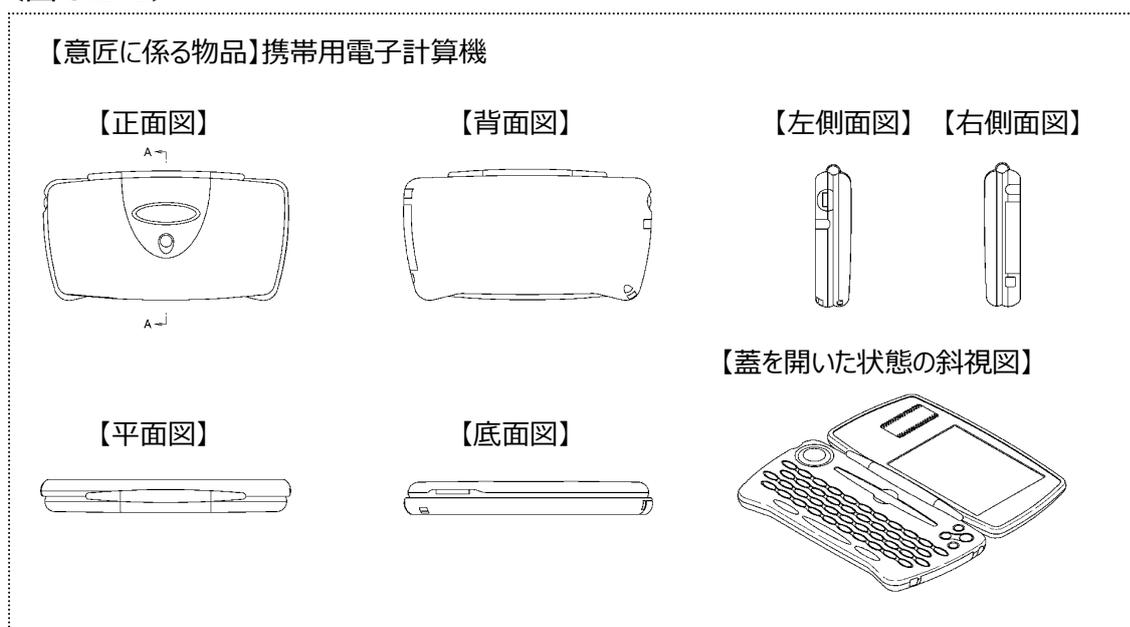
なお、蓋を閉じた状態の外観形状等だけを保護対象としたい場合は、その外観形状等のみを表します。

2.1 扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合

扉、蓋を開けた状態と閉じた状態のどちらかを主状態とする必要がない場合は、どちらの状態を主状態としてもかまいません。

例えば、〔図 3.2-1〕の意匠の場合、蓋を閉じた状態にも特徴があるので、閉じた状態を基本として6面図で表し、蓋を開けた状態を斜視図で表しています。なお、基本としない状態についても、その態様を明確に表すために必要な図を記載します。

〔図 3.2-1〕



2.2 蓋を閉じている状態が主状態である場合

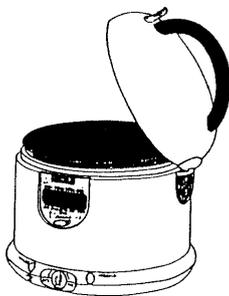
「オーブトースター」、「電気炊飯器」、「収納棚」などのように扉や蓋を有している意匠であつて、使用状態等から閉じている状態が主状態であるものについては、扉等を閉じている状態の形状等を基本となる6面図等とします。

そして、その扉等の開閉の態様、開けた状態の態様については、それらの態様での形状等が明らかになるように、【開扉状態の斜視図】、【断面図】等を加えます。

〔図 3.2-2〕

【意匠に係る物品】電気炊飯器

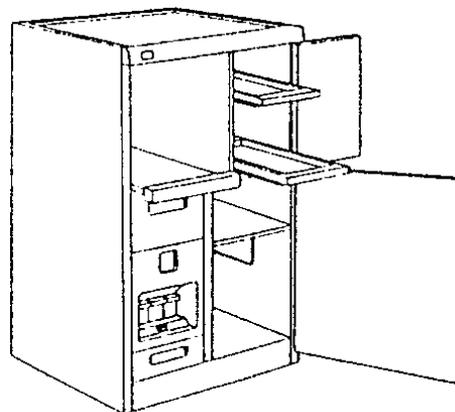
【開蓋状態の斜視図】



〔図 3.2-3〕

【意匠に係る物品】計量米びつ付き収納棚

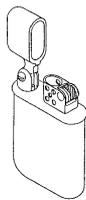
【開扉状態の斜視図】



〔図 3.2-4〕

【意匠に係る物品】ライター

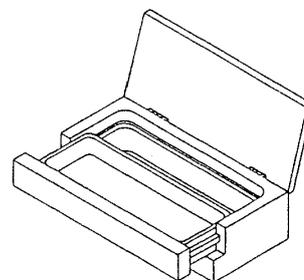
【開蓋状態の斜視図】



〔図 3.2-5〕

【意匠に係る物品】宝石箱

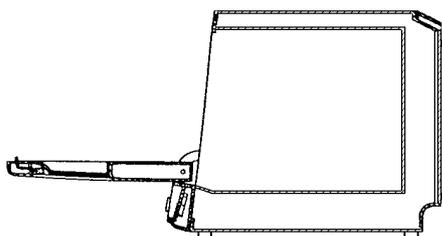
【蓋を開け引出を引き出した状態の斜視図】



〔図 3.2-6〕

【意匠に係る物品】電子レンジ

【内部機構を省略した B-B'線断面図】



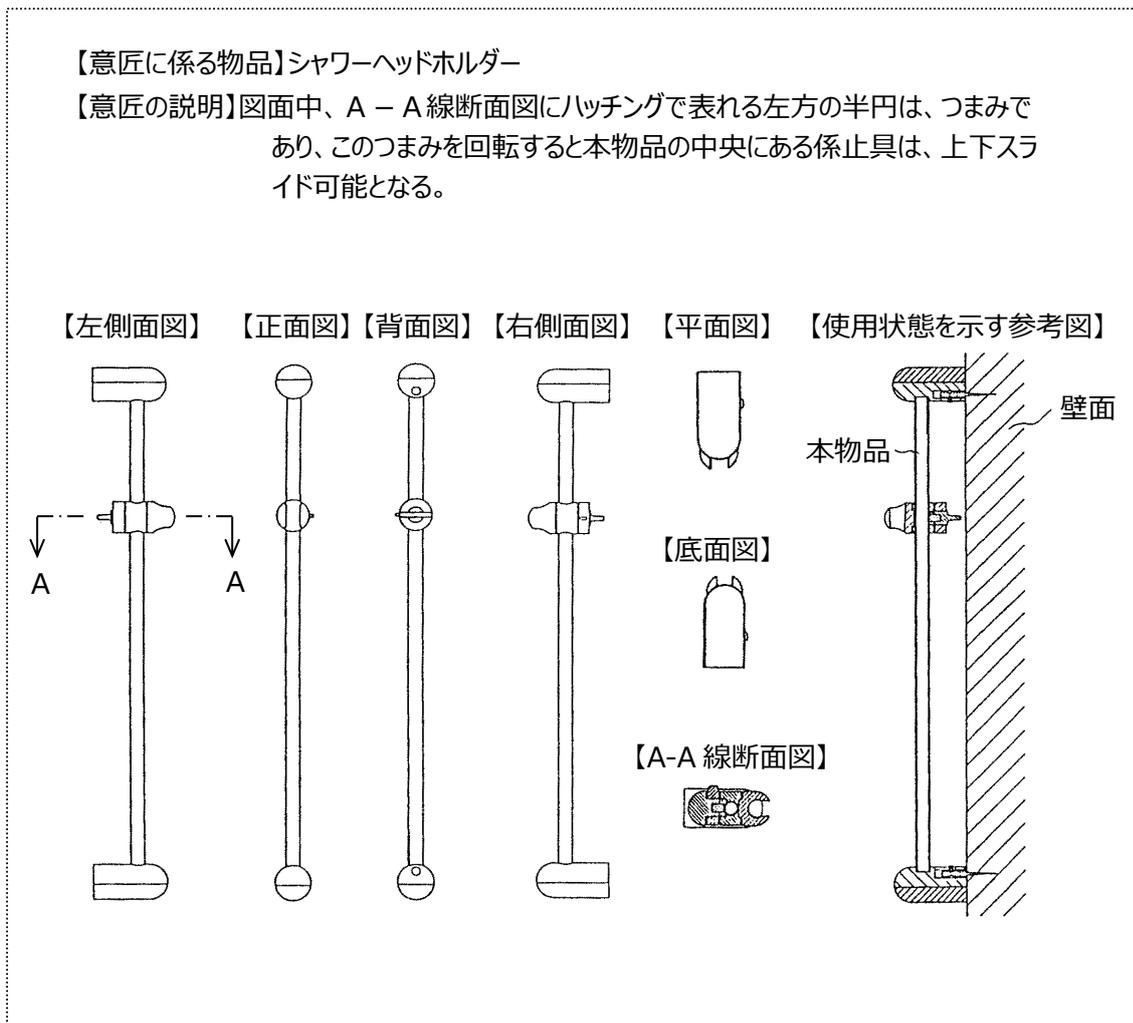
3. 一部分が可動する構成の意匠

3.1 一部分が移動する構成

一部が移動することによって全体の形状等が変化する状態を明らかにする必要がある場合には、願書の【意匠の説明】の欄に、移動する部分の範囲やどの方向にどのように移動するかの説明を記載し、また、その移動が当該物品分野においてありふれている場合を除き、移動途中の形状等、移動後の形状等を理解できるよう図で表します。

例えば、〔図 3.3-1〕の「シャワーヘッドホルダー」の意匠の場合、願書の【意匠の説明】の欄の記載と、6面図の他に加えた【A-A線断面図】と【使用状態を示す参考図】とによって移動可能な構成が理解でき、この意匠は、係止具が丸棒部の範囲で上下にスライド状に移動可能な形状等であることが明確になります。

〔図 3.3-1〕移動部分を有するものの表し方の例

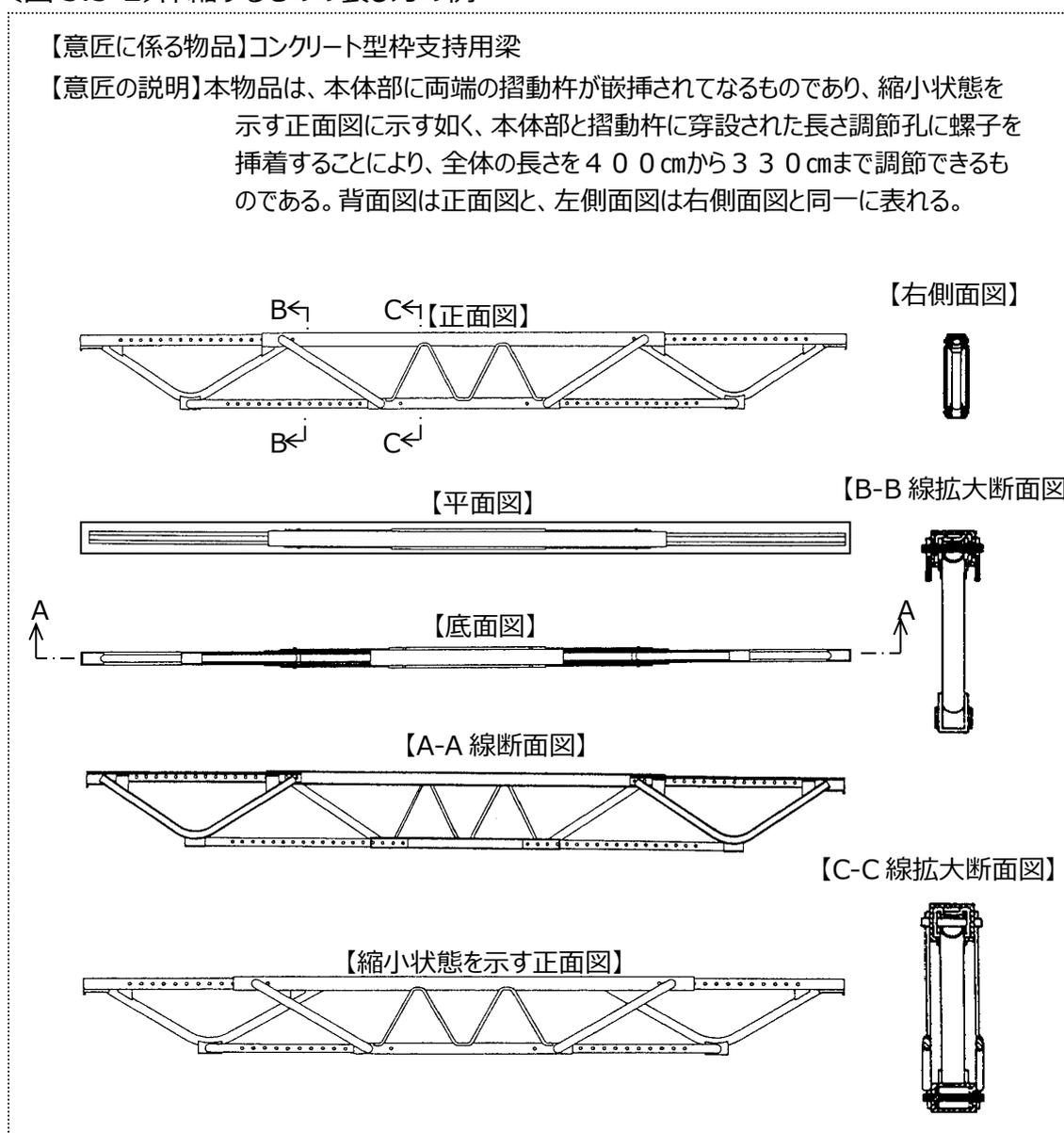


3.2 全部または一部が伸縮して形状等が変化する場合

物品の全部または一部が伸縮することによって形状等が変化する状態を明らかにする必要がある場合には、願書の【意匠の説明】の欄に、伸縮する部分の範囲や方向等の説明を記載し、また、その伸縮の具体的態様が当該物品分野においてありふれているものを除き、伸縮途中の形状等、伸縮後の形状等を理解できるよう図で表します。

例えば、〔図 3.3-2〕の「コンクリート型枠支持用梁」の意匠の場合、願書の【意匠の説明】の欄の記載と、6面図の他に加えた【縮小状態を示す正面図】によって、伸縮の態様と伸縮による変化前後の形状等が明確になります。

〔図 3.3-2〕伸縮するものの表し方の例



4. 透明または透光性を有するものの場合

4.1 「透明」と「透光性を有する」との違い

①「透明」とは、一般に、光が通過する物質の性質において、透過率が極めて高く、物質を通してその向こう側が透けて見える状態の性質を指します。

意匠法においては制定当初から、「透明」を意匠の構成要素として予定しており、「物品の全部または一部が透明である」とき、その旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載しなければならないと規定しています。（意 6 条 7 項）

②意匠出願において「透光性を有する」とは、「透明」と同様に光が透過する性質を有していますが、透過する光が拡散されるため、又は透過率が低いために、「透明」と違ってその材質を通して向こう側の形状等を明確に認識できない、又はまったく認識できない状態の性質を指します。磨りガラスや乳白色プラスチック等の材質の場合がそれに当たります。

そして、内部の光源などの光をその部分が通すことを説明しないと照明器具であることが理解できない等、材質の説明がないと物品が理解できない場合等には、「透光性を有する」旨を、願書の【意匠の説明】の欄に記載します。

4.2 願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点

①「透明」と「透光性を有する」は、前述のように視覚的に異なる材質であるので、どちらに該当するか、明確に表現します。透過性が高いものでも、それを通して見える形がはっきりしない場合は、「透光性を有する」ものに該当します。「透光性を有する」場合、見え方の程度を具体的に明らかにするには、その状態を写真等で表します。

なお、「透明体」、「透明材質」は「透明」と同じ意味で、また、「透光（性）材質である」は「透光性を有する」と同じ意味で使用できます。

②「着色透明」、「有色透明」などの表現は、不特定の色彩を意匠の構成要素とすると理解され意匠が特定しないものになりますので、使用しないでください。具体的な色彩を構成要素とする場合は、【意匠の説明】への記載でなく、図面に表します。

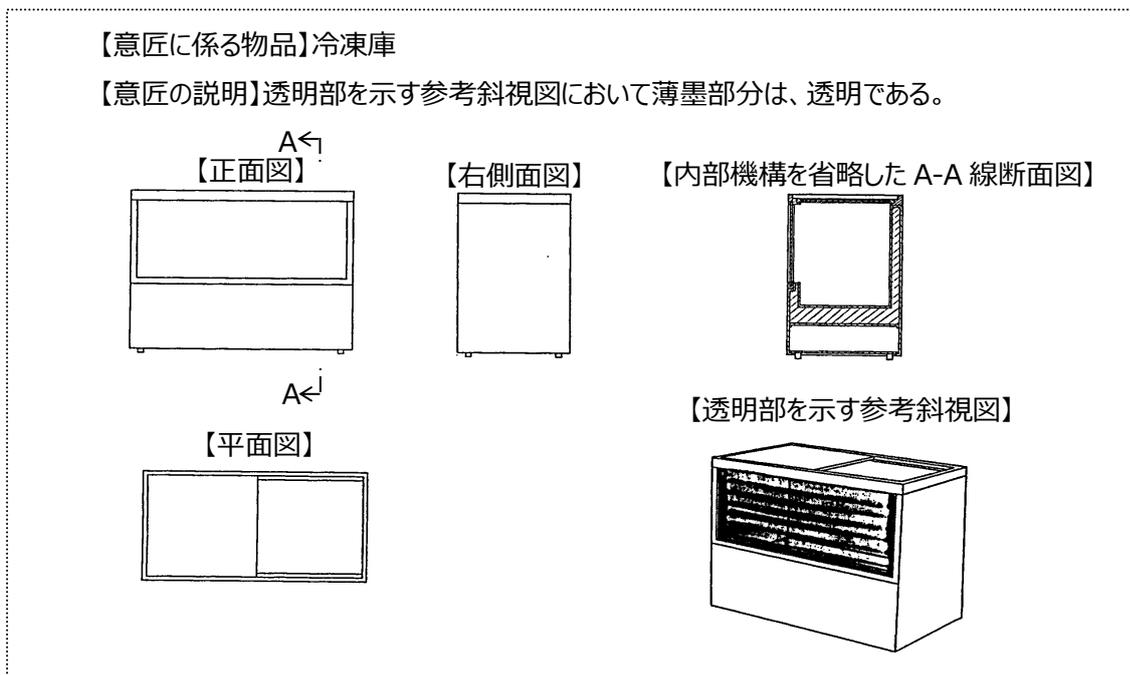
④「透明」であることの【意匠の説明】への記載を省略できる場合があります。

- a) 図面代用写真で表した場合に、透明であることが明確に理解できる場合
- b) 物品の性質上当然透明と認識できる場合（例えば、計器類の表示部を保護するガラスのカバー部、眼鏡のレンズ部等）であって、図面上で見えるままの形状等を表現している場合

4.3 【参考図】を使用した透明部の特定方法

透明等である旨は、願書で説明すれば足りるのですが、物品の一部が透明等であって、説明だけではその部位が特定できないときは、願書の【意匠の説明】の欄への記載と【透明部を示す参考図】による両方で明確にします。透明部を示す図は、透明部分について、薄墨を施す等によって他の部分と見分けがつくようにします。そのため、意匠を構成しない要素を含む図になりますので、6面図の図を用いることができません。【参考図】を用いて表します。

〔図 3.4-1〕透明部を示す【参考図】を加えた例



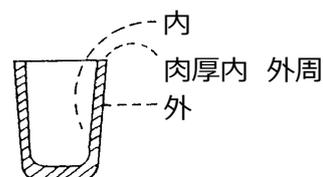
4.4 透明な意匠の作図方法

透明な部分は、向こう側が透けて見えるので、透けて見える部分をどのように図示するか等、特殊な表現が必要な場合があり、以下のように表します。

①透明な意匠は、透けて見える部分についても見えるまま描くことが基本です。

②様式 6 備考 27 に、物品の全部又は一部が透明である場合の図面の作成要領が次のように示されており、その態様に該当する場合は、その要領に従って作成します。

- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
- ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれかに模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さないので、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
- ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか 2 以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。



この要領によれば、例えば電球の場合は、イの要領に該当し、透けて見える部分をそのまま表す図を描きます。ただし、肉厚は 6 面図等には表さず、断面図によって表します。

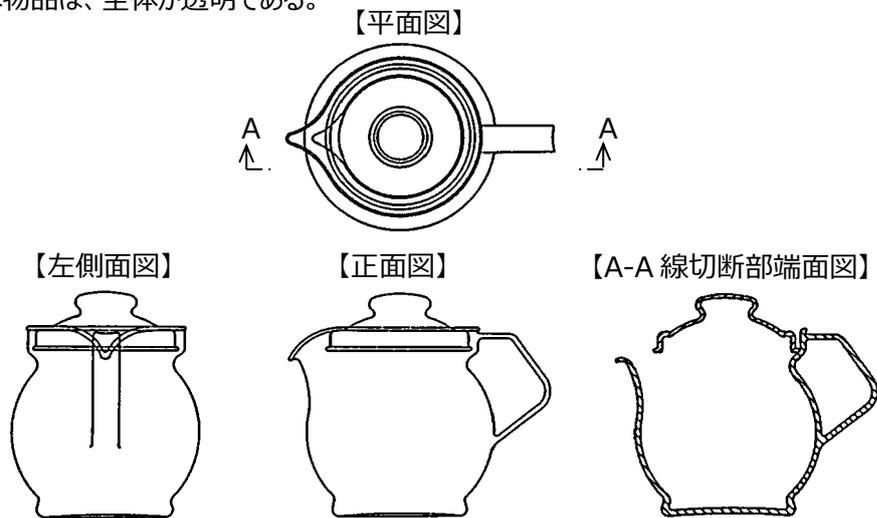
③上記要領を基本としつつも、見えるまま描くと形状線が重なってしまう等、かえって意匠が明確に図示されない場合は、【意匠の説明】の欄の記載と合わせて、分かり易い表現方法とすることができます。例えば、物品の全部が透明の場合、図は不透明体として描き、【意匠の説明】の欄に「本物品は、全体が透明である」との説明を記載します。ただし、このような分かり易い表現方法の場合、透けて見えるはずの形状等が、断面図等によって理解できるように表されていないと、形状等が不明確になる点に注意します。

④透けて見える部分を透けて見えるまま描くことについて、実際は光の屈折によって向こう側の形状等が歪んで見えることがありますが、作図においては、レンズ状等で歪んで見えることを意図したもの以外は、光の屈折が無いものとして描きます。(ただし、写真の場合は、写し出されたままで出願します。)

〔図 3.4-2〕透明なものを透明体として描いた図面の例

【意匠に係る物品】ティーポット

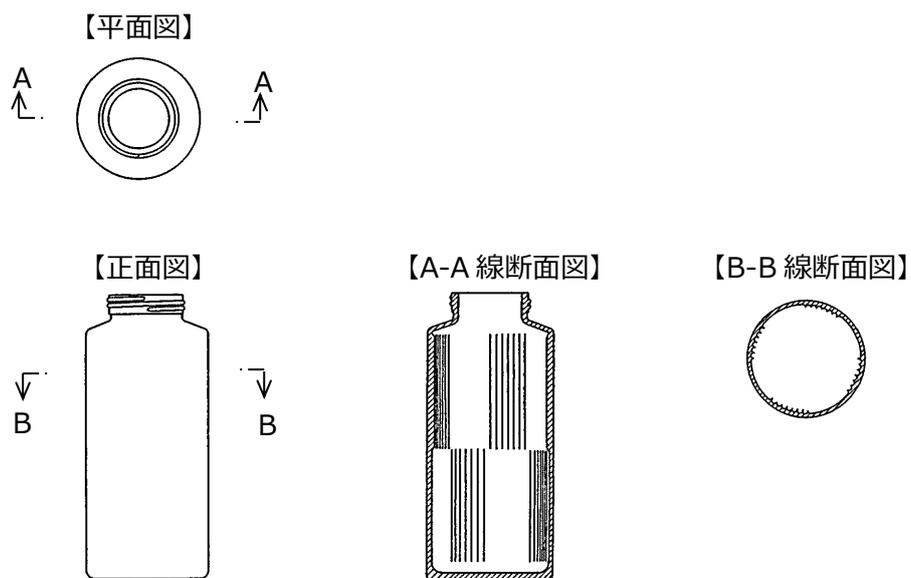
【意匠の説明】本物品は、全体が透明である。



〔図 3.4-3〕透明なものを不透明体として描いた図面の例

【意匠に係る物品】飲食料貯蔵用瓶

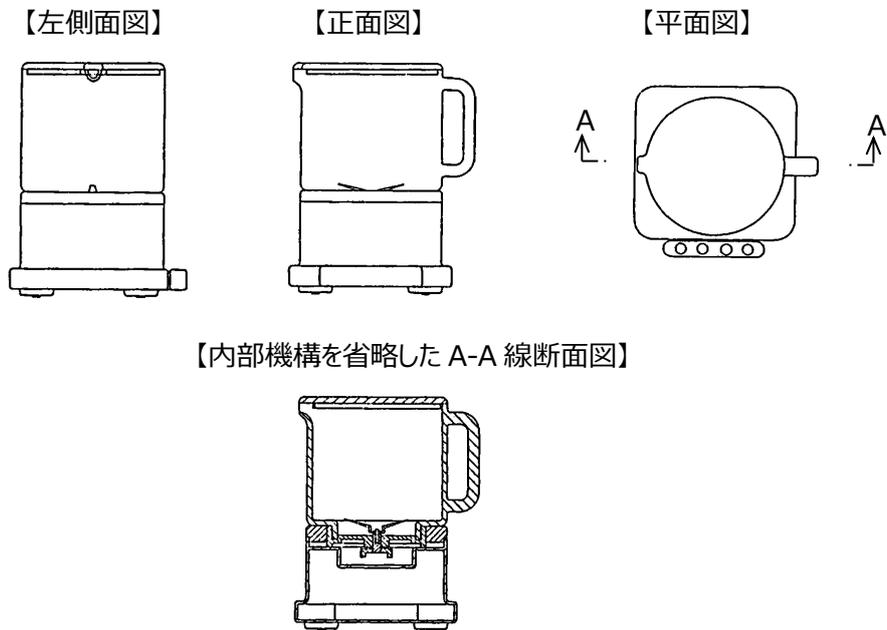
【意匠の説明】本物品は、透明である。



〔図 3.4-4〕透明な一部分を【意匠の説明】で特定した例

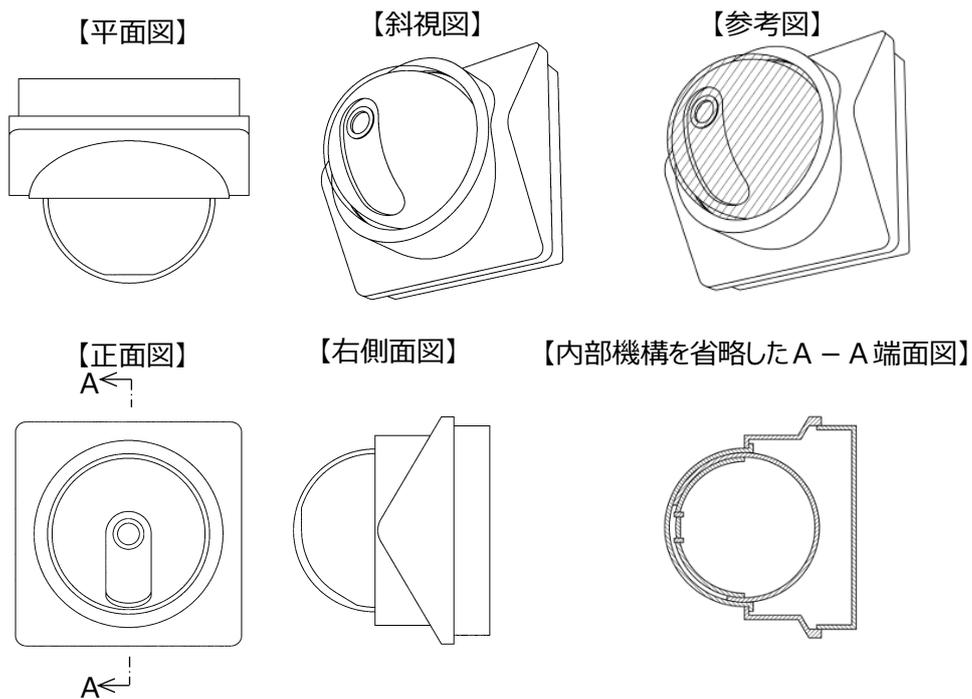
【意匠に係る物品】ミキサー

【意匠の説明】本物品のボトル部は、蓋部を除いて透明である。



〔図 3.4-5〕透明部を通して内部の形状を表した図面の例

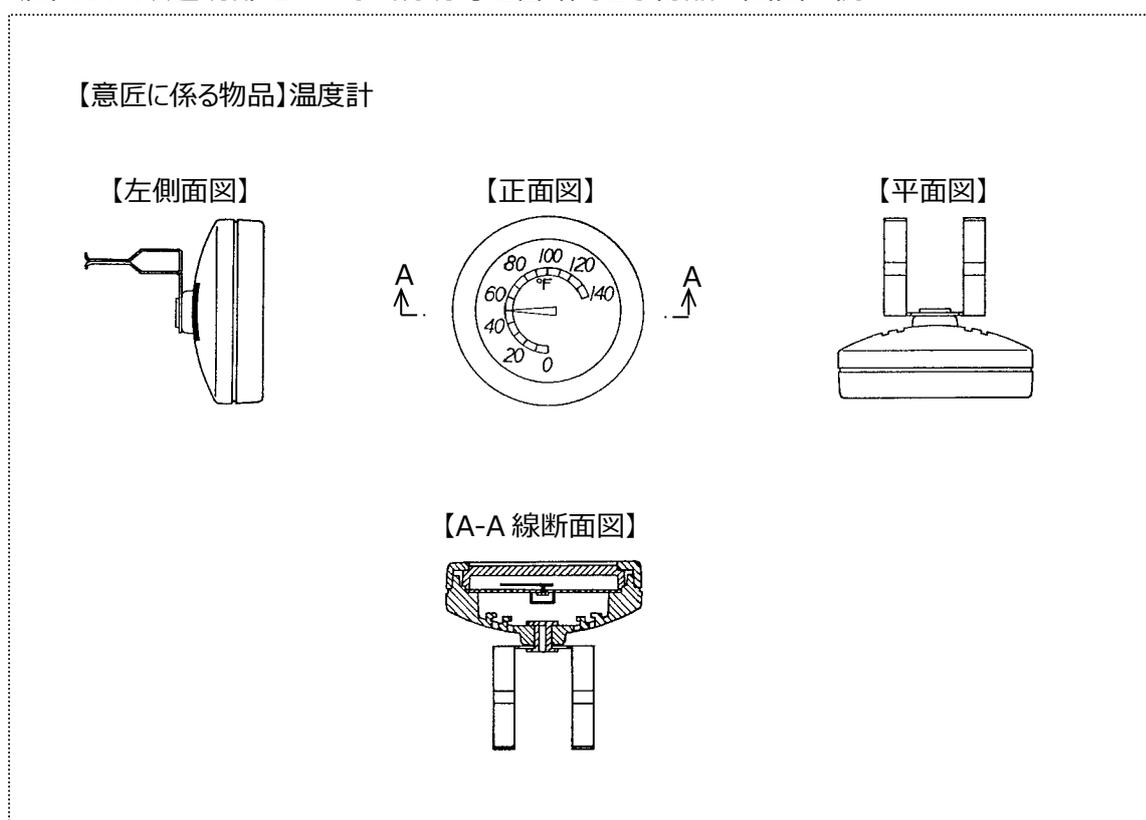
【意匠に係る物品】監視用テレビカメラ



〔図 3.4-6〕図面代用写真の例



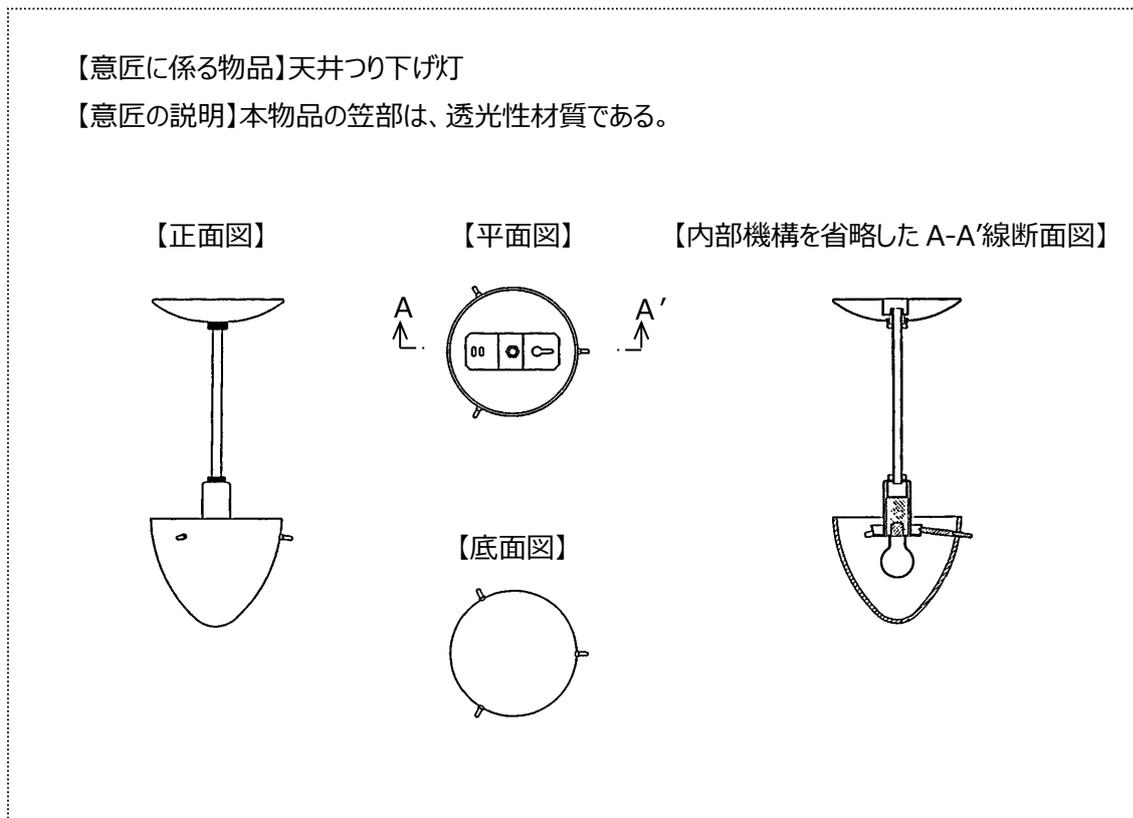
〔図 3.4-7〕透明部についての説明等を省略できる物品の図面の例



4.5 透光性を有する場合の表し方

- ①「透光性を有する」部分については透明のように透けては見えないので、不透明体として作図します。
- ②【意匠の説明】の欄への記載は、「透光性を有する」説明がないと物品が理解できない場合に、どこが「透光性を有するか」等の説明をします。
- ③「透光性を有する」部分の部位を図示する場合は、「透明」の場合と同様に表します。
- ④ 透過性が高い、向こう側の形状等がいくらか見える様子を意匠の構成要素とする場合は、図面では具体的に表すことができないので、写真等で表します。

〔図 3.4-8〕透光性部分を有する物品の図面の例



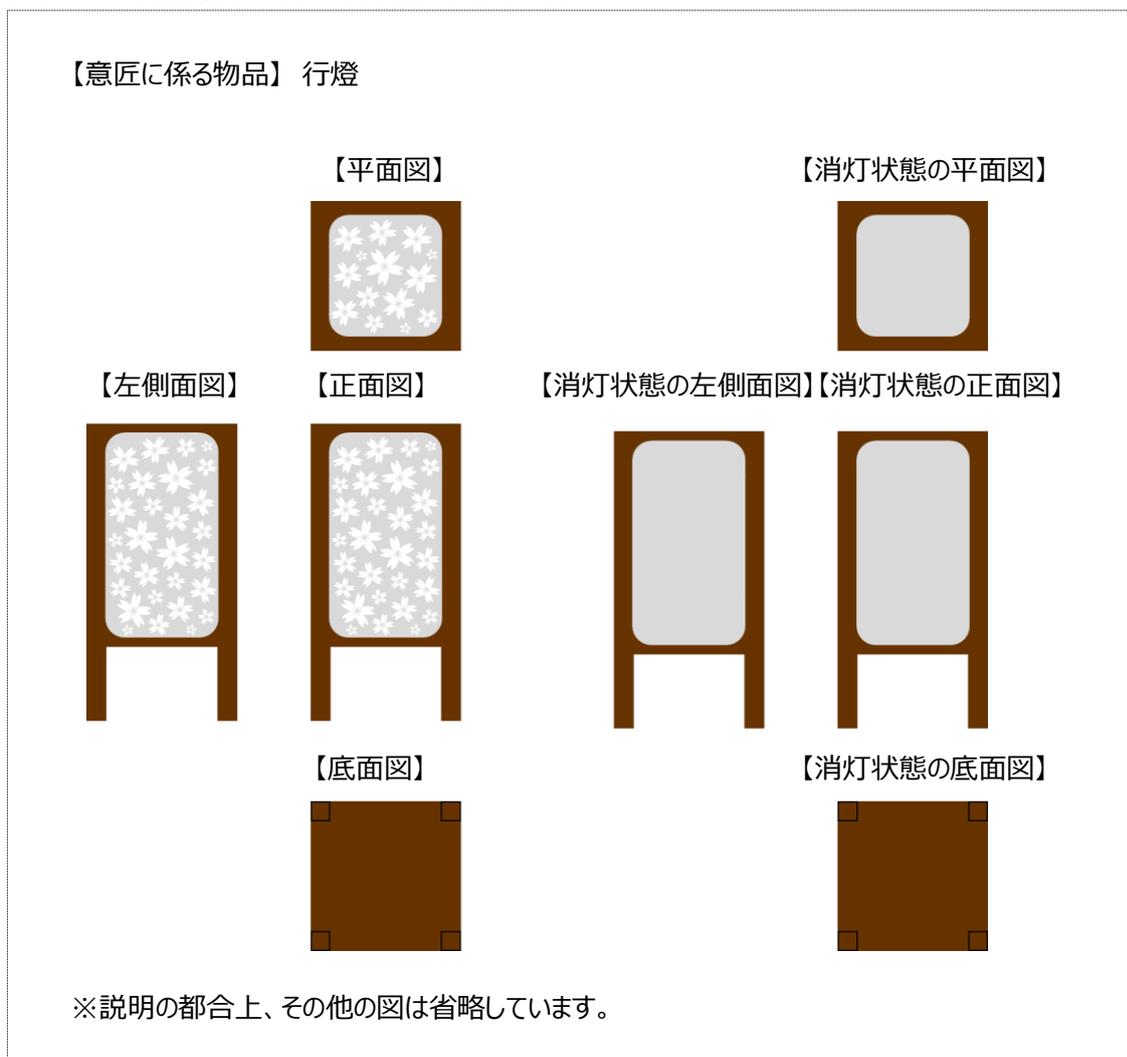
4.6 点灯部を有するものの表し方

①点灯部を有する物品等（注）であって、当該物品等の点灯部を点灯させることにより、当該物品等自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても図面中に表すことができます。

②消灯時を併せて示すことで点灯時と消灯時の模様又は色彩の変化を表すこともできます。

（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

〔図 3.4-9〕点灯部を有する物品の図面の例



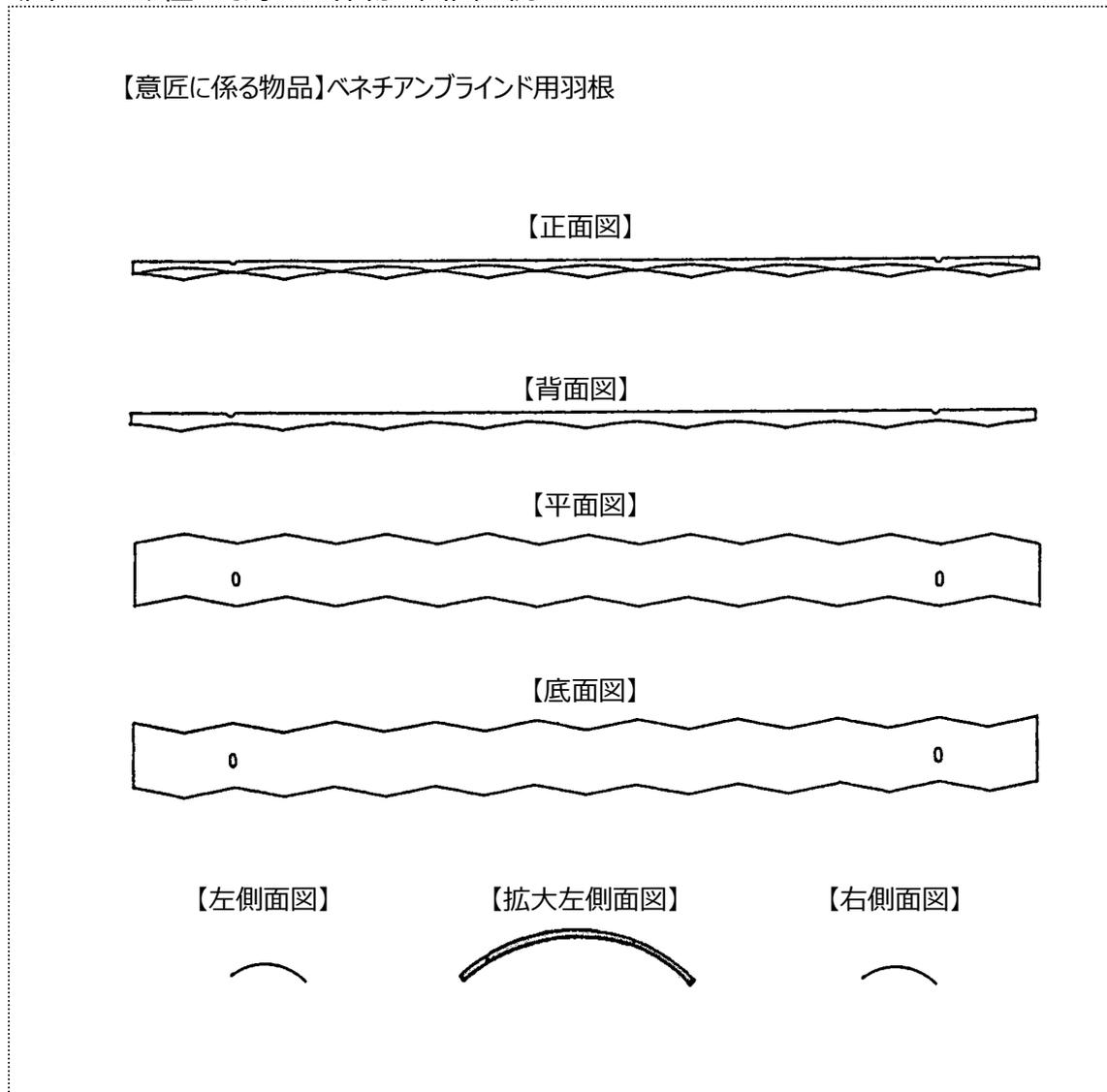
5. 立体であって厚みが極めて薄いものの場合

紙袋や衣服のように薄い素材でできているものや、建築用板材のように形状等全体の比率の中で厚みが極めて薄いものは立体形状として扱いますが、限られた作図範囲の中で、その厚みを正確に表現することが難しい場合があります。

厚みを表す作図において、厚みを示す二本の線の間隙がつぶれてしまう場合や、厚みを実際に想定しているものよりも厚めに描くことによって意匠が著しく歪められてしまう場合には、該部を単線で表することもやむを得ません。

ただし、その場合には、【拡大図】を加えて厚み、構成態様等を明確にする必要があります。

〔図 3.5-1〕極めて薄い立体物の図面の例



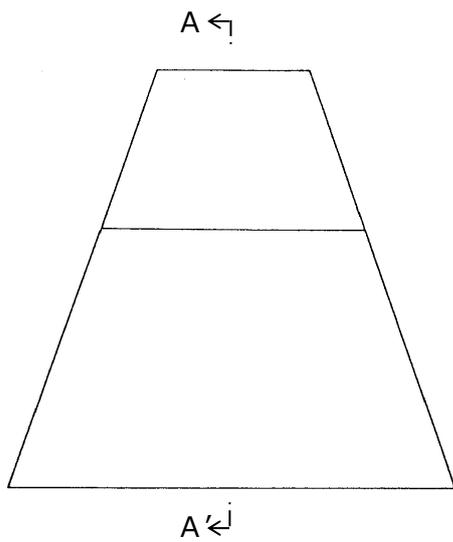
〔図 3.5-2〕極めて薄い立体物の図面の例

【意匠に係る物品】包装用袋

【意匠の説明】本物品は、セロハン等透明フィルムからなるものである。

左側面図は、右側面図と対称に表れる。

【正面図】



【右側面図】



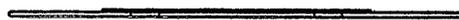
【A-A'線断面図】



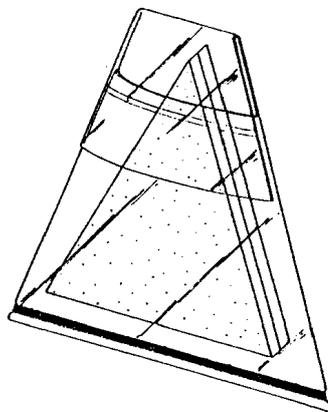
【平面図】



【底面図】



【使用状態を示す参考図】



6. 「長尺物」の場合

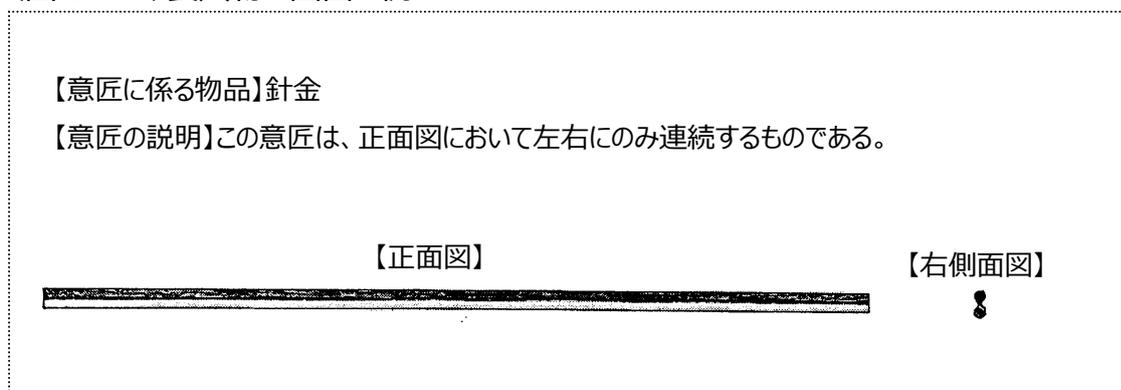
棒材、線材、板材、管材等のように、素材、部材等であって同じ形状または模様が一方方向（上下または左右方向）にのみ連続または繰り返し連続するもの（以下「長尺物」と言う）を表す場合は、その「連続する状態が明らかにわかる部分」だけについて作図します（様式6備考13）。これは、これらの物品が単に長尺に製造され使用時に端部加工される素材、部材であり、長さの程度や端部形状を意匠の要旨認定上不問とすることができる特殊な物品だからです。したがって、端部加工の施されたものは、これに該当しません。

なお、「連続する状態が明らかにわかる部分」は、単に連続する場合と繰り返し連続する場合とは異なりますので、以下のように表します。

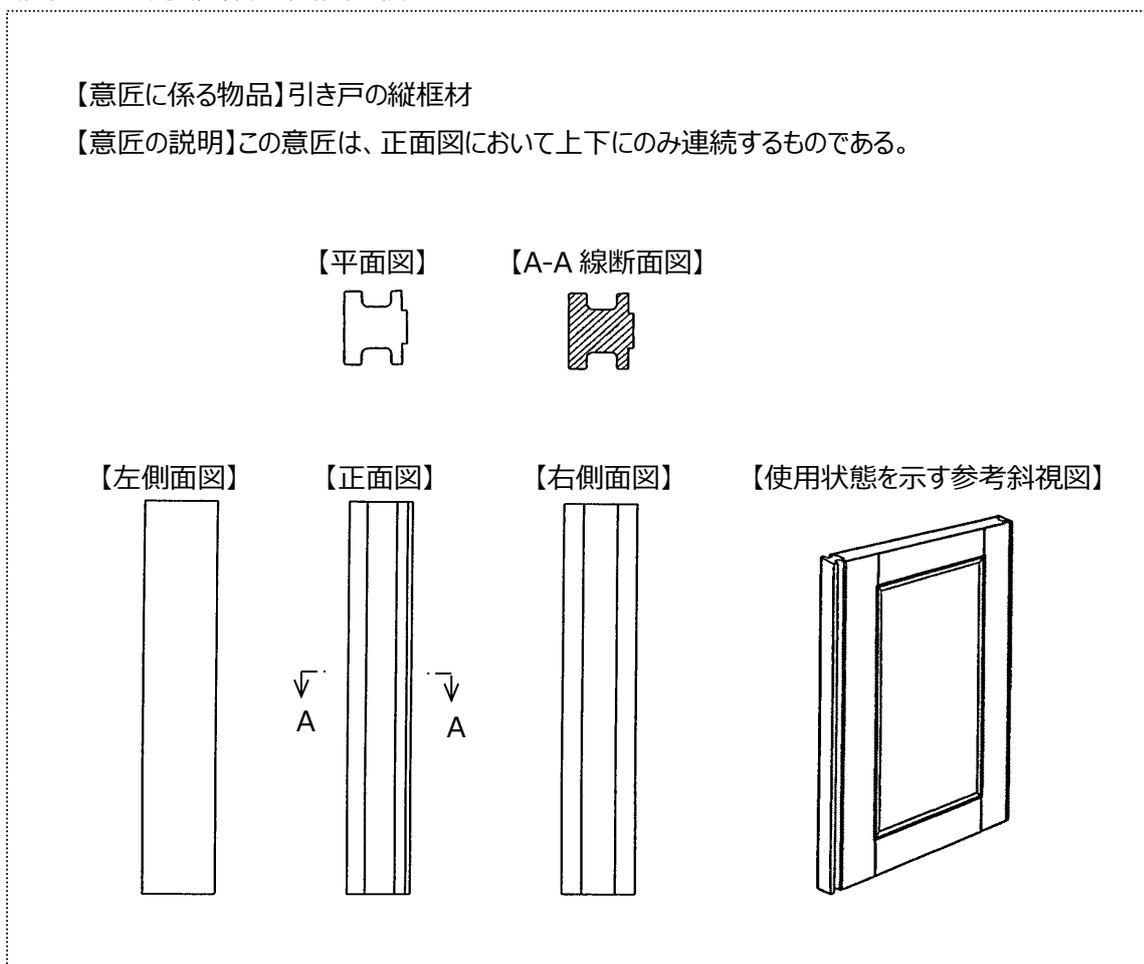
6.1 形状または模様が単に連続する場合

- ①図は、長手方向を適当な長さとして表します。
- ②両端部は、長手方向と直角の方向に直線状に実際に切断したように実線で表します。
- ③以上のように図示する範囲を定め、その範囲が実際の立体物であるかのように、通常の立体物と同じ図法に従って表します。
- ④【意匠の説明】の欄に、「この意匠は、正面図において左右方向にのみ連続する。」等の連続する旨の説明を記載します。

〔図 3.6-1〕長尺物の図面の例



〔図 3.6-2〕長尺物の図面の例

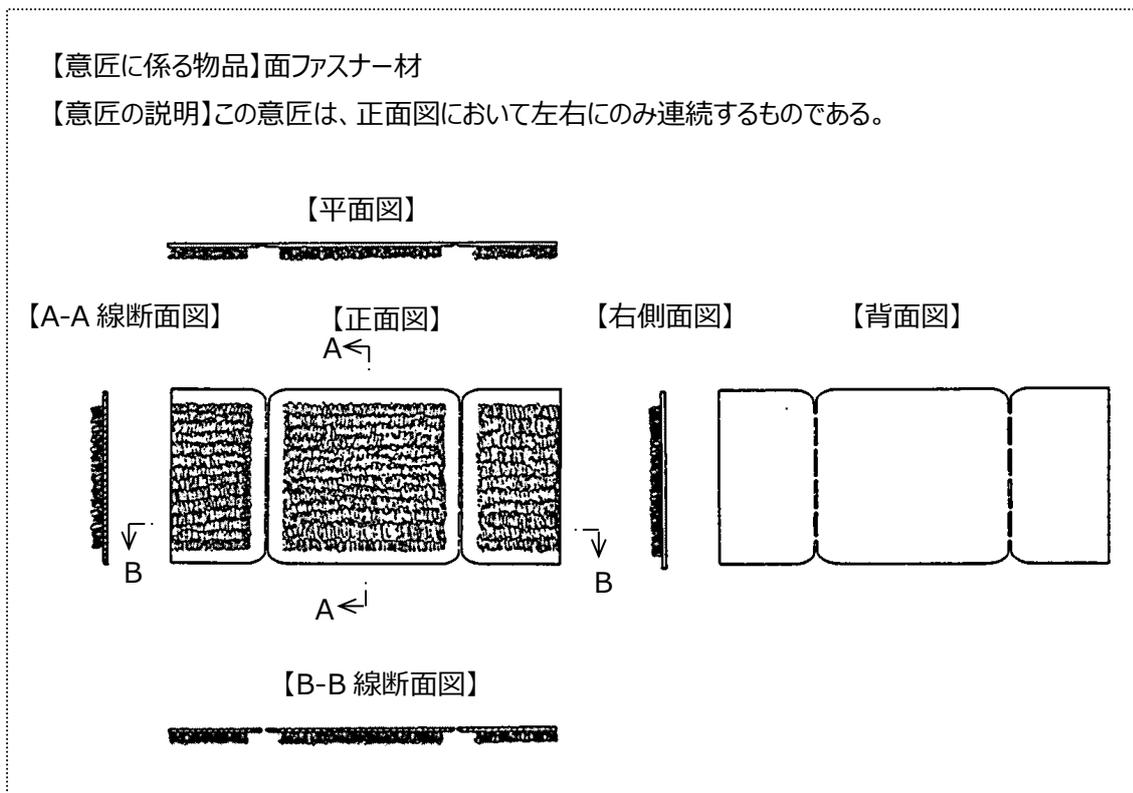


6.2 形状又は模様が繰り返し連続する場合

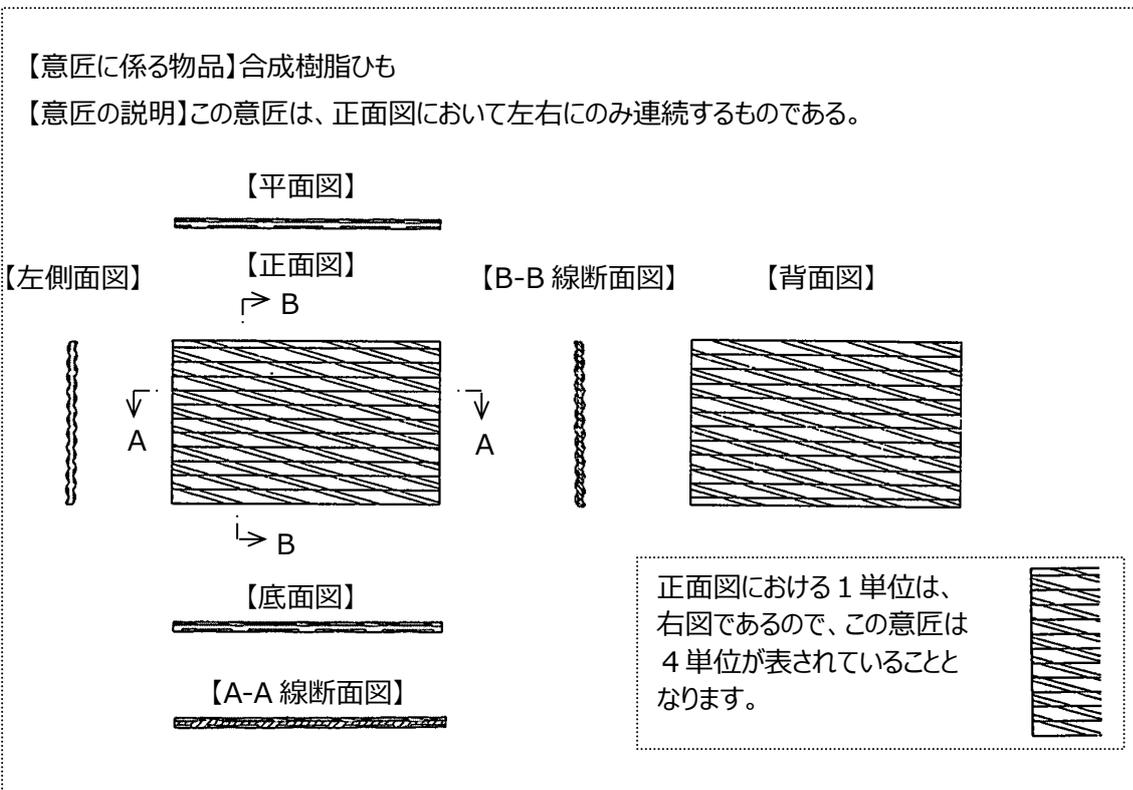
形状または模様が繰り返し連続する場合は、長手方向（繰り返し連続する方向）の表し方に必要とされる範囲があることが、6.1 の単に連続する場合と異なります。それ以外は6.1と同様です。

長手方向は、繰り返し連続する形状または模様の最小の単位とその繋がり状態がわかる範囲をあらわすこと（少なくとも1単位半から2単位程度が表れていること）が必要です。なお、意匠を理解する上では、繰り返しを多めに表すことが望まれます。

〔図 3.6-3〕形状又は模様が繰り返す長尺物の図面の例（繰り返しの2単位を表した例）



〔図 3.6-4〕形状又は模様が繰り返す長尺物の図面の例（繰り返しの単位を多めに表した例）



7. 織物地等の「地もの」の場合

織物地、網地、レース地、合成樹脂地等のような、いわゆる「地もの」で、平面的なもの（一枚構造の厚さの薄いもの）の場合は、表面図及び裏面図を表します。

また、「地もの」の意匠は、ほとんどのものが形状または模様が繰り返し連続しますから、そうした連続するものを表す場合は、「長尺物」と同様に、「連続する状態が明らかにわかる部分」だけについて図面を作成します。（様式 6 備考 13）

なお、「連続する状態が明らかにわかる部分」は、一方向（上下または左右方向）にのみ連続する場合と四方（上下及び左右方向）に連続する場合があります。

7.1 一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合

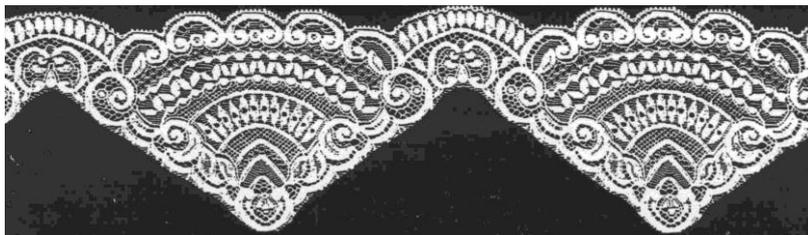
一方向にのみ連続するもの場合の表し方は、前項の「長尺物」の(2)形状または模様が繰り返し連続する場合と同様に、連続する方向については繰り返し連続する状態が明らかにわかる範囲（少なくとも模様の最小の単位の 1 単位半から 2 単位程度）を表せばよいことになっています。ただし、作図については平面的なものですから、表面図、裏面図となります。また、願書の【意匠の説明】の欄には、「この意匠は、表面図において左右にのみ連続するものである。」等と記載します。

〔図 3.7-1〕一方向に模様等が連続する「地もの」の例

【意匠に係る物品】細幅レース地

【意匠の説明】この意匠は、表面図において左右にのみ連続するものである。

【表面図】



（注）上記写真は、図面代用見本を意匠公報掲載用に撮影したもので、実際の図面代用見本の出願の様式とは異なります。なお、上記図面において、矢印、1 単位等の記載は説明のためのものです。実際の出願図面を作成する際には記載しないでください。

7.2 四方（上下及び左右方向）に連続する場合

四方に繰り返し連続する場合の図は、前述の 7.1 一方向（上下または左右方向）にのみ連続する場合の表し方において、繰り返し連続する状態が明らかにわかる範囲が、一方向だけでなく、それと直角の方向についても表すように作図します。つまり、上下及び左右方向のそれぞれに、少なくとも模様の最小の単位の 1 単位半 から 2 単位程度表れていることが必要です。なお、模様についての「単位」には、「地模様」または「地（模様のない部分）」も含まれることに注意してください。

【意匠の説明】の欄には、上下及び左右方向へ連続する旨の記載は不要です。これは、「地もの」の性質上、当然四方（上下及び左右方向）に広がりを持つものと考えられるからです。ただし、【意匠に係る物品】が繰り返し連続することが当然と考えられない場合は、上下及び左右方向へ連続する旨を記載します。

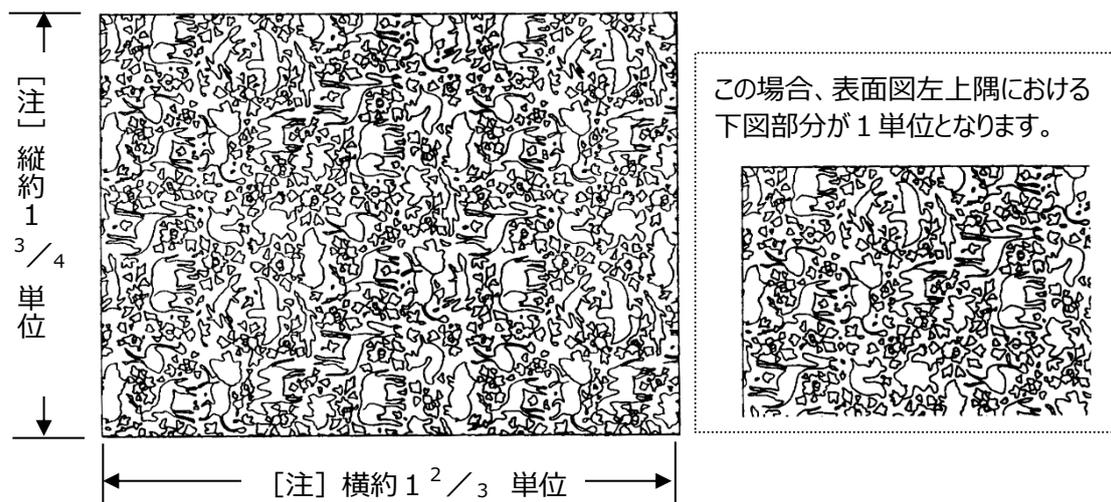
また、図面、図面代用写真または図面代用ひな形による出願の場合は、図面等において表した部分の大きさ（図示等した部分の実際の大きさ）を願書の【意匠の説明】の欄に記載します。これは、この種物品においては、意匠の理解において模様の大きさが重要であり、一部を図示する表し方では大きさを推定できないからです。

〔図 3.7-2〕四方に模様が連続する「地もの」の例

【意匠に係る物品】皮革地

【意匠の説明】図面中に表した部分の大きさは、縦 6.2 cm、横 8.5 cm である。

【表面図】



（注 2）上記図面において、矢印、[注] 等の記載及び枠内の図は説明のためのものです。実際の出願図面を作成する際には記載しないでください。

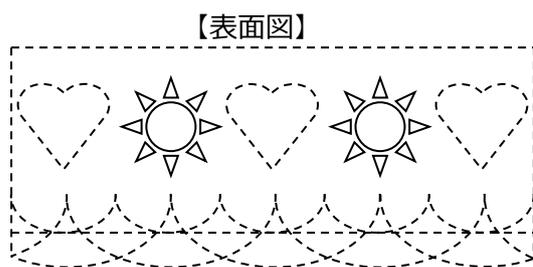
7.3 繰り返し連続する模様的一部分について意匠登録を受けようとする場合

いわゆる「地もの」において、繰り返し連続する模様の単位中の一部分を意匠登録を受けようとする部分とする場合についても、前記の模様が繰り返し連続する場合の全体意匠と同様に、意匠登録を受けようとする部分の繰り返し連続する状態が明らかになるように表します。（模様が繰り返し連続する状態が明らかに分かる部分だけについて表す作図方法（様式 6 備考 13）は、模様が繰り返し連続する態様の意匠を表すものですから、当該作図方法で表す場合には、模様が繰り返し連続する状態の部分としてその態様が明らかになるように表します。）

〔図 3.7-3〕一方向に模様が連続する例

【意匠に係る物品】細幅レース地

【意匠の説明】この意匠は、表面図において左右に連続する。実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。図面に表した大きさは、幅 3 c m である。



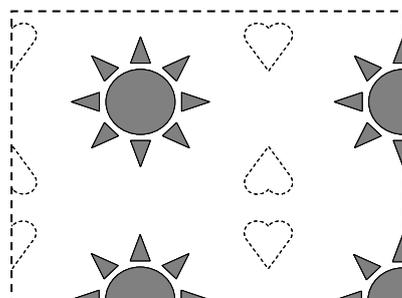
（注）意匠登録を受けようとする部分が分離した態様ですが、同一模様が繰り返し連続する態様であるので、当該各部分は相互に形態的な一体性があり、一意匠になります。（意匠審査基準第Ⅱ部第 2 章 2.2 参照）

〔図 3.7-4〕四方（上下及び左右方向）に模様が連続する例

【意匠に係る物品】織物地

【意匠の説明】実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。図面に表した大きさは、縦 3 5 c m、横 5 0 c m である。

【表面図】



（注）意匠登録を受けようとする部分が分離した態様ですが、同一模様が繰り返し連続する態様であるので、当該各部分は相互に形態的な一体性があり、一意匠になります。（意匠審査基準第Ⅱ部第 2 章 2.2 参照）

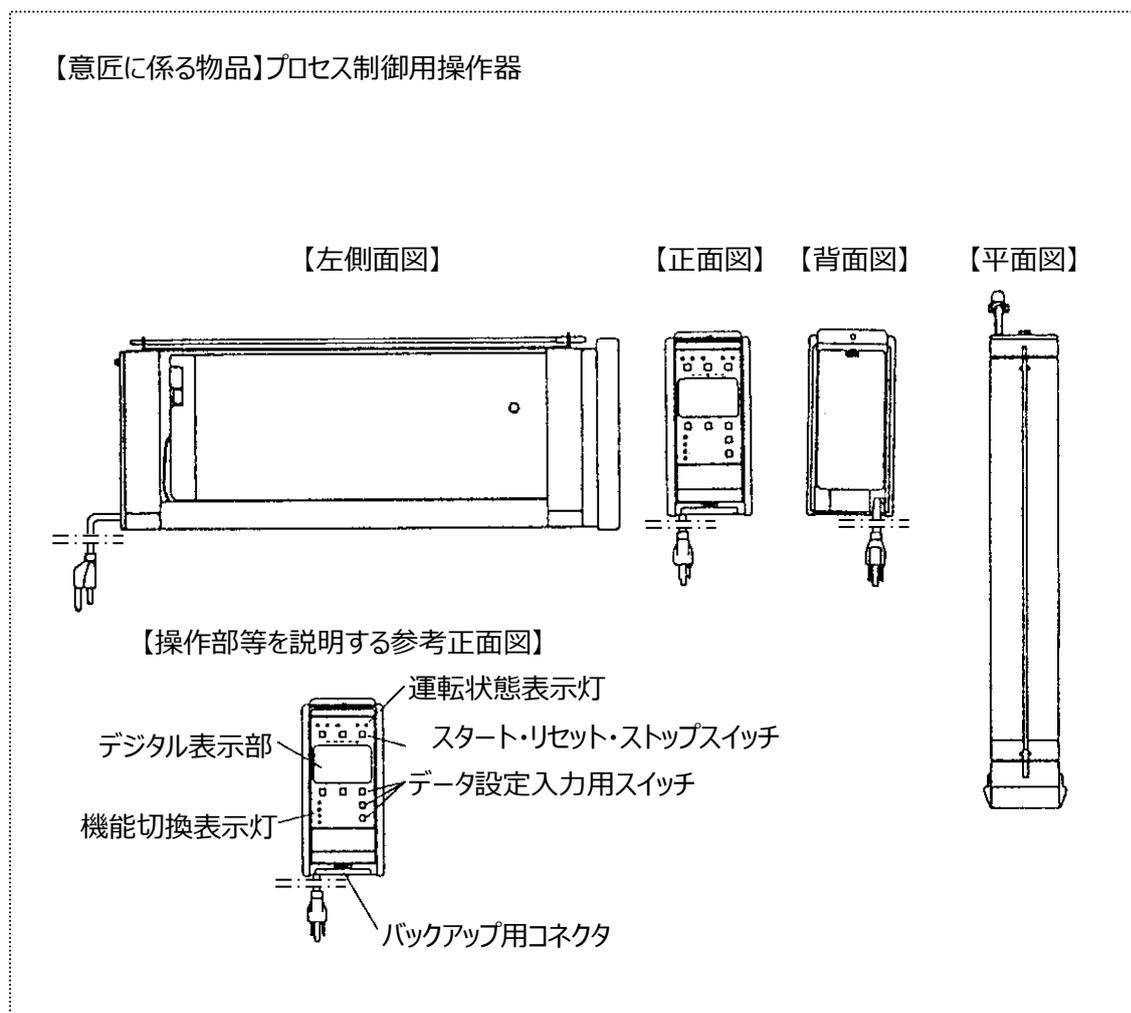
8. 極めて長い部分を有するものの場合

巻尺や建築用板材（長尺物を除く。）等のように長さは限定されているが、極めて長い部分を有しているために所定の範囲で作図することが困難であり、かつ、その長い部分の中間部分を一部省略（以下「中間省略」と略します。）しても意匠が明らかにわかるときは、「中間省略」した図とします。（様式 6 備考 14）

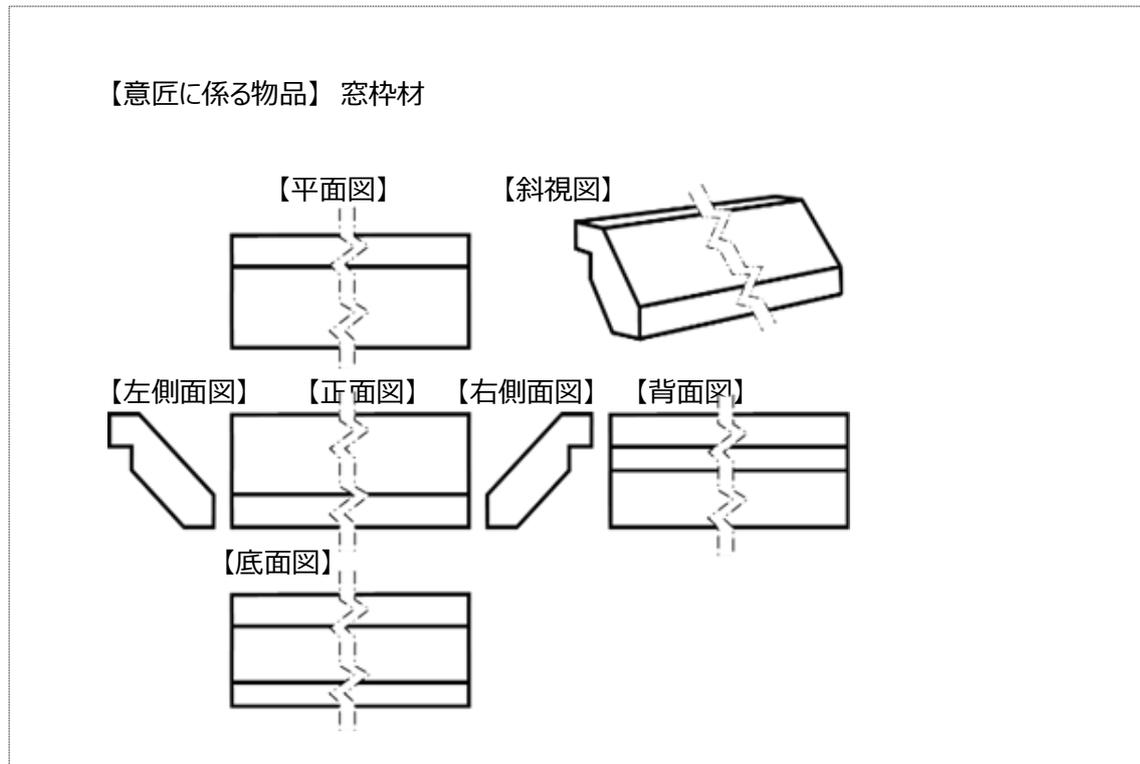
8.1 「中間省略」した図の描き方

「中間省略」の省略箇所は、例えば、二本の平行な一点鎖線で切断したように示す等により明らかにし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品等の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を願書の【意匠の説明】の欄に記載します。（様式 6 備考 14）

〔図 3.8-1〕「中間省略」した図の例



〔図 3.8-2〕「中間省略」した図の例



8.2 極めて長い部分を「中間省略」できる場合

極めて長い部分を「中間省略」できる場合は、次の二つの要件の両方に該当する場合があります。

- ①極めて長い部分の形状または模様が一方向にのみ連続または繰り返し連続している場合
- ②全体をそのまま作図すると形状線がつぶれてしまう等、作図上の困難性がある場合、または、「中間省略」して描いた6面図等と、縮小して全体のプロポーションを描いた図とで表現した方が、全体をそのまま作図するよりも当該意匠の特徴を十分に表現できる場合

8.3 作図上の留意点

- ①「中間省略」する部分において、形状または模様が繰り返し連続している場合は、省略部分の前後においてその状態が明確となるように、繰り返し連続する場合の作図法〔6.「長尺物」の場合〕に準じた表し方をすること
- ②省略箇所は、原則的に一か所とすること
- ③全体のプロポーションを明確にする場合は、意匠の全体を描いた【縮小○面図】を全体のプロポーションの明確化に必要な面について記載します（詳細に描くことが困難な形状または模様は概略的表現で差し支えありません。）。
なお、意匠の全体を描いた図をほぼ正確に描ける場合は、「中間省略」をした図を拡大図とすることもできます。

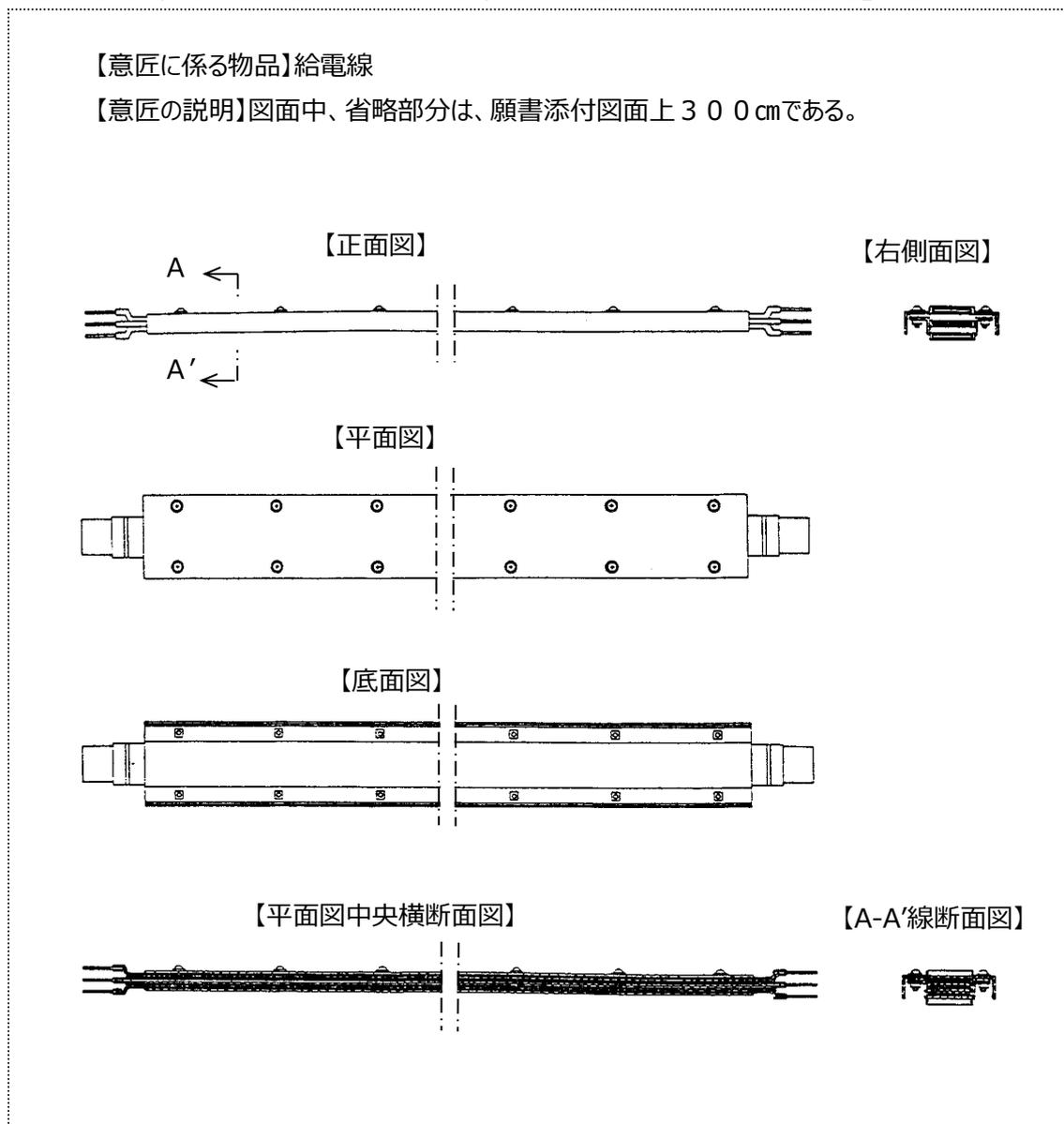
〔図 3.8-4〕意匠全体の構成比率が特定できず不適切な例



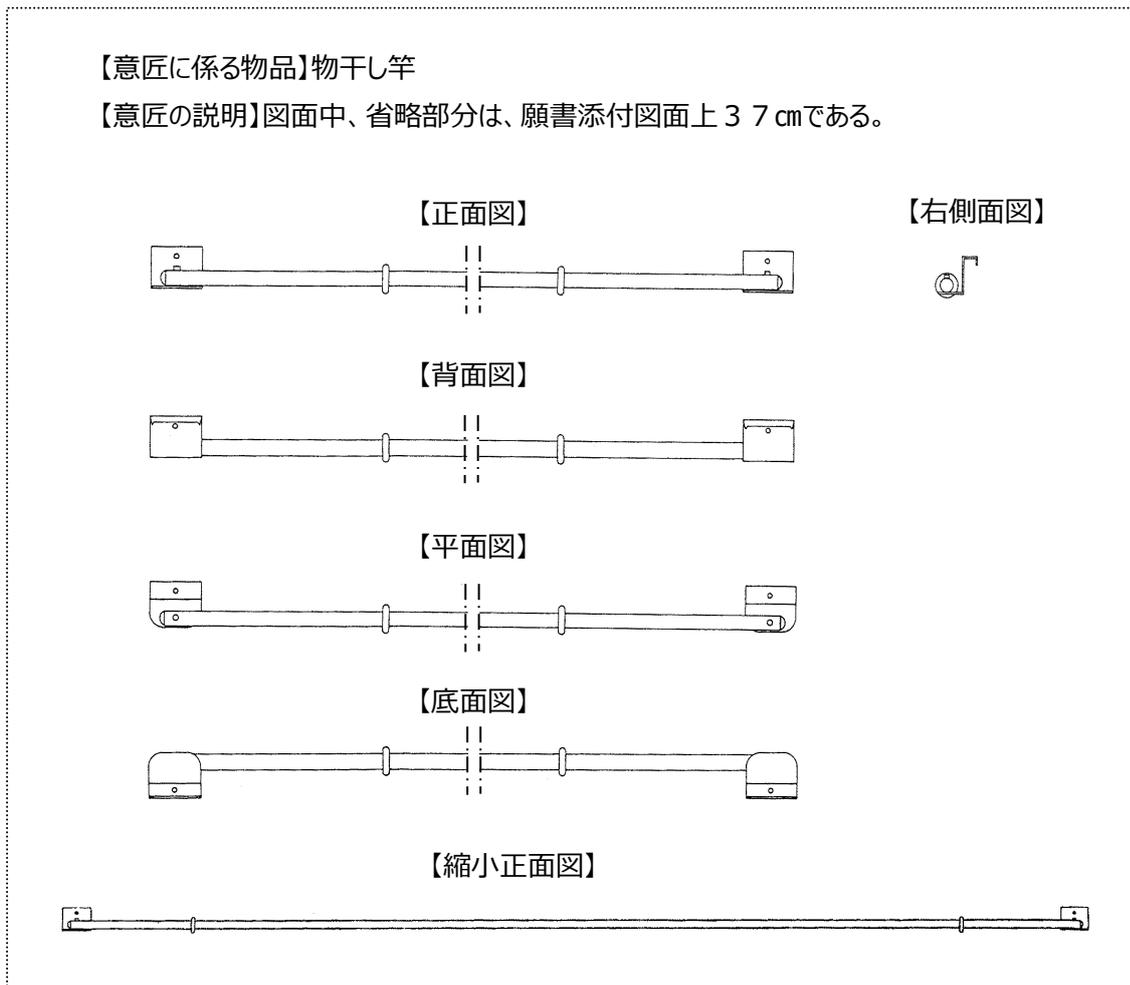
8.4 【意匠の説明】の欄の記載の留意点

【意匠の説明】の欄に省略した図面上の寸法を記載する場合は、その寸法は特定の長さとし、「省略箇所の図面上の寸法は、○cmである。」のように記載します。「省略箇所の図面上の寸法は、○cm～○cmである。」のような記載は特定の長さではないので、認められません。

〔図 3.8-3〕極めて長い部分の形状・模様が繰り返す場合の「中間省略」の図の例



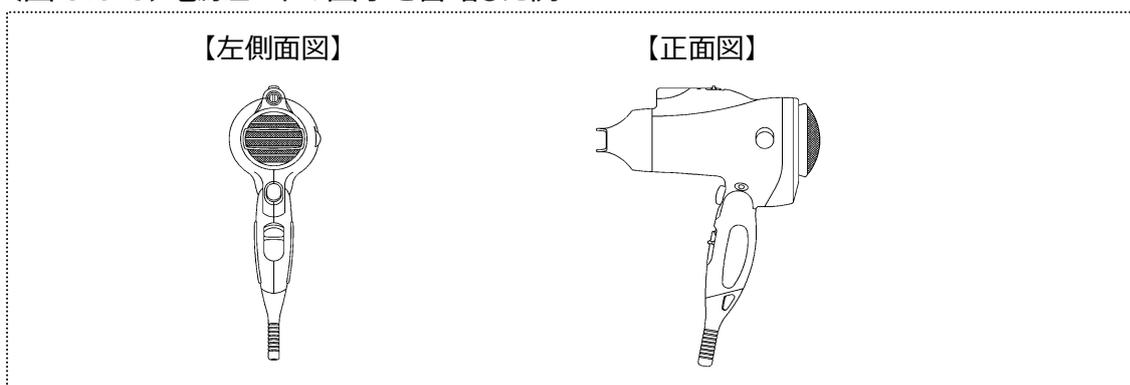
〔図 3.8-4〕全体のプロポーションを表す【縮小正面図】を加えた例



8.5 電源コードの図示の省略

電源コードは、それ自体に特徴がなく、物品等の全体に占める割合も小さく、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない部分であることが多いものです。このような場合は、「中間省略」ではなく、電源コード全体を省略することができます。

〔図 3.8-5〕電源コードの図示を省略した例



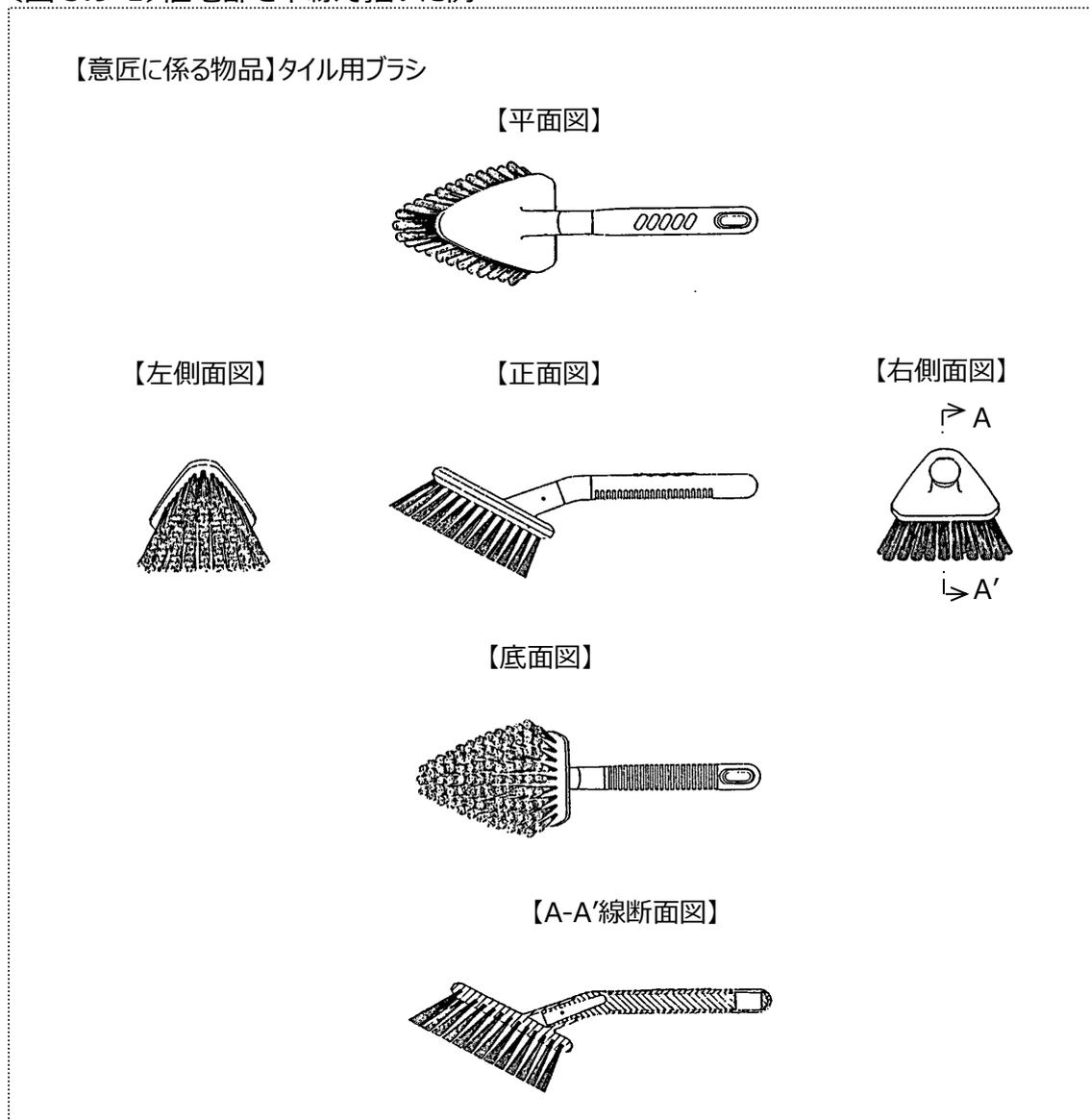
9. 植毛部、網地部等を有するものの場合

ブラシの植毛部や細かい網地部のように作図上厳密に表現することが困難で、かつ、意匠の特定において厳密に描く必要性の少ない場合の図の描き方については、慣用的な特殊な描き方としています。

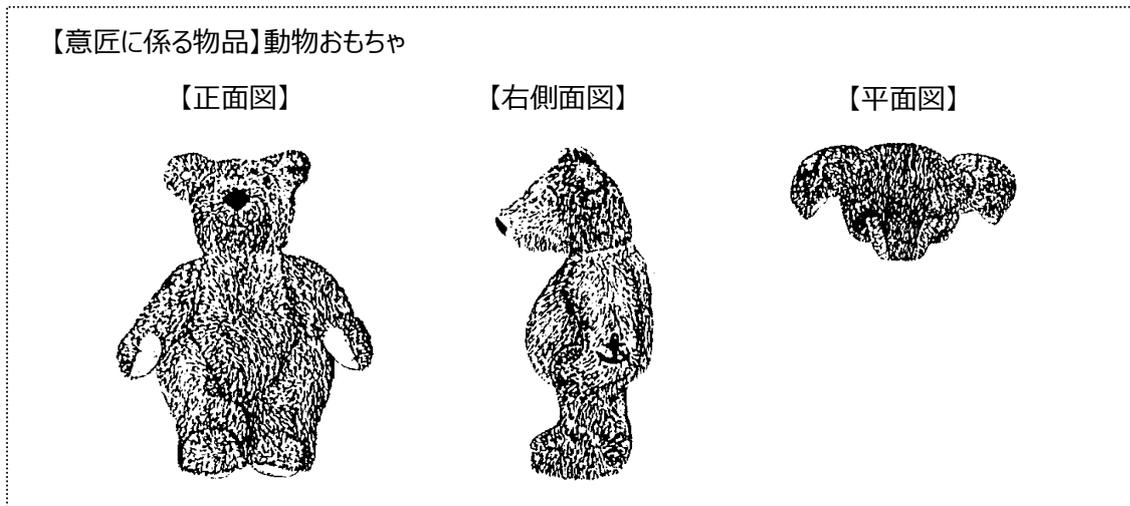
9.1 植毛部の場合

植毛部は、毛の一本一本についてその太さを二本線で表現することは不可能ですから単線で表現することもやむを得ないとしています。また、本数については厳密な同一性を保つ必要はなく、各図をできるだけ一致させるように描きます。

〔図 3.9-1〕植毛部を単線で描いた例



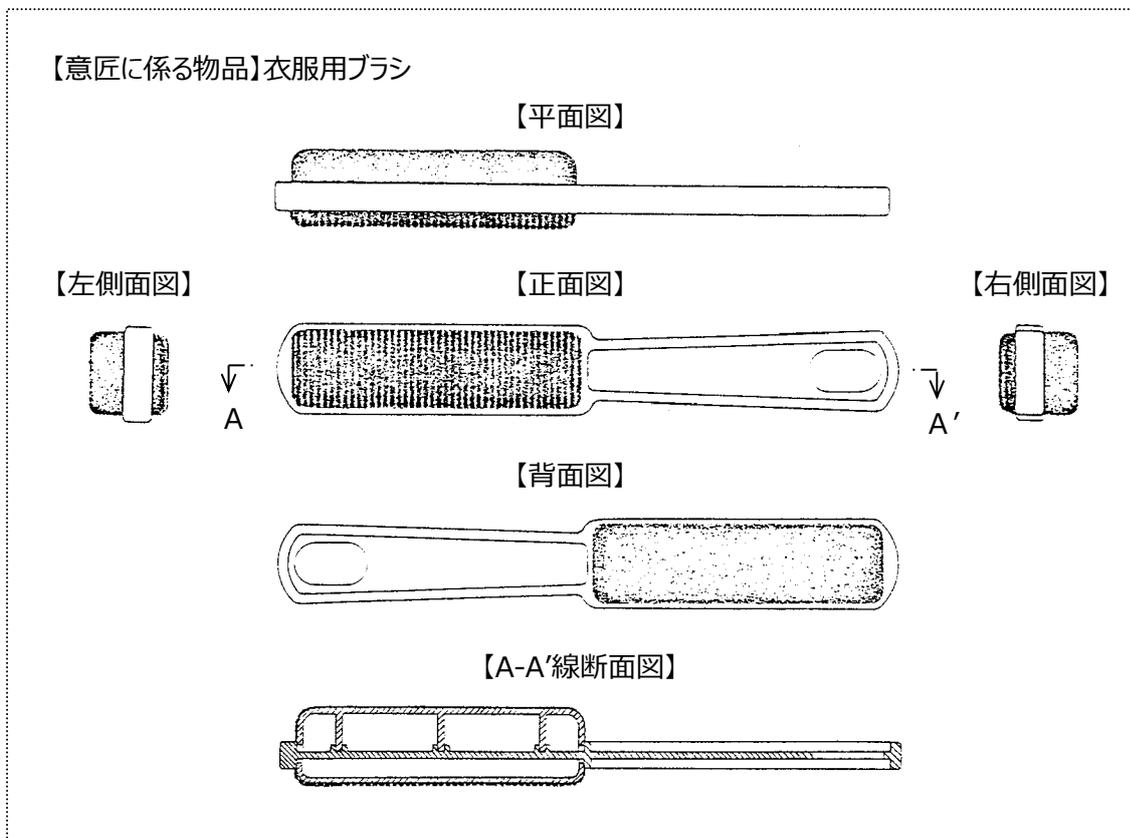
〔図 3.9-2〕植毛部を単線で概略的に描いた例



9.2 起毛した布地やスポンジなどの材質の場合

起毛した布地やスポンジなどの材質は、それらしい表現とし、各図をできるだけ一致させるように描きます。

〔図 3.9-3〕起毛部を概略的に描いた例



〔図 3.9-4〕金属部を概略的に描いた例



〔図 3.9-5〕スポンジ部を概略的に描いた例



9.3 一般的な平織の細かい網地の場合

一般的な平織の細かい網地を使用したもので、作図上網糸の一本一本についてその太さを二本線で表現することが困難な場合には、次の方法で描きます。

①網糸を単線で表します。

②本数については厳密な同一性を保つ必要はなく、各図をできるだけ一致させるように描きます。

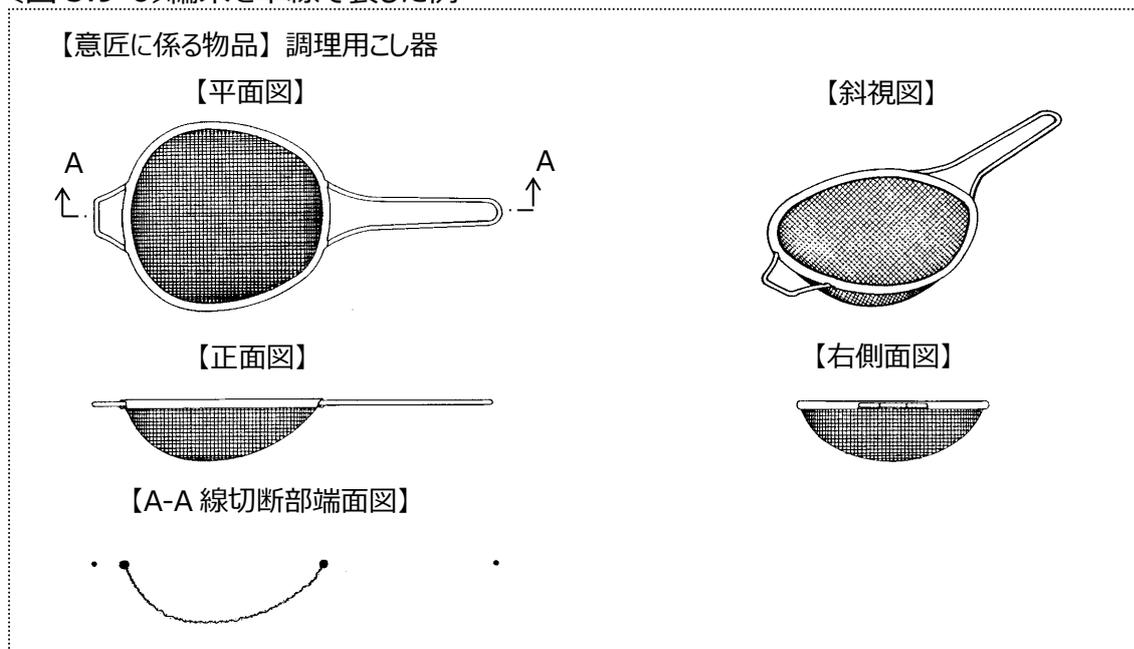
③網地部を含む【断面図】や【切断部端面図】を描く場合は、

a) 【切断部端面図】に編み込みの状態を表す。この方法では6面図と【端面図】で網地部の形状が一致しませんが、網の部分がかどこであるかを明確に表現することができます。

b) 断面を板状なものとして簡略的に表す。この方法は、物品名や6面図等からどの部分が網地かが分かり、網地の態様を具体的に表す必要のない場合に限られます。

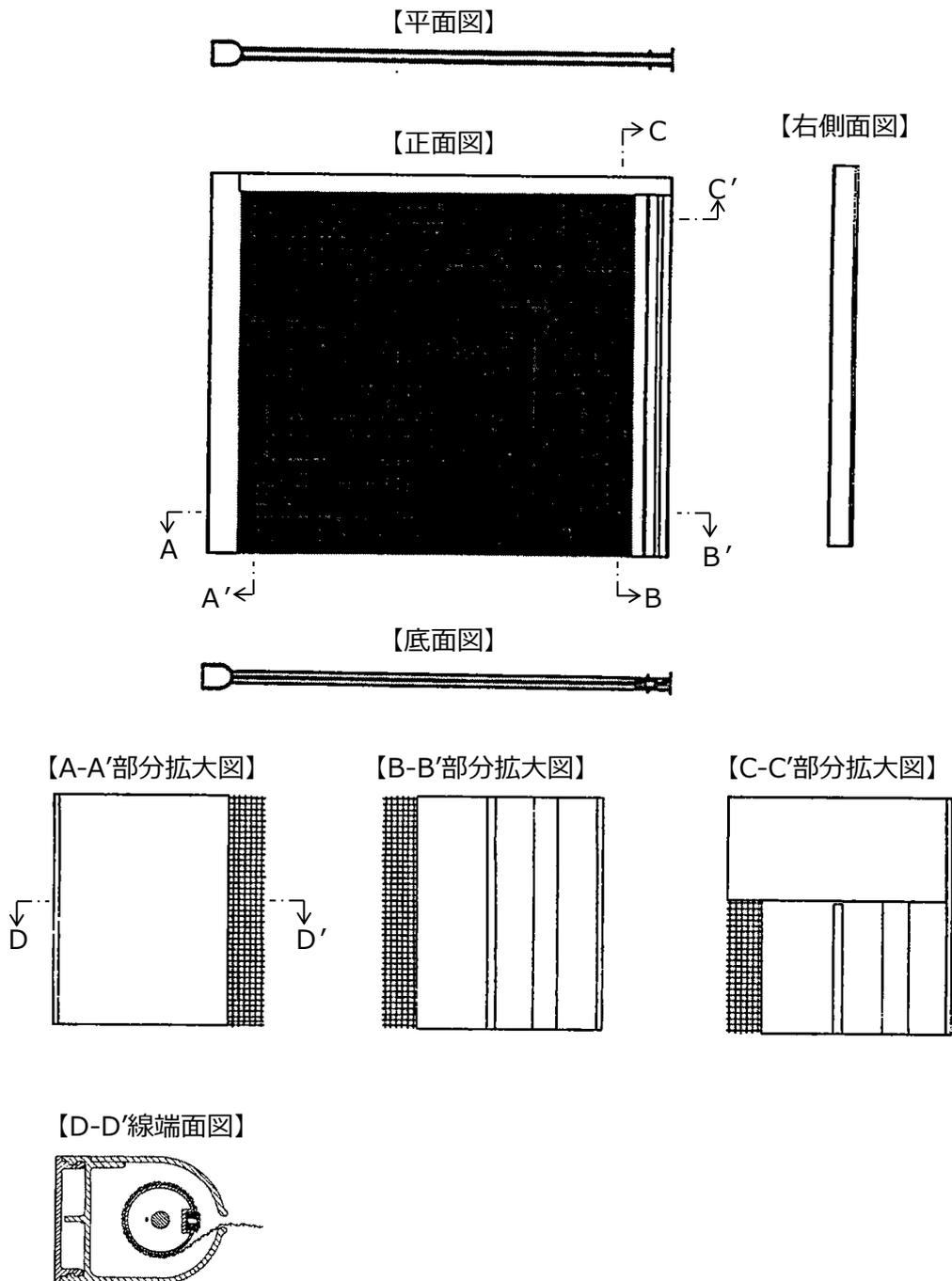
ただし、物品分野により表現方法が異なる場合があります。また、網地の構成が一般的でないものや網地の形状等そのものが重要な場合は、これらの方法により作図することはできません。

〔図 3.9-6〕編糸を単線で表した例



〔図 3.9-7〕拡大図で表した例

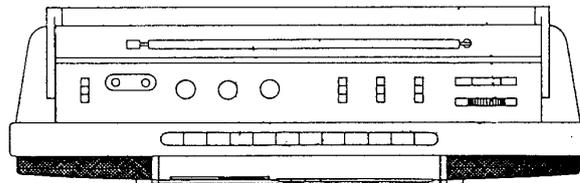
【意匠に係る物品】網戸



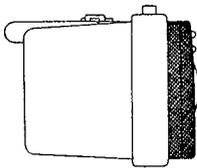
〔図 3.9-8〕断面図で表した例

【意匠に係る物品】ラジオ付きテープレコーダー

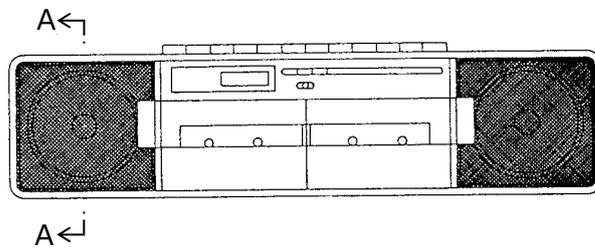
【平面図】



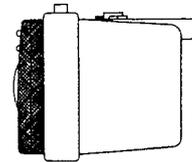
【左側面図】



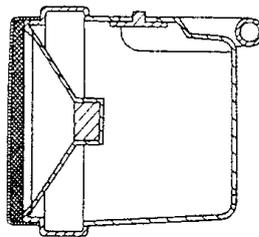
【正面図】



【右側面図】



【内部機構を省略した A-A'線拡大断面図】



10. 形状等が変化するものの場合

形状等が変化する玩具のように、各部を動かして全体を異なる形状等に変化（可逆性がある変化）するものについて、その変化の前後にわたる形状等について意匠登録を受けようとする場合は、変化の前後、又は、必要に応じ変化途中の形状等を表します。

- ①どの状態を変化前の形状等とするかの制約はありません。
- ②変化前の6面図等に加え、変化後の形状等全体の特定に必要な図を記載します。
(変化後の形状等全体の特定において、変化前の図によって特定できる形状等の部分等のみを表す図については、不可欠な図ではありません。)
- ③変化途中の形状等については、変化の仕方が理解できればよいので、その範囲で、必要に応じた図を追加します。

〔図 3.10-1〕形状等が変化するものを表した例

【意匠に係る物品】形態変化玩具

【正面図】



【背面図】



【左側面図】



【右側面図】



【平面図】



【底面図】



【変化の途中の状態の斜視図面図】



【変化をした状態の正面側からの斜視図】



【変化をした状態の背面側からの斜視図】



(注) 変化後の形態についても、全体を表すために必要な図を記載します。

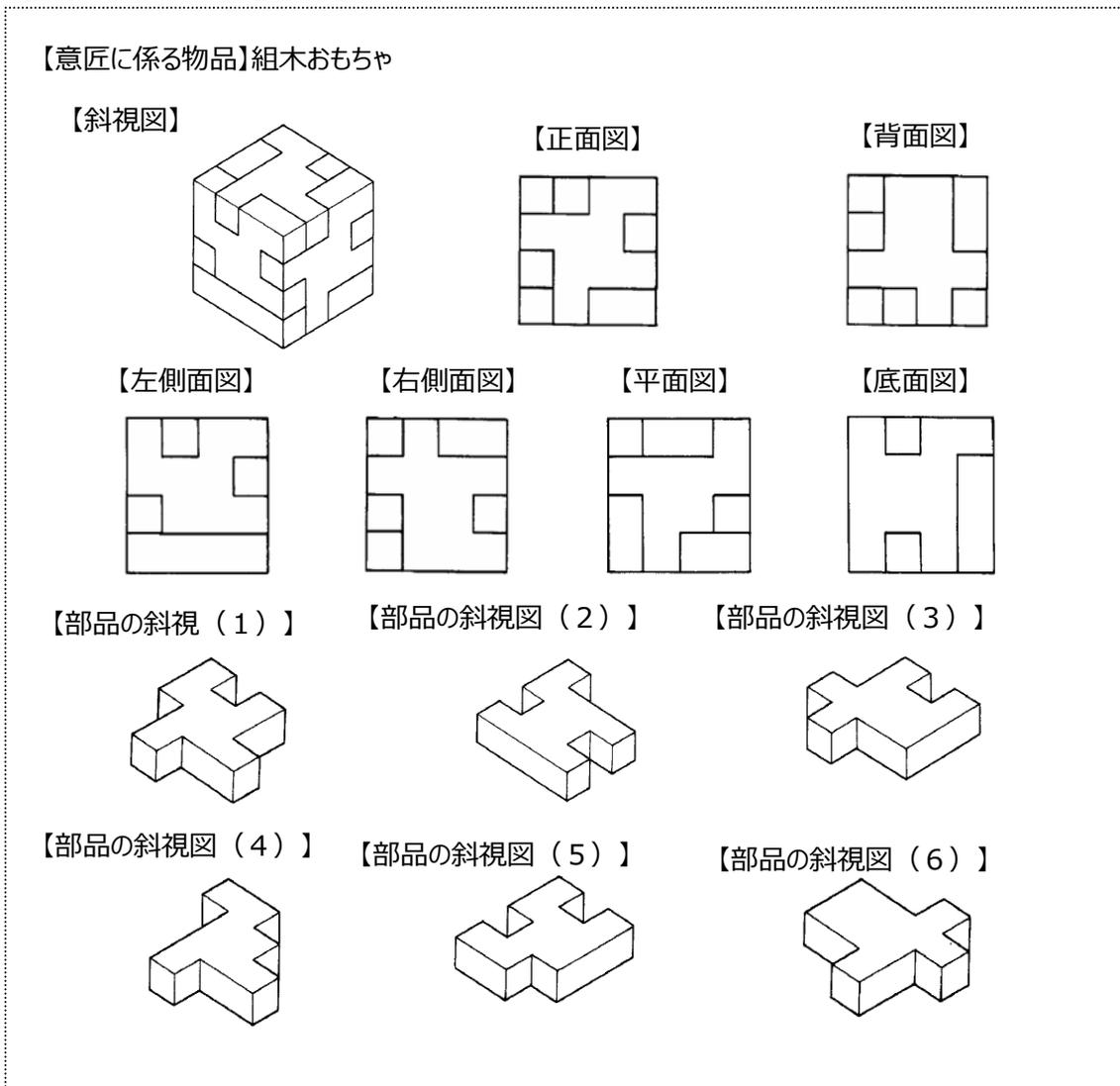
1 1. 組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合

組木おもちゃ、積み木おもちゃは、組立と分解を繰り返す物品であるので、各構成片の形状等と組んだ状態の形状等の両方を図面に記載します。（様式第 6 備考 2 0）

①積み木については、各構成片それぞれについての 6 面図等と組み立てた状態の形状等が特定されるために必要な図を記載します。

②組木については、組み立てた状態についての 6 面図等と、各構成片の形状等全体が特定されるために必要な図を記載します。

〔図 3.11-1〕組木を表した例



1 2. 合成物（トランプ等）の形状等の場合

トランプ、将棋駒等、複数個が一組として機能する物品は、複数の構成物が一意匠になります。

- ①トランプ等のカード状のものは、形状等が平面的であるので、カード状の図柄等の異なるもの全てについて、表面図、裏面図として記載します。
- ②将棋駒等は、形状等が立体的であるので、形状、図柄の異なるもの全てについて、それぞれの6面図等を記載します。

〔図 3.12-1〕トランプを表した例



1 3 . 複数の構成物を含む一の物品の意匠の場合

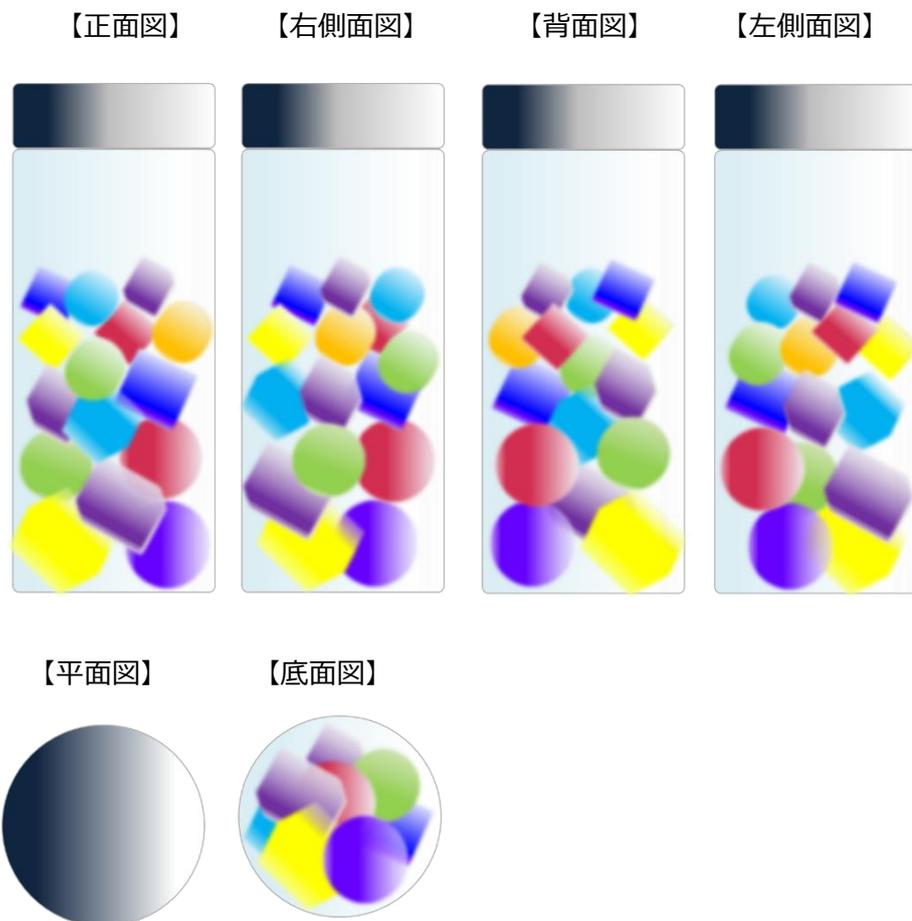
図面等において、意匠に係る物品等が複数の構成物により表され、複数の構成物において一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合は、二以上の物品等と判断されます。ただし、社会通念上一体的に流通がなされ得るものであり、かつ、全ての構成物が形状等の密接な関連性を持って一体的に創作がなされている場合は、一の物品等であると判断されます。（意匠審査基準 第Ⅱ部第2章 2.1「二以上の物品等を表したものであるか否かの判断」参照）

一の物品等と判断されるものの図面等の記載例を以下に示します。

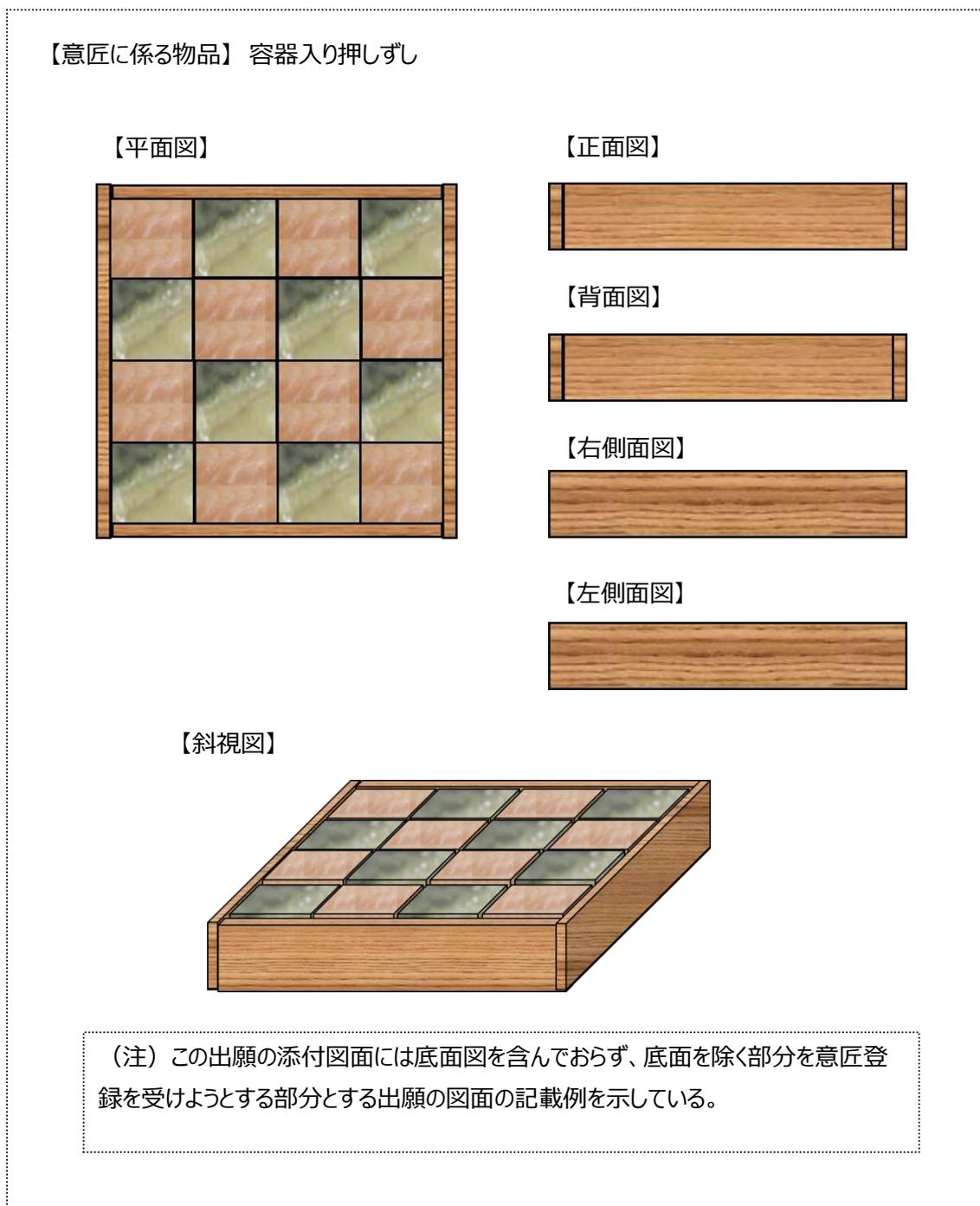
〔図 3.13-1〕 容器と飲料を表した記載例

【意匠に係る物品】 容器入り飲料

【意匠の説明】 蓋を除く容器本体は透明である。正面図、背面図、平面図、底面図、左側面図及び右側面図に表された濃淡は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。



〔図 3.13-2〕 容器と食品を表した記載例



なお、複数の構成物を含む一の意匠について出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄には、当該意匠の創作の内容や、全体の美感に与える影響が大きい構成物に重きをおいた記載とします。例えば、図 3.13-1 の例では、内部の飲料の方に重きがおかれた記載となっていますが、反対に、外部の包装用容器の方に重きをおいた記載とする場合は、「飲料入り包装用容器」等と記載します。

14. 画像を含む意匠の場合

令和元年の意匠法改正により、意匠法上の意匠の定義（意匠法第2条第1項）に、物品から離れた「画像」が加えられました。

また、これまでも意匠登録を受けることが可能であった、物品の部分に画像を含む意匠については、引き続き意匠登録の対象となり、建築物の部分に画像を含む意匠についても、物品の場合と同様に意匠登録の対象となります。

したがって、令和元年改正意匠法の施行日以降、画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の2とおりがあります。

- (1) 画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法
（以下、このような意匠を「**画像意匠**」といいます。）
- (2) 物品又は建築物の部分に画像を含む意匠として保護を受ける方法
（以下、このような意匠を「**物品等の部分に画像を含む意匠**」といいます。）

以下、上記（1）及び（2）をまとめて称する際は、「画像を含む意匠」といいます。なお、本章においては、上記（1）及び（2）の記載が混在することから、読みやすさ等の観点から、それぞれを網掛け又は枠囲いで示しています。

上記（1）は、画像が表示される対象や、画像が当該物品等に記録されたものであるか否かを問わないものである一方、上記（2）については、物品又は建築物の部分としての画像を保護するものであることから、出願の際の願書の記載や図面の作成方法に違いがあります。

画像を含む意匠の意匠登録出願は、願書の記載及び願書に添付された図面から、意匠登録を受けようとする意匠が上記（1）又は（2）のいずれに該当するかや、その形状等が具体的なものと認められないと意匠登録を受けることができません。

したがって、画像を含む意匠を出願する際は、以下の要領で、意匠登録を受けようとする意匠が明確となるよう願書の記載及び願書に添付する図面を作成します。

画像意匠について意匠登録を受けようとする場合と、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合では、願書の記載項目及び図面の表し方に以下のような違いがあります。

(参考) 「画像意匠」と「物品等の部分に画像を含む意匠」との各記載事項の比較

願書の記載欄等第Ⅱ部第2章2.2	画像意匠	物品等の部分に画像を含む意匠
意匠に係る物品の欄	画像の用途を記載する。	物品の名称又は建築物の用途を記載する。
意匠に係る物品の説明の欄	必要に応じ画像の用途の説明を記載する。画像の表示される機器等との関わりを記載する必要はない。	画像の用途の説明に加え、画像が表示される物品又は建築物の機能との関わりについても記載する必要がある。
図面	画像のみを記載（機器等は記載しない）する。	物品又は建築物全体の形状等を記載する。

14.1 画像を含む意匠の出願の基本

(1) 画像意匠の出願の基本

令和元年の意匠法改正により新たに意匠法の保護対象となった**画像意匠**は、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体について出願し、意匠登録を受けることができます。ただし、全ての画像が意匠法の保護対象となるのではなく、意匠登録を受けることができる画像は、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限られます。

したがって、テレビ番組の画像、映画、ゲームソフトを作動させることにより表示されるゲームの画像、風景写真など、画像又は映像の内容自体を表現の中心として創作される画像又は映像（いわゆる「コンテンツ」）は、引き続き意匠を構成しないものとして取り扱われます。

画像意匠の願書及び図面等の記載例及び各記載項目についての説明は以下のとおりです。

〔図 3.14-1〕 画像を含む意匠の記載例

＜平面的な**画像意匠**の例＞

【画像図】



【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

＜立体的な**画像意匠**の例＞

【画像正面図】

【画像背面図】

【画像参考斜視図】

【画像左側面図】

【画像右側面図】

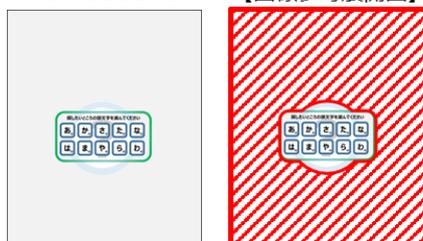
【画像斜視図】



【意匠に係る物品】 案内用画像
 【意匠に係る物品の説明】 この画像は水族館で用いられる案内用の画像であり、選んだ文字に応じて案内を示すものである。【画像正面図】、【画像背面図】、【画像右側面図】、【画像左側面図】及び【画像斜視図】で示したように、円柱状である。画像を展開した状態を【画像展開図】で示す。

【画像展開図】

【画像参考展開図】



【意匠の説明】【画像参考斜視図】及び【画像参考展開図】において赤色ハッチングを施した箇所は透明である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。

＜画像の部分について意匠登録を受けようとする**画像意匠**の例＞



【画像図】

【意匠に係る物品】アイコン用画像
 【意匠に係る物品の説明】観光情報を案内するソフトを起動操作のためのアイコン用画像である。
 【意匠の説明】破線で表した部分は意匠登録を受けようとする部分の以外であり、実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分である。

①「意匠に係る物品」の欄の記載

画像意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を記載します。**画像意匠**は、表示する物品や建築物等の対象から独立したものですので、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとするものと混同が生じないよう、**画像意匠**として意匠登録を受けようとする場合は、「意匠に係る物品」の欄には、その画像を表示する物品等の名称（例：○○機能付き電子計算機）は記載しません。

<記載例>

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作用画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像、インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像 など・・・

②「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは画像の用途が明確ではない場合等に、画像全体又は画像を構成する各要素について、その機能及び用途を記載します。ただし、その際は、意匠登録を受けようとする画像の理解を助けるために、画像の用途、使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明することが望ましく、特許の明細書の「発明の詳細な説明」のように長文にならないようご注意ください。また、登録商標を説明に用いることは、望ましくありません。

「意匠に係る物品の説明」に図、表等を記載することは認められていません。使用状態等について文章のみでの説明が難しい場合は、願書に添付した図面等において「使用状態を表す参考図」等を用いて表します。

③願書の「意匠の説明」の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・変化する画像について、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
- ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合、画像の全部又は一部が透明である場合
- ・画像を記載した図のうち、一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
- ・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合、図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合など

それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

④図面等の記載の留意点

図面において、画像を表示する機器は描かず、意匠登録を受けようとする画像のみを「画像図」又は「画像○○図」を用いて表します。

図には画像全体を表します。画像の部分について意匠登録を受けようとする場合には、例えば、実線で意匠登録を受けようとする部分を描き、破線でその他の部分を描くなど、図面において描き分け、図面の描き分けだけでは意匠登録を受けようとする部分を明確に特定することが難しい場合は願書の「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を記載します。

図の表示は、意匠登録を受けようとする画像が平面的な場合は、「画像図」とします。。また、意匠登録を受けようとする画像が立体的な場合は、「画像正面図」「画像右側面図」等、「画像○○図」のように表します。

なお、**画像意匠**について意匠登録を受けようとするのか、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとするのか不明確になりますので、「正面図」「右側面図」等の物品等に用いられている図の表示は、**画像意匠**について意匠登録を受けようとする場合には用いないでください。

また、画像が変化する場合は、「変化した状態を示す画像図」等を用い、複数の図で同じ図の表示を用いないようご注意ください。

(2) **物品等の部分に画像を含む意匠**の出願の基本

物品等の部分に画像を含む意匠とは、特定の物品や建築物の表示部に表れた画像を、その物品又は建築物の部分として意匠法による保護の客体とする意匠のことをいいます。

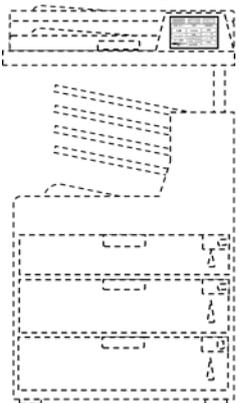
物品や建築物の表示部に表示された画像が、その物品又は建築物の一部と認められるためには、当該画像が物品や建築物の機能を発揮するための操作の用に供されるもの又は物品や建築物の機能を果たすために必要な表示を行うものでなければなりません。

物品等の部分に画像を含む意匠の出願例及び各記載項目についての説明は、以下のとおりです。

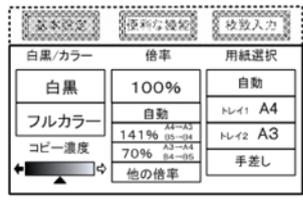
〔図 3.14-2〕 物品等の部分に画像を含む意匠の記載例

<物品等の部分に画像を含む意匠の例>

【正面図】



【表示部部分拡大図】

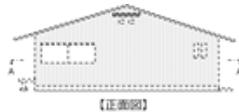


【意匠に係る物品】複写機
 【意匠に係る物品の説明】正面図及び表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。
 【意匠の説明】実線で表した部分が意匠を受けようとする部分である。

※説明の都合上、願書の記載事項及びその他の図は省略した。

<建築物の部分に画像を含む意匠の例>

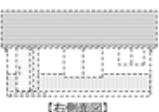
【正面図】



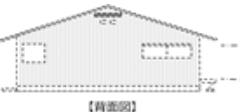
【左側面図】



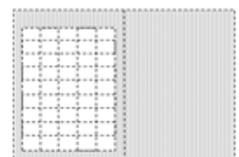
【右側面図】



【背面図】



【平面図】



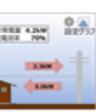
【内部構造を省略したA-A'断面図】



【B-B' C-C' D-D'部分拡大断面図】



【表示部部分拡大図】



【意匠に係る物品】住宅
 【意匠に係る物品の説明】意匠登録を受けようとする部分は、屋根に設置した太陽光パネルの発電量や送電、受電量を表示するとともに、売電等の切り替え等の操作をするための操作画像である。
 【意匠の説明】実線部で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した

①願書の「意匠に係る物品」の欄

物品等の部分に画像を含む意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄には、物品の名称又は建築物の用途を記載します。物品等の部分に画像を含む意匠は、物品や建築物の部分として意匠登録を受けるものですので、画像意匠について

意匠登録を受けようとするものと混同が生じないよう、「意匠に係る物品」の欄には、画像の用途は記載しません。

②願書の「意匠に係る物品の説明」の欄

「意匠に係る物品の説明」の欄には、表示される画像が物品や建築物の機能を発揮するための操作の用に供される画像又は物品や建築物の機能を果たすために必要な表示であることを表すために、どのような機能のための操作画像であるか、又は、どのような機能を果たすために必要な表示であるかを記載します。また、願書の「意匠に係る物品」の欄の記載のみでは画像が表示される物品又は建築物の機能及び用途が不明確である場合には、意匠の理解を助けるために、物品又は建築物の用途、使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明します。このとき、特許の明細書の「発明の詳細な説明」のように長文にならないようお願いします。

また、登録商標を説明に用いることは、望ましくありません。

また、「意匠に係る物品の説明」に図、表等を記載することは認められていません。

③願書の「意匠の説明」の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
- ・表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
- ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合
- ・物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である場合
- ・一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
- ・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合
- ・図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合

それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

④願書に添付する図面

図面は、原則意匠登録を受けようとする物品又は建築物全体を表しています。なお、平成18年改正意匠法で認められていた、意匠登録を受けようとする物品と一体として用い

られる物品に表示される画像の保護は、令和元年改正意匠法では、**画像意匠**又は画像と物品の組物の意匠として保護されることとなりました。意匠登録を受けようとする物品に意匠登録を受けようとする部分がなく、意匠登録を受けようとする物品と一体として用いられる物品に表示される画像のみを意匠登録を受けようとする部分とする場合は、**画像意匠**として出願してください。意匠登録を受けようとする物品と、これと一体として用いられる物品に表示される画像のいずれにも意匠登録を受けようとする部分が含まれる場合は、**画像意匠**と物品の意匠の組物の意匠として出願して下さい。

また、画像部分を含め、物品又は建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合は、例えば実線で意匠登録を受けようとする部分を描き、破線でその他の部分を描くなど、図面において描き分け、図面の描き分けだけでは意匠登録を受けようとする部分を明確に特定することが難しい場合は願書の「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を記載します。

物品等の部分に画像を含む意匠について「画像図」「画像右側面図」等、**画像意匠**で用いられている図の表示で表すと、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとするのか、**画像意匠**について意匠登録を受けようとするのかが明確ではなくなりますので、「画像図」「画像右側面図」等の**画像意匠**に用いられている図の表示は、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合は用いないください。

また、表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合は、「変化した状態を示す○○図」等を用い、複数の図で同じ図の表示を用いないようご注意ください。

(3) 画像を含む意匠を構成要素とする組物の意匠

画像を含む意匠は、**画像意匠**、**物品等の部分に画像を含む意匠**のいずれも組物の意匠の構成要素とすることができます。

画像意匠を含む組物の意匠としては、複数の**画像意匠**からなる組物の意匠、**画像意匠**と物品の意匠からなる組物の意匠、**画像意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠、**画像意匠**と建築物と物品からなる組物の意匠があります。また、ここでいう物品の意匠や建築物の意匠については、**物品等の部分に画像を含む意匠**も含まれ得ます。

物品等の部分に画像を含む意匠と物品の意匠からなる組物の意匠、又は、**物品等の部分に画像を含む意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠は、物品等の表示部に画像を表示させつつ、物品及び建築物からなる組物の意匠と同様に出願してください。

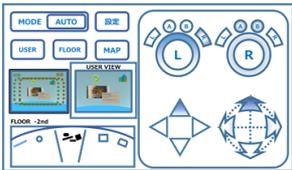
画像意匠を含む組物の意匠について、複数の**画像意匠**からなる組物の意匠、**画像意匠**と物品の意匠からなる組物の意匠、**画像意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠の出現例及び各記載項目についての説明は以下のとおりです。

〔図 3.14-3〕 画像を含む組物の意匠の記載例

<複数の**画像意匠**からなる組物の意匠の例>



【画像図 1】



【画像図 2】

※説明上、願書のその他の記載及びその他の図は省略した。

【意匠に係る物品】
一組の画像セット

【意匠に係る物品の説明】
画像図 1 で表した画像は「仮想空間用情報表示用画像」であり、海中を模した仮想空間内で様々な閲覧対象情報を表示するための画像であり、手持ちのコントローラ操作により海の生物の画像の手前に解説情報が表示される。画像図 2 で表した画像は画像図はその表示情報の管理をするための操作用画像であり、表示画像の状況やユーザーのコントローラ操作状況や動き、仮想空間用情報表示用画像等の情報が表示され、設定等の操作をすることができる。

< **画像意匠**と物品の意匠からなる組物の意匠の例>



【斜視図】



【画像図】

【意匠に係る物品】
一組の運輸機器セット

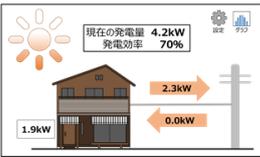
【意匠に係る物品の説明】
この意匠登録出願の意匠は乗用自動車と画像図に表した乗用自動車表示用画像からなる一組の運輸機器セットであり、画像図に表した画像は、乗用自動車の水温、タイヤ圧等の情報を表示させるものである。

※説明上、願書のその他の記載及びその他の図は省略した。

< **画像意匠**と建築物の意匠からなる組物の意匠の例>



【正面図】



【画像図】

【意匠に係る物品】
一組の建築物

【意匠に係る物品の説明】
この意匠登録出願の意匠は乗用自動車と画像図に表した太陽光発電パネル付き家屋と発電量表示用画像からなる一組の建築物であり、画像図に表した画像は、家屋に設置された太陽光パネルでの発電量、発電効率、消費量及び売電状況を表示させるものである。

※説明上、願書のその他の記載及びその他の図は省略した。

① 願書の「意匠に係る物品」の欄

組物の意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄には、意匠法施行規則別表第二に記載された組物を記載します（意匠法施行規則別表第二については、「16. 組物の意匠の場合」参照）。

組物の意匠を構成するものに建築物（**建築物の部分に画像を含む意匠**を含む）が含まれる場合は、「意匠に係る物品」の欄には、「一組の建築物」と記載します。組物を構成

するものに建築物が含まれず、物品（**物品等の部分に画像を含む意匠**を含む）が含まれる場合は、「意匠に係る物品」の欄にはその物品が属する組物を「意匠に係る物品」の欄に記載します。複数の**画像意匠**のみから構成される場合は、「意匠に係る物品」の欄には「一組の画像セット」と記載します。

②願書の「意匠に係る物品の説明」の欄

組物を構成するものの中に**画像意匠**が含まれる場合は（１）②に表した内容をそれぞれの**画像意匠**ごとに、組物を構成するものの中に**物品等の部分に画像を含む意匠**が含まれる場合は（２）②に表した内容をそれぞれの**物品等の部分に画像を含む意匠**ごとに記載します。

② 願書の「意匠の説明」の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
- ・表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
- ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合
- ・物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である場合
- ・一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
- ・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合
- ・図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合

それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

④願書に添付する図面

組物を構成するものの個々の形状等を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成するものについて、それぞれ順に記載します。

「組物の意匠」が組み合わせた状態で統一感を有する場合は、組物を構成するそれぞれのものについて記載するとともに、すべての構成するものが組み合わされた状態の形状等について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

このとき、組物を構成するものの中に**画像意匠**が含まれる場合は（１）④に表した内容に基づきそれぞれの**画像意匠**を表します。また、組物を構成するものの中に**物品等の部分に画像を含む意匠**が含まれる場合は（２）④に表した内容に基づきそれぞれの**物品等の部分に画像を含む意匠**を表します。

（４）画像を含む意匠を構成要素とする内装の意匠

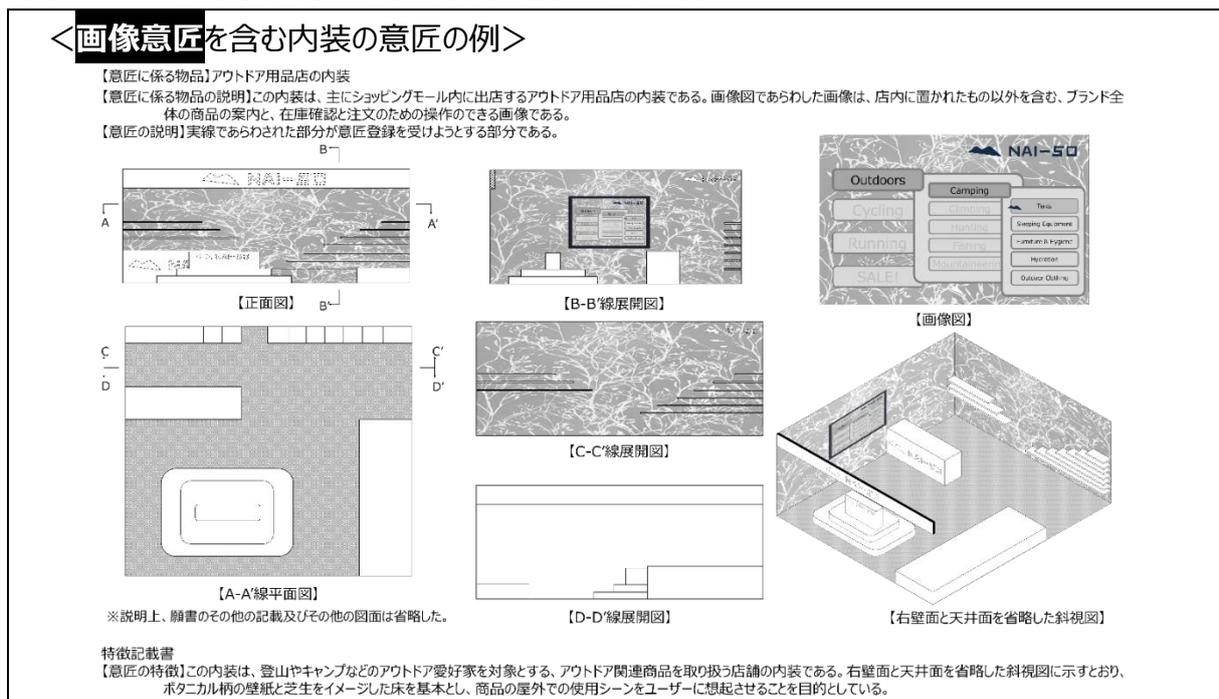
画像を含む意匠は、**画像意匠**、**物品等の部分に画像を含む意匠**のいずれも内装の意匠の構成要素とすることができます。

画像意匠を含む内装の意匠としては、施設の内部に**画像意匠**が表示される場合や、施設の内部を構成する物品の意匠や建築物の意匠が、**物品等の部分に画像を含む意匠**である場合が考えられます。

内装の意匠については什器等の配置も創作に含まれることから、**画像意匠**の配置を含めて内装全体としての統一を図る場合は、内装の意匠における**画像意匠**の配置を示しつつ、その**画像意匠**を画像図で示します。が内装の意匠を構成する物品又は建築物が**物品等の部分に画像を含む意匠**である場合は、その物品等の表示部に画像を表示させつつ、通常の内装の意匠と同様に願書及び図面を作成します。

画像意匠を含む内装の意匠についての出願例及び各記載項目についての説明は、以下のとおりです。

〔図 3.14- 2〕 画像意匠を含む内装の意匠の記載例



①願書の「意匠に係る物品」の欄

内装の意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄には、内装の用途を「○○用内装」又は「○○の内装」という表現で記載します。

②願書の「意匠に係る物品の説明」の欄

内装の意匠を構成するものの中に**画像意匠**が含まれる場合は（１）②に表した内容をそれぞれの**画像意匠**ごとに表します。内装の意匠を構成するものの中に**物品等の部分に画像を含む意匠**が含まれる場合は（２）②に表した内容をそれぞれの**物品等の部分に画像を含む意匠**ごとに記載します。

③ 願書の「意匠の説明」の欄

以下のような場合に必要に応じて記載します。

- ・画像の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合
- ・表示された画像が変化する場合であって、その変化の前後にわたる画像について意匠登録を受けようとする場合
- ・白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合
- ・物品、建築物又は画像の全部又は一部が透明である場合
- ・一部の図をそれと同一又は対称である図に代えた場合
- ・形状等が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合
- ・図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができない場合

それぞれの場合に記載すべき内容についての詳細は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」をご参照ください。

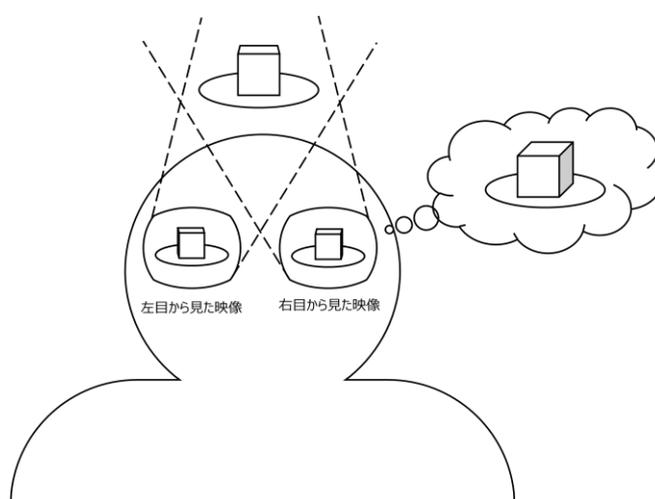
④願書に添付する図面

内装の意匠については什器等の配置も創作に含まれることから、**画像意匠**の配置を含めて内装全体としての統一が見られる場合は、内装の意匠における**画像意匠**の配置を示しつつ、**画像意匠**についても（１）④に表した内容に基づきそれぞれの**画像意匠**を表します。**物品等の部分に画像を含む意匠**が内装の意匠を構成する物品又は建築物の一部に含まれる場合は、物品等の表示部に画像を表示させつつ、通常の内装の意匠と同様に出願してください。

14.2 画像の特徴に応じた図面表現

(1) 仮想三次元、仮想現実（いわゆる、Virtual Reality: VR）の画像

VR 技術は、ユーザーの五感を刺激することで、人工環境、サイバースペース等を現実のように知覚させる技術です。近年の電子計算機の情報処理能力向上により、仮想空間内の仮想的なオブジェクトの立体形状とユーザーの視点を基に、ユーザーの右目、左目のそれぞれから見える映像をリアルタイムで計算し、右目用の映像を右目のみ、左目用の映像を左目のみに見せることで、ユーザーに仮想空間内のオブジェクトを立体的に感じさせることが可能となっています。



このための技術としては、左右の目それぞれ独立した表示器（いわゆる VR ゴーグル）を用いて表示させる方法、右目映像と左目映像が合成された映像を、偏光フィルタを通すことで右目用映像、左目用映像に分ける方法、右目用映像と左目用映像を交互に表示させつつ、映像の切り替えと同期した眼鏡を用いる方法等があり、どのような技術を用いるかによって表示器等に実際に表示される映像が異なります。

意匠制度において、このような VR の画像を含む意匠を出願する場合、出願しようとする画像が**画像意匠**であるか、**物品等の部分に画像を含む意匠**であるかによって表現方法が異なります。

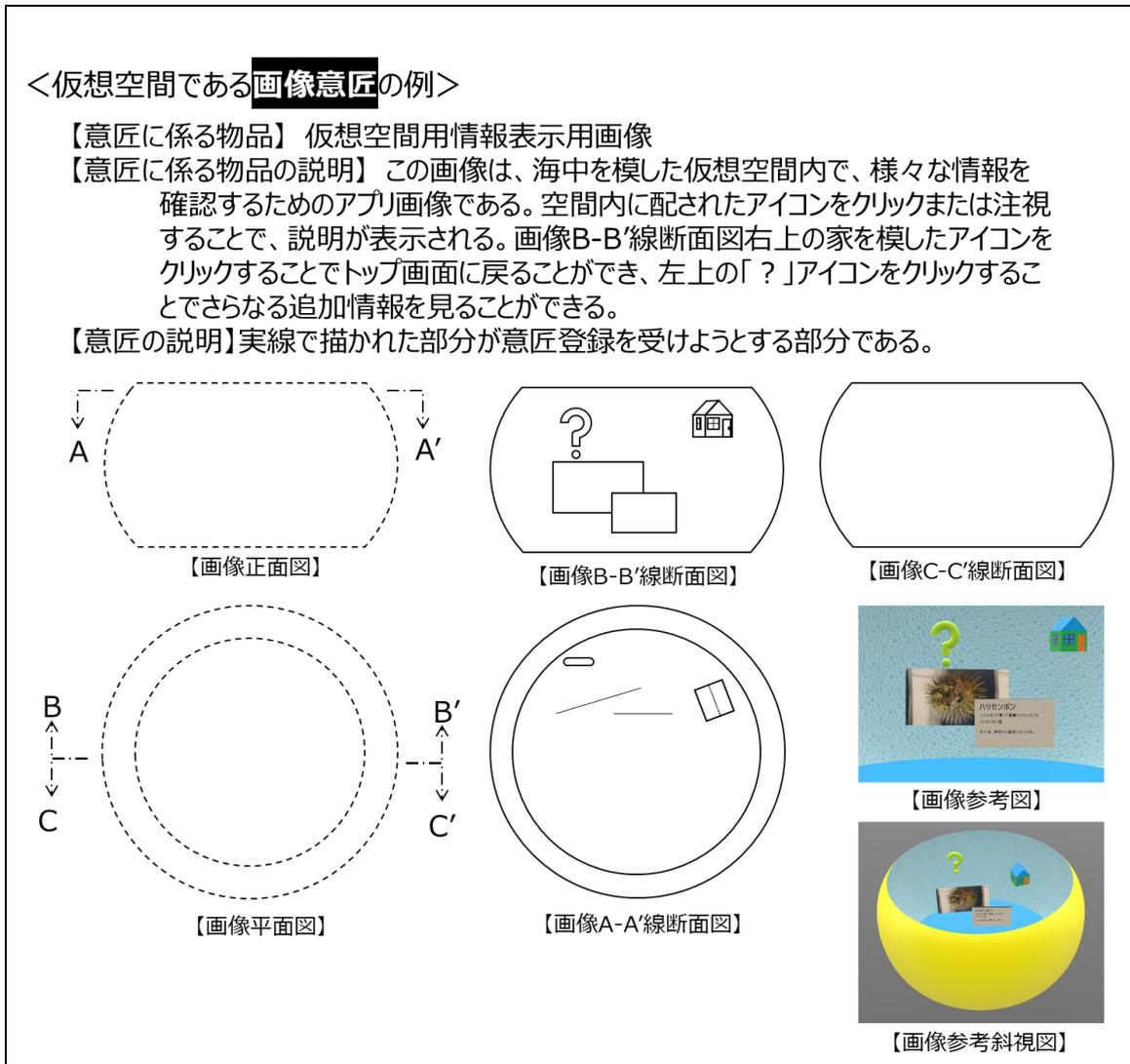
すなわち、**画像意匠**は、表示技術や表示器から離れた画像そのものですので、仮想空間や視点等を示すことで意匠登録を受けようとする画像を表します。

一方、**物品等の部分に画像を含む意匠**が VR の画像であるときは、実際に表示部に表示された状態を表し、意匠の理解をする上で必要な場合は、使用者から見える画像等を表します。

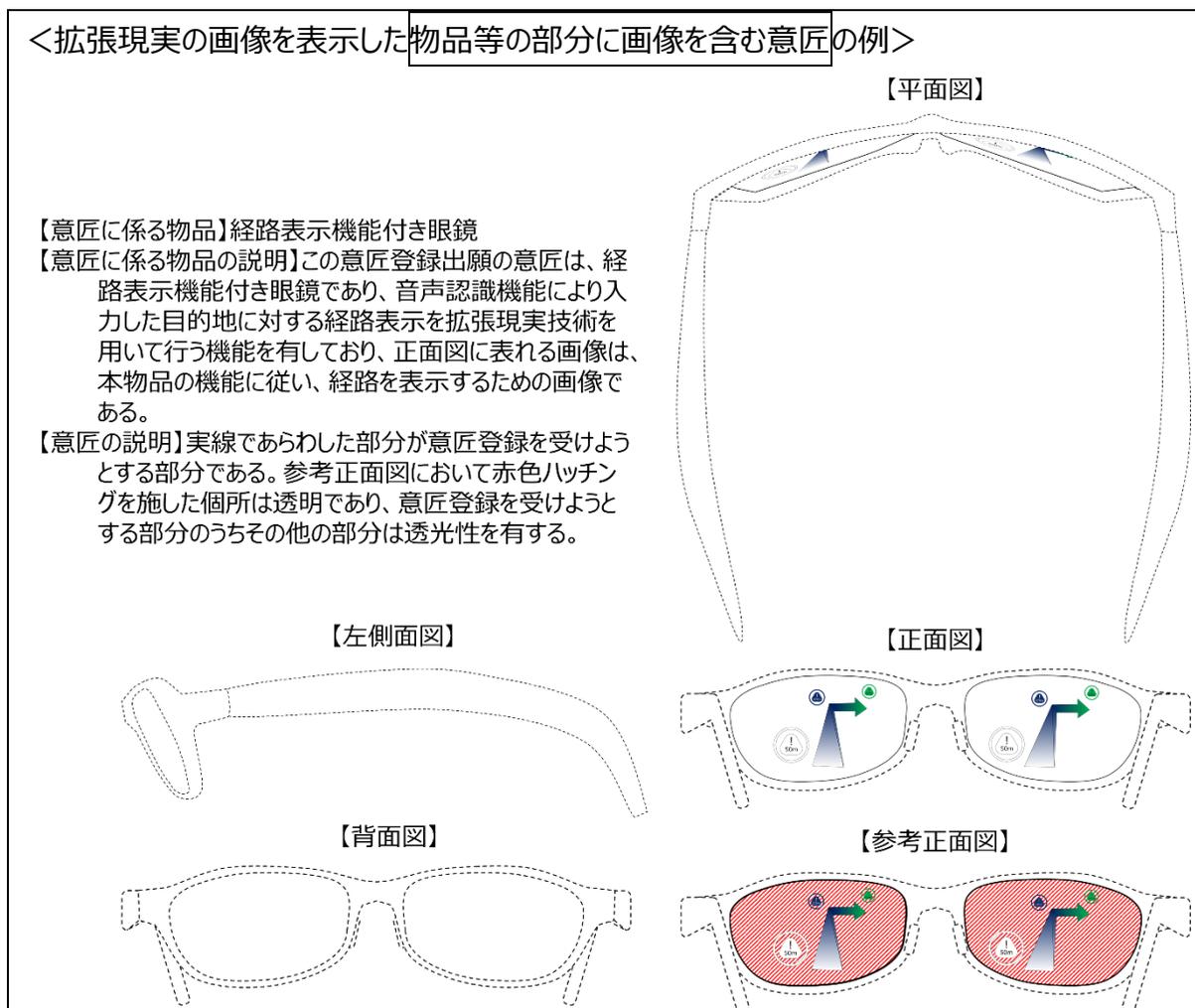
なお、VR 技術を応用し、現実の風景に画像を合成するいわゆる複合現実（Mixed Reality）や拡張現実（Augmented Reality）などの技術も存在しますが、これらは、一部

が透明又は透光性を有する仮想空間上の画像ともいえることから、現実の風景等が合成される部分を透明又は透光性を有する部分として表しつつ、VR の場合と同様に表します。

〔図 3.14- 4〕 仮想空間の画像の記載例



〔図 3.14-5〕 拡張現実の画像の記載例



(2) 変化する画像

画像を含む意匠の場合、一つの意匠は原則一つの画像で表されます。したがって、一つの出願に複数の画像が表されている場合には、意匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願とは認められません。

ただし、願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が次の二つの要件をともに満たすと判断される場合は、これら複数の画像は変化する画像として一つの意匠と認められます。

- ① 同一機能を発揮するために行われる操作の用に供される画像又は同一機能を果たすために必要な表示を行う画像（以下、「同一機能のための画像」という。）であること
- ② 変化前の画像と変化後の画像について、図形等の共通性による形状等の関連性があること

(注) 三つ以上の画像を含む場合の形状等の関連性の判断は、変化の直前と直後の二つの画像について行います。また、意匠登録を受けようとする部分が画像の一部の場合は、変化の直前と直後の画像の意匠登録を受けようとする部分に形状等の関連性があるか否かを判断します。

i) 願書及び図面の記載の際の留意点

①【意匠に係る物品の説明】の欄

複数の画像が、物品の同一機能のための画像である旨を記載します。

②【意匠の説明】の欄

図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様を十分表現できないときに、これらを特定するための説明を記載します。

③図面の記載

a) 変化の前後の画像を表すことが必要です。この場合、まず、変化の起点となる画像を含む図又は画像図を表し、次に、変化の直前直後の画像（形状等の関連性が認められるもの）を表します。

b) 変化の態様を表す複数の画像は、原則としてその変化の順に表します。その際、例えば、「変化した状態を示す画像図 1」、「変化した状態を示す画像図 2」、「変化した状態を示す正面図 1」…、等、図の表示及びその図を識別するための番号や記号を付す等して、上記意匠の説明も用いて図の変化の態様を表します。

ii) 形状等の関連性の類型

①図形等の移動等

図形等がそれ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

②同一図形等の増減

同一の図形等が画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

③画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等がそれ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

④画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形状等が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

⑤共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に、同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

⑥追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。（例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウィンドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。）

i. 複数の画像が一意匠として認められるもの

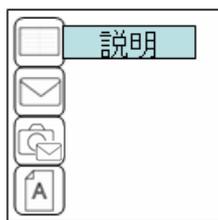
〔図 3.14-6〕図形等の移動の例

【意匠に係る物品】メール機能操作画面

【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。画像図及び変化後を示す画像図に示したように、それぞれの操作画面図形等が指定されると、当該操作画面図形等の説明も連動して移動する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.14-7〕図形等の回転の例

【意匠に係る物品】音楽再生制御画面

【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。画像図及び変化後を示す画像図に示したように、それぞれの操作画面図形等が指定されると、当該操作画面図形等の説明も連動して変化する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

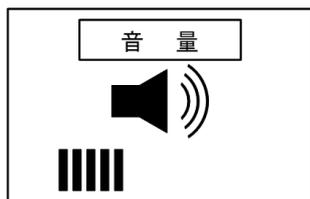
〔図 3.14-8〕同一の図形等の増減の例

【意匠に係る物品】音楽再生制御用画像

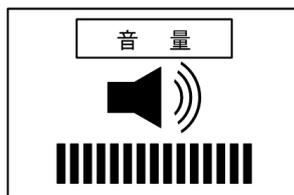
【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化後を示す画像図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

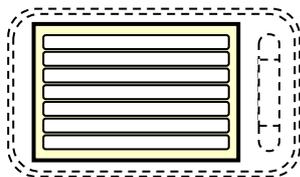
〔図 3.14-9〕画像内のレイアウト変更の例

【意匠に係る物品】携帯情報端末機

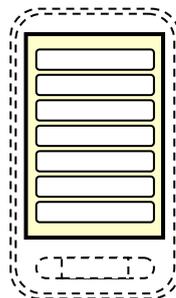
【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

【正面図】



【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

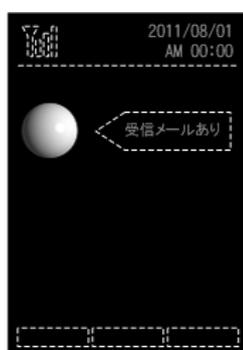
〔図 3.14-10〕図形等自体の漸次的な変化の例

【意匠に係る物品】メール操作画面

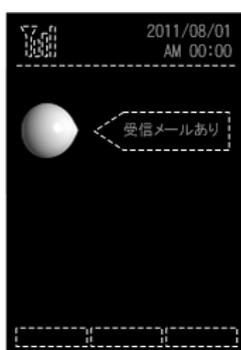
【意匠に係る物品の説明】

画像図 1 から 6 に表された画像はメール操作画面であって、意匠登録を受けようとする部分であるアイコンはメールを受信した際にそれをお知らせするものであり、かつ、選択することでメールを開封する画面が起動する。当該アイコンはメールが開封されるまで、上下に回転しつつ、画像図 1 から 6、6 から 1 の順で繰り返し漸次的な変化を続ける。

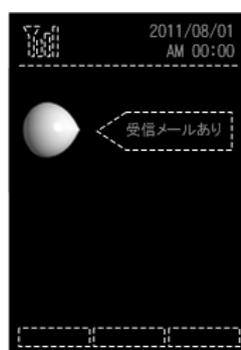
【画像図 1】



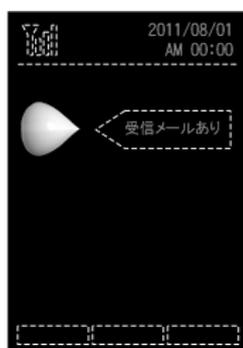
【画像図 2】



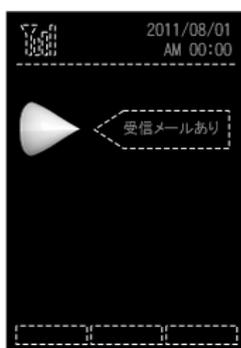
【画像図 3】



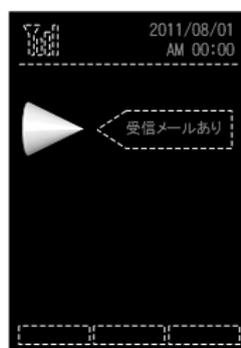
【画像図 4】



【画像図 5】



【画像図 6】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像はメール機能のためのものと認められます。また、変化の直前直後の各画像において意匠登録を受けようとする部分の図形等（アイコン）の形態に共通性が見られるため、各々形態的な関連性があるものと認められます。

この例のように、同一機能のための画像であるか否かの判断は画像全体で行い、形態的な関連性があるか否かの判断は、意匠登録を受けようとする部分について行います。

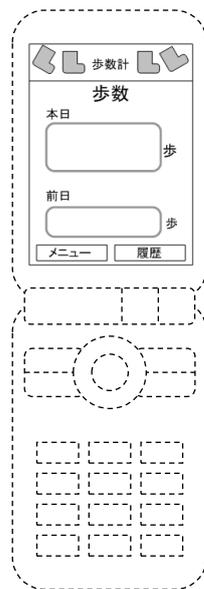
〔図 3.14-11〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】携帯電話機

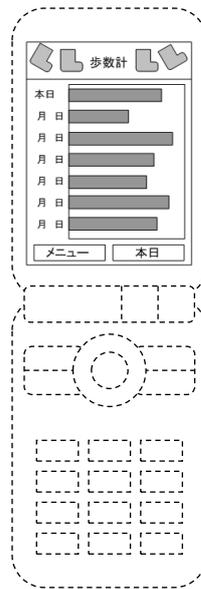
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

変化した状態を示す正面図も歩数表示機能のための画像であり、ヘッダー部分のモチーフや下端の操作ボタンの形態に共通性が見られるため、形態的な関連性も認められます。

〔図 3.14-12〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】現金自動預払機

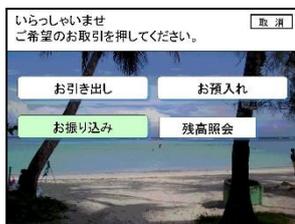
【意匠に係る物品の説明】

各画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いるものである。

【意匠の説明】

カードにより振込を行う場合は「表示部拡大図」から「変化後を示す表示部拡大図 1」「変化後を示す表示部拡大図 2」「変化後を示す表示部拡大図 4」「変化後を示す表示部拡大図 5」へと順に遷移する。現金により振込を行う場合は「表示部拡大図」から「変化後を示す表示部拡大図 3」「変化後を示す表示部拡大図 4」

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図 1】



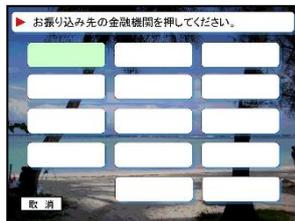
【変化後を示す表示部拡大図 2】



【変化後を示す表示部拡大図 3】



【変化後を示す表示部拡大図 4】



【変化後を示す表示部拡大図 5】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

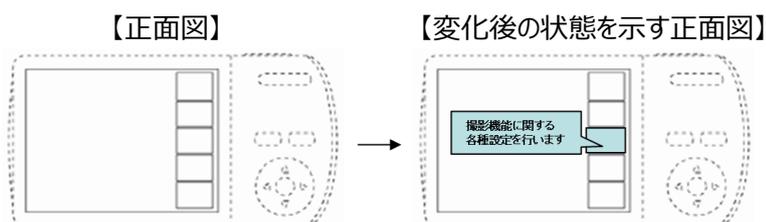
物品の同一機能のための画像であって、変化の直前直後に形態的な関連性が認められるものであれば、この例のように画面が分岐するものの他、前の画面に戻るもの等、変化の態様が複合したものであっても一意匠として認められます。

〔図 3.14-13〕追加的な図形等の展開の例

【意匠に係る物品】デジタルカメラ

【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作作用図形を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

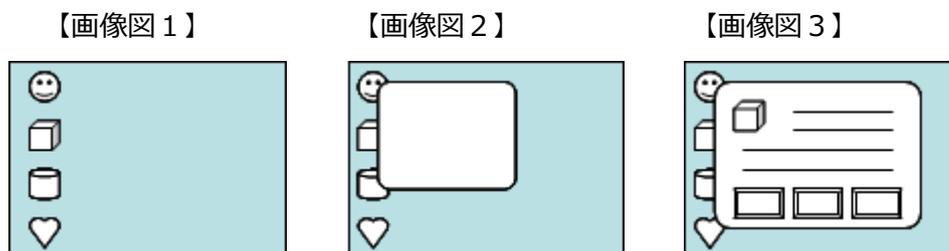
この例の「正面図」と「変化後の状態を示す正面図」は撮影機能のための画像であって、画面内右端の縦五列の操作作用図形が共通しているため形態的な関連性が認められます。

〔図 3.13-14〕追加的な図形等の展開の例

【意匠に係る物品】初期設定用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図 1 から 3 に表された画像は、携帯情報端末機の初期設定を行うものである。画像図 1 において任意のアイコンを選択すると、ポップアップウィンドウが表れ、画像図 2 から 3 へと変化する。ポップアップウィンドウ内には選択したアイコンの機能説明と、実行ボタン等が表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

初期設定に用いられる操作画像であり、画像図 1 と画像図 2 は左端の 4 つのアイコンが共通し、画像図 2 と画像図 3 はアイコンとポップアップウィンドウの外形状が共通しており、いずれも変化の前後において形態的な関連性が認められます。

ii. 複数の画像が一意匠として認められないもの

〔図 3.13-15〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】携帯電話機制御用画像

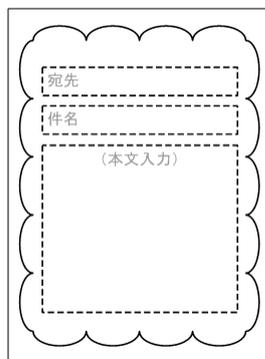
【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す画像図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

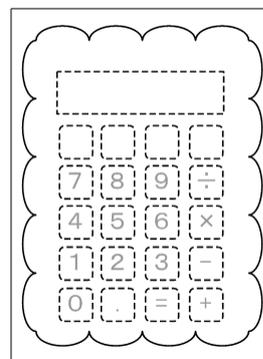
【意匠の説明】

実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

二つの図は意匠登録を受けようとする部分の形態（雲形の枠の形状）に形態的な関連性が認められますが、変化前の画像がメール機能のための画像であるのに対して、変化後の画像は電卓機能のための画像であるため、これらが物品の同一機能のための画像とは認められません。

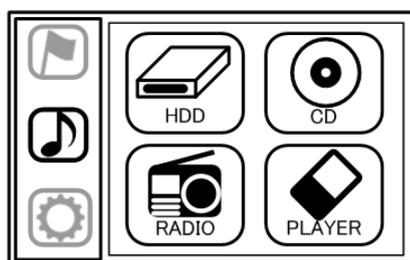
〔図 3.13-16〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】経路誘導表示用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

変化前の画像が音楽再生機能のための画像であるのに対して、変化後の画像は経路誘導機能のための画像ですので、これらは物品の同一機能のための画像とは認められません。

〔図 3.13-17〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】携帯情報端末機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図はメニュー画面であり、音楽アイコンを選択した場合は変化後の画像図 1 へと変化し、音楽再生機能のメニューが表示される。メールアイコンを選択した場合は変化後の画像図 2 へと変化し、メール機能のメニューが表示される。検索アイコンを選択した場合は変化後の画像図 3 へと変化し、検索機能のメニューが表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例は、音楽再生機能のための画像で音符のモチーフに共通性が見られる「画像図」から「変化後の画像図 1」に変化する意匠と、メール機能のための画像でメールのモチーフに共通性が見られる「画像図」から「変化後の画像図 2」に変化する意匠、検索機能のための画像で虫眼鏡のモチーフに共通性が見られる「画像図」から「変化後の画像図 3」に変化する意匠の、計 3 つの意匠を包含しています。

〔図 3.13-18〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

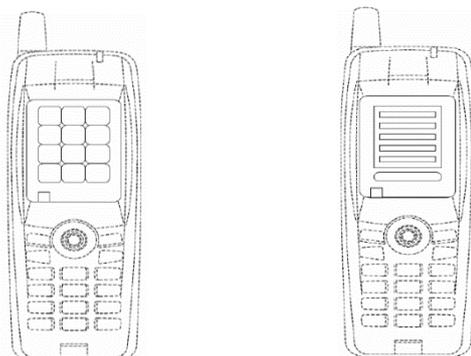
【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】

正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

【正面図】

【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-19〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】複写機能制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像図及び変化した状態の画像図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

【画像図】

【変化した状態の画像図】

基本設定	便利な機能	枚数入力
白黒/カラー	倍率	用紙選択
白黒	100%	自動
フルカラー	自動	トレイ1 A4
コピー濃度	141% <small>A4→A3 B5→B4</small>	トレイ2 A3
← 70% → <small>A3→A4 B4→B5</small>	他の倍率	手差し

基本設定	便利な機能	枚数入力
設定内容	コピー枚数	
白黒	1 2 3	
倍率100%	4 5 6	
用紙 A4トレイ1	7 8 9	
片面	クリア 枚	
コピー濃度	ふつつ	

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まともに欠けるため、形態的な関連性が認められません。

〔図 3.13-20〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】携帯情報端末機制御用画像

【意匠に係る物品の説明】

画像部に表された画像は音楽再生機能に係る画像である。変化後の画像図 1 及び変化後の画像図 2 は、メニュー画面の中から音楽再生用アイコンを選択した際の変化を表したものであり、画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。表示部拡大図 2 に表された画像は、再生するアルバムを選択する操作を行うものである。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像は同一機能のためのものであり、「画像図」と「変化後の画像図 1」には形態的な関連性が認められます。しかし、「変化後の画像図 1」と「変化後の画像図 2」には図形等の共通性がほとんどないため、形態的な関連性が認められません。この例は、「画像図」と「変化後の画像図 1」で表された画像と、「変化後の画像図 2」に表された画像との二つの意匠を包含しています。

形態的な関連性は変化の前後の画像で判断しますので、漸次的な変化を表す一連の画像が一意匠として認められるためには、変化の途中の画像についての開示が必要です。

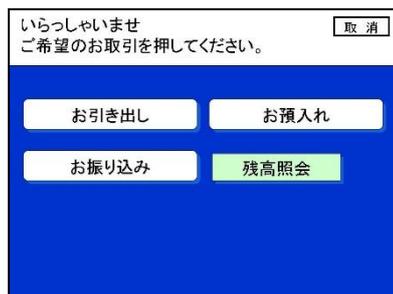
〔図 3.13-21〕形状等の関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】現金自動預払操作画面画像

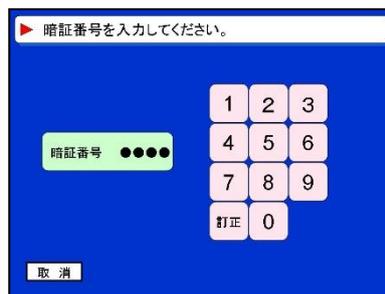
【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は残高照会のための画像であり、残高照会ボタンの選択により暗証番号入力画面へと遷移する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

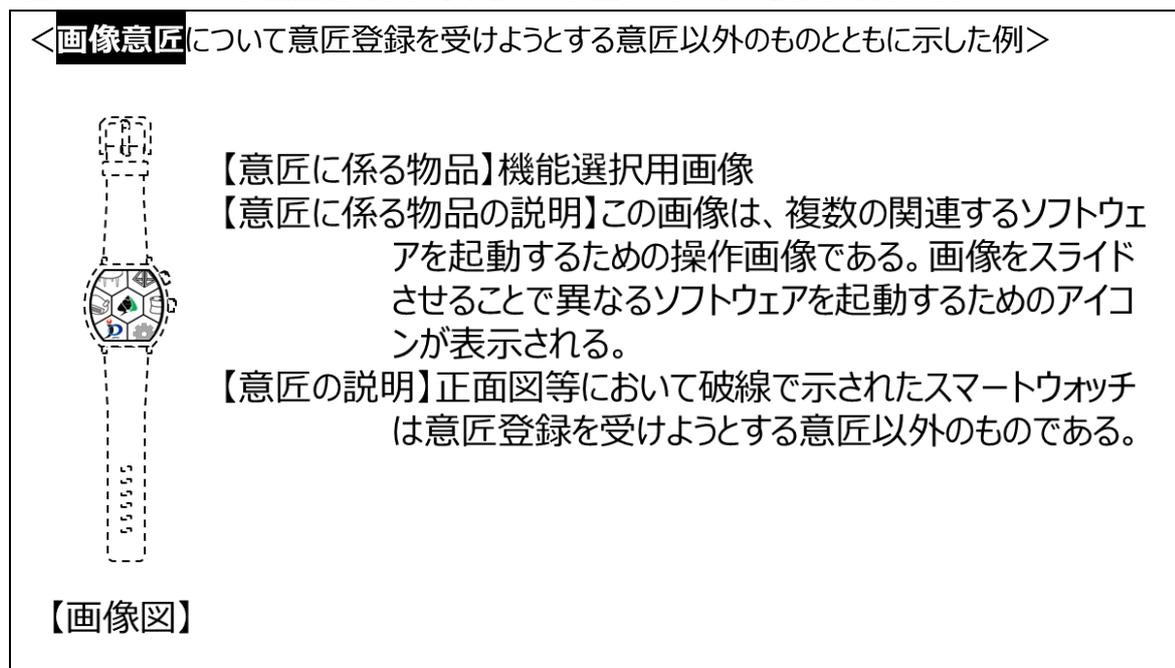
この例は図形等に共通性が見られないため、形態的な関連性が認められないものです。背景には青色の色彩が施されていますが、単に統一的な色彩を配した程度では形態的な関連性は認められません。

(3) 意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示さなければ意匠を十分に理解できない場合

画像意匠について意匠登録を受けようとする場合、図面には基本的に画像のみを表しますが、意匠登録を受けようとする意匠以外のものとともに示さなければ意匠を十分に理解できない場合は、意匠以外のものとともに表すことが認められます。ただし、この場合には、願書の【意匠の説明】の欄に意匠登録を受けようとする意匠を特定する方法を記載するか、願書に添付した図面において、意匠登録を受けようとする意匠を実線で描き、その他のものを破線で描く等により、意匠登録を受けようとする意匠を特定することができます。

物品等の部分に画像を含む意匠についても、同様に、意匠以外のものとともに表すことが認められます。

〔図 3.14-22〕 意匠登録を受けようとする意匠以外のものを表した記載例



① 願書の「意匠に係る物品」の欄

意匠登録を受けようとする意匠に応じ、**画像意匠**について意匠登録を受けようとする場合は、「意匠に係る物品」の欄には「○○用画像」のように記載します（13.1（1）①参照）。**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合は、「意匠に係る物品」の欄には意匠登録を受けようとする物品等に応じた記載をします（13.1（1）②参照）。

②願書の「意匠の説明」の欄

画像意匠について意匠登録を受けようとする場合は 13.1（1）③、**物品等の部分に画像を含む意匠**について意匠登録を受けようとする場合は 13.1（2）③に記載された事項のほか、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする意匠を特定することができない場合は、その特定する方法を記載します。また、図面の記載のみで意匠登録を受けようとする意匠を特定することができる場合でも、特定方法を記載することで、意匠登録を受けようとする意匠をより明確にすることができます。

③願書に添付する図面

意匠登録を受けようとする意匠を実線で、その他のものを破線で描くなどにより、意匠登録を受けようとする意匠を明確に特定します。特に、物品等の部分や部品なお、同じ名称でも認識されるものが企業等により異なることがありますので、「意匠の説明」の欄の記載のみで意匠登録を受けようとする意匠を特定できる場合であっても、図面において意匠登録を受けようとする意匠とその他のものを描き分けることで、意匠登録を受けようとする意匠をより明確にすることができます。

（4）液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合

液晶表示盤とは、各種物品の表示部として組み込まれる部品であって、一般的に盤状であり、固定配置した図形状のセグメントを通电によって表示させるものです（図形状のセグメントによる表示方式）。表示部全面が多数の画素で構成され様々な図形等を表示できるもの（ドットマトリックスによる表示方式）は、液晶表示盤には該当しません。

液晶表示盤は、各種物品の表示部に組み込まれることで通电可能になり、通电して初めて図形等が表示されるものです。また、ほとんどのものは通电していない状態では図形状のセグメント部と他の部分とを識別することができません。したがって、部品としての液晶表示盤は、実際は図形等が外観に現れるものではありません。しかし、図形状のセグメントによる表示方式においては、そのセグメント部分は、通电によって変化する図形状部分として固定配置されているものですので、このような特性を考慮し、液晶表示盤に表示される図形状のセグメント部分は、意匠を構成する要素として取り扱われます。

願書及び図面の表し方は、次のようになります。

i) 願書の記載

①【意匠に係る物品】の欄

「○○用液晶表示盤」のように液晶による表示盤であることを明記します。

②【意匠の説明】の欄

a) 通電によってどのような図形等を表示するものが理解できるように、必要に応じて通電によって現れる図形等の説明を記載します。

ただし、当該液晶表示盤を組み込んだ物品の使用目的、一般的態様、【使用状態を示す参考図】等から、通電によって現れる図形等の態様の理解が明らかな場合は、【意匠の説明】の欄の記載は不要です。

b) 印刷等による図形状の不透光部分等がある場合は、それらがどこであるかの説明を記載します。

ただし、【○○を示す参考図】で分けが明確であれば説明の記載は不要です。

ii) 図面の記載

①全ての図形状のセグメントの部分及び印刷等による図形状の不透光部分等を描きます。

②図形状のセグメント部分及び印刷等による図形状の不透光部分等は、輪郭を形状線と同様に描きます。

③通電によって現れる個別の図形やパターン等については、物品に組み込み通電しないと現れないものですので、描き分けることはせず、必要に応じて参考図（【通電状態を示す参考図】）として表します。

④図形状のセグメント部分だけでなく、印刷等による図形状の不透光部分等がある場合は、【○○を示す参考図】によって、それらの分けを明確にします。

ただし、【意匠の説明】の欄の記載のみで分けが明確になる場合は、図示することは不要です。

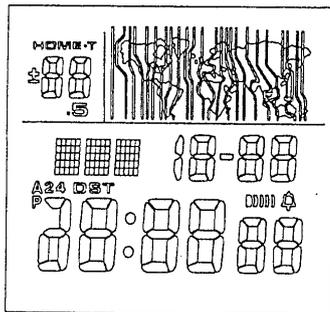
〔図 3.14-23〕 全てのセグメント部を表した図例

(図形状のセグメント部については、全ての輪郭を実線で描きます。)

【意匠に係る物品】時計用液晶表示盤

【意匠の説明】世界各地の標準時を示す線、曜日、日付および時刻が表示される。

【正面図】



【右側面図】

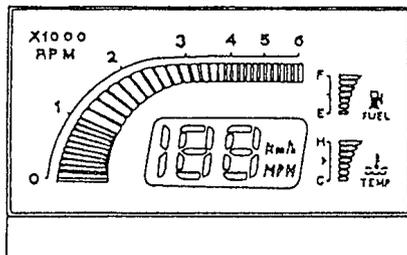


〔図 3.14-24〕 通電状態を示す参考図を加えた図例

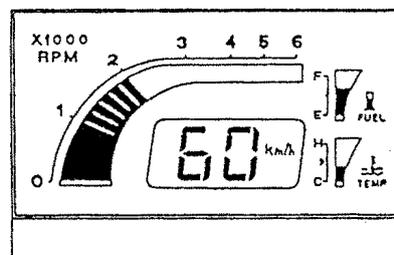
(通電状態で現れる図形等は【通電状態を示す参考図】として表します。)

【意匠に係る物品】自動車用液晶表示盤

【正面図】

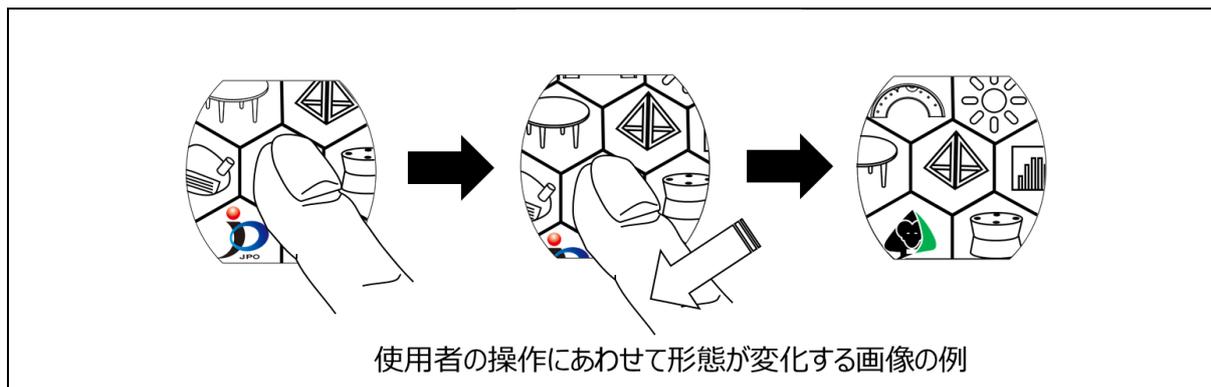


【通電状態を示す参考図】



(5) 画像展開図について

物品等に表示される画像には、表示画面の制約から、一度に全体が表示されず、スクロール等を行うことで全体を確認できるものも多くあります。この場合、限られた表示範囲での個々の表示状態に視覚的な特徴がある場合だけでなく、スクロール等させて表示する画像全体に視覚的な特徴がある場合もあります。

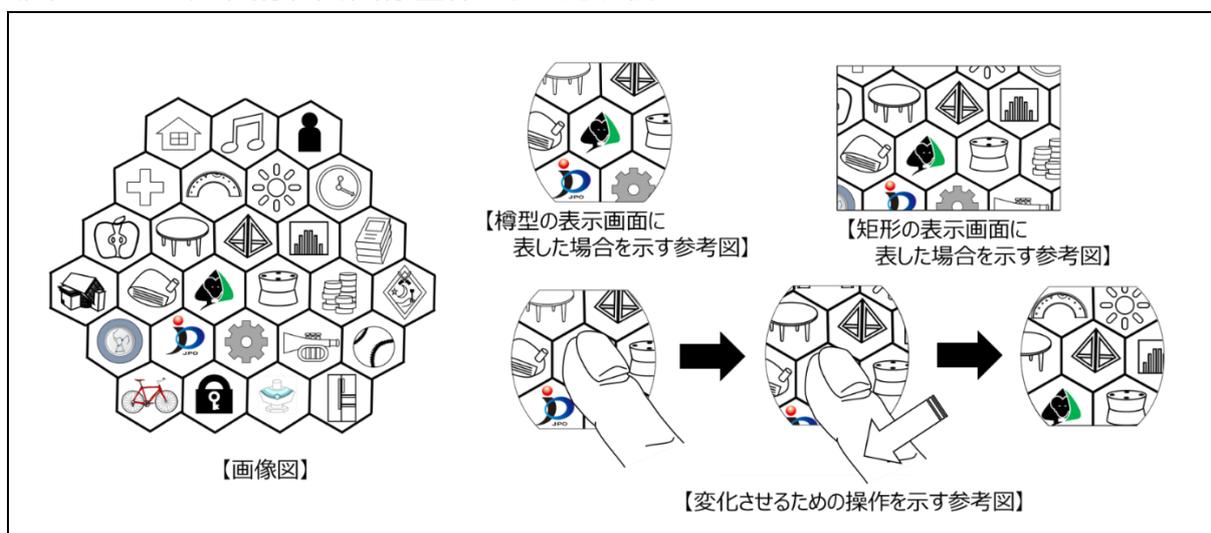


このような視覚的な特徴を有する画像を含む意匠の場合には、以下のような図面の表現方法もあります。

i) 画像全体の形状等に特徴がある場合

この場合は、全体を画像図に表しつつ、必要に応じて表示器で表した場合の図を参考図として加えます。この場合における樽型、矩形等の表示部の形状及びそこに表示された個々の画像は意匠登録の対象ではないことに注意が必要です。

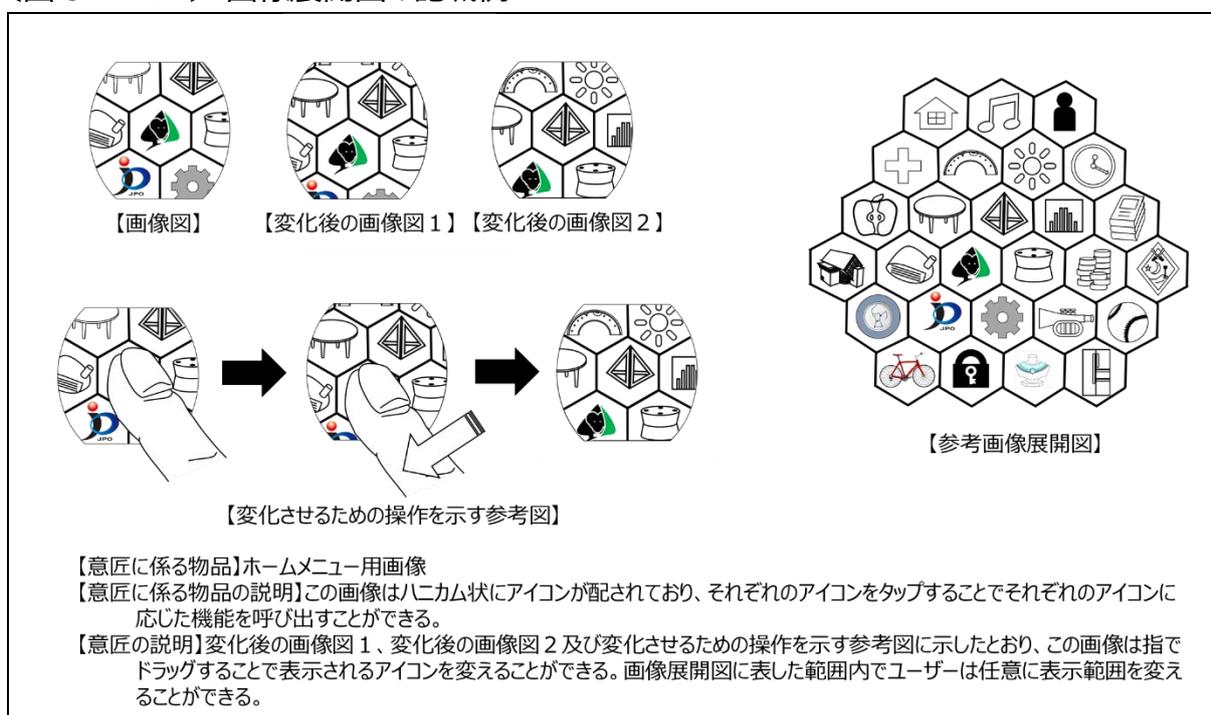
〔図 3.14-26〕 画像図で画像全体を示す記載例



ii)表示される個々の画像の形状等に特徴がある場合

この場合は、表示される個々の画像について図面を表し、あわせて、必要に応じ参考画像展開図として連続する画像全体を表します。なお、変化する画像として認められるためには、同一の機能のためのものであり、形状等の関連性があることを要する（意匠審査基準第IV部第1章 5.2.4 変化する画像）。また、画像図及び変化後の画像図には表れない画像部分（参考画像展開図にのみに表れる画像部分）については意匠登録の対象とはならないことに注意が必要です。

〔図 3.14-27〕 画像展開図の記載例



15. 建築物の意匠の場合

令和元年の意匠法改正により、意匠の定義（意匠法第2条第1項）に、新たに建築物が加えられました。

意匠法上の「建築物」に該当するためには、意匠登録出願されたものが、以下の①及び②の両方の要件を満たすものでなければなりません。

- ①土地の定着物であること
- ②人工構造物であること（土木構造物を含む）

上記②の「構造物」は、建築基準法の定義等における用語の意よりも広く、建設される物体を指し、土木構造物が含まれます（注）（詳しくは、意匠審査基準 第IV部 第2章 建築物の意匠 6.1.1.1「意匠法上の建築物の意匠を構成するものであること」をご参照下さい）。

注：こうした定義は、意匠の創作の対象となるものは広く意匠法で保護されるべきとの意匠法の法目的に基づくものです。

15.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）

意匠登録出願は、意匠ごとに行う必要があります（一意匠一出願）、一の出願には原則一の物品等しか含めることができません。

建築物の意匠として出願されたものが、以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断されます。

- ① 二以上の建築物の用途、画像の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合

ただし、複数の用途を有する建築物であり、「意匠に係る物品」の欄に、例えば「複合建築物」と記載され、具体的な用途が「意匠に係る物品の説明」の欄に複数記載されたものについては、意匠ごとにされた意匠登録出願と判断されます。

- ② 図面等において二以上の構成物を表した場合

ただし、図面等において二以上の構成物（棟）が表されている場合であっても、社会通念上それら全ての構成物が一の特定の用途及び機能を果たすために必須のものである場合（例：中央で分離した可動橋）や、当該結びつきが強固ではない場合であっ

ても、近接して建設することを考慮して形態上の関連性を持たせるなど、一体的に創作がなされた場合、若しくは社会通念上一体的に実施がなされ得るものである場合

(例：学校の校舎と体育館) は、意匠ごとに出願されたものと判断されます。

他方、例えば住宅と電波塔のように、一の特定の用途及び機能を果たすための結びつきが何ら認められない場合には、二以上の建築物と判断されます。

また、社会通念上、建築物又は土地に継続的に固定し任意に動かさない、建築物に付随する範囲の物品（例えば、ウッドデッキ、門柱等）については、建築物の一部を構成するものとして取り扱われます。加えて、植物や石等の自然物であっても、建築物又は土地に継続的に固定するなど、位置を変更しないものであり、かつ、建築物に付随する範囲のものについては、建築物の一部を構成するものと判断されます。

15.2 願書の記載の留意点

(1) 「意匠に係る物品」の欄の記載

願書の「意匠に係る物品」の欄に、建築物の具体的な用途を記載します。

建築物の意匠について意匠登録出願する場合であっても、願書の記載にあたっては、「意匠に係る物品」の欄を使用します。

① 単一の棟（構成物）からなる建築物を出願する場合

住宅、校舎、体育館、オフィス、ホテル、百貨店、病院、博物館、橋梁りょう、ガスタンクなど

② 複数の棟（構成物）からなる建築物を出願する場合

学校、商業用建築物 など

③ 複合的な用途をもつ建築物を出願する場合

様々な業種のテナントが入る大規模施設など、複合的な用途を持つ建築物については、以下の例のように、「意匠に係る物品」の欄に「複合建築物」と記載し、具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明します。

例：【意匠に係る物品】 複合建築物

【意匠に係る物品の説明】 この建築物は、低層階を店舗、上層階を宿泊施設として用いるものである。

④ 建築物の一部について意匠登録を受けようとする場合

意匠登録を受けようとする部分の用途ではなく、建築物自体の用途を記載します。

例えば、住宅の浴室について意匠登録を受けたい場合は、浴室ではなく「住宅」と記載します。

(2) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、建築物の用途を明確にできない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、具体的な用途を記載します。

(3) 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載の留意点は、「1.3 【意匠の説明】の欄について」のとおりです。

例えば、形状、模様、又は色彩が変化する建築物の意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載します。

15.3 図面等の記載の留意点

基本的な図面の表し方は、「2. 図面の記載の基本」のとおりです。

建築物の意匠に特有な図面の記載の留意点及び作図例を以下に記載します。

(1) 建築物の内部について意匠登録を受けようとする場合

建築物の中の一室等のように、「内側」の一部について意匠登録を受けようとする場合、意匠登録を受けようとする部分の形状等及び用途と機能の認定に支障が無く、かつ、出願人が建築物全体の形状等における、位置、大きさ、範囲がありふれたものであると考える場合には、建築物の外側の開示は不要です。

意匠登録を受けようとする部分の建築物全体における位置、大きさ、範囲に特徴があると考える場合など、必要がある場合は、建築物全体を開示することもできます。

(2) 複数の構成物からなる建築物

複数の構成物からなる建築物について一意匠として意匠登録を受けようとするものである場合には、それらの位置関係が明らかとなる図を少なくとも一図開示します。

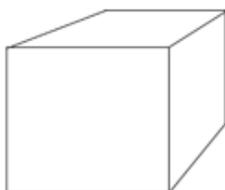
(3) 図の表示

図の表示は、物品の意匠の意匠登録出願と同様に、【正面図】、【背面図】、【左側面図】、【右側面図】、【平面図】、【底面図】、【○○断面図】、【○○切断部端面図】、【○○拡大図】、【斜視図】、等を用いて記載しますが、建築図面に用いられる図の表示である【東側立面図】、【西側立面図】、【南側立面図】、【北側立面図】、【屋根伏図】、【○○平断面図】、【○○立断面図】等を用いて記載することも可能です。

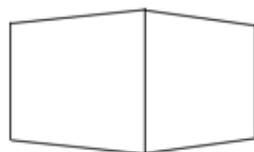
(4) 透視図法（パース図法）

正投影図法、アイソメトリック図法（等角投影図法）、アクソノメトリック図法、キャビネット図法、カバリエ図法その他、透視図法（パース図法）を利用することもできます。

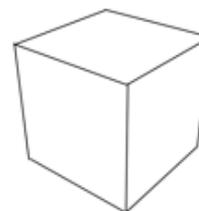
一点透視



二点透視



三点透視

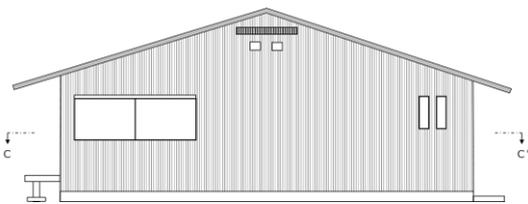


〔図 3.15-1〕正投影図法で表した図面の記載例

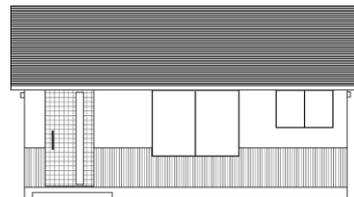
【意匠に係る物品】住宅

【意匠の説明】正面図、背面図、左側面図、右側面図に表された窓はいずれも透明である。右側面図に表された玄関ドアの縦長矩形部は透光性を有する。

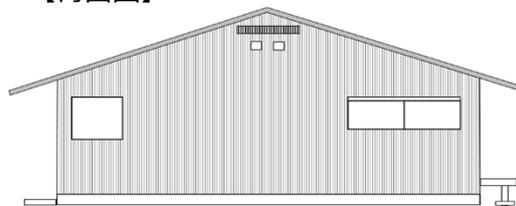
【正面図】



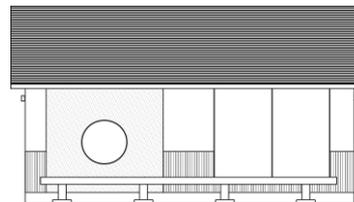
【右側面図】



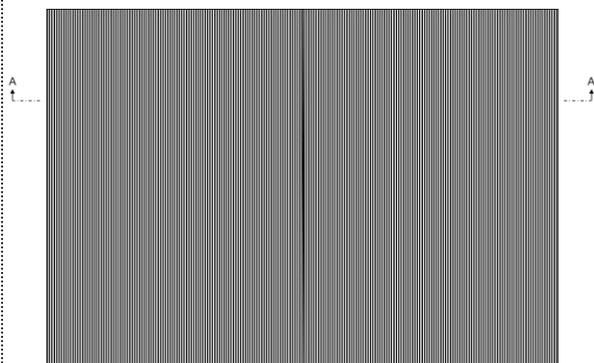
【背面図】



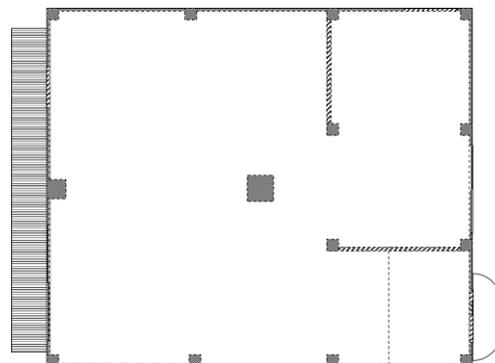
【左側面図】



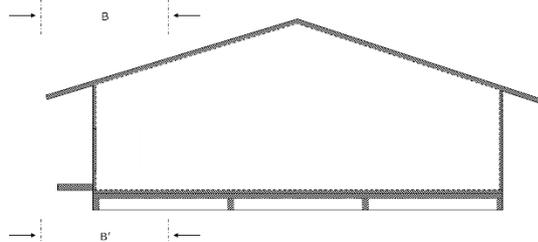
【平面図】



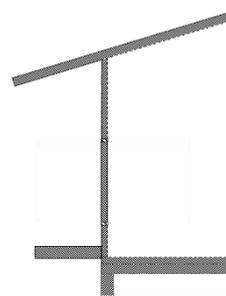
【内部構造を省略した C-C' 線断面図】



【内部構造を省略した A-A' 線断面図】



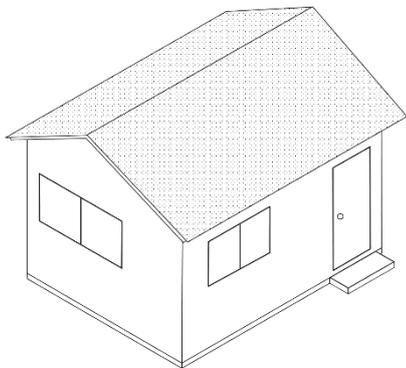
【B-B' 部分拡大図】



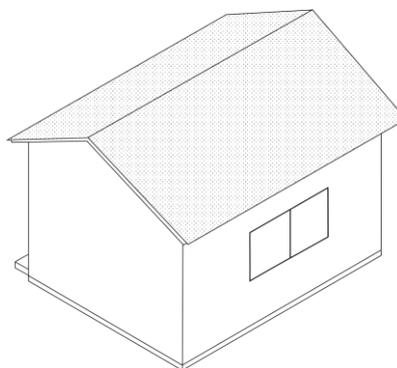
〔図 3.15-2〕アイソメトリック図法（等角投影図法）で表した記載例

【意匠に係る物品】住宅

【正面、平面及び左側面を表す図】



【背面、平面及び右側面を表す図】

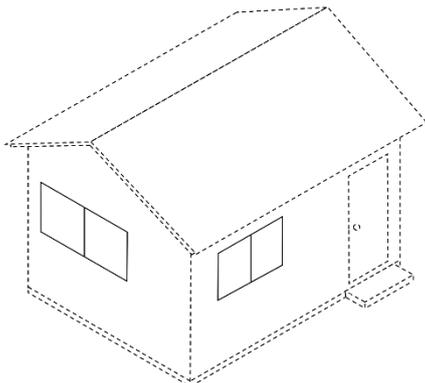


【意匠に係る物品】住宅

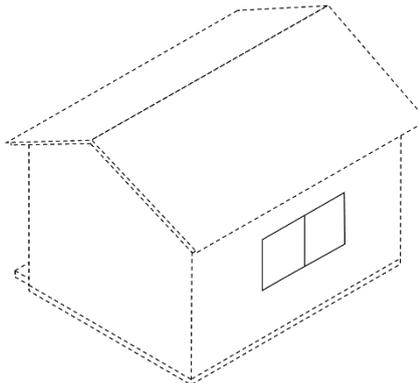
【意匠の説明】】実線で表した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

当該窓部は透明である。

【正面、平面及び左側面を表す図】



【背面、平面及び右側面を表す図】

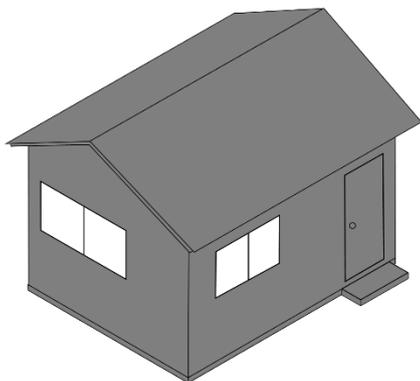


【意匠に係る物品】住宅

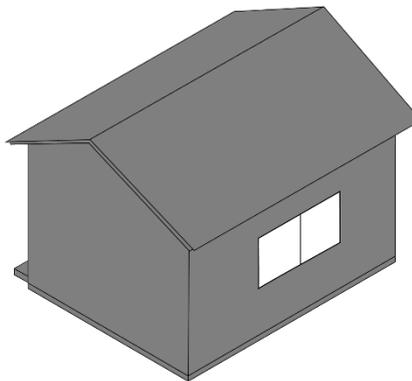
【意匠の説明】】薄墨を付した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

当該窓部は透光性を有する。

【正面、平面及び左側面を表す図】



【背面、平面及び右側面を表す図】

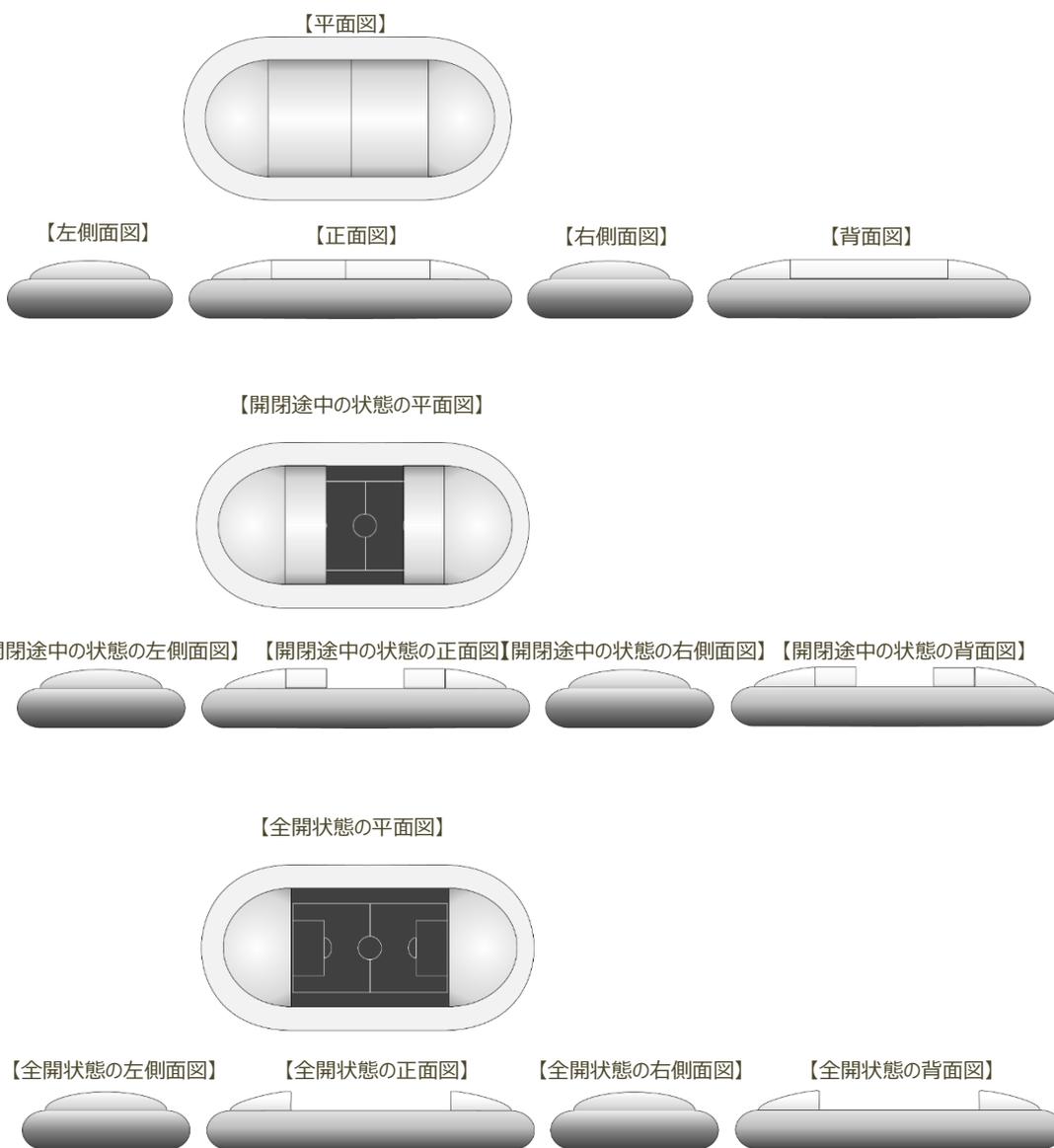


〔図 3.15-3〕形状が変化する場合の記載例

【意匠に係る物品】競技場

【意匠に係る物品の説明】この建築物は、サッカーなどのスポーツイベントや、コンサートなどの音楽イベント等に用いる競技場であって、天候等に合わせて屋根が開閉する。

【意匠の説明】競技場の屋根は開閉式であり、基本の5面図は屋根が閉まった状態を表し、開閉途中の5面図は屋根が開閉している状態を表し、全開状態の5面図は屋根がすべて開ききった状態を表している。高さは約60メートル、長さは約350メートル、幅は約180メートルである。



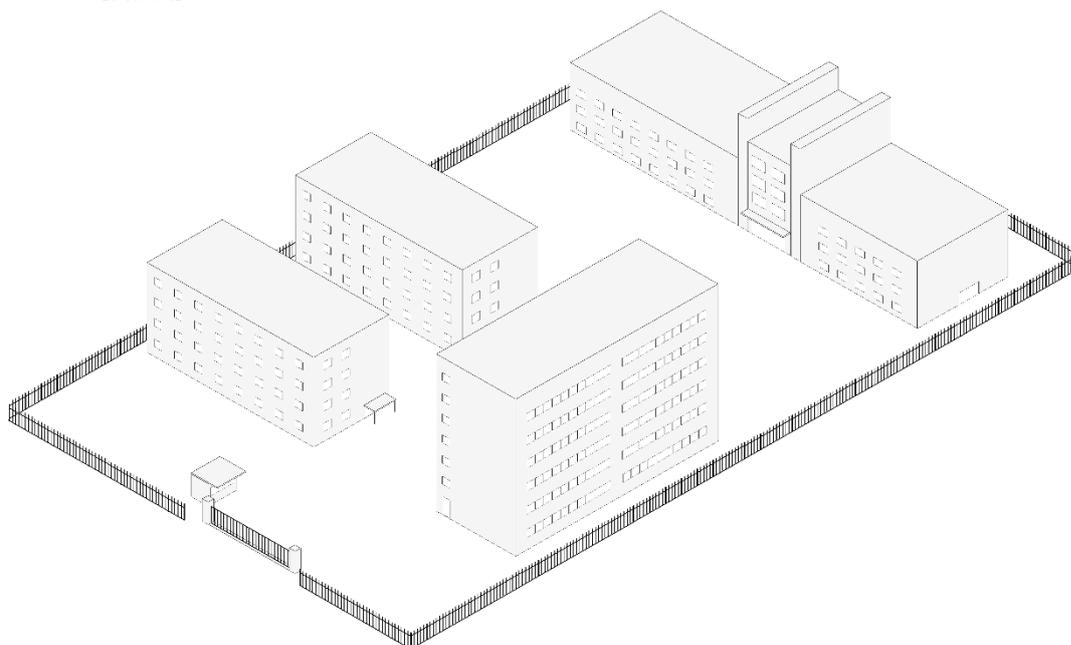
〔図 3.15-4〕複数の棟を表した記載例

【意匠に係る物品】学校

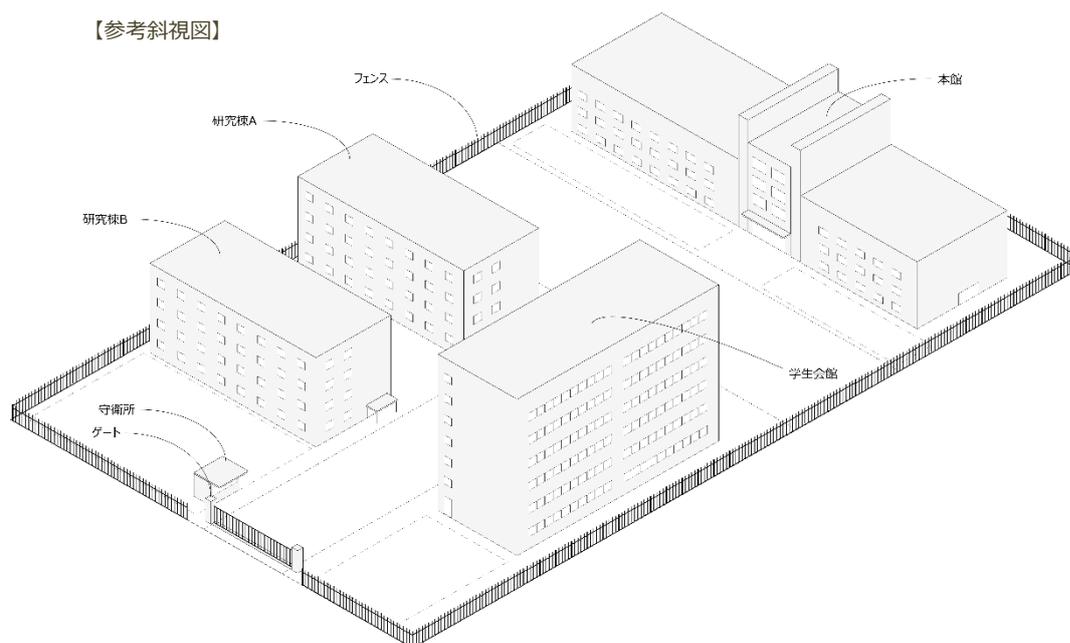
【意匠に係る物品の説明】本建築物は、参考斜視図に示すとおり、本館、学生会館、研究棟 A、研究棟 B、守衛所等からなる学校である。

【意匠の説明】各棟に表された矩形の窓はいずれも透明である。

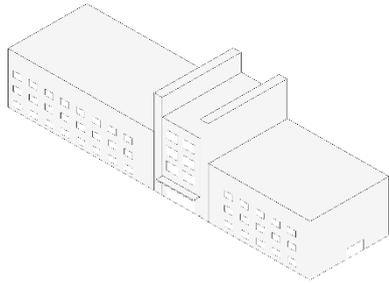
【斜視図】



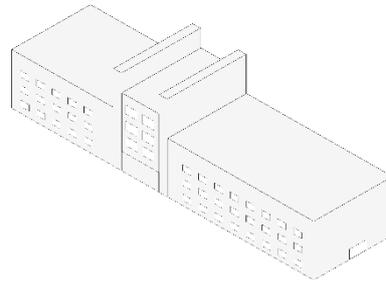
【参考斜視図】



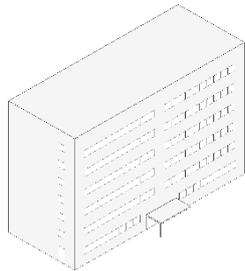
【本館の前方斜視図】



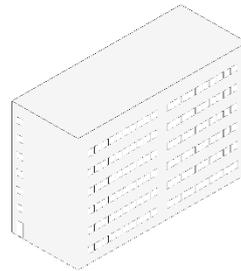
【本館の後方斜視図】



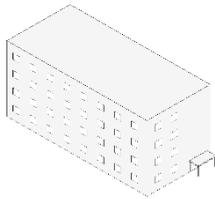
【学生会館の前方斜視図】



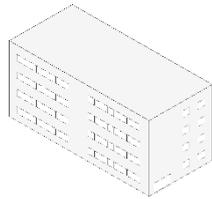
【学生会館の後方斜視図】



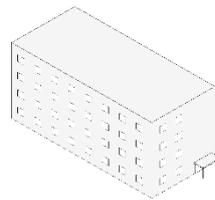
【研究棟 A の前方斜視図】



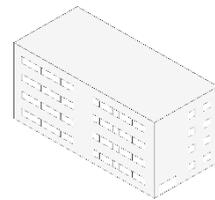
【研究棟 A の後方斜視図】



【研究棟 B の前方斜視図】



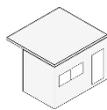
【研究棟 B の後方斜視図】



【守衛所の前方斜視図】



【守衛所の後方斜視図】



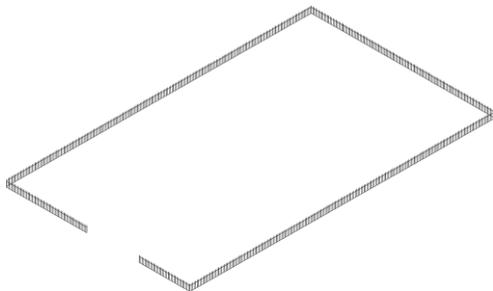
【ゲートの前方斜視図】



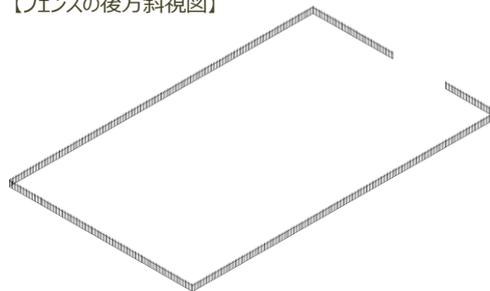
【ゲートの後方斜視図】



【フェンスの前方斜視図】



【フェンスの後方斜視図】

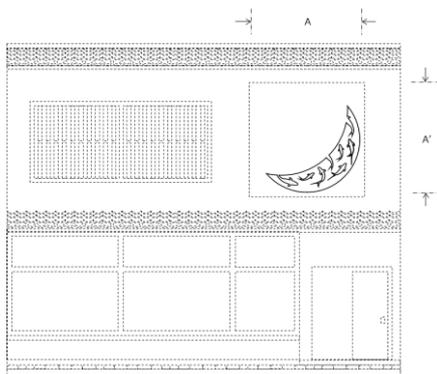


〔図 3.15-5〕照明による模様が変わる場合の記載例

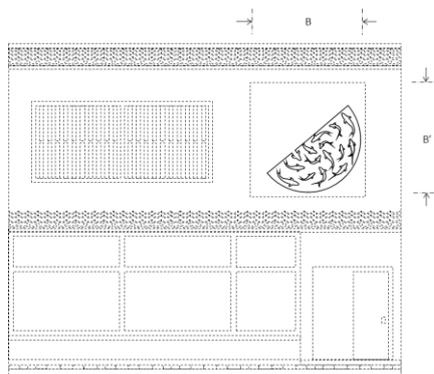
【意匠に係る物品】飲食店

【意匠の説明】 実線で表された部分が、意匠登録を受けようとする部分である。意匠登録を受けようとする部分は、店内からの照射光により外壁に表れる模様である。店内の客席が混雑するに従い、【正面図】から【変化した状態の正面図 1】、【変化した状態の正面図 2】、【変化した状態の正面図 3】のように変化する。【変化した状態の正面図 3】は、満席の状態を示す。意匠登録を受けようとする部分は平面状であり、光った状態を示す参考図のように、魚形状の部分は影となり、その周囲が光る。

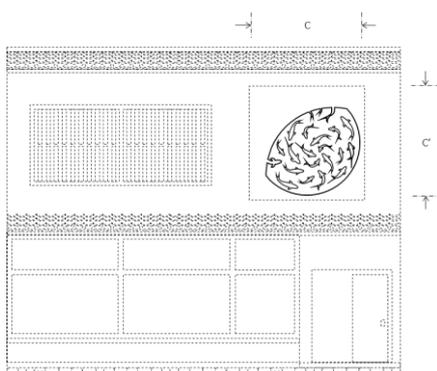
【正面図】



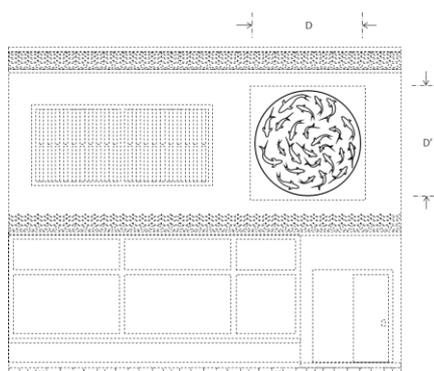
【変化した状態の正面図 1】



【変化した状態の正面図 2】



【変化した状態の正面図 3】



【A-A'部分拡大図】



【B-B'部分拡大図】



【C-C'部分拡大図】



【D-D'部分拡大図】



【光った状態を示す A-A'部分拡大参考図】



【光った状態を示す B-B'部分拡大参考図】



【光った状態を示す C-C'部分拡大参考図】



【光った状態を示す D-D'部分拡大参考図】



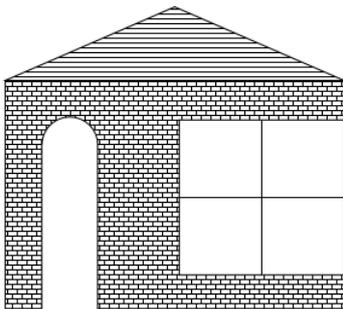
〔図 3.15-6〕建築物の組物の記載例

【意匠に係る物品】一組の建築物

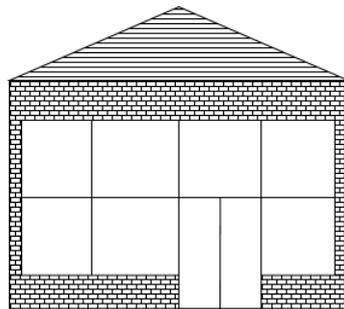
【意匠の説明】この建築物は、アウトレットモールなどに用いられる店舗である。

【意匠の説明】店舗 1、店舗 2 及び店舗 3 の各店舗の窓部はいずれも透明である。

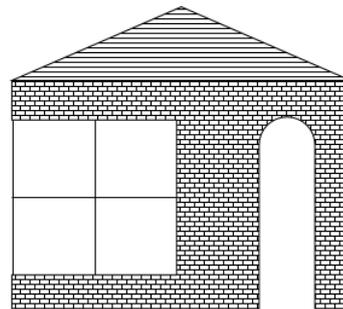
【店舗 1 の左側面図】



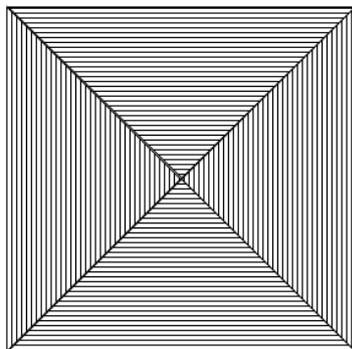
【店舗 1 の正面図】



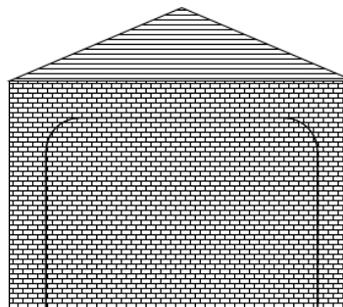
【店舗 1 の右側面図】



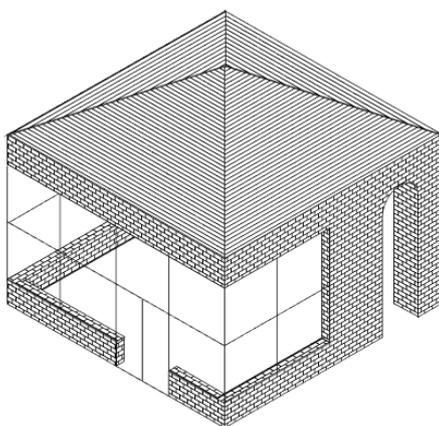
【店舗 1 の平面図】



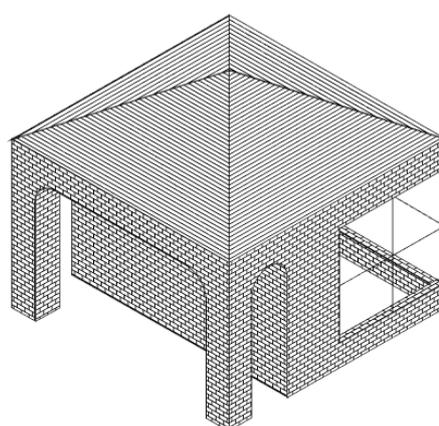
【店舗 1 の背面図】



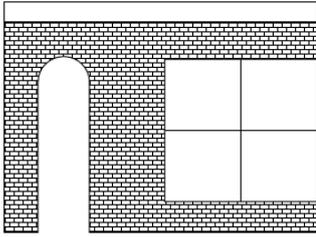
【店舗 1 の前方斜視図】



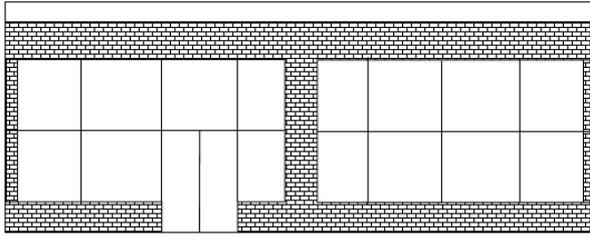
【店舗 1 の後方斜視図】



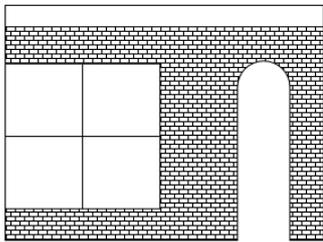
【店舗 2 の左側面図】



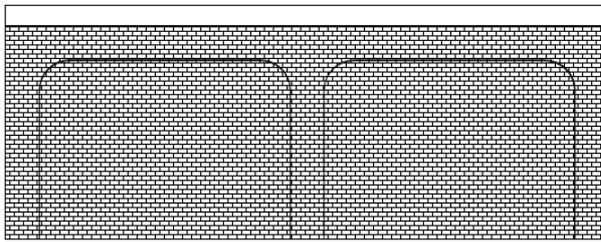
【店舗 2 の正面図】



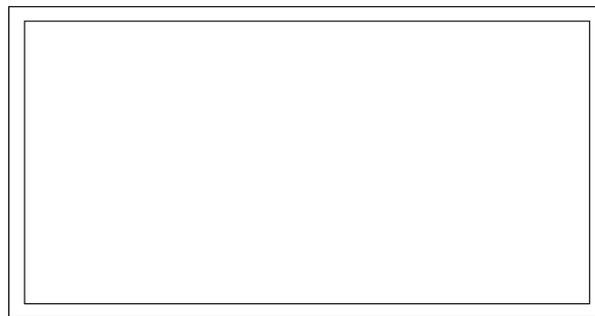
【店舗 2 の右側面図】



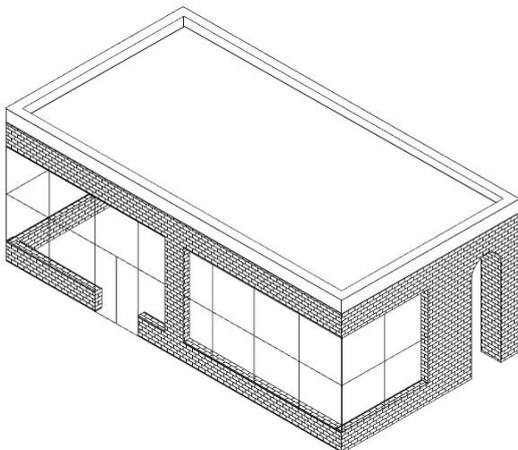
【店舗 2 の背面図】



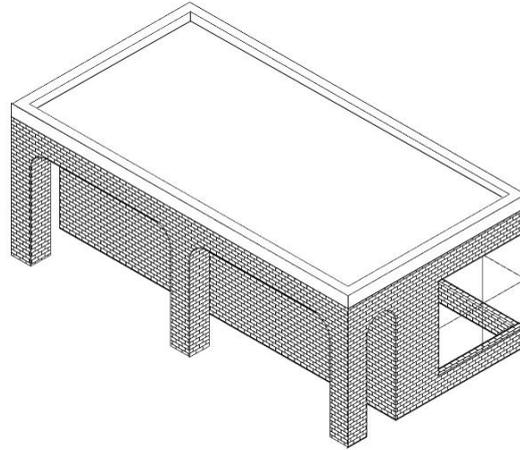
【店舗 2 の平面図】



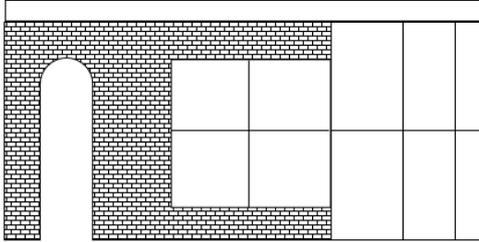
【店舗 2 の前方斜視図】



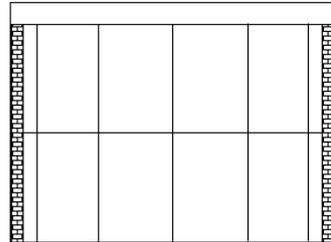
【店舗 2 の後方斜視図】



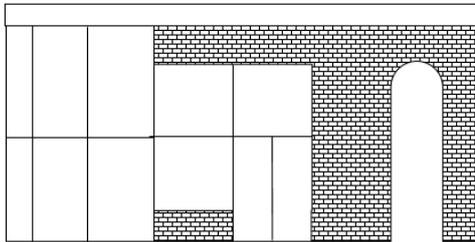
【店舗3の左側面図】



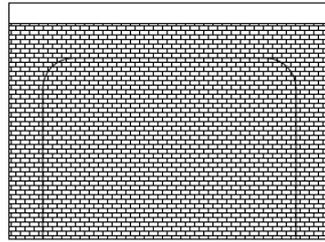
【店舗3の正面図】



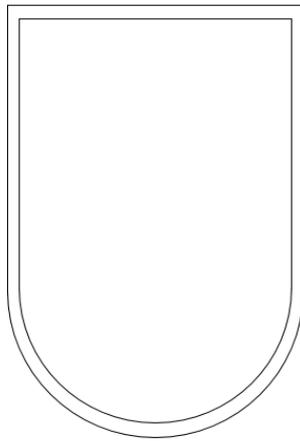
【店舗3の右側面図】



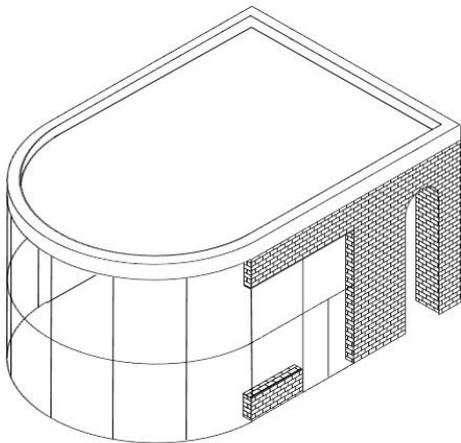
【店舗3の背面図】



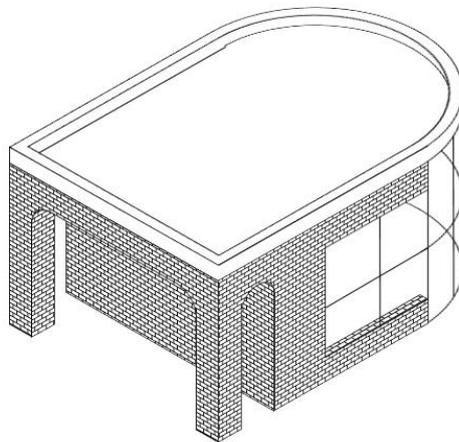
【店舗3の平面図】



【店舗3の前方斜視図】



【店舗3の後方斜視図】

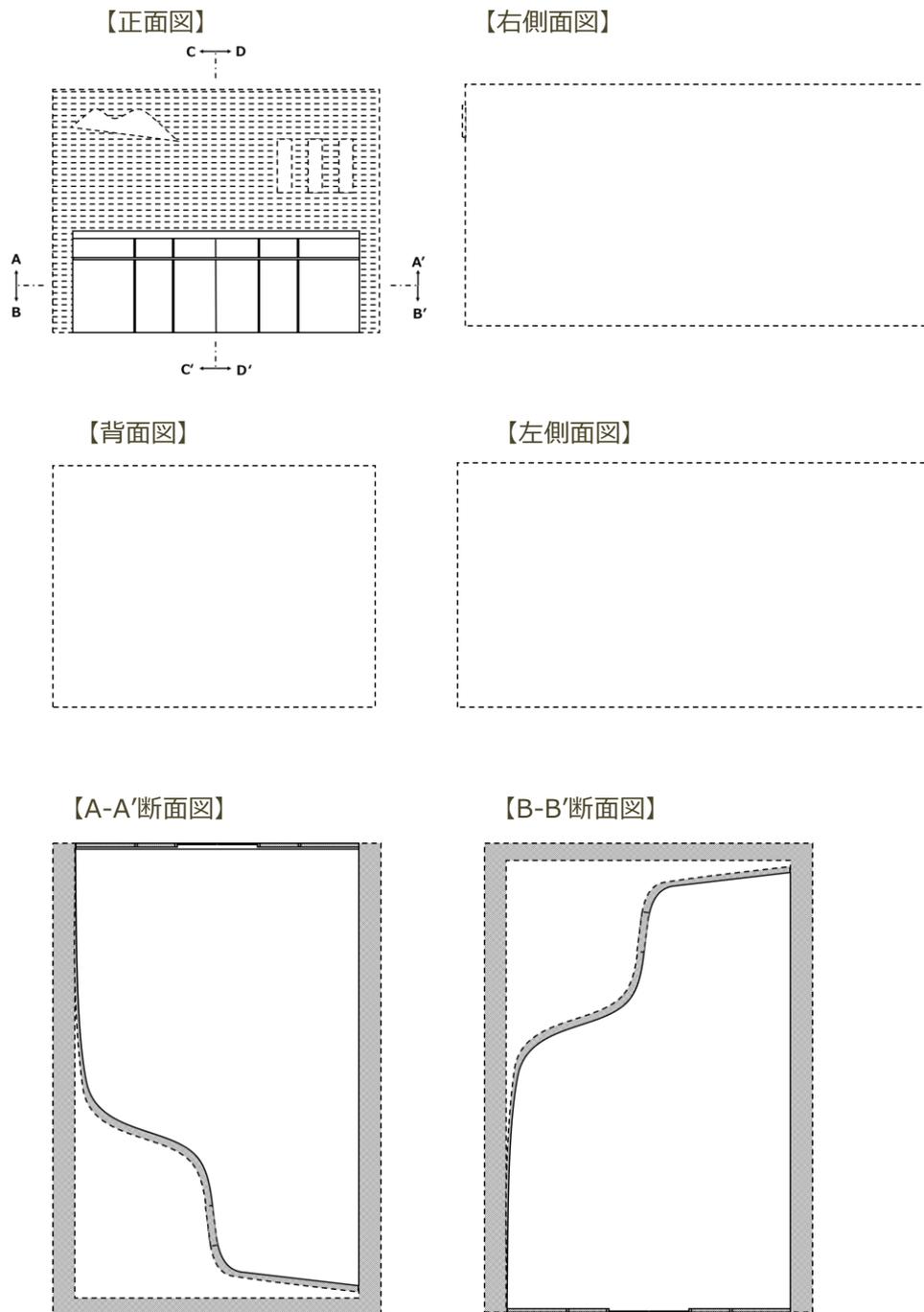


〔図 3.15-7〕建築物の内部について意匠登録を受ける場合の記載例

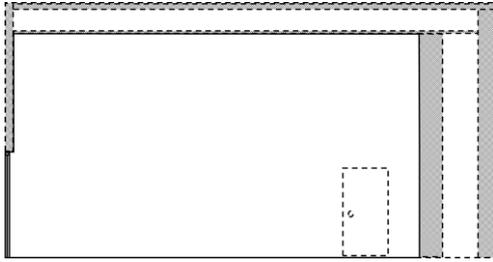
【意匠に係る物品】店舗

【意匠に係る物品の説明】この店舗は、服飾用品や雑貨等を扱う路面店である。

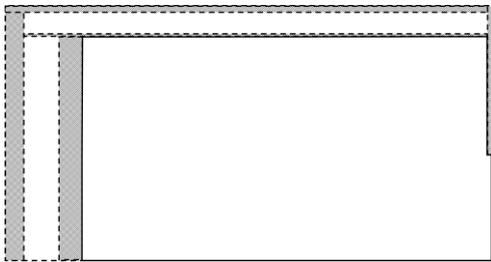
【意匠の説明】実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。透明部を示す参考正面図において薄墨を施した部分は透明である。



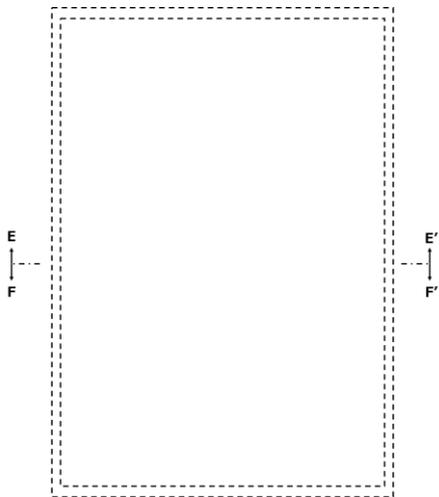
【C-C'断面図】



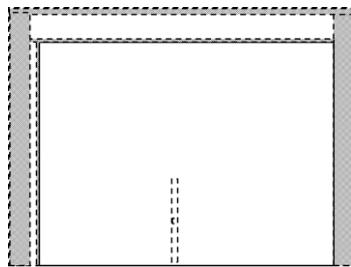
【D-D'断面図】



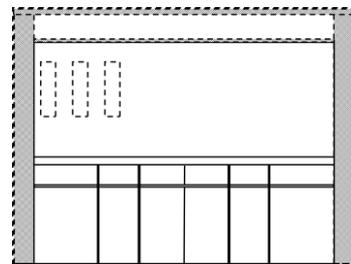
【平面図】



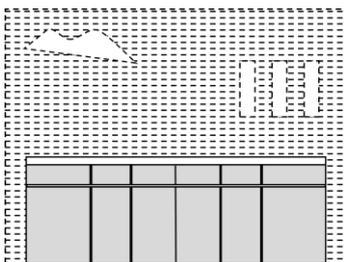
【E-E'断面図】



【F-F'断面図】



【透明部分を示す参考正面図】

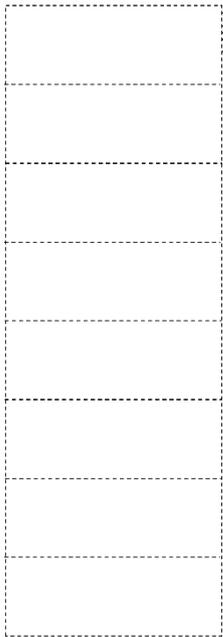


〔図 3.15-8〕 部分拡大図を利用した記載例

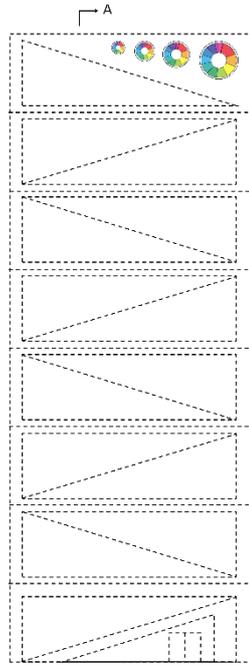
【意匠に係る物品】オフィスビル

【意匠の説明】 実線で表された部分が意匠登録を受けようとする部分である。

【左側面図】



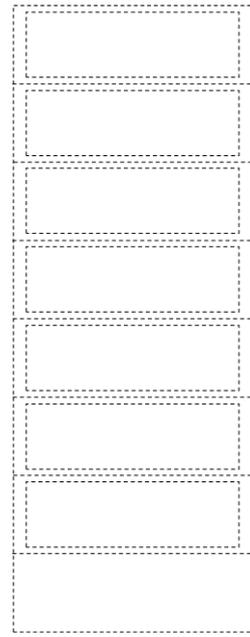
【正面図】



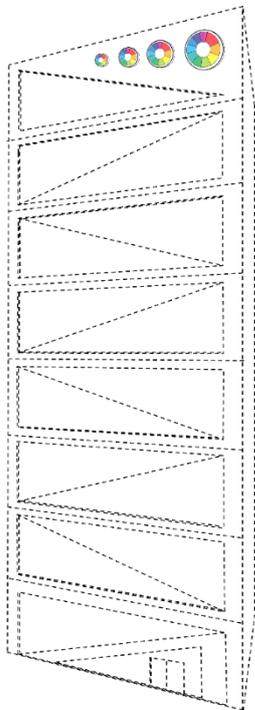
【右側面図】



【背面図】



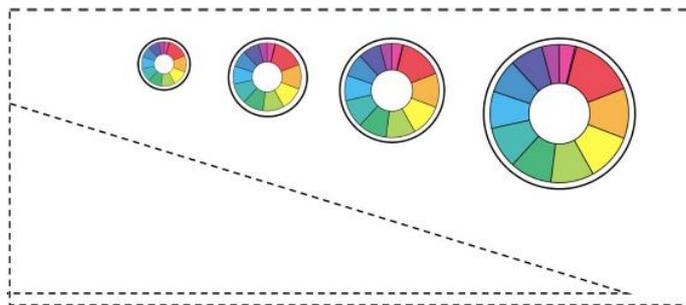
【斜視図】



【平面図】



【A-A'線部分拡大図】



〔図 3.15-9〕 建築物の外側を開示しない記載例

【意匠に係る物品】オフィスビル

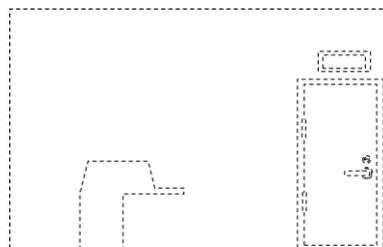
【意匠に係る物品の説明】 図面に表した意匠はオフィス用ビル内にある管理室であり、ビル内の防犯、空調、照明等の管理を行うためのものである。意匠登録を受けようとする部分に表れる画像は、エレベータの運行状況を管理するための画像であり、エレベータの運行状況の確認をするとともに、停止階の設定をすることができる。また、画像内には駐車場の稼働状況や、主要な個所の防犯カメラの映像が表示される。

【意匠の説明】 実線で描いた部分が意匠登録を受けようとする部分であり、画像部分拡大図で示したのが意匠登録を受けようとする部分に表示された画像を拡大したものである。この意匠登録出願の意匠は建築物内の位置を特定しない部屋の内部であり、正面図、右側面図、左側面図及び背面図では、内部の形状等を表すために向かい合う面の壁を除いた状態であらわしている。また、平面図では、内部の形状等を表すため天井を除いた状態であらわしている。

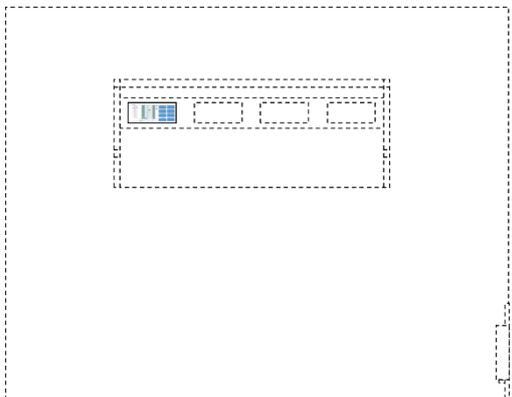
【正面図】



【右側面図】



【平面図】



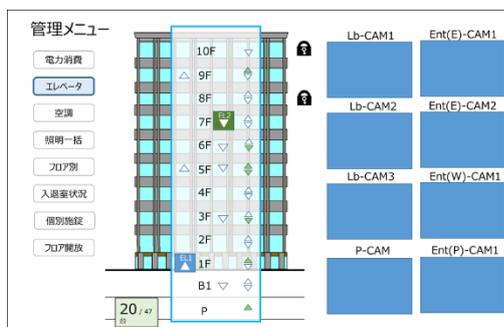
【左側面図】



【背面図】



【画像部分拡大図】



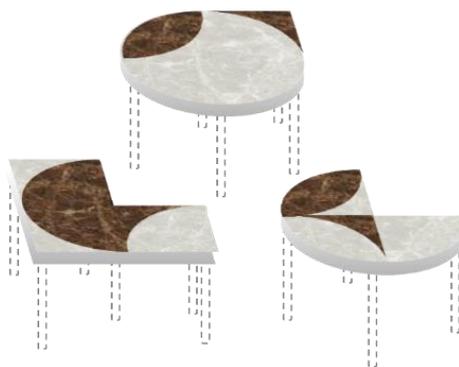
16. 「組物の意匠」の場合

令和元年の意匠法改正により、物品に加えて、新たに意匠法の保護対象となった建築物や画像についても、組物の意匠に含めることができるようになりました。加えて、物品等の部分について意匠登録を受けようとする場合も、組物の意匠として意匠登録を受けることができるようになりました。

よって、同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像が、組物全体として統一があるときは、二以上の物品、建築物又は画像を、「組物の意匠」として出願することができます。

また、二以上の物品、建築物又は画像の部分について意匠登録を受けようとする場合についても、構成する物品、建築物又は画像の意匠登録を受けようとする部分の全てに統一があるときは、「組物の意匠」として出願することができます。

事例「一組の家具セット」



※説明のため、願書の記載及びその他の図は省略した。

16.1 願書の記載の留意点

「意匠に係る物品」の欄には、意匠法施行規則別表第二（参考1）に掲げられた記載の何れかをそのまま記載します。

「意匠に係る物品の説明」、「意匠の説明」の記載は、通常の意匠登録出願と同様です。

複数の建築物を組み合わせた建築物の場合、及び、建築物と物品又は画像（物品と画像のいずれも含む場合を含む）を組み合わせた組物の意匠の場合は、「意匠に係る物品」の欄に「一組の建築物」と記載します。物品と画像を組み合わせた組物の意匠の場合は、「意匠に係る物品」の欄に、別表第二のうち、物品に応じた組物を記載します。複数の画像を組み合わせた組物の意匠については、「意匠に係る物品」の欄に「一組の画像セット」と記載します（参考2）。

(参考1) 意匠法施行規則 別表第二 (第八条関係)

一	一組の食品セット	二十三	一組の運動競技用品セット
二	一組の嗜好品セット	二十四	一組の楽器セット
三	一組の衣服セット	二十五	一組の教習具セット
四	一組の身の回り品セット	二十六	一組の事務用品セット
五	一組の美容用具セット	二十七	一組の販売用品セット
六	一組の繊維製品セット	二十八	一組の運搬機器セット
七	一組の室内装飾品セット	二十九	一組の運輸機器セット
八	一組の清掃用具セット	三十	一組の電気・電子機器セット
九	一組の洗濯用具セット	三十一	一組の電子情報処理機器セット
十	一組の保健衛生用品セット	三十二	一組の測定機器セット
十一	一組の飲食用容器セット	三十三	一組の光学機器セット
十二	一組の調理器具セット	三十四	一組の事務用機器セット
十三	一組の飲食用具セット	三十五	一組の販売用機器セット
十四	一組の慶弔用品セット	三十六	一組の保安機器セット
十五	一組の照明機器セット	三十七	一組の医療用機器セット
十六	一組の空調機器セット	三十八	一組の利器、工具セット
十七	一組の厨房設備用品セット	三十九	一組の産業用機械器具セット
十八	一組の衛生設備用品セット	四十	一組の土木建築用品セット
十九	一組の整理用品セット	四十一	一組の基礎製品セット
二十	一組の家具セット	四十二	一組の建築物
二十一	一組のペット用品セット	四十三	一組の画像セット
二十二	一組の遊戯娯楽用品セット		
備考			
一 建築物を含む組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には「一組の建築物」と記載する。			
二 物品及び画像からなる組物の意匠について意匠登録を受けようとするときは、「意匠に係る物品」の欄には当該物品が属する組物の意匠を記載する。			

(参考2) 「意匠に係る物品」の欄に記入する組物の意匠の選択方法

	物品	建築物	画像
物品	一組の○○セット (主たる物品を優先して別表第二から選択)		
建築物	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の建築物	
画像	一組の○○セット (物品を優先して別表第二から選択)	一組の建築物 (建築物を優先)	一組の画像セット

16.2 図面等の記載の留意点

(1) 図面等の記載方法

- ①組物を構成する各物品等の個々の形状等を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成する各物品等について、それぞれ6面図等を記載します。
- ②「組物の意匠」が各物品等を組み合わせた状態で統一感を有する場合は、組物を構成する各物品等について、それぞれ6面図等を記載するとともに、全構成物品等が組み合わせた状態の形状等について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

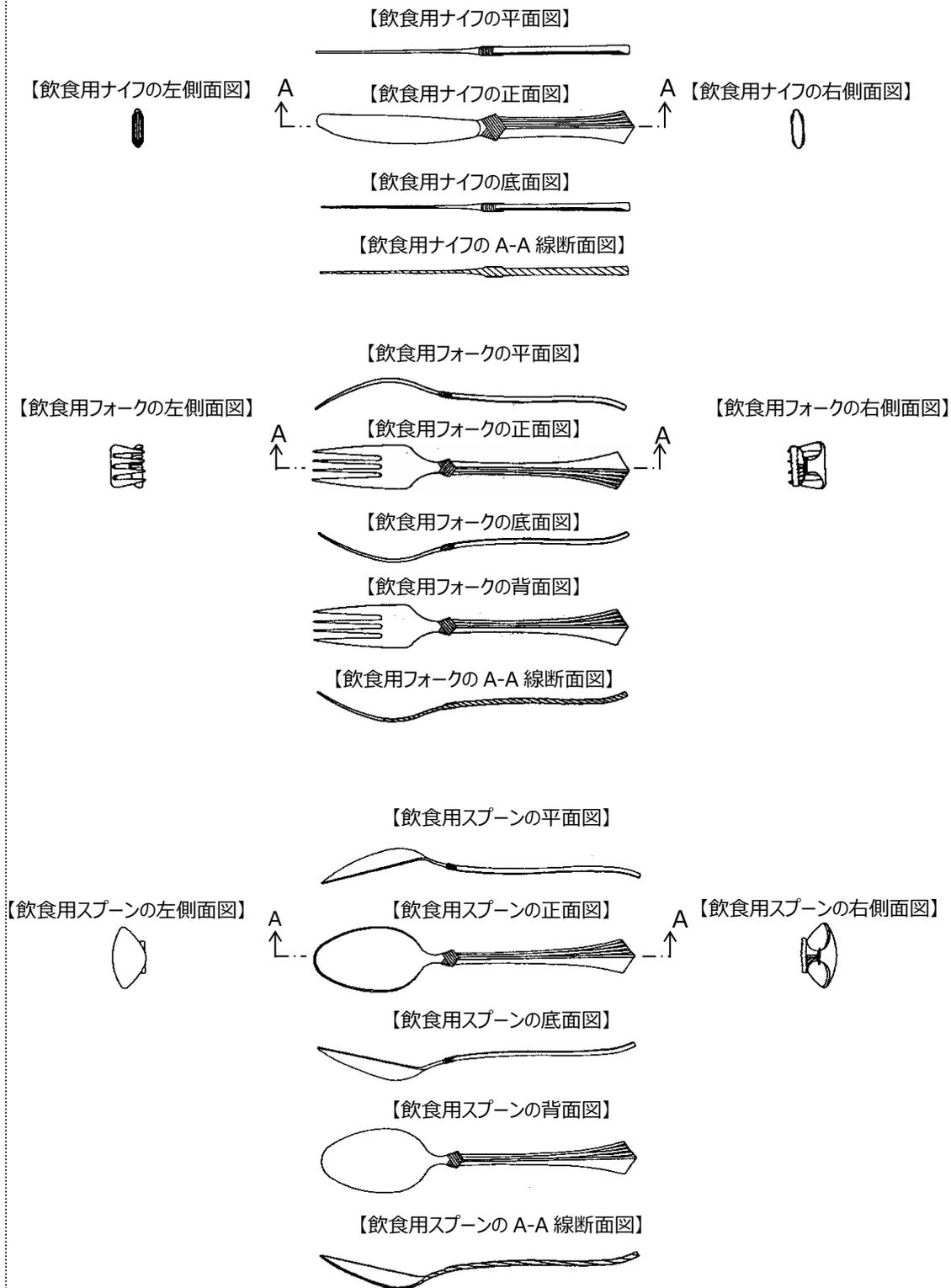
(2) 図の表示

- ①個々の構成物品等を表す図についての図の表示は、図示する構成物品の名称又は建築物若しくは画像の用途（別表第一で定める「物品の区分」または「物品の区分」と同程度の区分）を付けた図の表示（【○○の正面図】【○○の背面図】等）を記載します。
- ②構成物品等の「物品の区分」が同一の場合は、例えば【いす1の正面図】【いす2の正面図】等、図の表示が重複しないように記載します。
- ③組み合わせた状態で統一感を有する場合の図の表示は、組み合わせた状態の「一組の6面図」を【正面図】、【背面図】等と記載し、各構成物品等については、【○○の正面図】等と記載します。

〔図 3.16-1〕組物を構成する各物品の個々の形状等のみを表した図面の記載例

【意匠に係る物品】一組の飲食用具セット

【意匠の説明】飲食用ナイフの背面図は飲食用ナイフの正面図と対称に表れる。



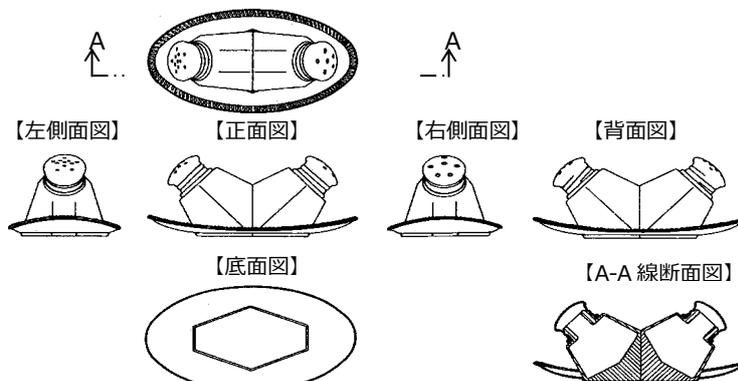
〔図 3.16-2〕組み合わせた状態の形状等も表す必要がある場合の図面の記載例

【意匠に係る物品】一組の飲食用容器セット

【意匠の説明】本物品は薬味入れの組物に関するものであり、1 個の皿の上に

こしょうふりと食卓塩ふりを斜め方向に相対向して置いたものである。受け皿の底面図は、平面図と同一に表れる。

【平面図】



【左側面図】

【正面図】

【右側面図】

【背面図】

【底面図】

【A-A 線断面図】

【食卓塩ふりの平面図】

【食卓塩ふりの左側面図】

【食卓塩ふりの正面図】

【食卓塩ふりの右側面図】

【食卓塩ふりの背面図】

【食卓塩ふりの底面図】

【こしょうふりの平面図】

【こしょうふりの左側面図】

【こしょうふりの正面図】

【こしょうふりの右側面図】

【こしょうふりの背面図】

【こしょうふりの底面図】

【受け皿の平面図】

【受け皿の左側面図】

【受け皿の正面図】

【受け皿の右側面図】

【受け皿の背面図】

17. 「内装の意匠」の場合

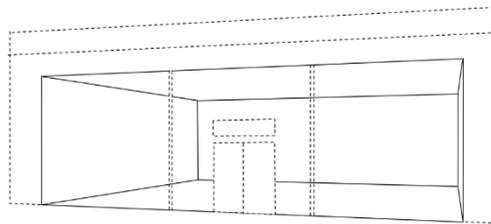
店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾（以下「内装」という。）を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるときは、一意匠として出願をし、意匠登録を受けることができます。

内装の意匠として意匠登録を受けるためには、出願された意匠が以下の①から③の要件を満たしているものである必要があります（詳しくは、意匠審査基準 第IV部 第4章 内装の意匠 6.1.1 「意匠を構成するものであること」をご参照ください。）。

- ①店舗、事務所その他の施設の内部であること
- ②複数の意匠法上の物品、建築物又は画像により構成されるものであること
- ③内装全体として統一的な美感を起こさせるものであること

以下の例のように、施設の内部のみであり、他の物品等を何も含まないものについては、上記②の要件を満たさず、内装の意匠として意匠登録を受けることはできませんのでご注意ください。

（参考）施設のみであって、何ら什器等や画像を含まない意匠の例



※ このような場合は、所定の要件を満たせば建築物の部分について意匠登録を受けようとする意匠として意匠登録を受けることが可能です。

17.1 意匠ごとの出願（一意匠一出願）

意匠登録出願は、意匠ごとに行う必要があります（一意匠一出願）、一の出願には原則一の物品等しか含めることができません。他方、意匠法第8条の2は、この原則の例外として、複数の物品等から構成される内装の意匠について、所定の要件を満たせば、一の意匠として出願し、意匠登録を受けられる旨を規定しています。

上記のとおり、内装の意匠には、複数の物品等を含めることができますが、一意匠一出願の要件を満たすためには、それらの物品等により構成される意匠が、一の内装の意匠と認められる場合に限られることに変わりありません。

内装の意匠として出願された意匠が、一の内装の意匠に該当するか否かについては、以下の①及び②観点により判断されます。

① 願書の「意匠に係る物品」の欄に、二以上の施設が記載されている場合

この場合は、二以上の意匠を包含し一意匠一出願の要件を満たしていないと判断されます。

<二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断するものの例>

例 1 : 「オフィスの執務室の内装、学校用教室の内装」

例 2 : 「ホテル客室の内装、兼、病室の内装」

② 図面等に複数の空間が表されている場合

この場合は、一の空間である否かとの観点から検討されることとなります。一の内装の意匠として一の出願に含めることができるのは、原則として、空間を仕切る壁等により分断されることのない、物理的に一続きの一の空間に係るものです。よって、物理的に分断された二以上の空間を含むものである場合は、一の内装の意匠に該当しないと判断されます。ただし、空間を仕切る当該壁等が透明であるなど、視覚的に一続きの空間と認識される場合等は、一の空間として取り扱われます。

一の空間に係るものであれば、例えば、オフィス空間内に休憩用のカフェ部分などが従属的に併設されているもののように、その内方に複数の用途を持つ部分が含まれていても問題ありません。また、二以上の空間を含むものであっても、それらの空間の用途に共通性があるとともに、形状等も一体的に創作されたものと認められる場合は、一の内装の意匠として取り扱われます。

<一の内装の意匠と判断するものの例>

例 : ワークスペースと商談のためのカフェが同一空間内にある「オフィスの執務室の内装」

ただし、商談のためのカフェが 1 階、ワークスペースが 2 階にあるなど、物理的に離れており、一の空間として一体的に創作されたものでない場合は、一の内装の意匠に該当しません。

<一の内装の意匠に該当しないと判断するものの例>

例 1 : それぞれ別個の空間における「ホテル客室の内装」と「ホテルロビーの内装」

例 2 : 「駅舎の内装」と「鉄道車両の内装」

17.2 願書の記載の留意点

【意匠に係る物品】の欄には、内装の意匠の出願であることが明らかになるように、「○○の内装」又は「○○用内装」と記載します。このとき、「○○」には、施設内に様々な内装があることを考慮し、図面に表された内装空間そのものの用途がわかるよう記載します。

また、一の空間内において複合的な用途を持つ内装については、以下の例のように、「意匠に係る物品」の欄に、主たる内装の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明します。各用途に主従関係がない場合は当該施設自体の用途を記載し、当該内装の各具体的な用途については、「意匠に係る物品の説明」の欄において説明することもできます。

例：【意匠に係る物品】 オフィスの執務室の内装

【意匠に係る物品の説明】 この内装はオフィスの執務スペースに加えて、同一空間内にカフェが併設するもので、従業員の休憩や打合せ等に使用される。

上記の他、【意匠に係る物品の説明】、【意匠の説明】の欄の記載についての留意事項は、通常の意匠登録出願と同様です。

17.3 図面の記載の留意点

内装意匠は、複数の物品等を含めて一意匠として意匠登録を受けることを許容しつつ、それらの配置も含めた美感を保護対象とするために設けられた規定です。このため、図面等には、内装の意匠を構成する物品等が施設の内部に配された状態を表します。その上で、施設の内部に物品等が配された状態のままでは、意匠登録を受けようとする各物品等の形状等が不明確となる場合など、必要な場合には、内装の意匠を構成する建築物、物品又は画像についても個別に表します。

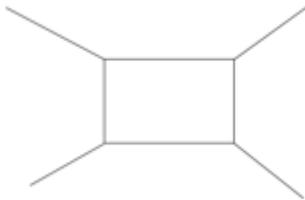
施設の内部を図示する方法としては、（１）施設（内装）の外側からの視点で表す方法と、（２）施設の内側からの視点で表す方法があります。（１）（２）を組み合わせた場合を含め、施設の内部の物品等の配置を含め、図面で表された内容から、意匠登録を受けようとする意匠の機能及び用途や、形状等が具体的に特定できるよう表します。なお、図面上表されていない範囲は、意匠登録を受けようとする部分以外の部分として取り扱われ、願書と願書に添付された図面を総合的に判断することで意匠登録を受けようとする（部分の）意匠についてその機能

及び用途や形状等について具体的に特定できるのであれば、審査上当該意匠登録出願の意匠は具体的なものとして取り扱われます。

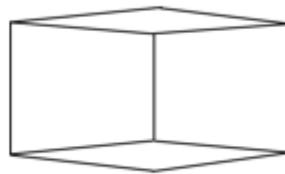
透視図法（パース図法）を用いて意匠を表すこともできます。

透視図法（パース図法）の例

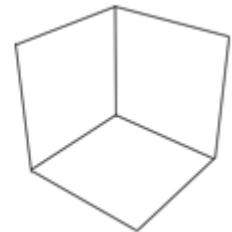
一点透視



二点透視



三点透視



〔図 3.17-1〕透視図法による記載例

【意匠に係る物品】 飲食店用内装

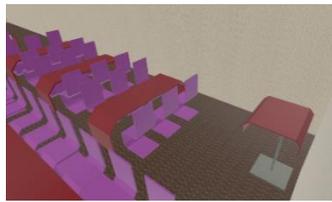
【意匠に係る物品の説明】 この飲食店は、飲食スペースと厨房からなり、その境には一部が開口した間仕切りが設けられている。

【意匠の説明】 参考平面図において表した各矢印は、始点の数字が斜視図 1～9 の番号にそれぞれ対応した、視点の位置と向きをあらわしたものである。平面図に表された緑色は、全体形状を明確にするための背景である。

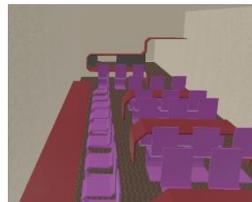
【斜視図 1】



【斜視図 2】



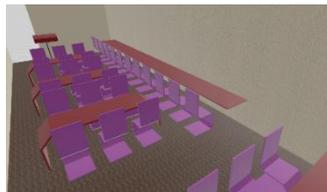
【斜視図 3】



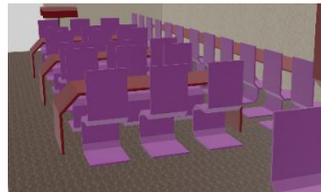
【斜視図 4】



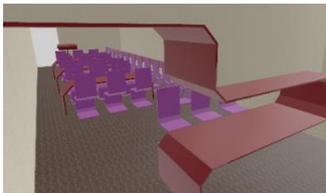
【斜視図 5】



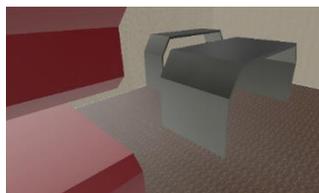
【斜視図 6】



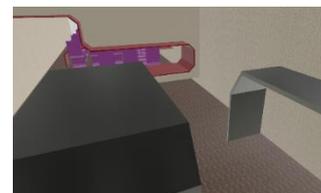
【斜視図 7】



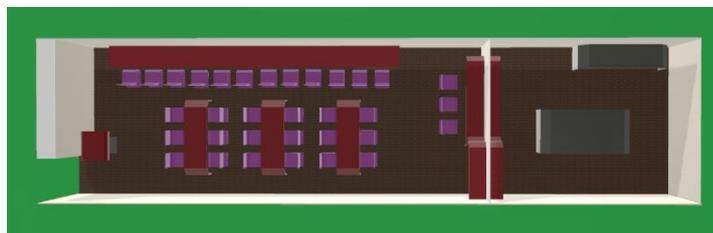
【斜視図 8】



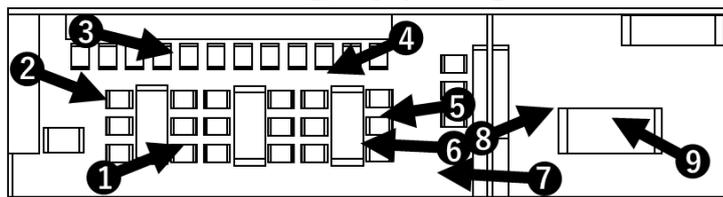
【斜視図 9】



【平面図】



【参考平面図】



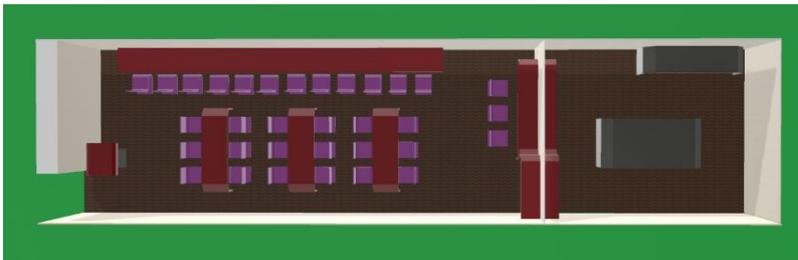
〔図 3.17-2〕 手前側の壁や天井を省略して表した例

【意匠に係る物品】 飲食店の内装

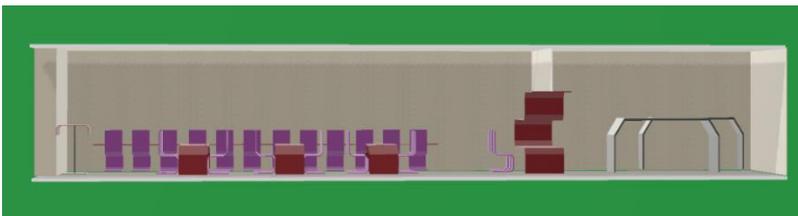
【意匠に係る物品の説明】 この飲食店は、飲食スペースと厨房からなり、その境には一部が開口した間仕切りが設けられている。

【意匠の説明】 天井を省略して表した平面図、手前側の壁を省略して表した正面図、背面図、右側面図、左側面図に表された緑色は、全体の空間形状を明確にするための背景である。

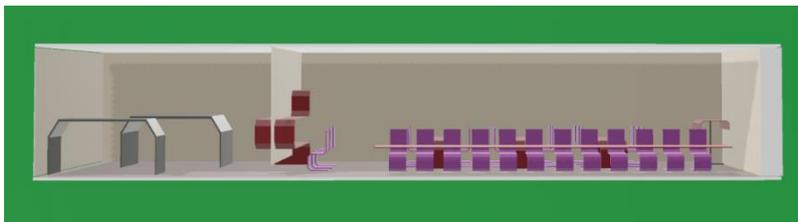
【天井を省略して表した平面図】



【手前側の壁を省略して表した正面図】



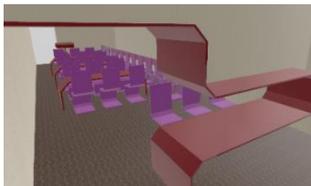
【手前側の壁を省略して表した背面図】



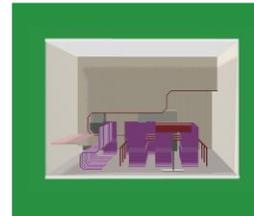
【飲食スペース側の斜視図 1】



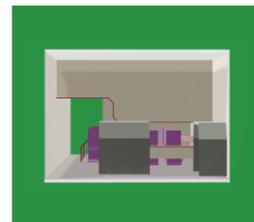
【厨房側の斜視図 1】



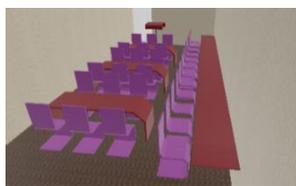
【手前側の壁を省略して表した左側面図】



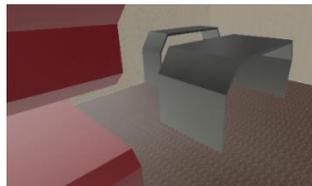
【手前側の壁を省略して表した右側面図】



【飲食スペース側の斜視図 2】



【厨房側の斜視図 2】

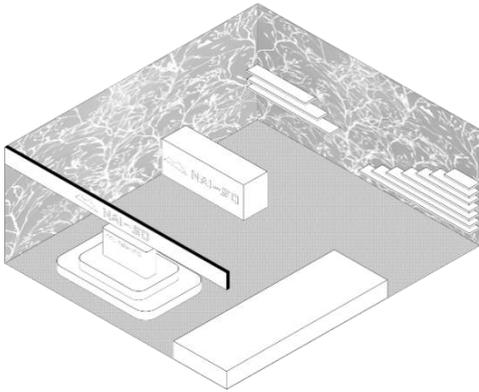


〔図 3.17-3〕 アイソメトリック図法と正投影図法による記載例

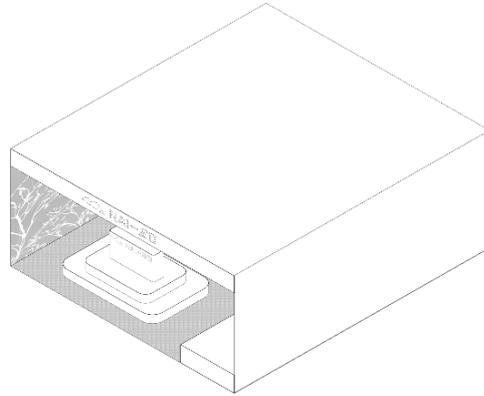
【意匠に係る物品】 アウトドア用品店の内装

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

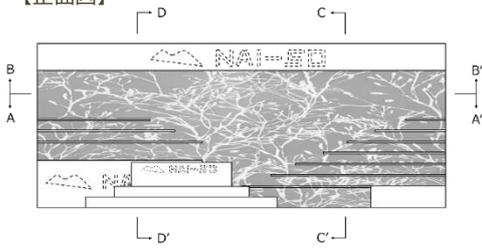
【右壁面と天井面を省略した斜視図】



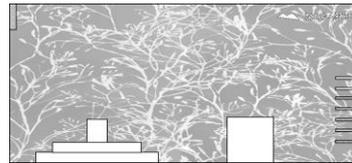
【斜視図】



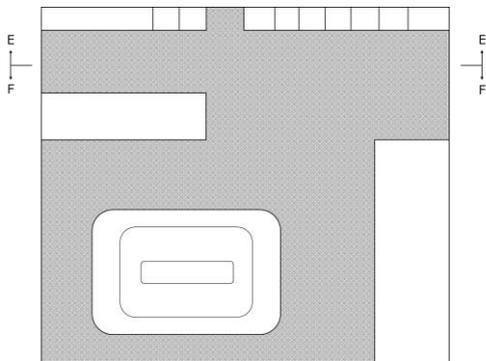
【正面図】



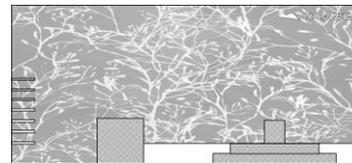
【C-C'線断面図】



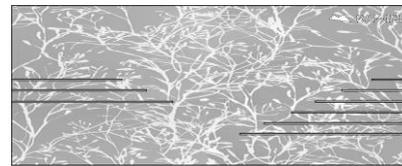
【A-A'線平面図】



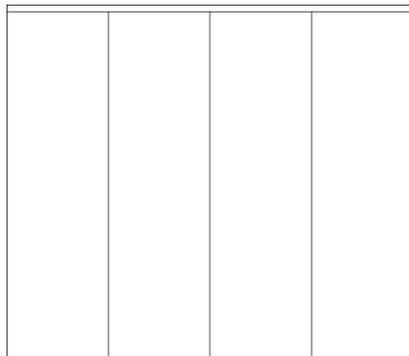
【D-D'線断面図】



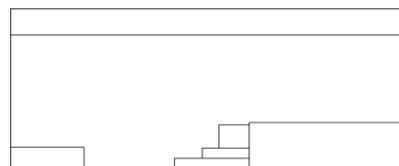
【E-E'線断面図】



【B-B'線断面図】



【F-F'線断面図】

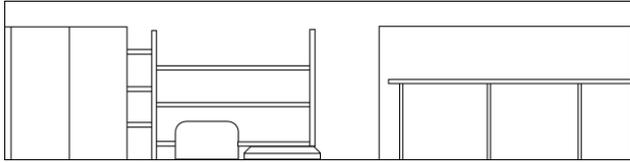


〔図 3.17-4〕 透視図法と正投影図法による記載例

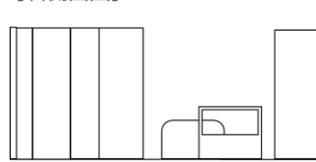
【意匠に係る物品】 アパレル店の内装

【意匠の説明】 透明部分を示す参考図 1 及び透明部分を示す参考図 2 において、
薄墨を施した部分は透明である。

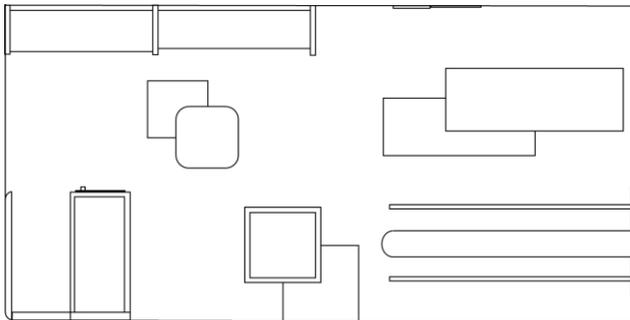
【正面図】



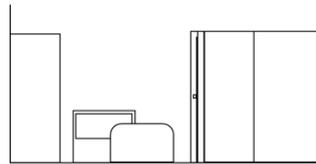
【右側面図】



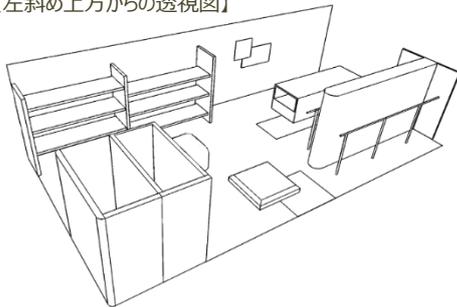
【平面図】



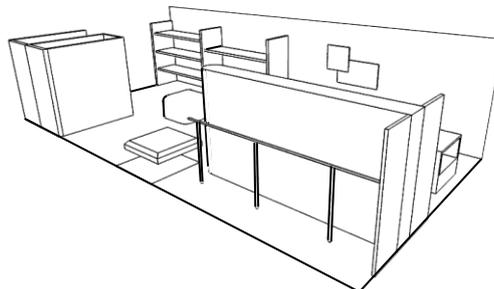
【左側面図】



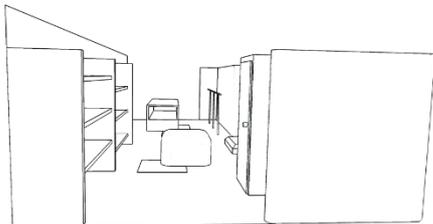
【左斜め上方からの透視図】



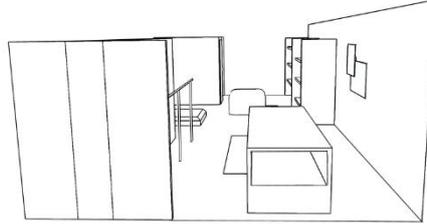
【右斜め上方からの透視図】



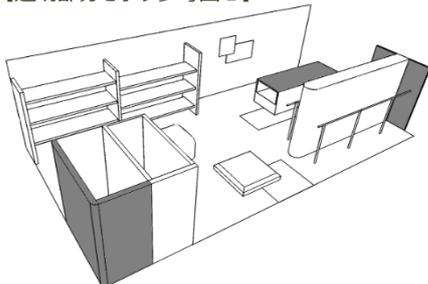
【左側面側から見た透視図】



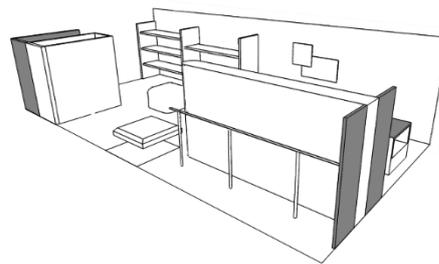
【右側面側から見た透視図】



【透明部分を示す参考図 1】



【透明部分を示す参考図 2】



17.4 特徴記載書

内装の意匠については、特徴記載書の提出が推奨されています。特徴記載書は、意匠の特徴について出願人自らが記載するもので、審査の参考情報として出願人の主観的な創作の意図の理解や、的確なサーチ範囲の決定などに資するものです。また、登録された場合は、意匠の特徴が意匠公報に掲載されることにより、例えば、どのような点が特徴であるか、どのような意図をもって創作したかなど、第三者にその登録意匠の創作に関する出願人の主観的意図を知らせることができます。

特徴記載書の提出は義務ではなく、意匠登録を受けようとする者又は意匠登録出願人の選択により提出できる任意の手続であり、願書を提出するとき、又は出願が審査、審判若しくは再審に係属しているときに限り提出することができます。特徴記載書は、意匠法施行規則様式第9で定められた様式により作成します（詳しくは、意匠登録出願等の手続のガイドライン 第二部 中間手続 7.「特徴記載書」をご参照ください。）。

(参考) オンライン手続の場合の出願と同時の特徴記載書の作成例

【書類名】	特徴記載書	<ul style="list-style-type: none"> ・【出願番号】には、「意願○○○○－○○○○○○」のように出願番号を記録してください。 ・出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】の欄を【出願日】とし、「令和○○年○○月○○日提出の意匠登録願」と記録し、【整理番号】の項目を設けて願書に記録した整理番号を記録してください。
【整理番号】	A-3-A	
【提出日】	令和○○年○○月○○日	
【あて先】	特許庁長官殿	<ul style="list-style-type: none"> ・【意匠の特徴】の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を次の要領で記録してください。 イ 意匠の特徴を平易かつ明りように記録してください。 ロ 文字数は1,000字以内とし、簡潔に記録してください。 ハ 文字のみを記録し、図、表等を記録することはできません。
【事件の表示】		
【出願番号】	意願○○○○－○○○○○○	<ul style="list-style-type: none"> ・【説明図】の欄には、意匠登録を受けようとする意匠又は意匠登録出願に係る意匠の特徴を説明するための図を次の要領で記録することができます。（任意記録） イ 図は、複数ページにわたって記録することはできません。 ロ 図は、横150mm、縦113mmを超えて記録することはできません。また、複数の図形を記録する場合もすべての図形を含む大きさが、横150mm、縦113mmを超えないように記録しなければなりません。
【意匠登録出願人】		
【識別番号】	0000000003	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3	
【氏名又は名称】	意匠株式会社	
【代理人】		
【識別番号】	100000023	
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4	
【弁理士】		
【氏名又は名称】	代理一郎	
【電話番号】	03-3123-4567	
【意匠の特徴】	ここに意匠の特徴の内容を記録します。（テキストデータのみ）	
【説明図】	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">イメージ</div>	

なお、意匠の特徴については、特徴記載書に記載することとされていますが（意匠法施行規則第6条）、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく国際意匠登録出願については、出願と同時に特徴記載書の提出を行うことができません。そこで、DESCRIPTION（説明）の欄（我が国の意匠登録出願における「意匠の説明」の欄、及び「意匠に係る物品の説明」の欄に相当するものとして取り扱う欄）に、当該意匠の特徴についての記載がなされていても、例えば意匠が不明確となるような特段の拒絶理由に該当する記載でない場合は、拒絶理由の対象にはなりません。加えて、国内の通常の出願において、同様に、「意匠の説明」の欄に、当該意匠の特徴についての記載がなされている場合についても、同様の取扱いとなります。